

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月28日

【中間会計期間】 2018年度中（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board）
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
カート・ガードナー
（Kirt Gardner, Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月 岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 九 本 博 延
弁護士 福 原 亮 輔
弁護士 星 野 慶 史

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」又は「当行」とはユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「UBS AG（連結ベース）」又は「UBS AG（連結）」とはユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を、また、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成30年9月3日現在の株式会社三菱UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン=114.42円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額、フルタイム換算による人数及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。2018年から、割合、絶対数の変動、変化率及び調整後の数値は、端数処理をしていない数値に基づき計算している（端数処理をして計算されている、表に示される数値から得られる本文中の変動情報を除く。）。従前の期間については、当該数値は、表や本文に示される端数処理後の数値に基づき計算している。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

平成30年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBS AG(連結ベース、国際財務報告基準(IFRS)に基づく開示)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

(連結)	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2018年 6月30日	2017年 6月30日	2016年 6月30日	2017年 12月31日	2016年 12月31日
営業収益合計	15,464 (17,694)	14,958 (17,115)	14,254 (16,309)	29,479 (33,730)	28,421 (32,519)
営業費用合計	12,128 (13,877)	11,876 (13,589)	11,818 (13,522)	24,481 (28,011)	24,352 (27,864)
税引前営業利益/(損失)	3,336 (3,817)	3,082 (3,526)	2,436 (2,787)	4,998 (5,719)	4,069 (4,656)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	2,553 (2,921)	2,354 (2,693)	1,723 (1,971)	845 (967)	3,207 (3,669)
包括利益合計	2,889 (3,306)	686 (785)	1,890 (2,163)	23 (26)	2,173 (2,486)
資産合計	945,296 (1,081,608)	891,763 (1,020,355)	990,135 (1,132,912)	916,363 (1,048,503)	935,353 (1,070,231)
株主に帰属する持分	49,961 (57,165)	51,735 (59,195)	53,353 (61,047)	50,718 (58,032)	53,662 (61,400)
利益剰余金	28,718 (32,859)	30,532 (34,935)	27,235 (31,162)	29,102 (33,299)	28,265 (32,341)
資本金	386 (442)	386 (442)	386 (442)	386 (442)	386 (442)
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース)(注1)	13.4	15.1	17.9	15.2	17.5
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%、完全適用ベース)(注1)	13.4	13.8	15.0	14.0	14.5
ゴーイングコンサーン・ベースの 自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース)(注2)	18.7	19.5		19.5	22.6
総自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース)(注1)			23.5		
ゴーイングコンサーン・ベースの 自己資本比率 (%、完全適用ベース)(注2)	16.2	15.3		15.6	16.3
総自己資本比率 (%、完全適用ベース)(注1)			21.2		

リスク加重資産 (フェーズ・イン・ベース)(注1)	251,648 (287,936)	237,612 (271,876)	216,863 (248,135)	237,456 (271,697)	225,743 (258,295)
リスク加重資産 (完全適用ベース)(注1)	251,648 (287,936)	236,552 (270,663)	214,210 (245,099)	236,606 (270,725)	223,232 (255,422)
総損失吸収力比率 (%、フェーズ・イン・ベース)(注2)	31.7	30.4		31.9	31.2
総損失吸収力比率 (%、完全適用ベース)(注2)	31.7	29.7		31.4	29.6
レバレッジ比率分母 (フェーズ・イン・ベース)(注1)	903,467 (1,033,747)	863,988 (988,575)	903,240 (1,033,487)	888,687 (1,016,836)	875,325 (1,001,547)
レバレッジ比率分母 (完全適用ベース)(注1)	903,467 (1,033,747)	861,919 (986,208)	899,075 (1,028,722)	887,189 (1,015,122)	870,942 (996,532)
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 (%、フェーズ・イン・ベース)(注1)	3.7	4.2	4.3	4.1	4.5
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 (%、完全適用ベース)(注1)	3.7	3.8	3.6	3.7	3.7
ゴーイングコンサーン・ベースの レバレッジ比率 (%、フェーズ・イン・ベース)(注2)	5.2	5.4		5.2	5.8
レバレッジ比率 (%、フェーズ・イン・ベース)(注1)			5.5		
ゴーイングコンサーン・ベースの レバレッジ比率 (%、完全適用ベース)(注2)	4.5	4.2		4.2	4.2
レバレッジ比率 (%、完全適用ベース)(注1)			5.0		
総損失吸収力レバレッジ比率 (%、フェーズ・イン・ベース)(注2)	8.8	8.4		8.5	8.0
総損失吸収力レバレッジ比率 (%、完全適用ベース)(注2)	8.8	8.1		8.4	7.6
営業活動による正味キャッシュ・ フロー収入/(支出)	15,990 (18,296)	-23,469 (-26,853)	-39,536 (-45,237)	-51,872 (-59,352)	-17,413 (-19,924)
投資活動による正味キャッシュ・ フロー収入/(支出)	-3,178 (-3,636)	1,014 (1,160)	38,177 (43,682)	5,338 (6,108)	36,359 (41,602)
財務活動による正味キャッシュ・ フロー収入/(支出)	4,065 (4,651)	17,861 (20,437)	6,484 (7,419)	27,317 (31,256)	6 (7)
現金及び現金同等物期末残高	119,167 (136,351)	115,010 (131,594)	106,795 (122,195)	102,154 (116,885)	121,107 (138,571)
従業員数(人)(フルタイム換算)	46,597	48,476	57,387	46,009	56,208

(注1) スイスのシステム上関連ある銀行(SRB)に適用あるパーゼルの枠組みに基づいている。

(注2) 2016年7月1日に発効した改訂後のスイスSRBの枠組みに基づいている。

(2) UBS AG(単体ベース)(スイスにおける会計原則及び法律に基づく。)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2018年 6月30日	2017年 6月30日	2016年 6月30日	2017年 12月31日	2016年 12月31日
当期純利益 / (損失)	3,589 (4,107)	1,228 (1,405)	1,473 (1,685)	909 (1,040)	3,244 (3,712)
営業収益合計	7,745 (8,862)	5,958 (6,817)	7,082 (8,103)	10,297 (11,782)	15,111 (17,290)
資産合計	488,503 (558,945)	453,591 (518,999)	491,269 (562,110)	476,977 (545,757)	439,476 (502,848)
資本合計	50,472 (57,750)	50,266 (57,514)	49,768 (56,945)	49,947 (57,149)	51,539 (58,971)
資本金	386 (442)	386 (442)	386 (442)	386 (442)	386 (442)

2【事業の内容】

平成30年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

UBSのウェルス・マネジメント事業の統合

2018年2月1日、ウェルス・マネジメント部門及びウェルス・マネジメント・アメリカズ部門は、グローバル・ウェルス・マネジメント部門に統合された。この事業部門の統合は、グローバル化が進む顧客基盤に合わせて、UBSの優れた顧客経験及び商品提供を更に向上させることを目的としている。グローバル・ウェルス・マネジメント部門は、UBSの顧客に対し、より多様でグローバルな商品及びサービスへのより広範なアクセス並びに統合された複数拠点（マルチショア）での商品・サービスの提供を可能にする。UBSが、事業を行う各地域において最適であるとする個別の顧客サービス・モデルを保持する一方で、UBSの顧客は、真にグローバルな事業の規模及び見識から利益を享受する。UBSは、グローバルな一連の商品及びサービスと結合したUBSのプラットフォームが、顧客に最も優れたサービスを提供するために、UBSの内外を問わず、最も強固な投資能力を誘引するUBSの能力を強化すると考えている。UBSは、テクノロジー、新商品、新事業ライン及びUBSの人材にも複合的に投資することにより、より大きな相乗効果を創出するためにUBSの規模を強化したいと考えている。

3【関係会社の状況】

平成30年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

従業員数（2018年6月30日現在のフルタイム換算）

	(人)
グローバル・ウェルス・マネジメント	23,402
パーソナル&コーポレート・バンキング	5,057
アセット・マネジメント	2,300
インベストメント・バンク	4,562

コーポレート・センター - サービス	11,082
コーポレート・センター - グループALM	148
コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ	47
<hr/>	
UBS AG及びその子会社	46,597

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の中間連結財務書類に対する注記の注記2を参照のこと。

UBS AG (連結) 主要な数値

単位：百万スイス・フラン、別掲されている 場合を除く	現在又は終了四半期				現在又は累計期間	
	2018年6月30日	2018年3月31日	2017年12月31日	2017年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
業績						
営業収益	7,641	7,823	7,242	7,398	15,464	14,958
営業費用	6,089	6,040	6,487	5,957	12,128	11,876
税引前営業利益 / (損失)	1,553	1,783	755	1,441	3,336	3,082
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	1,183	1,370	(2,412)	1,123	2,553	2,354
主要な業績指標¹						
収益性及び成長性						
有形資本利益率 (単位：%)	10.9	12.5	(21.0)	10.0	11.7	10.4
費用対収益比率 (単位：%)	79.4	77.0	88.5	80.0	78.2	79.2
純利益成長率 (単位：%)	5.3	11.3		11.3	8.5	36.6
財源						
普通株式等Tier 1 自己資本比率 (単位：%) ²	13.4	13.2	14.0	13.8	13.4	13.8
普通株式等Tier 1 レバレッジ比率 (単位：%) ²	3.73	3.78	3.75	3.78	3.73	3.78
ゴーイングコンサーン・ベースの レバレッジ比率 (単位：%) ²	4.5	4.6	4.2	4.2	4.5	4.2
補足情報						
収益性						
株主資本利益率 (単位：%)	9.4	10.8	(18.6)	8.7	10.1	9.0
総リスク加重資産利益率 (単位：%) ³	12.1	12.8	12.4	13.0	12.5	13.3
総レバレッジ比率分母利益率 (単位：%) ³	3.4	3.5	3.3	3.4	3.5	3.4
財源						
資産合計	945,296	920,280	916,363	891,763	945,296	891,763
株主に帰属する持分	49,961	50,788	50,718	51,735	49,961	51,735
普通株式等Tier 1 自己資本 ²	33,686	33,424	33,240	32,558	33,686	32,558
リスク加重資産 ²	251,648	253,784	236,606	236,552	251,648	236,552
ゴーイングコンサーン・ベースの 自己資本比率 (単位：%) ²	16.2	15.9	15.6	15.3	16.2	15.3
総損失吸収力比率 (単位：%) ²	31.7	30.7	31.4	29.7	31.7	29.7
レバレッジ比率分母 ²	903,467	883,676	887,189	861,919	903,467	861,919
総損失吸収力レバレッジ比率 (単位：%) ²	8.8	8.8	8.4	8.1	8.8	8.1
その他						
投資資産 (単位：十億スイス・フラン) ⁴	3,242	3,155	3,179	2,911	3,242	2,911
従業員数 (単位：人、フルタイム換算) ⁵	46,597	46,433	46,009	48,476	46,597	48,476

¹ 当グループの主要な業績指標の定義については、平成30年6月29日提出のUBS AGの有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に含まれる「業績測定」を参照。² 2020年1月1日現在のスイスのシステム上関連ある銀行の枠組みに基づく。詳細については、UBSグループの2018年度第2 四半期財務報告書(英文)

(https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。)の

「Capital management」のセクションを参照。³信用損失考慮前営業利益(場合により年率換算)/平均リスク加重資産及び平均レバレッジ比率分母としてそれぞれ計算されている。⁴ パーソナル&コーポレート・バンキングの投資資産を含む。⁵ 2018年6月30日現在、各事業部門及びコーポレート・センター部門の従業員の内訳は以下の通りであった。グローバル・ウェルス・マネジメント:23,402人、パーソナル&コーポレート・バンキング:5,057人、アセット・マネジメント:2,300人、インベストメント・バンク:4,562人、コーポレート・センター・サービス:11,082人、コーポレート・センター・グループALM:148人、コーポレート・センター・非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ:47人。

UBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)の比較

下記の表には、UBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)との間における主要な財務及び資本情報の比較が含まれている。

国際財務報告基準(IFRS)に基づきUBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)の連結財務書類に適用される会計方針は同一である。しかしながら、一部の範囲及び表示については以下の差異が存在する。

- UBSグループAG及びその直接所有子会社(UBSビジネス・ソリューションズAGを含む。)に関連する資産、負債、営業収益、営業費用及び税引前営業利益は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAG及びその直接所有子会社(UBSビジネス・ソリューションズAG及びその他の共通業務を行う子会社を含む。)との取引に関連するUBS AGの資産、負債、営業収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類では消去の対象ではないが、UBSグループAGの連結財務書類では消去されている。UBSビジネス・ソリューションズAG及びその他の共通業務を行うUBSグループの子会社は、発生した費用をそのマークアップを含め、提供した業務について、当グループのその他の法人に請求する。

- UBSグループAG(連結)の資本は、UBS AG(連結)の資本を8億スイス・フラン上回った。これは主に、UBSグループAGによる配当の分配と比較して、UBS AGがUBSグループAGに支払った配当が多かったこと、並びに前述した共通業務を行うUBSグループAGの子会社が当グループのその他の法人に請求するマークアップに主に関連してUBSグループAG(連結)の財務書類における利益剰余金が上回ったことに起因していた。UBSグループAGはまた、当グループの大半の報酬制度で付与者となっており、付与された持分決済報奨に関する資本剰余金を認識するが、その大部分が、関連する株式交付債務をヘッジするのに保有された自己株式及び当グループの株式買戻しプログラムの一環として取得された自己株式により相殺された。これらの影響は、UBSグループAG及びUBSグループAGの完全子会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGの設立に関連して、UBS AG(連結)レベルで追加認識された資本剰余金により一部相殺された。

- 2018年6月30日現在、UBS AG(連結)のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG(連結)のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を41億スイス・フラン下回った。これは、その他Tier 1(AT1)自己資本が40億スイス・フラン下回ったこと及び普通株式等Tier 1(CET1)自己資本が1億スイス・フラン下回ったことを反映したものであった。

- UBS AG(連結)のCET1自己資本は、UBSグループAG(連結)のCET1自己資本を1億スイス・フラン下回った。これは主に、前述した通りUBS AG(連結)の資本が下回っていたことに加え、UBS AGレベルで発生した配当額が増加したことによるものであった。これらの影響の大部分は、UBSグループAG(連結)レベルでのみ反映されている報酬に関連する規制上の資本項目に関する控除額により相殺された。

- UBS AG(連結)のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本は、UBSグループAG(連結)のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本を40億スイス・フラン下回り、これは、UBSグループAGの直接子会社であるUBSグループ・ファンディング(スイス)AGが発行したAT1自己資本証券及び繰延条件付資本制度報奨に関連している。

[次へ](#)

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

単位：百万スイス・フラン、 別掲されている場合を除く	2018年6月30日現在又は 同日終了四半期			2018年3月31日現在又は 同日終了四半期			2017年12月31日現在又は 同日終了四半期		
	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異 （絶対的）	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異 （絶対的）	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異 （絶対的）
損益計算書									
営業収益	7,554	7,641	(88)	7,698	7,823	(125)	7,122	7,242	(120)
営業費用	5,875	6,089	(213)	5,725	6,040	(315)	6,266	6,487	(221)
税引前営業利益 / (損失)	1,679	1,553	126	1,973	1,783	190	855	755	100
内、グローバル・ウェルス・マネジメント	1,037	1,027	9	1,129	1,117	12	782	778	4
内、パーソナル&コーポレート・バンキング	368	368	0	419	420	(1)	392	393	(1)
内、アセット・マネジメント	101	101	0	106	106	0	238	238	0
内、インベストメント・バンク	569	549	20	589	577	12	49	50	(1)
内、コーポレート・センター	(396)	(492)	96	(270)	(437)	167	(605)	(704)	99
内、サービス	(172)	(260)	88	(35)	(210)	175	(155)	(252)	97
内、グループALM	(206)	(214)	8	(222)	(214)	(8)	(214)	(217)	3
内、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ	(18)	(18)	0	(12)	(13)	1	(236)	(236)	0
純利益 / (損失)	1,285	1,184	101	1,516	1,371	144	(2,310)	(2,385)	75
内、株主に帰属する純利益 / (損失)	1,284	1,183	101	1,514	1,370	144	(2,336)	(2,412)	76
内、優先証券保有者に帰属する純利益 / (損失)								26	(26)
内、非支配株主持分に帰属する純利益 / (損失)	1	1	0	1	1	0	27	0	27
包括利益計算書									
その他の包括利益	1,057	1,066	(8)	(819)	(732)	(87)	184	187	(3)
内、株主に帰属するその他の包括利益	1,060	1,068	(8)	(820)	(732)	(88)	(124)	(122)	(2)
内、優先証券保有者に帰属するその他の包括利益								307	(307)
内、非支配株主持分に帰属するその他の包括利益	(2)	(2)	0	0	0	0	309	2	307
包括利益合計	2,342	2,250	92	696	639	57	(2,125)	(2,198)	73
内、株主に帰属する包括利益合計	2,343	2,251	92	695	638	57	(2,461)	(2,534)	73

内、優先証券保有者に帰属する包括利益合計								333	(333)
内、非支配株主持分に帰属する包括利益合計	(1)	(1)	0	1	1	0	336	3	333
貸借対照表									
資産合計	944,482	945,296	(813)	919,361	920,280	(919)	915,642	916,363	(721)
負債合計	893,649	895,275	(1,626)	868,056	869,430	(1,374)	864,371	865,588	(1,217)
資本合計	50,834	50,021	813	51,305	50,850	455	51,271	50,775	496
内、株主に帰属する持分	50,774	49,961	813	51,243	50,788	455	51,214	50,718	496
内、非支配株主持分に帰属する持分	60	60	0	62	62	0	57	57	0
資本情報									
普通株式等Tier1自己資本	33,817	33,686	132	33,151	33,424	(273)	32,671	33,240	(569)
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本	44,956	40,823	4,133	44,026	40,335	3,691	41,911	36,906	5,005
リスク加重資産	252,373	251,648	724	253,753	253,784	(32)	237,494	236,606	888
普通株式等Tier1自己資本比率(%)	13.4	13.4	0.0	13.1	13.2	(0.1)	13.8	14.0	(0.2)
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率(%)	17.8	16.2	1.6	17.3	15.9	1.5	17.6	15.6	2.0
総損失吸収力比率(%)	32.3	31.7	0.6	31.2	30.7	0.5	33.0	31.4	1.6
レバレッジ比率分母	902,408	903,467	(1,058)	882,469	883,676	(1,207)	886,116	887,189	(1,073)
普通株式等Tier 1レバレッジ比率(%)	3.75	3.73	0.02	3.76	3.78	(0.03)	3.69	3.75	(0.06)
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率(%)	5.0	4.5	0.5	5.0	4.6	0.4	4.7	4.2	0.5
総損失吸収力レバレッジ比率(%)	9.0	8.8	0.2	9.0	8.8	0.2	8.8	8.4	0.4

[次へ](#)

以下は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。

グローバル・ウェルス・マネジメント

業績：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

税引前利益は、1億5,800万スイス・フラン（18%）増加し、10億3,700万スイス・フランであり、調整後の税引前利益は、7,100万スイス・フラン（7%）増加し、10億8,400万スイス・フランであった。これは、営業収益の増加を反映したものであったが、営業費用の増加により一部相殺された。

米ドル建てでは、調整後の税引前利益は5%増加した。

営業収益

営業収益合計は、1億9,800万スイス・フラン（5%）増加し、41億5,700万スイス・フランであった。これは主に、経常受取報酬純額及び受取利息純額の増加によるものであるが、取引ベース収益の減少により一部相殺された。

受取利息純額は、9,500万スイス・フラン増加し、10億8,100万スイス・フランであった。これは主に、預金の純利息マージンが増加し、かつ貸出金残高が増加したことによるものであった。これは、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）からの資金業務関連収益の配分額の減少により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、1億8,600万スイス・フラン増加し、23億5,000万スイス・フランであった。これは、平均投資資産の増加及び運用委託契約の浸透率の上昇を主因としていた。これらの要因は、2017年のクロスボーダーの資金流出の影響により一部相殺された。

取引ベース収益は、7,800万スイス・フラン減少し、7億1,800万スイス・フランであった。これは、特に南北アメリカ及びアジア太平洋地域で顧客活動が鈍化したことを主因としていた。

その他の収益は、500万スイス・フラン減少し、900万スイス・フランであった。

営業費用

営業費用合計は、4,000万スイス・フラン（1%）増加し、31億2,000万スイス・フランであり、調整後の営業費用は、1億2,700万スイス・フラン（4%）増加し、30億7,300万スイス・フランであった。人件費は、2,400万スイス・フラン増加し、19億400万スイス・フランであり、調整後の人件費は、3,500万スイス・フラン増加し、19億100万スイス・フランであった。この増加は、給与及び従業員水準の上昇を主因としていたが、その他の変動報酬の減少により一部相殺された。一方で、ファイナンシャル・アドバイザーの変動報酬の増加の大部分が南北アメリカにおいて雇用されたファイナンシャル・アドバイザーに対する報酬コミットメント費用の減少により相殺された。一般管理費は、ほぼ横ばいの3億200万スイス・フランであったが、調整後の一般管理費は、900万スイス・フラン増加し、2億9,700万スイス・フランであった。これは主に、規制に係る費用の増加及び訴訟の問題に対する引当金の増加によるものであったが、付加価値税の見越計上2,300万スイス・フランの戻入により一部相殺された。コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、1,600万スイス・フラン増加し、9億スイス・フランであり、調整後の業務費用純額は、8,100万スイス・フラン増加し、8億6,100万スイス・フランであった。これは主に、グループ・テクノロジー部門、グループ・リスク・コントロール部門及びグループ・オペレーション部門からの費用の増加を反映していた。

グローバル・ウェルス・マネジメント部門は、その全体的な効率性を向上させるための措置を継続しており、組織構成の見直しを実施してきた。当グループでは、当該措置によりコスト削減を実現すると予想しており、2018年下半期に記帳される関連リストラクチャリング費用は、調整項目として扱われる予定である。

新規純資金：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

新規純資金は、前年同期に75億スイス・フランの新規純資金流入額を計上したのに対し、12億スイス・フランの新規純資金流出額を計上し、年率換算の新規純資金増加率は、前年同期のプラス1.4%に対し、マイナス0.2%であった。当該流出は、南北アメリカにおける約46億スイス・フラン（前年同期は約32億スイス・フラン）の季節的な所得税の支払及び企業従業員株式プログラムに起因する南北アメリカにおける約44億スイス・フランの単一の流出を主因としていたが、業務水準の上昇を反映してパーソナル&コーポレート・バンキングから23億スイス・フランが移転したことにより一部相殺された。超富裕層顧客からの新規純資金は、前年同期の67億スイス・フランに対し、33億スイス・フランであった。

投資資産：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

投資資産は、690億スイス・フラン増加し、2兆3,720億スイス・フランであった。これは、為替換算のプラスの影響620億スイス・フラン及び市場でのプラスの業績130億スイス・フランによるものであったが、40億スイス・フランの振替及び10億スイス・フランの新規純資金流出額により僅かに相殺された。運用委託契約の浸透率は、33.1%から33.3%に上昇した。

業績：2018年上半期と2017年上半期の比較

税引前利益は、3億4,600万スイス・フラン（19%）増加し、21億6,500万スイス・フランであり、これは、2018年第1四半期に認識された当グループのスイスの年金制度に関連した6,100万スイス・フランの貸方計上に一部起因していた。調整後の税引前利益は、1億4,700万スイス・フラン（7%）増加し、22億1,000万スイス・フランであった。これは、営業収益の増加を反映しているが、営業費用の増加により一部相殺された。米ドル建てでは、調整後の税引前利益は9%増加した。

営業収益合計は、4億1,400万スイス・フラン（5%）増加し、83億5,200万スイス・フランであった。これは主に、経常受取報酬純額及び受取利息純額の増加に起因しているが、取引ベース収益の減少により一部相殺された。受取利息純額は、1億4,500万スイス・フラン増加し、20億9,900万スイス・フランであった。これは主に、純利息マージンの増加及び貸付業務収益の増加によるものであった。これは、コーポレート・センター - グループALMからの資金業務関連収益の配分額の減少により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、3億4,100万スイス・フラン増加し、46億3,300万スイス・フランであった。これは主に、平均投資資産の増加及び運用委託契約の浸透率の上昇によるものであった。これらの要因は、2017年のクロスボーダーの資金流出の影響により一部相殺された。取引ベース収益は、7,100万スイス・フラン減少し、15億9,900万スイス・フランであった。これは、紹介及び顧客の乗換え件数の増加を反映した、顧客活動の純化及びパーソナル&コーポレート・バンキングに支払われた費用の増加を主因とするものである。

営業費用合計は、6,800万スイス・フラン（1%）増加し、61億8,700万スイス・フランであり、調整後の営業費用は、2億6,700万スイス・フラン（5%）増加し、61億4,200万スイス・フランであった。前述した当グループのスイスの年金制度の変更に関連した貸方計上を含めると、人件費は、800万スイス・フラン増加し、37億6,600万スイス・フランであり、調整後ベースでは、7,800万スイス・フラン増加し、38億2,100万スイス・フランであった。これは、支払給与及びその他の人件費の増加並びにファイナンシャル・アドバイザーの変動報酬の増加に起因するが、南北アメリカにおいて雇用されたファイナンシャル・アドバイザーに対する報酬コミットメント費用の減少により一部相殺された。一般管理費は、1,100万スイス・フラン増加し、5億8,900万スイス・フランであり、調整後の一般管理費は、2,400万スイス・フラン増加し、5億7,500万スイス・フランであった。これは主に、規制に係る費用の増加及び訴訟の問題に対する引当金の増加によるものであった。コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、4,800万スイス・フラン増加し、18億500万スイス・フランであり、調整後の業務費用純額は、1億6,400万スイス・フラン増加し、17億1,900万スイス・フランであった。この増加は、グループ・テクノロジー部門及びグループ・リスク・コントロール部門からの費用純額の増加並びに戦略的及び規制上のイニシアチブに関連した費用の増加によるものであった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

業績：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

税引前利益は、1,200万スイス・フラン（3%）増加し、3億6,800万スイス・フランであった。調整後の税引前利益は、ほぼ横ばいの3億7,800万スイス・フランであった。

2018年1月1日以降、当グループでは、将来に向かって収益に追加・付随する決済、クレジットカード付加サービス及び顧客ロイヤリティ・プログラムに関する一定の費用について、営業収益内でそれらに関連する収益とより整合させるために振り替えた。これにより、2018年第2四半期に営業収益合計が1,700万スイス・フラン減少し、その内1,500万スイス・フランが取引ベース収益に関連していた。また、営業費用合計にも、一般管理費の1,600万スイス・フランの減少を含め、概ね対応する減少が見られた。

営業収益

営業収益合計は、ほぼ横ばいの9億3,300万スイス・フランであった。これには、前述した費用の収益への振替による1,700万スイス・フランの影響が含まれ、受取利息純額の減少を主に反映しているが、その大部分は経常受取報酬純額の増加及び貸倒引当金繰入額の減少により相殺された。

受取利息純額は、1,600万スイス・フラン減少し、5億900万スイス・フランであった。預金からの収益の増加は、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）からの資金業務関連収益の配分額の減少による相殺分を上回った。

経常受取報酬純額は、600万スイス・フラン増加し、1億5,700万スイス・フランであった。これは主に、一体としての商品からの報酬の増加及び投資信託報酬の増加を反映したものであった。

取引ベース収益は、300万スイス・フラン増加し、2億7,500万スイス・フランであった。これは主に、外国為替取引及びクレジット関連手数料からの収益の増加並びに紹介件数の増加を反映したグローバル・ウェルネス・マネジメントからの手数料の増加によるものであった。これは、前述した費用の収益への振替により一部相殺された。

その他の収益は、ほぼ横ばいの1,400万スイス・フランであった。

前年同期に正味貸倒引当金繰入額2,800万スイス・フランを計上したのに対し、正味貸倒引当金繰入額2,200万スイス・フランを計上し、これには、ステージ1及び2の予想信用損失が1,500万スイス・フラン含まれていた。

営業費用

営業費用合計は、1,300万スイス・フラン（2%）減少し、5億6,600万スイス・フランであり、調整後の営業費用は、費用の収益への振替に起因する一般管理費の1,600万スイス・フランの減少を考慮すると、前年同期から横ばいであった。コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、800万スイス・フラン増加し、調整後ベースでは、2,000万スイス・フラン増加した。これは主に、グループ・テクノロジー部門からの費用の増加並びに戦略的及び規制上のイニシアチブに関連した費用の増加を反映していた。

個人向け銀行業務の新規純業務取扱高増加率：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

当部門の個人向け銀行業務の年率換算の新規純業務取扱高増加率は、前年同期の4.5%に対し、3.9%であった。新規純顧客資産及びそれより程度は下回るものの新規ローンによる純資金は、プラスであった。

業績：2018年上半期と2017年上半期の比較

税引前利益は、1,300万スイス・フラン（2%）増加し、7億8,700万スイス・フランであり、調整後の税引前利益は、4,500万スイス・フラン（5%）減少し、7億7,100万スイス・フランであった。これは主に、利益がほぼ横ばいであったのに対し営業費用及び貸倒引当金繰入額が増加したことを反映したものであった。

営業収益合計は、1,300万スイス・フラン（1%）減少し、18億8,000万スイス・フランであった。これは、前述した費用の収益への振替に起因するマイナスの影響3,400万スイス・フランを反映している。受取利息純額は、コーポレート・センター - グループALMからの資金業務関連収益の配分額の減少に起因して、2,200万スイス・フラン減少し、10億1,600万スイス・フランであった。

経常受取報酬純額は、主に保管費及び運用委託契約手数料の増加を反映して、2,100万スイス・フラン増加し、3億1,100万スイス・フランであった。取引ベース収益は、2,300万スイス・フラン増加し、5億

5,700万スイス・フランであった。これは主に、紹介及び顧客の乗換え件数の増加を反映したグローバル・ウェルス・マネジメントから受領した手数料の増加並びに外国為替取引からの収益の増加によるものであったが、前述した費用の収益への振替により一部相殺された。その他の収益は、2,100万スイス・フラン減少し、3,100万スイス・フランであった。これは主に、当グループのモーゲージによる資金調達プラットフォームであるUBSアトリウムに関連して、非連結の投資財団に対し収益不動産ローン・ポートフォリオを売却したことに起因する前年の利得2,000万スイス・フランに起因していた。

前年同期に正味貸倒引当金繰入額2,100万スイス・フランを計上したのに対し、正味貸倒引当金繰入額3,500万スイス・フランを計上し、これには、ステージ1及び2の予想信用損失が1,700万スイス・フラン含まれていた。

営業費用合計は、2,600万スイス・フラン(2%)減少し、10億9,300万スイス・フランであり、調整後の営業費用は、3,200万スイス・フラン(3%)増加し、11億900万スイス・フランであった。人件費は、3,900万スイス・フラン減少し、3億9,800万スイス・フランであり、調整後ベースでは、200万スイス・フラン減少し、4億3,100万スイス・フランであった。一般管理費は、1,900万スイス・フラン減少し、1億1,500万スイス・フランであった。これは、前述した費用の収益への振替により一般管理費が3,200万スイス・フラン減少したことに起因していた。コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、3,100万スイス・フラン増加し、調整後ベースでは、5,200万スイス・フラン増加した。これは、グループ・テクノロジー部門からの費用の増加並びに戦略的及び規制上のイニシアチブに関連した費用の増加を反映したものであった。

アセット・マネジメント

業績：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

税引前利益は、900万スイス・フラン(8%)減少し、1億100万スイス・フランであった。調整後の税引前利益は、700万スイス・フラン(5%)減少し、1億2,600万スイス・フランであった。当グループは、2018年第2四半期に、当グループの費用を調整し、将来の成長に投資する能力を創出するための措置を取り、その結果リストラクチャリング費用1,300万スイス・フランが発生した。

営業収益

営業収益合計は、2,100万スイス・フラン(4%)減少し、4億5,800万スイス・フランであった。運用手数料純額は、400万スイス・フラン減少したが、これは、平均投資資産の増加に起因する収益の増加が2017年10月に当グループのファンド管理事業を売却したことによる影響及び継続的なマージンの圧縮による相殺分を上回ったことに起因する。

実績報酬は、1,700万スイス・フラン減少し、1,900万スイス・フランであった。これは主に、株式部門及び当グループのヘッジ・ファンド事業からもたらされた。

2018年6月30日現在、当部門のヘッジ・ファンド事業の実績報酬適格資産は、その79%がハイウォーターマークを超え、これは前年同期からほぼ横ばいであった。

営業費用

営業費用合計は、1,200万スイス・フラン(3%)減少し、3億5,700万スイス・フランであり、調整後の営業費用は、1,500万スイス・フラン(4%)減少し、3億3,100万スイス・フランであった。

人件費は、700万スイス・フラン減少し、1億8,900万スイス・フランであった。人件費には、当グループの費用に係る措置に関連した1,300万スイス・フランの費用が含まれていた。調整後ベースでは、人件費は、1,800万スイス・フラン減少し、1億7,500万スイス・フランであった。これは主に、変動報酬費用の減少によるものであった。

一般管理費は、400万スイス・フラン減少し、4,800万スイス・フランであった。調整後の一般管理費は、ほぼ横ばいの4,500万スイス・フランであった。コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、ほぼ横ばいの1億1,900万スイス・フランであった。調整後ベースでは、費用純額は、600万スイス・フラン増加し、1億1,100万スイス・フランであった。これは主に、グループ・テクノロジー部門からの費用の増加並びに戦略的及び規制上のイニシアチブに関連した費用の増加を反映したものであり、ファンド管理事業の売却後グループ・オペレーション部門からの費用が減少したことにより一部相殺された。

新規純資金：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

マネー・マーケット・フローを除くと、前年同期に102億スイス・フランの新規純資金を計上したのに対し、9億スイス・フランの新規純資金を計上し、年率換算の新規純資金増加率は、前年同期の6.5%に対し、0.5%であった。当グループでは、顧客が投資資産をマージンの少ない受動的商品に移行させる傾向が継続し、これにより将来の会計期間においてマージンに対する影響を抑制する効果もたらされると予想している。

投資資産：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

投資資産は、7,920億スイス・フランから8,100億スイス・フランに増加した。これは主に、新規純資金流出額（マネー・マーケット・フローを含む。）20億スイス・フラン、市場でのプラスの業績100億スイス・フラン及びスイス・フランに対する米ドル高を主因とする為替換算の影響110億スイス・フランを反映している。

業績：2018年上半期と2017年上半期の比較

税引前利益は、600万スイス・フラン（3%）減少し、2億700万スイス・フランであった。調整後の税引前利益は、2,200万スイス・フラン減少し、2億3,400万スイス・フランであった。これは、営業収益の減少及び営業費用の減少を反映したものであった。

営業収益合計は、3,000万スイス・フラン（3%）減少し、8億9,900万スイス・フランであった。これは主に、当グループのヘッジ・ファンド事業、不動産及び株式部門からの収益が減少したことを反映して、実績報酬が2,900万スイス・フラン減少したことに起因していた。運用手数料純額は、ほぼ横ばいであった。これは、平均投資資産の増加から生じた影響が、当グループのファンド管理事業の売却後に管理手数料がなくなったこと、ファンド及び保管費について、営業収益内でそれらに関連する収益とより整合するよう営業費用から営業収益へ振り替えたこと、並びに継続的にマージンが圧縮されたことにより相殺されたことに起因する。加えて、2017年上半期には、インフラ・ファンドにおける共同投資の減損損失1,200万スイス・フランが含まれていた。

営業費用合計は、2,400万スイス・フラン（3%）減少し、6億9,200万スイス・フランであり、調整後の営業費用は、700万スイス・フラン（1%）減少し、6億6,500万スイス・フランであった。人件費は、100万スイス・フラン減少し、3億5,600万スイス・フランであり、2018年第1四半期に認識された当グループのスイスの年金制度に関連した1,000万スイス・フランの貸方計上を除くと、調整後の人件費は、200万スイス・フラン減少し、3億5,000万スイス・フランであった。これは、変動報酬費用の減少を主因としていた。一般管理費は、1,200万スイス・フラン減少し、9,700万スイス・フランであり、調整後の一般管理費は、700万スイス・フラン減少し、9,100万スイス・フランであった。これは主に、前述したファンド及び保管費の収益への振替並びに当グループの売却されたファンド管理事業に関連した費用の除外によるものであったが、研究費の増加により一部相殺された。コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、1,000万スイス・フラン減少し、2億3,700万スイス・フランであり、調整後の業務費用純額は、400万スイス・フラン増加し、2億2,300万スイス・フランであった。これは主に、グループ・テクノロジー部門からの費用の増加並びに戦略的及び規制上のイニシアチブに関連した費用の増加を反映したものであり、グループ・オペレーション部門からの費用の減少により一部相殺された。

インベストメント・バンク

業績：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

税引前利益は、1億1,800万スイス・フラン（26%）増加し、5億6,900万スイス・フランであり、調整後の税引前利益は、1億8,600万スイス・フラン（44%）増加し、6億500万スイス・フランであった。これは、株式部門並びに外国為替、金利及びクレジット部門で見られた収益の増加に起因していた。米ドル建てでは、調整後の税引前利益は42%増加した。

営業収益

営業収益合計は、1億4,500万スイス・フラン（7%）増加し、21億7,100万スイス・フランであった。2017年第2四半期にIHSマークイットに対する当グループの残存する投資を売却したことに関連する1億700万スイス・フランの利益（その内、2,700万スイス・フランが株式部門に関連し、8,000万スイス・フランが外国為替、金利及びクレジット部門に関連したものであった。）を除くと、調整後の営業収益は、2億5,200万スイス・フラン増加した。これは、株式部門の収益が1億4,900万スイス・フラン並びに外国為替、金利及びクレジット部門の収益が2億900万スイス・フラン増加したのが、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益が1億800万スイス・フラン減少したことにより一部相殺されたことに起因していた。米ドル建てでは、調整後の営業収益は11%増加した。

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、1億800万スイス・フラン（15%）減少し、6億2,400万スイス・フランであった。これは主に、株式資本市場業務の収益の減少を反映していた。米ドル建てでは、収益は16%減少した。

アドバイザリー業務の収益は、1億6,400万スイス・フランから1億6,700万スイス・フランに増加した。これは、プライベート取引からの収益が僅かに増加したものの、合併及び買収取引からの収益が減少したこと（グローバル手数料プールは4%減少）により一部相殺されたことを反映していた。

株式資本市場業務の収益は、好調であった前年同期の2億8,900万スイス・フランから1億8,900万スイス・フランに減少した。これは、公募業務からの収益の減少（グローバル手数料プールは2%減少）及びプライベート取引からの収益の減少に起因していた。

債券資本市場業務の収益は、1億7,900万スイス・フランから1億6,200万スイス・フランに減少した。これは、投資適格収益が減少したこと（グローバル手数料プールは3%減少）によるものであったが、レバレッジド・ファイナンス収益が増加したこと（グローバル手数料プールは1%増加）により一部相殺された。

金融ソリューション業務の収益は、9,000万スイス・フランから7,800万スイス・フランに減少した。これは主に、不動産ファイナンス及びストラクチャード・ファイナンスの収益が減少したことを反映したものであった。

リスク管理業務の収益は、1,000万スイス・フランから2,800万スイス・フランに増加した。これは主に、IFRS第9号が適用された2018年1月1日以降、損益を通じて公正価値で測定されるようになった条件変更負債ポジションに関する評価益から生じたものであった。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、2億5,200万スイス・フラン（19%）増加し、15億5,200万スイス・フランであった。前述した2017年第2四半期に生じたIHSマークイットに関連する利益1億700万スイス・フランを除くと、インベスター・クライアント・サービスの収益は、3億5,900万スイス・フラン増加した。これは、株式部門並びに外国為替、金利及びクレジット部門の収益が増加したことによるものであった。米ドル建てでは、調整後の収益は28%増加した。

株式部門

株式部門の収益は、1億2,200万スイス・フラン（13%）増加し、10億5,000万スイス・フランであった。前述した2017年第2四半期に生じたIHSマークイットに関連する利益2,700万スイス・フランを除くと、調整後の収益は、全ての商品で収益が増加した結果、1億4,900万スイス・フラン増加した。米ドル建てでは、調整後の収益は15%増加した。

現物株式業務の収益は、ほぼ横ばいの3億2,100万スイス・フランであり、調整後の現物株式業務の収益は、顧客活動の改善を主因として、2億9,300万スイス・フランから3億2,100万スイス・フランに増加した。

株式デリバティブ業務の収益は、顧客活動の活発化及びトレーディング業績の好調に起因して、2億1,900万スイス・フランから2億7,700万スイス・フランに増加した。

金融サービス業務の収益は、プライム・ブローカレッジの収益の増加及び顧客活動の活発化により、3億9,500万スイス・フランから4億6,300万スイス・フランに増加した。

外国為替、金利及びクレジット部門

外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、1億2,900万スイス・フラン(35%)増加して、5億200万スイス・フランであった。前述した2017年第2四半期に生じたIHSマークイットに関連する利益8,000万スイス・フランを除くと、調整後の収益は、2億900万スイス・フラン増加した。これは、UBS金利連動社債を評価するのに使用した資金調達カーブの可観測性の向上及び評価の見直しに起因して、以前繰り延べられたDay1利益で主に構成される約1億スイス・フランの純収益が認識されたことを含む、顧客活動水準の上昇及びトレーディング業績の改善を反映して、全ての商品で収益が増加したことを主因としていた。米ドル建てでは、調整後の収益は、69%増加した。

営業費用

営業費用合計は、2,700万スイス・フラン(2%)増加し、16億200万スイス・フランであり、調整後の営業費用は、6,600万スイス・フラン(4%)増加し、15億6,600万スイス・フランであった。

人件費は、7億7,100万スイス・フランで安定しており、調整後の人件費は、7億6,900万スイス・フランで変動がなかった。

一般管理費は、1,700万スイス・フラン増加し、1億4,400万スイス・フランであり、調整後ベースでは、1,700万スイス・フラン増加し、1億4,100万スイス・フランであった。これは、2,000万スイス・フランの英国銀行税に関する還付金(前年同期は2,800万スイス・フランの同還付金)を主因としていた。

コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、6億7,100万スイス・フランから6億8,300万スイス・フランに増加し、調整後の当該費用純額は、6億400万スイス・フランから6億5,100万スイス・フランに増加した。これは主に、グループ・テクノロジー部門、グループ・リスク部門、グループ・オペレーション部門からの費用純額の増加並びに戦略的及び規制上のイニシアチブに関連した費用の増加によるものであった。

リスク加重資産及びレバレッジ比率分母：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

リスク加重資産

リスク加重資産(RWA)合計(コーポレート・センター-グループ資産・負債管理(グループALM)がインベストメント・バンクの代わりに保有するRWAを含む。)は、50億スイス・フラン減少し、2018年6月30日現在820億スイス・フランであった。これは主に、規制上の及びストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクの平均水準の低下に起因して、市場リスクのRWAが90億スイス・フラン減少したことによるが、未使用のクレジット・ファシリティが一時的に増加したこと、為替効果及び規制の追加を反映して、信用及びカウンターパーティーの信用リスクのRWAが40億スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。

レバレッジ比率分母

レバレッジ比率分母(LRD)(インベストメント・バンクの代わりにコーポレート・センター-グループALMが保有するLRDを含む。)は、70億スイス・フラン増加し、2018年6月30日現在2,840億スイス・フランであった。インベストメント・バンクの代わりにコーポレート・センター-グループALMが保有するLRDIは、40億スイス・フラン増加し、240億スイス・フランであった。これは、流動性カバレッジ比率の計算が規制上変更になった結果、純資金流出が増加したことを主因としていた。インベストメント・バンクが保有するLRDIは、30億スイス・フラン増加し、2,600億スイス・フランであった。これは主に、トレーディング・ポートフォリオ資産の増加及び為替効果が、有価証券ファイナンス取引の減少に一部相殺されたことによるものであった。

業績：2018年上半期と2017年上半期の比較

税引前利益は、2億2,700万スイス・フラン(24%)増加し、11億5,800万スイス・フランであり、調整後の税引前利益は、2億5,800万スイス・フラン(26%)増加し、12億3,400万スイス・フランであった。これは主に、インベスター・クライアント・サービスの収益の増加によるものであったが、費用の増加により一部相殺された。米ドル建てでは、調整後の税引前利益は、30%増加した。

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、ほぼ横ばいの14億4,900万スイス・フランであった。アドバイザリー業務の収益は、2,200万スイス・フラン増加し、3億5,200万スイス・フランであった。これは、プライベート取引からの収益の増加並びに合併及び買収取引からの収益に変動がなかったこと（グローバル手数料プールは6%減少）を反映したものであった。株式資本市場業務の収益は、5億4,200万スイス・フランから4億8,200万スイス・フランに減少した。これは主に、公募業務からの収益の減少（グローバル手数料プールは6%減少）によるものであったが、プライベート取引からの収益の増加により一部相殺された。債券資本市場業務の収益は、3億8,900万スイス・フランから4億900万スイス・フランに増加した。これは、レバレッジド・ファイナンスの収益の増加（グローバル手数料プールは6%減少）を主に反映したものであった。金融ソリューション業務の収益は、1億8,300万スイス・フランから1億4,700万スイス・フランに減少した。これは主に、不動産ファイナンス及びストラクチャード・ファイナンスの収益の減少を反映したものであった。リスク管理業務の収益は、700万スイス・フランから5,800万スイス・フランに増加した。これは、ポートフォリオ・ヘッジに関する損失の減少及び前述した条件変更負債ポジションに関する評価益を反映したものであった。米ドル建てでは、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は2%増加した。

インベスター・クライアント・サービスの収益は、26億8,700万スイス・フランから13%増加し、30億4,900万スイス・フランであった。前述した2017年第2四半期にIHSマークイットに対する当グループの残存する投資を売却したことに関連する利益1億700万スイス・フランを除くと、調整後の収益は、18%（4億6,900万スイス・フラン）増加した。これは、株式部門並びに外国為替、金利及びクレジット部門の収益の増加に起因していた。株式部門の収益は、2億8,500万スイス・フラン増加し、21億4,700万スイス・フランであり、調整後ベースでは、3億1,200万スイス・フラン増加し、21億4,700万スイス・フランであった。現物株式業務の収益は、顧客活動の改善を主因として、6億1,100万スイス・フランから6億5,700万スイス・フランに増加した。株式デリバティブ業務の収益は、4億6,000万スイス・フランから6億1,700万スイス・フランに増加した。これは、市場のボラティリティが増加した結果、顧客活動が活発化し、トレーディング業績が好調であったことを反映したものであった。金融サービス業務の収益は、7億7,400万スイス・フランから8億8,600万スイス・フランに増加した。これは主に、顧客活動の活発化に起因するエクイティ・ファイナンスからの収益の増加によるものであった。外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、8億2,500万スイス・フランから9億200万スイス・フランに増加し、調整後ベースでは、7億4,500万スイス・フランから9億200万スイス・フランに増加した。これは、UBS金利連動社債を評価するのに使用した資金調達カーブの可観測性の向上及び評価の見直しに起因して、以前繰り延べられたDay1利益で主に構成される約1億スイス・フランの純収益が認識されたこと、並びに、2018年第2四半期において大半の商品について前年同期から顧客活動の活発化及びトレーディング業績の改善が見られたことによるものであった。米ドル建てでは、調整後のインベスター・クライアント・サービスの収益は21%増加し、調整後の株式部門の収益は20%増加し、調整後の外国為替、金利及びクレジット部門の収益は24%増加した。

営業費用合計は、1億2,600万スイス・フラン（4%）増加し、33億2,000万スイス・フランであり、調整後の営業費用は、2億200万スイス・フラン（7%）増加し、32億4,400万スイス・フランであった。人件費は、15億9,100万スイス・フランから16億6,700万スイス・フランに増加し、調整後の人件費は、15億6,900万スイス・フランから16億5,900万スイス・フランに増加した。これは、変動報酬費用の増加を主因としたものであった。一般管理費は、3,100万スイス・フラン増加し、2億8,700万スイス・フランであり、調整後ベースでは、3,200万スイス・フラン増加し、2億8,200万スイス・フランであった。これは主に、2,000万スイス・フランの英国銀行税に関する還付金（前年同期は4,100万スイス・フランの同還付金）によるものであった。コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、13億3,500万スイス・フランから13億5,700万スイス・フランに増加し、調整後の当該費用純額は、12億1,100万スイス・フランから12億9,400万スイス・フランに増加した。これは主に、グループ・テクノロジー部門、グループ・リスク部門及びグループ・オペレーション部門からの費用の増加並びに戦略的及び規制上のイニシアチブに関連した費用の増加によるものであった。

コーポレート・センター

コーポレート・センター - サービス

業績：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

コーポレート・センター・サービスは、前年同期に1億3,700万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、1億7,200万スイス・フランの税引前損失を計上した。また、調整後ベースでは、前年同期に1億3,700万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、1億7,800万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益

営業収益は、前年同期のマイナス2,000万スイス・フランに対し、マイナス7,800万スイス・フランであった。これは主に、コーポレート・センター・サービスの貸借対照表上の資産に関連した資金調達費用の増加及びグループALMからの資金業務関連収益の減少によるものであった。

営業費用

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に業務を配分する前の営業費用

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分する前の営業費用合計は、500万スイス・フラン増加し、21億2,600万スイス・フランであった。調整後の配分前の営業費用合計は、1億3,200万スイス・フラン(7%)増加し、20億4,400万スイス・フランであった。

人件費は、3,800万スイス・フラン増加し、9億5,900万スイス・フランであり、調整後ベースでは、8,800万スイス・フラン増加し、9億1,600万スイス・フランであった。これは主に、特定の活動及び人員を第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターに継続して内部委託したことによるものであった。

一般管理費は、6,600万スイス・フラン減少し、8億9,000万スイス・フランであり、調整後ベースでは、1,100万スイス・フラン増加し、8億5,200万スイス・フランであった。これは主に、規制に係る費用及びグループ・テクノロジー部門からの費用が増加したことによるものであったが、外部委託費用の減少により一部相殺された。更に、2018年第2四半期には専門家報酬の減少が反映されていた。減価償却費は、主に資産計上された自己創設ソフトウェアに関連した償却費の増加を反映して、2億4,300万スイス・フランから2億7,700万スイス・フランに増加した。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するノからの業務

コーポレート・センター・サービスが事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分した費用純額は、前年同期の20億400万スイス・フランに対し、20億3,200万スイス・フランであった。調整後の事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する業務費用純額の配分額は、前年同期の17億9,500万スイス・フランに対し、19億4,400万スイス・フランであった。これは主に、前述した費用の変動を反映したものであった。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するノからの業務配分後の営業費用

コーポレート・センター・サービスは、当グループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務、特定の戦略的及び規制上のプロジェクトに関する費用並びに特定のリラクチャリング費用を留保する。配分後のコーポレート・センター・サービスに残存する営業費用合計は、前年同期に1億1,700万スイス・フランであったのに対し、9,400万スイス・フランであり、調整後ベースでは、前年同期に1億1,700万スイス・フランであったのに対し、1億スイス・フランであった。

業績：2018年上半期と2017年上半期の比較

コーポレート・センター・サービスは、前年同期に3億5,800万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2億700万スイス・フランの税引前損失(当グループのスイスの年金制度の変更に関連した1億1,400万スイス・フランの貸方計上を含む。)を計上し、調整後ベースでは、前年同期に3億4,400万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、3億2,600万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益合計は、前年同期のマイナス3,700万スイス・フランに対し、マイナス1億1,600万スイス・フランであった。これは主に、コーポレート・センター・サービスの貸借対照表上の資産に関連した資金調達費用の増加及びグループALMからの資金業務関連収益の減少によるものであった。

配分前の営業費用合計は、1億4,800万スイス・フラン(3%)減少し、41億5,700万スイス・フランであった。これは、前述した当グループのスイスの年金制度の変更に関連した1億1,400万スイス・フランの貸方計上によるものであった。調整後の配分前の営業費用は、1億9,700万スイス・フラン増加し、40億9,100万スイス・フランであった。これは主に、人件費の増加、グループ・テクノロジー部門からの費用及び資産計上された自己創設ソフトウェアに関連した償却費の増加を反映したものであった。これらの増加は、外部委託費用の減少及び専門家報酬の減少により一部相殺された。更に、2018年上半期には、訴訟、規制上及び類似の問題に関連した2,400万スイス・フランの貸方計上(前年同期は300万スイス・フランの貸方計上)が含まれていた。

コーポレート・センター・サービスが事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分した費用純額は、前年同期の39億8,400万スイス・フランに対し、40億6,500万スイス・フランであった。調整後の配分された費用純額は、2億9,400万スイス・フラン増加し、38億8,100万スイス・フランであった。配分後にコーポレート・センター・サービスに残存する営業費用合計は、前年同期の3億2,100万スイス・フランに対し、9,200万スイス・フランであり、調整後ベースでは、前年同期の3億700万スイス・フランに対し、2億1,000万スイス・フランであった。これは、前述した訴訟、規制上及び類似の問題に関連した貸方計上に一部起因していた。

従業員：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

2018年6月30日現在のコーポレート・センター・サービスの従業員は、2018年3月31日から1,215名増加し、27,781名であった。これは主に、特定の活動を第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターに継続して内部委託したことに関連した従業員水準の上昇によるものであった。

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理

業績：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理(グループALM)は、前年同期に1億400万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2億600万スイス・フランの税引前損失を計上した。これは主に、2017年第2四半期と比べて、不利な市場動向に加え、未償還の長期債務の増加を含む構造的要因によるものであった。調整後ベースでは、グループALMにおいて前年同期に8,100万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、1億9,000万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分後の営業収益合計は、前年同期のマイナス9,400万に対し、マイナス1億8,500万スイス・フランであった。これは主に、当グループの構造的リスク管理活動からの留保利益が減少したことによるものであった。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分前のリスク管理に関する純収益合計は、前年同期のプラス1,800万スイス・フランに対し、マイナス2億1,000万スイス・フランであった。これは、全てのリスク管理活動及び資本投資活動からの純収益の減少を反映したものであった。

事業部門別リスク管理に関する純収益

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分前の事業部門別リスク管理活動からの純収益は、前年同期の1億6,600万スイス・フランに対し、1億1,900万スイス・フランであった。これは、マイナスのスイス・フラン及びユーロ金利による継続的な影響並びに2017年における金利ヘッジ・ポートフォリオの期間満了を主因としていた。

資本投資及び発行に関する純収益

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分前の資本投資及び発行活動からの純収益は、前年同期のマイナス2,700万スイス・フランに対し、マイナス1億100万スイス・フランであった。2018年第2四半期中に追加された資本投資及び発行活動からのマイナスの純収益は、当グループでグループ内資金移転価格設定の比率を変更した結果、グローバル・ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポ

レート・バンキング部門に配分された。当グループの株式投資からの受取利息は、再運用に係る金利の低下に引き続き影響を受けた。更に、スイスのゴーンコンサーン・ベースの要件を充たすために総損失吸収力(TLAC)に寄与する未償還長期債務が増加した結果、支払利息が増加した。

当グループの構造的リスク管理に関する純収益

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分前の当グループの構造的リスク管理活動からの純収益は、前年同期のマイナス1億2,100万スイス・フランに対し、マイナス2億2,800万スイス・フランであった。当グループの適格流動資産(HQLA)の管理に関連した収益は、5,000万スイス・フラン増加した。これは主に、当グループのHQLAポートフォリオで保有される負債性商品と当グループがこのポートフォリオをヘッジするのに使用するオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)ベースの商品との間のスプレッドの縮小を主因として、2018年第2四半期中に市場の影響により移行したことに起因していた。

内部資金調達に関するグループALMのポートフォリオ管理からの純支払利息は、1億5,400万スイス・フラン増加した。これは主に、変動金利債務に関するロンドン銀行間取引金利(LIBOR)指標が上昇したことに加え、2018年第1四半期に会計方針が変更になったことを受けて、以前は金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益(2018年1月1日より前は、トレーディング収益純額)として認識され、経済ヘッジに関連した会計上の非対称性として報告されていた長期クロスカレンシー・スワップのポートフォリオに関する支払利息が含まれていたことによるものであった。これらの影響は、前述したグループ内資金移転価格設定の比率の変更により一部相殺された。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する配分

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するリスク管理活動からの純収益の配分額の合計は、前年同期のプラス5,100万スイス・フランに対し、マイナス8,100万スイス・フランであった。これは主に、前述した事業部門別リスク管理活動からの純収益の減少を反映しており、これは、事業部門(特にグローバル・ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門)に対し、全額配分される。

分配後のリスク管理に関する純収益合計

グループALMは、配分後のリスク管理活動からの収益マイナス1億2,900万スイス・フラン(前年同期はマイナス3,300万スイス・フラン)を留保した。これは主に、内部資金調達に関するグループALMのポートフォリオにおいて純支払利息が増加したことによるものであった。リスク管理活動からの留保収益は、その全てが当グループの構造的リスク管理に関連しており、当該収益は、主に、グループALMが事業部門の消費合計を上回る水準に維持するバッファからの費用(当グループの法人体制の構築から生じた費用を含む。)及び費用配分に使用される基準金利に関係する当グループのHQLAポートフォリオ管理からグループALMが創出した収益の正味残額である。リスク管理活動からの留保収益は、資金調達の消費高、金利、金利ベース・スプレッド及び為替効果によって、四半期毎に著しく変わりうる。当グループでは、長期的には四半期あたりの平均がマイナス1億スイス・フラン前後になると予想している。

経済ヘッジに関連する会計上の非対称性

経済ヘッジに関連する会計上の非対称性に起因してグループALMにより留保された純収益は、前年同期のマイナス4,700万スイス・フランに対し、マイナス3,400万スイス・フランであった。加えて、2017年第2四半期には、前述した会計方針の変更により現在は当グループの構造的リスク管理からの純収益で報告されている長期クロスカレンシー・ベース・スワップのポートフォリオに関する支払利息3,600万スイス・フランが含まれていた。

ヘッジ会計の非有効性

ヘッジ会計の非有効性に関する純収益は、前年同期のプラス1,400万スイス・フランに対し、マイナス1,900万スイス・フランであった。この非有効性は、主に、LIBORとOISレートとの間のスプレッドが、キャッシュフローを決定する基準金利又は割引率のいずれかを通じてヘッジ項目及びヘッジ商品の評価に影響を及ぼす方法に差異があることにより変動することから生じている。2018年第2四半期には、LIBORとOISとの間のスプレッドは比較的安定していた。しかしながら、ヘッジの非有効性は、固定金利受取ヘッジ

グ・スワップの価格が付け替えられたことによる短期LIBOR金利の変動からも生じ、その結果、米ドルが全ての主要通貨に対して下落したことにより2018年第2四半期に損失がもたらされた。

その他

その他の純収益は、前年同期のマイナス700万スイス・フランに対し、プラス1,300万スイス・フランであった。かかる増加は、インベストメント・バンクにおける自己の債券に係るマーケット・メイキングに関連した損失の減少を主因としているが、持分利益の保留された投資対象の減少により一部相殺された。

貸借対照表上の資産、リスク加重資産、レバレッジ比率分母：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

貸借対照表上の資産

貸借対照表上の資産は、120億スイス・フラン増加し、2,610億スイス・フランであった。これは主に、現金及び中央銀行預け金の増加を反映したものであった。

リスク加重資産

2018年6月30日現在のリスク加重資産は、110億スイス・フランで安定していた。

レバレッジ比率分母

レバレッジ比率分母は、貸借対照表上の資産の増加に合わせて、130億スイス・フラン増加し、2,640億スイス・フランであった。

業績：2018年上半期と2017年上半期の比較

グループALMでは、前年同期に4,100万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、4億2,800万スイス・フランの税引前損失を計上した。また、調整後ベースでは、前年同期に1,800万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、4億1,200万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益合計は、前年同期のマイナス3,000万スイス・フランに対して、マイナス3億8,900万スイス・フランであった。為替差損純額1,500万スイス・フラン（前年同期は2,200万スイス・フラン）を除くと、調整後の営業収益合計は、前年同期のマイナス800万スイス・フランに対し、マイナス3億7,300万スイス・フランであった。

配分前のリスク管理活動からの純収益は、5億4,600万スイス・フラン減少し、マイナス3億9,800万スイス・フランであった。これは主に、当グループの構造的リスク管理活動からの純収益マイナス4億7,700万スイス・フラン（前年同期はマイナス1億6,400万スイス・フラン）によるものであった。これは、内部資金調達に関するグループALMのポートフォリオにおける純支払利息の増加及び前述した長期クロスカレンシー・ベース・スワップに関する会計方針の変更に加え、当グループのHQLAポートフォリオで保有される負債性商品と当グループがこのポートフォリオをヘッジするのに使用するOISベースの商品との間のスプレッドによる影響からの利益が6,000万スイス・フラン減少したことによるものであった。

資本投資及び発行活動からの純収益は、1億800万スイス・フラン減少したが、これは、TLACに寄与する未償還長期債務の合計が増加した結果、純支払利息が増加したこと及び前述したグループ内資金移転価格設定の比率の変更に連動して当グループの株式投資からの収益が減少したことによるものであった。

事業別リスク管理に関する収益は、グローバル・ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門のバンキング勘定において金利リスク管理に関する収益の減少を主因として、1億2,600万スイス・フラン減少して、2億4,900万スイス・フランであった。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する純収益配分額は、前年同期にプラス1億3,900万スイス・フランであったのに対し、マイナス1億スイス・フランであった。これは主に、リスク管理の3つの分類全てで前述した減少が見られたことによるものであった。

リスク管理活動からの留保された収益は、前年同期にプラス1,000万スイス・フランであったのに対し、マイナス2億9,800万スイス・フランであった。これは、内部資金調達に関するグループALMのポートフォリオにおける純支払利息の増加、前述した長期クロスカレンシー・ベース・スワップに関する会計方針の変更、及び当グループのHQLAポートフォリオで保有される負債性商品と当グループがこのポートフォリオを

ヘッジするのに使用するOISベースの商品との間のスプレッドの影響からの利益が5,600万スイス・フラン減少したことを反映したものであった。

経済ヘッジに関する会計上の非対称性によりグループALMが留保した純収益は、マイナス2,500万スイス・フランで変動がなかった。

ヘッジ会計デリバティブに係るヘッジ会計の非有効性に関する純収益は、前年同期のプラス700万スイス・フランに対し、マイナス4,900万スイス・フランであった。これは、2018年第1四半期に見られたLIBOR-OISベースの拡大による影響を受けたものであった。

その他の純収益は、前年同期のプラス100万スイス・フランに対し、マイナス100万スイス・フランであった。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

業績：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、前年同期に5,300万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、1,800万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益

営業収益合計は、前年同期のマイナス1,600万スイス・フランに対し、プラス9,800万スイス・フランであった。これは主に、以前は償却費で測定されていたが、IFRS第9号が適用された2018年1月1日以降、損益を通じて公正価値で測定されるようになったオークション・レート証券に関する評価益によるものであった。

営業費用

営業費用合計は、7,900万スイス・フラン増加し、1億1,600万スイス・フランであった。これは主に、訴訟関連費用純額7,600万スイス・フラン（前年同期は、3,400万スイス・フランの戻入純額）によるものであった。同時に、事業部門及びその他のコーポレート・センターの業務部門からの業務費用純額は、1,000万スイス・フラン減少した。更に、2018年第2四半期には、英国銀行税に関する還付金の増加及び専門家報酬の減少が含まれていた。

貸借対照表上の資産、リスク加重資産、レバレッジ比率分母：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

貸借対照表上の資産

貸借対照表上の資産は、20億スイス・フラン減少し、390億スイス・フランであった。これは、満期到来及び取引の終了を反映して、主に金利契約に関連したデリバティブ及び関連する担保金の減少を主因としていた。

リスク加重資産

リスク加重資産は、160億スイス・フランで安定していた。

レバレッジ比率分母

レバレッジ比率分母（LRD）（コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの代わりにコーポレート・センター - グループ資産 - 負債管理が保有するLRDを含む。）は、貸借対照表上の資産の減少に合わせて非中核事業及びレガシー・ポートフォリオが保有するLRDが、10億スイス・フラン減少し、120億スイス・フランであったことにより、10億スイス・フラン減少し、150億スイス・フランであった。

業績：2018年上半期と2017年上半期の比較

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて、前年同期に1億4,600万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、3,000万スイス・フランの税引前損失を計上した。営業収益は、前年同期のマイナス1,600万スイス・フランに対し、プラス1億4,700万スイス・フランであった。これは主に、損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産に関する評価益によるものであった。営業費用は、4,700万スイス・フラン増加し、1億7,700万スイス・フランであった。これは主に、訴訟関連費用純額6,100万スイス・フラン（前年同期は、3,300万スイス・フランの戻入純額）によるものであった。加えて、事業部門及びその他のコーポレート・センターの業務部門からの業務費用純額は、2,400万スイス・フラン減少した。更に、2018年上半期には、専門家報酬の減少が含まれていた。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

平成30年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2018年6月30日現在において判断したものである。

UBS AG及びその子会社は、現地市場及び個別の事業分野において、UBS AG及びその子会社に匹敵する規模を有する世界的な金融機関との競争に直面している。アセット・ギャザリング事業におけるUBSの従来の競争相手に加え、価値連鎖の主要な構成要素となることを目標とするフィンテック及びその他の会社を含む参入企業が新しい競争上の課題を提示している。更に、UBS AG及びその子会社の事業、特にウェルス・マネジメント事業では、常に変動する市況、規制環境及びその他の事項に関する課題に直面している。継続する地政学的緊張及び高まる保護貿易主義が投資家の信用を弱め、脅威であり続けている。通常は顧客活動を消極的にさせる市場のボラティリティが鈍い状態が続いている。それに加えて、規制上の資金調達要件及び流動性要件を遵守するために発行された長期債務及び資本商品に関連した資金調達費用は、前年より増加する見通しであるが、第2四半期と比べるとほぼ横ばいになると考える。また、UBS AG及びその子会社を含むUBSグループは、その事業の性質により、広範な規制上の監視に服し、かつ重大な責任負担のリスクにさらされる。50を超える国々で業務を行う世界的な金融サービス機関として、UBS AG及びその子会社は多数の異なる法律、税金及び規制の体制に服している。UBS AG及びその子会社は、様々な請求、紛争、法的手続及び政府の調査に関わっている。これらの及びその他の事項に対する財務エクスポージャーの範囲は重大であり、UBSグループ（UBS AG及びその子会社を含む。）が設定した引当金の水準を大幅に上回る可能性がある。UBS AGは、これらの問題が解決された時の財務及びその他の面への影響を予想することはできない。規制手続の解決により、UBS（UBS AG及びその子会社を含む。）が一定の業務を維持するために規制上の不適格の権利放棄を取得することが求められ、許可及び規制上の承認を制限、停止又は解除する権利が規制当局に付与され、金融市場の公益事業に対し、そのような公益事業に参加することを制限、停止又は解除することを認める可能性がある。そのような権利放棄を取得することを怠った場合、又は許可、承認若しくは参加が制限、停止若しくは解除される場合、UBSグループ（UBS AG及びその子会社を含む。）に重大な影響が及ぶ可能性がある。

規制及び法律の動向

スイス連邦議会がFinSAとFinIAを採択

2018年6月、スイス連邦議会は、金融サービス法（FinSA）及び金融機関法（FinIA）を採択した。これらの法律が施行されるのは、様々な移行期間を設けた上で、2020年1月になる可能性が高い。FinSAは、金融商品市場指令、リテール向け及び保険ベースのパッケージ型投資金融商品に関する規則並びに欧州連合（EU）目論見書指令に含まれる投資家保護の論点の多くを規定している。特に、FinSAは、新しい投資家保護規則を導入しており、これには、全ての市場セグメントを対象とする、スイスの金融サービス会社（状況により、スイス国内で金融サービスを提供する又はスイスの顧客に当該サービスを提供するスイス国外の金融サービス会社を含む。）が提供する金融商品及び金融サービスの比較可能性及び透明性を向上させるための情報及び文書化要件の強化が含まれる。FinIAは、スイス国内で経営される又はスイスを本拠地としてスイス国外で経営される金融機関に対するFINMAによるライセンス承認及び健全性の監督に関する新しい規則を規定している。当グループでは、施行日に先立ち新しい規則を実施するための準備を開始した。

スイス連邦参事会がマネーロンダリング防止法の改正について協議

2018年6月、スイス連邦参事会は、金融活動作業部会によるスイスの相互審査報告書に記載された勧告を実行するため、マネーロンダリング防止法の改正について協議を開始した。当該協議では、特定のサービス

を対象としたデューデリジェンス義務、実質所有者確認並びに疑わしい取引の監視及び報告を強化するための変更を提案している。これらの改正が実施されると、当グループの顧客受入れ及び現行のコンプライアンスのプロセスに変更が必要になり、費用が増加する可能性がある。当該協議は、2018年9月に終了する。UBSに及ぼされる正確な影響は、スイス連邦議会において議論される最終的な法律に依拠している。

スイス証券取引所のインフラ保護のための緊急時対策

2017年、スイスは、スイスの取引施設がEUの取引施設と同等であると認識され、それによりスイスの金融機関が欧州市場にアクセスできるよう、また、EUの投資会社がスイス国内の株式を取引できるように欧州委員会（EC）に要請した。スイスは、2018年12月に失効する暫定的な1年間の同等性の認識を受領した。2018年6月、スイス連邦参事会は、ECが暫定期間終了時に同等性の認識を延長しない場合にスイスの証券取引所のインフラを保護するための緊急時対策を採択した。この緊急時対策は、EU以外の外国の取引施設にはスイスの株式の取引を認めるが、EUの取引施設でスイスの株式を取引するのは禁止するというスイスの新しい基準を導入する。ECがスイスの株式市場の同等性の認識を延長せず、スイスの緊急時対策が発効する場合には、当グループの取引に関する取り決めを大幅に修正する必要があると予想される。

英国のEU離脱

英国とEUとの間の交渉は移行期間に亘って続けられているが、当グループでは、英国が2019年3月にEUを離脱し、移行に関する取り決めは離脱する日の比較的直前にならないと合意されないと予想している。移行に関する取り決めの不確実性が続くこと及び英国からEUに金融サービスを提供することに対する将来課される制限の可能性を考慮して、当グループでは、英国に本店を有する当グループの子会社であるUBSリミテッドを、ドイツに本店を有する当グループの欧州銀行であるUBSヨーロッパSEに合併するための規制上の認可を求める手続を開始した。当グループは、英国がEUを離脱する前に合併を完了する予定である。合併が完了した後、当グループはUBSヨーロッパSEが欧州中央銀行による直接の監督を受けることになると予想している。

平成30年6月29日提出のUBS AGの有価証券報告書に記載した通り、UBSリミテッドの一部の顧客及び他のカウンターパーティは、2つの事業体の合併計画によって、UBSヨーロッパSEの顧客及びカウンターパーティとなる予定である。当グループは当該合併に関連する顧客事業の移転を容易にするために2018年第3四半期中に英国において事業移転手続を開始する予定である。また、同じ期間にドイツにおける合併手続も開始する予定である。

当グループは、UBS AGロンドン支店からサービスを受けることのできるUBSリミテッドの顧客が概ね、本合併前にUBS AGロンドン支店に移転すると予測している。UBSリミテッドのUBSヨーロッパSEへの合併に関連して、一部のスタッフがこのために移転するが、その人数と職務はまだ確定していない。当グループはまた、取得予定の追加業務を反映するために、主にグループ内の劣後債の発行を通じて、UBSヨーロッパSEの資本金を増やす予定である。当グループがとる措置の時期と範囲は、規制要件及び英国とEUとの間の移行協定又は承継協定の性質に応じて、当グループの現在の計画から大幅に変わる可能性がある。

米国の金融規制の枠組みに関連した動向

2018年4月、連邦準備制度理事会は、包括的資本分析及びレビュー（CCAR）に服する会社に適用がある既存の2.5%の資本保全バッファに代えて、2019年10月に発効する、銀行向けストレス資本バッファ（SCB）を導入することを提案した。SCBは、普通株式等Tier 1（CET1）及びTier 1レバレッジ比率に適用され、2.5%より高い水準、又は当初の水準と監督上の非常に不利な状況のシナリオの下9四半期の予測期間における会社のCET1自己資本比率の最低予想水準との差異に設定されると予想される。ストレス・テストに基づき予想される損失が事実上の最低自己資本要件になるため、もはや連邦準備制度理事会が対象会社の資本計画に個別に量的な異議を唱えることはない。当グループは、当グループの米国中間持株会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLCが、SCBの対象となり、連邦準備制度理事会のCCARプログラムに基づく対象会社であり続けると予想している。

これとは別に、連邦準備制度理事会は2018年6月に2018年のCCARの結果を発表し、UBSアメリカズ・ホールディングLLCの資本計画に異議を唱えなかった。

2018年6月、ボルカー・ルールを執行する5つの機関は、2013年に最終化された既存の規則に対する修正案を公表した。この修正案では、既存の規則を簡素化し、適合させるように意図されており、自己勘定取引及びカバード・ファンドに対する制限についての多くの見直しを示しており、かつ自己勘定取引禁止及びカ

バード・ファンドの活動や投資の側面を修正する可能性についての質問も示している。修正が提案通り行われる場合、修正された規則により当グループのコンプライアンス監視活動は変更を求められ、提案された取引勘定の定義に該当するカバード取引のプールが拡大する可能性がある。

BCBSが市場リスクの枠組みの見直しについて協議

2016年に最終化されたものの未だ発効していなかったバーゼル銀行監督委員会（BCBS）による市場リスク基準（トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB））についての協議が2018年6月に終了した。2016年のFRTB規則の一定の内容が、協議に基づきBCBSにより見直される可能性が高い。可能性の高い見直しは、2016年版に比べて一定の軽減をもたらす可能性がある一方で、以前強調したように市場リスクのリスク加重資産を継続的に増加させる可能性が高い。最終的な基準は、2018年末に発表される予定であり、2022年1月1日に発効すると予想される。

グローバルなサイバー・セキュリティの動向

2018年4月、スイス連邦参事会は、2018年～2022年のスイスのサイバー・リスク対策に関する国家戦略を採択した。金融セクターは非常に重要なインフラとみなされており、サイバー・セキュリティの観点からそのレジリエンスを強化するための対策を実行し、かつ国家戦略の結果として関連ある公共部門機構との協力をより強化するよう求められる。また、2018年4月、欧州中央銀行（ECB）は金融市場インフラストラクチャー（FMI）及び銀行を対象としたサイバーレジリエンスの監視要請について協議した。ECBの提案は決済・市場インフラ委員会及び証券監督者国際機構による世界的な指針に基づいており、アプローチの更なる分裂を避けることを目指しているが、単一の基準を課すのを避けている。加えて、2018年7月、英国健全性規制機関及び金融行為監督機構は、FMIのオペレーショナル・レジリエンスを向上させるためのアプローチについて、共同でディスカッション・ペーパーを公表しており、特に、取締役会及び上級役員が、主要な事業サービスに関する特定の影響下での耐性の設定、監視及び検査に重点を置くことにより、オペレーショナル・レジリエンスのよりよい基準を達成することができると予想している。これとは別に、BCBSは2018年～2019年の対策プログラムに関する2018年6月のアップデートにおいて、サイバー・リスク及びオペレーショナル・レジリエンスは依然として優先度が高いことを確認した。

IBORからの移行に関連した動向

銀行間取引金利（IBOR）指標から代替のベンチマーク金利へ移行する取り組みは、2021年以降は段階的に廃止されることを考慮して、様々な管轄区域で継続されている。ECBが主導するユーロのリスク・フリー金利のワーキング・グループは、2020年までにユーロ・オーバーナイト・インデックス・アベレージ（EONIA）に代わりうる3つのユーロのリスク・フリー金利の潜在的利点及び不利な点を評価するために、2018年6月に協議を公表した。2018年7月、国際スワップデリバティブ協会は、特定のIBORsを参照するデリバティブ契約のための新しいベンチマークのフォールバックに関連したテクニカルな問題について市場規模の協議を開始した。この協議では、IBORが永久に廃止された場合のフォールバック金利に適用される調整に関し、4つのオプションを規定している。UBSは、IBOR指標に関し重要な契約上の権利及び義務を有している。これらの動向又はその他のイニシアチブ若しくは調査によるベンチマーク金利の中止又は変更、更に、かかる変更又は中止の実施時期及び方法についての不確実性は、当グループ、当グループの顧客及びその他の市場参加者による合意についての調整、並びに当グループの制度及びプロセスに対する調整を必要とする可能性がある。

4【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。平成30年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

5【経営上の重要な契約等】

本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の中間連結財務書類に対する注記の注記16を参照のこと。

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2018年6月30日現在において判断したものである。

資本管理

ゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件及び情報

UBSは、スイス連邦銀行法に基づくシステム上関連ある銀行（SRB）と考えられ、UBSグループAG及びUBS AGは両者とも、連結ベースで、スイスSRBに適用あるバーゼル の枠組みに基づく規制に服している。

UBS AG（連結）に適用あるスイスSRBの枠組み及び要件は、UBSグループAG（連結）に適用ある同枠組み及び要件と一致しており、当該情報については、UBS AGの2017年度年次報告書（英文）（www.ubs.com/investorsの「Annual reporting」にて入手可能）の「Capital management」の項に記載されている。

UBS AGは、単体ベースでゴーイングコンサーン・ベースの要件に服している。UBS AGの単体の自己資本及びその他の規制上の情報は、2018年6月30日第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ（英文）（www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて8月7日以降入手可能）に記載されている。

下記の表では、UBS AG（連結）に関する2018年6月30日現在のリスク加重資産（RWA）及びレバレッジ比率分母（LRD）に基づく要件及び情報を記載している。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件及び情報¹

2018年6月30日現在	経過措置を含むスイスSRB				2020年1月1日以降のスイスSRB			
単位：百万スイス・フラン、 別掲されている場合を除く	RWA		LRD		RWA		LRD	
	%		%		%		%	
所要損失吸収力								
普通株式等Tier 1自己資本	9.72	24,457	2.90	26,201	10.26	25,816	3.50	31,621
内、最低自己資本	5.40	13,589	1.90	17,166	4.50	11,324	1.50	13,552
内、バッファ自己資本	4.06	10,217	1.00	9,035	5.50	13,841	2.00	18,069
内、カウンターシクリカルな バッファ ²	0.26	651			0.26	651		
最大その他Tier 1自己資本	3.40	8,556	1.10	9,938	4.30	10,821	1.50	13,552
内、高トリガーの損失吸収その他 Tier 1最低自己資本	2.60	6,543	1.10	9,938	3.50	8,808	1.50	13,552
内、高トリガーの損失吸収その他 Tier 1バッファ自己資本	0.80	2,013			0.80	2,013		
ゴーイングコンサーン・ベースの 総自己資本	13.12	33,013	4.00	36,139	14.56 ³	36,636	5.00 ³	45,173
ベース・ゴーンコンサーン・ ベースの損失吸収力 (適用ある追加額及び レポートを含む。)	7.65 ⁴	19,261	2.58 ⁴	23,309	12.30 ⁵	30,948	4.30 ⁵	38,849
ゴーンコンサーン・ベースの 総損失吸収力	7.65	19,261	2.58	23,309	12.30	30,948	4.30	38,849
総損失吸収力	20.77	52,274	6.58	59,448	26.86	67,584	9.30	84,022
適格損失吸収力								
普通株式等Tier 1自己資本	13.39	33,686	3.73	33,686	13.39	33,686	3.73	33,686
高トリガーの損失吸収その他 Tier 1自己資本 ⁶	5.36	13,477	1.49	13,477	2.84	7,138	0.79	7,138

内、高トリガーの損失吸収その他 Tier 1自己資本	2.84	7,138	0.79	7,138	2.84	7,138	0.79	7,138
内、低トリガーの損失吸収 Tier 2自己資本	2.52	6,339	0.70	6,339				
ゴーイングコンサーン・ベースの 総自己資本	18.74	47,163	5.22	47,163	16.22	40,823	4.52	40,823
ゴーンコンサーン・ベースの 損失吸収力	12.94	32,552	3.60	32,552	15.45	38,892	4.30	38,892
内、TLAC適格債務	11.57	29,123	3.22	29,123	11.57	29,123	3.22	29,123
ゴーンコンサーン・ベースの 総損失吸収力	12.94	32,552	3.60	32,552	15.45	38,892	4.30	38,892
総損失吸収力	31.68	79,715	8.82	79,715	31.68	79,715	8.82	79,715

リスク加重資産 / レバレッジ比率分母								
リスク加重資産		251,648				251,648		
レバレッジ比率分母				903,467				903,467

¹ この表には、ゴーンコンサーン・ベースの要件の最大レポートの35%に等しいレポートが含まれている。かかるレポートはFINMAが付与したものであり、2020年1月までに段階的に組み込まれる。この表には、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすために低トリガーの損失吸収その他Tier 1又はTier 2資本性商品を利用するためのレポートは含まれない。² ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率要件には、0.26%のカウンターシクリカルなバッファ要件が含まれる。³ 適用ある追加額が、リスク加重資産（RWA）について1.44%、レバレッジ比率分母（LRD）について0.5%含まれる。⁴ RWAについて0.72%及びLRDについて0.25%の適用ある追加額並びにRWAについて1.25%及びLRDについて0.42%のレポートが含まれる。⁵ RWAについて1.44%及びLRDについて0.5%の適用ある追加額並びにRWAについて2%及びLRDについて0.7%のレポートが含まれる。⁶ 未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券が含まれ、当該証券は、ゴーイングコンサーン・ベースの要件を満たす目的で、スイスSRBの枠組みの移行規則に基づき、（ ）満期償還日若しくは最初の早期償還日、又は（ ）2019年12月31日のいずれか早い方の日まで使用することができ、それより後はゴーンコンサーン・ベースの要件を満たす目的で、使用することができる。未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力としての適格を有する。ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前まで適格を有する。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報

単位：百万スイス・フラン、 別載されている場合を除く	経過措置を含む スイスSRB			2020年1月1日 以降のスイスSRB		
	2018年 6月30日現在	2018年 3月31日現在	2017年 12月31日現在 ¹	2018年 6月30日現在	2018年 3月31日現在	2017年 12月31日現在
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本						
普通株式等Tier 1自己資本	33,686 ²	33,424 ²	36,042	33,686 ²	33,424 ²	33,240
高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	7,138	6,911	2,371 ³	7,138	6,911	3,666
損失吸収その他Tier 1総自己資本	7,138	6,911	2,371	7,138	6,911	3,666
Tier 1総自己資本	40,823	40,335	38,412	40,823	40,335	36,906
低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ⁴	6,339	7,698	7,874			
Tier 2総自己資本	6,339	7,698	7,874			
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	47,163	48,033	46,286	40,823	40,335	36,906
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力 ⁵						
低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本 ⁶	2,357	2,340	1,183	2,357	2,340	1,183
Tier 1総自己資本	2,357	2,340	1,183	2,357	2,340	1,183
低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ⁴	376	365	378	6,716	8,063	8,252
非パーゼル 適格Tier 2自己資本 ⁷	696	684	689	696	684	689
Tier 2総自己資本	1,072	1,049	1,067	7,412	8,747	8,941

TLAC適格債務	29,123	26,431	27,233	29,123	26,431	27,233
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	32,552	29,819	29,483	38,892	37,517	37,357
総損失吸収力						
総損失吸収力	79,715	77,852	75,769	79,715	77,852	74,263
リスク加重資産 / レバレッジ比率分母						
リスク加重資産	251,648 ²	253,784 ²	237,456	251,648 ²	253,784 ²	236,606
レバレッジ比率分母	903,467	883,676	888,687	903,467	883,676	887,189
自己資本及び損失吸収力比率 (%)						
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	18.7	18.9	19.5	16.2	15.9	15.6
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	13.4	13.2	15.2	13.4	13.2	14.0
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率	12.9	11.7	12.4	15.5	14.8	15.8
総損失吸収力比率	31.7	30.7	31.9	31.7	30.7	31.4
レバレッジ比率 (%)						
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.2	5.4	5.2	4.5	4.6	4.2
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	3.73	3.78	4.06	3.73	3.78	3.75
ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	3.6	3.4	3.3	4.3	4.2	4.2
総損失吸収力レバレッジ比率	8.8	8.8	8.5	8.8	8.8	8.4

¹ 2017年12月31日現在について、フェーズ・イン・ベースでCET1自己資本の計算において適用された控除は80%であった。これらの影響は、2018年1月1日から段階的に完全導入される。RWA及びLRDに適用される調整項目もまた、2018年1月1日から段階的に完全導入される。² 標準的手法で取り扱われたエクスポージャーに関し、IFRS第9号における予想信用損失を適用した影響額は、当グループのCET1自己資本から全額控除されている。関連する分類及び測定方法の変更は、FINMAの検討課題書に基づいて考えられており、この検討課題書は2018年7月16日に発行される最終的なFINMAのガイダンスに取って代わられる。当グループでは、2019年1月1日までに最終的なガイダンスに関連する変更を実施すると予想している。その他の情報については、2018年6月30日第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ (英文) (www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2018年8月7日以降入手可能) に含まれる「Introduction and basis for preparation」を参照されたい。³ 高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本36億6,600万スイス・フランは、のれんに関する必要控除額12億9,600万スイス・フランにより一部相殺された。⁴ スイスSRBの枠組みの移行規則の下では、未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。⁵ ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前まで適格を有する。⁶ 関連ある資本性証券は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。⁷ 非パーゼル 適格Tier 2資本性証券は、ゴーンコンサーン・ベースの証券としての適格を有する。

UBSグループAG対UBS AG連結損失吸収力及びレバレッジ比率情報

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報 (UBSグループAG (連結) 対UBS AG (連結))

2018年6月30日現在	経過措置を含むスイスSRB			2020年1月1日以降のスイスSRB		
	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異
単位: 百万スイス・フラン、 別載されている場合を除く						
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本						
普通株式等Tier 1自己資本 ¹	33,817	33,686	132	33,817	33,686	132
高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	8,780	7,138	1,642	8,780	7,138	1,642
低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	2,359		2,359	2,359		2,359
損失吸収その他Tier 1総自己資本	11,139	7,138	4,001	11,139	7,138	4,001
Tier 1総自己資本	44,956	40,823	4,133	44,956	40,823	4,133

高トリガーの損失吸収Tier 2自己資本	434		434			
低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ²	6,339	6,339	0			
Tier 2総自己資本	6,773	6,339	434			
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	51,729	47,163	4,566	44,956	40,823	4,133

ゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力³

低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本		2,357 ⁴	(2,357)		2,357 ⁴	(2,357)
Tier 1総自己資本		2,357	(2,357)		2,357	(2,357)
低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本 ²	376	376	0	6,716	6,716	0
非バーゼル 適格Tier 2自己資本	696	696	0	696	696	0
Tier 2総自己資本	1,072	1,072	0	7,412	7,412	0
TLAC適格債務	29,123	29,123	0	29,123	29,123	0
ゴーイングコンサーン・ベースの総損失吸収力	30,195	32,552	(2,357)	36,535	38,892	(2,357)

総損失吸収力

総損失吸収力	81,924	79,715	2,209	81,491	79,715	1,776
--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------

リスク加重資産/レバレッジ比率分母

リスク加重資産 ¹	252,373	251,648	724	252,373	251,648	724
レバレッジ比率分母	902,408	903,467	(1,058)	902,408	903,467	(1,058)

自己資本及び損失吸収力比率(%)

ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	20.5	18.7	1.8	17.8	16.2	1.6
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	13.4	13.4	0.0	13.4	13.4	0.0
ゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力比率	12.0	12.9	(1.0)	14.5	15.5	(1.0)
総損失吸収力比率	32.5	31.7	0.8	32.3	31.7	0.6

レバレッジ比率(%)

ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.7	5.2	0.5	5.0	4.5	0.5
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	3.75	3.73	0.02	3.75	3.73	0.02
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	3.3	3.6	(0.3)	4.0	4.3	(0.3)
総損失吸収力レバレッジ比率	9.1	8.8	0.3	9.0	8.8	0.2

¹ 標準的手法で取り扱われたエクスポージャーに関し、IFRS第9号における予想信用損失を適用した影響額は、当グループのCET1自己資本から全額控除されている。関連する分類及び測定方法の変更は、FINMAの検討課題書に基づいて考えられており、この検討課題書は2018年7月16日に発行される最終的なFINMAのガイダンスに取って代わられる。当グループでは、2019年1月1日までに最終的なガイダンスに関連する変更を実施すると予想している。その他の情報については、2018年6月30日第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ(英文)(www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2018年8月7日以降入手可能)に含まれる「Introduction and basis for preparation」を参照されたい。² スイスSRBの枠組みの移行規則の下では、未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券は、それらの満期の5年前から開始する分割償還に服し、償還される金額はゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。³ ゴーイングコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前まで適格を有する。⁴ 関連ある資本性証券は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する。

スイスSRBに基づく普通株式等Tier 1自己資本に対するIFRS資本の調整(UBSグループAG(連結)対UBS AG(連結))

2018年6月30日現在

単位: 百万スイス・フラン	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異
IFRS資本合計	50,834	50,021	813

優先証券保有者及びその他非支配株主持分に 帰属する持分	(60)	(60)	0
確定給付制度	(61)	(61)	0
税務上の繰越欠損金として認識された 繰延税金資産	(6,113)	(6,113)	0
一時差異に関する繰延税金資産、基準値超過分	(289)	(252)	(38)
のれん、税引後	(6,508)	(6,508)	0
無形資産、税引後	(176)	(176)	0
報酬関連構成要素（純利益に認識されない分。）	(1,805)		(1,805)
引当金を除く先進的内部格付ポートフォリオに係る予想損失	(397)	(397)	0
キャッシュ・フロー・ヘッジからの未実現（利益）/ 損失、税引後	264	264	0
公正価値での測定を指定された金融負債に係る 未実現の自己の信用、税引後、及び再調達価額	(319)	(319)	0
ブルーデンス評価調整	(120)	(120)	0
その他 ¹	(1,432)	(2,593)	1,161
普通株式等Tier 1自己資本合計	33,817	33,686	132

¹ 当期株主に対する配当及びその他の項目に係る見越計上を含む。

2020年1月1日以降適用あるスイスSRB規則に基づく総損失吸収力及びレバレッジ比率情報

2018年6月30日現在、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を41億スイス・フラン下回った。これは、その他Tier 1（AT1）自己資本が40億スイス・フラン下回り、普通株式等Tier 1（CET1）自己資本も1億スイス・フラン下回ったことを反映している。ゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力は、24億スイス・フラン上回ったが、これは低トリガーの損失吸収AT1自己資本が24億スイス・フラン上回ったことに起因する。

UBS AG（連結）のCET1自己資本は、UBSグループAG（連結）のCET1自己資本を1億スイス・フラン下回った。これは主に、UBS AG（連結）の資本が下回ったことに加え、UBS AGレベルで未払配当額が上回ったことに起因する。これらの影響の大部分は、UBSグループAG（連結）レベルでのみ反映されている報酬に関連する規制上の資本項目に関する控除額により相殺された。

UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本は、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本を40億スイス・フラン下回り、これは、UBSグループAGの直接子会社であるUBSグループ・ファンディング（スイス）AGが発行したAT1自己資本証券及び2014年から2017年の業績年度について適格従業員に付与された繰延条件付資本制度報奨に関連している。

ゴーイングコンサーン・ベースの低トリガーのAT1自己資本における24億スイス・フランの差異は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後にUBS AGが発行したためゴーイングコンサーン・ベースの自己資本の中では認識されないがゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力としての適格を有する資本証券に関連している。UBSグループAGによる低トリガーのAT1自己資本の発行は、全て、新しいスイスSRBの枠組みの実施前に行われたため、ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本としての適格を有する。

従業員報酬制度に関連したUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の自己資本の差異は、UBS AG及びその子会社の従業員が対象となるサービスを遂行し、当該サービスが結果的にUBS AG及びその子会社の勘定に計上される限度において、逆になる。かかる逆転は、通常、従業員報酬制度のサービス期間に亘り発生する。

レバレッジ比率の枠組みは、UBS AG（連結）とUBSグループAG（連結）で一致している。2018年6月30日現在、UBSグループAG（連結）に関するゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、UBSグループAG（連結）よりも0.5パーセント・ポイント下回った。これは主に、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本が41億スイス・フラン下回ったことによる。

リスク管理及び統制

UBS AG（連結）のリスク・プロフィール

UBS AG（連結）のリスク・プロフィールとUBSグループAG（連結）のそれとの間に大きな差異はなく、本書に記載されるUBSグループ（連結）に関するリスク情報は、UBS AG（連結）にも等しく該当する。

UBS AG (連結) の信用リスク・プロフィールとUBSグループAG (連結) のそれとの間には、主にUBS AG及びUBSスイスAGのUBSグループAGに対する債権に関連する差異が生じている。当該債権により、2018年6月30日現在、UBS AG (連結) のバンキング商品エクスポージャー合計は、UBSグループのエクスポージャーと比較して23億スイス・フラン(0.5%) (2018年3月31日現在は24億スイス・フラン(0.5%)) 高くなっている。

下記「UBSグループの業績」、「貸借対照表、流動性及び資金調達管理」、「資本管理」及び「リスク管理及び統制」に記載される情報は、UBS AG (連結ベース) の情報ではなく、UBSグループAG (連結ベース) の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報(連結ベース)はUBSグループAG (連結ベース) の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG (連結ベース) とUBS AG (連結ベース) との間における、主要な財務及び資本情報の差異については、上記「1 業績等の概要」に含まれる「UBSグループAG (連結) とUBS AG (連結) の比較」を参照されたい。

UBSグループの業績

業績：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

税引前利益は、1億7,700万スイス・フラン(12%)増加し、16億7,900万スイス・フランであった。これは、営業収益の増加を反映しているが、営業費用の増加により一部相殺された。営業収益は、2億8,500万スイス・フラン(4%)増加した。これは主に、受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益が2億9,900万スイス・フラン増加したことを反映したものであった。営業費用は、1億800万スイス・フラン(2%)増加した。これは、人件費が4,500万スイス・フラン増加し、償却費が3,500万スイス・フラン増加したことを主因としていた。

当グループは、国際財務報告基準(IFRS)に基づく業績報告に加え、当グループの事業に関する基礎的な業績を表すものではないと経営陣が判断する項目を除いた調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会(SEC)規則により定義される非GAAP財務指標である。2017年度末に当グループの21億スイス・フランのコスト削減プログラム(本書においてこれを当グループの「レガシー・コスト・プログラム」と称する。)が完了した後、当グループでは、レガシー・コスト・プログラムに関連して発生した残余リストラクチャリング費用及び新しいリストラクチャリングのイニシアチブに関連する費用が、2018年通年では約5億スイス・フラン、2019年には約2億スイス・フラン計上されると予想している。

2018年第2四半期の調整後の業績を決定する上で、為替差損純額1,500万スイス・フラン並びにレガシー・コスト・プログラム及び新しいリストラクチャリングのイニシアチブに関連した1億1,400万スイス・フランのリストラクチャリング費用純額は除かれている。2017年第2四半期については、IHSマーケットに対する当グループの残存する投資の売却益1億700万スイス・フラン、為替差損純額2,200万スイス・フラン及びリストラクチャリング費用純額2億5,800万スイス・フランは除かれている。

かかる調整後ベースでは、2018年第2四半期の税引前利益は、1億3,300万スイス・フラン(8%)増加し、18億800万スイス・フランであった。これは、営業収益が3億8,500万スイス・フラン(5%)増加したことに起因するが、営業費用が2億5,200万スイス・フラン(5%)増加したことにより一部相殺された。米ドル建てでは、調整後の税引前利益は6%増加した。

営業収益：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

営業収益合計は、2億8,500万スイス・フラン(4%)増加し、75億5,400万スイス・フランであった。調整後ベースでは、営業収益合計は、3億8,500万スイス・フラン(5%)増加し、75億6,900万スイス・フランであった。これは主に、受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益が2億9,900万スイス・フラン増加したこと並びに受取報酬及び手数料純額が8,200万スイス・フラン増加したことを反映したものであった。

受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益

受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益の合計は、2億9,900万スイス・フラン増加し、31億7,200万スイス・フランであった。これは主に、インベストメント・バンク及びグ

ローバル・ウェルス・マネジメントにおける増加に起因していたが、コーポレート・センターにおける減少により一部相殺された。

グローバル・ウェルス・マネジメント

グローバル・ウェルス・マネジメントにおいては、受取利息純額は、9,500万スイス・フラン増加し、10億8,100万スイス・フランであった。これは主に、預金に関する純利息マージンの増加及び貸出金残高の増加によるものであった。これは、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）からの資金業務関連収益の配分額の減少により一部相殺された。

外国為替及びその他の仲介業務からの取引ベース収益は、3,600万スイス・フラン減少し、2億3,400万スイス・フランであった。これは主に、債券からの収益の減少によるものであった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキングにおいては、受取利息純額は、1,600万スイス・フラン減少し、5億900万スイス・フランであった。これは主に、コーポレート・センター - グループALMからの資金業務関連収益の配分額の減少によるものであったが、預金の収益の増加により一部相殺された。

外国為替及びその他の仲介業務からの取引ベース収益は、600万スイス・フラン増加し、9,700万スイス・フランであった。これは主に、外国為替取引からの純収益の増加によるものであった。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクにおいては、受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益は、2億9,200万スイス・フラン増加した。これは、顧客活動水準の上昇及びトレーディング業績の改善を反映して、全ての商品で収益が増加したことに主に起因する、インベスター・クライアント・サービス、特に、外国為替、金利及びクレジット部門における3億100万スイス・フランの増加を主因とするものであった。また、この結果には、UBS金利連動社債を評価するのに使用した資金調達カーブの可観測性の向上及び評価の見直しに起因して、以前繰り延べられたDay1利益で主に構成される約1億スイス・フランの純収益が認識されたことが含まれていた。更に、受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益は、顧客活動の活発化に起因して、株式部門、特にデリバティブ業務及び金融サービス業務において増加した。コーポレート・クライアント・ソリューションにおける受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益は、ほぼ横ばいの2億5,400万スイス・フランであった。

コーポレート・センター

コーポレート・センターにおいては、受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益は、4,400万スイス・フラン減少した。これは、グループALMの無担保資金調達ポートフォリオにおいて純支払利息が増加したことを主因として、グループALMにおいて1億300万スイス・フラン減少したことを反映していた。加えて、コーポレート・センター - サービスにおいては、コーポレート・センター - サービスの貸借対照表上の資産に関連した資金調達費用の増加及びグループALMからの資金業務関連収益の配分額の減少を主因として、4,800万スイス・フラン減少した。これは、以前は償却費で測定されていたが、IFRS第9号が適用された2018年1月1日以降、損益を通じて公正価値で測定されるようになったオークション優先株の評価益が2018年第2四半期に含まれていたことを主因として、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて1億600万スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、前年同期の42億9,500万スイス・フランに対し、43億7,700万スイス・フランであった。

投資信託報酬並びにポートフォリオの運用及びそれに関連した業務に関する報酬は、グローバル・ウェルス・マネジメントを中心に、2億1,700万スイス・フラン増加し、31億1,500万スイス・フランであった。これは、平均投資資産の増加及び運用委託契約の浸透率の上昇を主因としていた。これらの要因は、2017年におけるクロスボーダーの資金流出の影響により一部相殺された。

仲介報酬純額は、3,600万スイス・フラン増加し、8億200万スイス・フランであった。これは、顧客活動の改善に起因するインベストメント・バンクにおける増加を主に反映していたが、グローバル・ウェルス・マネジメントにおける減少により一部相殺された。

引受報酬は、インベストメント・バンクにおける株式引受報酬の減少を主因として、9,100万スイス・フラン減少し、1億8,300万スイス・フランであった。

その他の支払報酬及び手数料は、2017年第4四半期にアセット・マネジメントのファンド管理事業を売却するまでは営業費用として報告されていたファンド管理費用が含まれていたことを主因として、アセット・マネジメントを中心に、7,200万スイス・フラン増加し、3億4,200万スイス・フランであった。

その他の収益

その他の収益は、前年同期の1億4,700万スイス・フランに対し、3,400万スイス・フランであった。2018年第2四半期には、メキシコの銀行子会社を処分したことに関連した1,500万スイス・フランの為替差損純額が含まれていた。前年同期には、IHSマーケットに対する当グループの残存する投資の売却益1億700万スイス・フラン及び為替差損純額2,200万スイス・フランが含まれていた。これらの項目を除くと、調整後のその他の収益は、1,300万スイス・フラン減少した。

貸倒引当金繰入額/戻入額

当グループでは2018年1月1日から発効するIFRS第9号「金融商品」を適用した。IFRS第9号では、将来を考慮した予想信用損失（ECL）のアプローチを導入している。このアプローチは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の金融商品を対象とした発生損失減損アプローチ並びにIAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」の金融保証及びローン・コミットメントを対象とした損失引当金アプローチよりも早期にECL減損アプローチに基づき信用損失を認識するよう意図されている。

正味貸倒引当金繰入額合計は、2018年第2四半期に2,800万スイス・フランであった。これは、パーソナル&コーポレート・バンキング並びにそれより程度は下回るもののインベストメント・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントを中心にしたステージ1及び2の正味予想信用損失2,100万スイス・フラン、並びにパーソナル&コーポレート・バンキングを中心にした信用減損された（ステージ3）ポジションに関連した純損失700万スイス・フランを反映したものであった。

営業費用：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

営業費用合計は、1億800万スイス・フラン（2%）増加し、58億7,500万スイス・フランであった。レガシー・コスト・プログラム及び新しいリストラクチャリングのイニシアチブに関連したリストラクチャリング費用純額1億1,400万スイス・フラン（2017年第2四半期は2億5,800万スイス・フラン）を除くと、調整後の営業費用合計は2億5,200万スイス・フラン（5%）増加し、57億6,100万スイス・フランであった。

人件費

人件費は、報告ベースでは、4,500万スイス・フラン増加し、40億5,900万スイス・フランであり、調整後ベースでは、9,900万スイス・フラン増加し、39億9,600万スイス・フランであった。これは、支払給与が、特定の活動及び人員を第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターに継続して内部委託したことを主因として主にコーポレート・センター・サービスで増加したことに加え、グローバル・ウェルス・マネジメントでも増加したことを主因としていた。加えて、外注費用も増加した。これらの増加は、変動報酬の減少により一部相殺された。

一般管理費

一般管理費は、2,800万スイス・フラン増加し、15億1,600万スイス・フランであった。これは主に、訴訟、規制上及び類似の問題に対する費用純額が1億2,200万スイス・フラン増加したことによるものであったが、その大部分がリストラクチャリング費用が9,200万スイス・フラン減少したことにより相殺された。2018年第2四半期には、過年度に係る4,500万スイス・フランの英国銀行税還付金（2017年第2四半期には、4,600万スイス・フランの還付金）が含まれていた。

調整後ベースでは、一般管理費は、1億2,000万スイス・フラン増加し、14億6,700万スイス・フランであった。これは主に、前述した訴訟、規制上及び類似の問題に対する費用純額の増加、並びにIT及びその他の機器の使用料及び維持管理費の3,100万スイス・フランの増加によるものであったが、グローバル・ウェルス・マネジメントを中心にした付加価値税の見越計上の戻入に関連した3,000万スイス・フランの貸方計上により一部相殺された。

当グループは、予見可能な将来についても金融業界が依然として訴訟、規制上及び類似の問題に関連する費用が増加する環境に置かれ、また、当グループも依然として多数の重大な請求及び規制事項の対象になると考えている。当該事項の結果、解決する時期、及び解決することにより当グループの将来の事業、財務成績又は財政状態が受ける潜在的な影響を予測するのは極めて困難である。

減価償却費、償却費及び減損

有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費、償却費及び減損は、資産計上された自己創設ソフトウェアに関する費用の増加を主因として、前年同期の2億4,900万スイス・フランに対し、2億8,400万スイス・フランであった。この増加は、直近12ヶ月に稼働していた新規開発ソフトウェアに起因していた。

税金費用：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

当グループでは、2017年第2四半期に3億2,700万スイス・フランの法人所得税費用を計上したのに対し、2018年第2四半期に3億9,400万スイス・フランの法人所得税費用を計上した。

繰延税金費用は、前年同期の1億3,300万スイス・フランに対し、1億9,800万スイス・フランであり、当該四半期の所得との相殺を反映するための、税務上の繰越欠損金及び控除可能な一時差異に関連して過去に認識された繰延税金資産(DTAs)の償却に主に関連していた。

当期税金費用純額は、前年同期の1億9,400万スイス・フランに対し、1億9,600万スイス・フランであり、主に、UBSスイスAG及びUBSグループ内のその他の法人の課税所得に関連していた。これには、2017年第4四半期に施行された税制改革法(TCJA)の一環として導入された米国の税源浸食防止税(BEAT)に関し、2018年第1四半期に見込計上された費用の戻入に関連した1,300万スイス・フランの利益が含まれていた。新しい法律の適用を継続的に評価した後、当グループではBEATに係る重大な費用を2018年及び予見可能な将来に予定していないため、当該見込計上は2018年第2四半期に振り戻された。

TCJAに含まれていた米国連邦法人税率の35%から21%への引き下げ、並びに当グループの7年利益予測期間の終了日と当グループの米国税務上の繰越欠損金の期限との間の期間短縮が行われた後、当グループは米国DTAsを再測定するアプローチ及び当グループの損益計算書上で繰延税金を認識する時期の見直しを行っている。この見直しは継続しており、本年の後半に作成される法人事業計画に一部依拠する予定であり、当該見直しにより、当グループでは2018年第4四半期にスイス及び米国においてDTAsを再測定する予定である。

当グループは、2018年通年の税率について、DTAsの再測定の影響及び当グループがDTAsを再測定する方法を変更することによる影響を除くと、約25%になると予想している。

株主に帰属する包括利益合計：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

株主に帰属する包括利益合計は、前年同期の8,900万スイス・フランに対して、23億4,300万スイス・フランであった。株主に帰属する純利益は、前年同期の11億7,400万スイス・フランに対して、12億8,400万スイス・フランであり、株主に帰属するその他の包括利益(OCI)は、前年同期のマイナス10億8,600万スイス・フランに対して、プラス10億6,000万スイス・フランであった。

2018年第2四半期の為替換算に関するOCIは、プラス7億4,700万スイス・フランであった。これは主に、スイス・フランに対する米ドル高によるものであった。前年同期の為替換算に関するOCIは、マイナス9億7,100万スイス・フランであった。

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己の信用に関連するOCIは、前年同期のマイナス7,300万スイス・フランに対し、プラス2億4,800万スイス・フランであり、これは主に、当該四半期中の30年非劣後無担保社債の発行に際し、当グループの自己の信用調整(OCA)カーブの可観測性が向上したことを反映したものであった。

確定給付制度に関するOCIは、前年同期の1億800万スイス・フランに対し、2億4,400万スイス・フランであった。当グループでは、スイス以外の年金制度に関する税引前OCI利益純額を2億6,800万スイス・フラン計上したが、これは主に、適用ある割引率の引き上げを主因として、確定給付債務の再測定からのOCI利益2億1,800万スイス・フランを計上した英国の確定給付制度によるものであった。スイスの年金制度に関する税引前OCI損失純額は、2,800万スイス・フランであった。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、2018年第2四半期にマイナス1億6,100万スイス・フランであった。これは主に、米ドル長期金利の上昇から生じたヘッジ手段のデリバティブに係る未実現損失の増

加を反映したものであった。2017年第2四半期には、キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、マイナス3,500万スイス・フランであった。

OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に関連するOCIは、前年同期のマイナス1億1,500万スイス・フランに対して、マイナス1,800万スイス・フランであり、各長期金利の上昇後の未実現損失純額を反映していた。

金利動向感応度

2018年6月30日現在、当グループは、金利曲線が+100ベース・ポイント平行移動することにより、グローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングにおいて年間の受取利息純額が合計で約6億スイス・フラン増加すると見積もっている。この増加分のうち、約2億スイス・フランが米ドル金利の変動によるものとされる。

金利曲線のかかる移動が株主資本に即時に及ぼす影響は、OCIで認識される約19億スイス・フランの減少となり、そのうち、約14億スイス・フランが米ドル金利の変動によるものとされる。この株主資本に対する影響の大半は、規制資本を算出する目的では認識されないキャッシュ・フロー・ヘッジのOCIに関連しているため、規制資本に対する即時の影響は、約2億スイス・フランの減少となる。これは、OCIを通じて公正価値で測定される負債性商品からの影響に主に関連していたが、年金基金資産及び負債からのプラスの影響により一部相殺された。

前述した見積りは、全通貨で同様であり、かつ、当グループのバンキング勘定及びOCIを通じて公正価値で測定される金融資産に適用されるインプライド・フォワード・レートに関連する、金利の即時上昇に基づいている。更に、当該見積りは、貸借対照表の規模及び構造に変動がないこと、外国為替レートが一定であること並びに特定の管理活動が存在しないことを前提としている。

主要数値及び従業員

有形資本利益率：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

年率換算の有形資本利益率（RoTE）は、前年同期に10.3%であったのに対し、11.6%であった。繰延税金費用/便益及びDTAsを除く年率換算の調整後のRoTEは、前年同期に15.9%であったのに対し、16.7%であった。

費用対収益比率：2018年第2四半期と2017年第2四半期の比較

費用対収益比率は、前年同期の78.8%に対して、77.5%であった。調整後ベースでは、費用対収益比率は、前年同期の76.2%に対して75.8%であった。

普通株式等Tier 1自己資本比率：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

当グループの普通株式等Tier 1（CET1）自己資本比率は、0.3パーセント・ポイント上昇して13.4%であった。これは、CET1自己資本の7億スイス・フランの増加及びリスク加重資産（RWA）の14億スイス・フランの減少を反映していた。

リスク加重資産：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

2018年第2四半期中、RWAは、14億スイス・フラン減少し、2,524億スイス・フランであった。これは、資産規模及びその他の動向による70億スイス・フランの減少を反映したものであったが、モデルの更新に起因する25億スイス・フラン、為替効果に関連した18億スイス・フランの増加及び規制の追加に係る10億スイス・フラン並びに方法論及び方針の変更に係る3億スイス・フランにより一部相殺された。

普通株式等Tier 1レバレッジ比率：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

当グループのCET1レバレッジ比率は、2018年第2四半期に3.76%から3.75%に低下した。これは、レバレッジ比率分母（LRD）の200億スイス・フランの増加を反映したものであったが、前述したCET1自己資本の増加により一部相殺された。

ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

2018年6月30日現在の当グループのゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、5.0%で安定していた。これは、ゴーイングコンサーン・ベースの資本の9億スイス・フランの増加を反映したものであったが、前述したLRDの200億スイス・フランの増加により一部相殺された。

レバレッジ比率分母：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

2018年第2四半期中、LRDは、200億スイス・フラン増加して、9,020億スイス・フランであった。この増加は、為替効果120億スイス・フラン並びに資産規模及びその他の動向80億スイス・フランによるものであった。

新規純資金及び投資資産

経営陣による新規純資金及び投資資産の検討及び分析については、上記「1 業績等の概要」の項に記載されている。

従業員：2018年第2四半期と2018年第1四半期の比較

2018年6月30日現在の当グループの従業員数は、2018年3月31日現在から1,147名増加して、63,684名となった。コーポレート・センター・サービスの従業員数は、主にグループ・テクノロジーに関連して、特定の活動を第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターに継続して内部委託したことに関連した従業員水準の上昇を主因として、1,215名増加した。

業績：2018年上半期と2017年上半期の比較

税引前利益は、4億6,000万スイス・フラン（14%）増加し、36億5,200万スイス・フランであった。営業収益は、4億5,100万スイス・フラン（3%）増加した。これは主に、受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益の3億7,300万スイス・フランの増加並びに受取報酬及び手数料純額の2億200万スイス・フランの増加を反映していたが、その他の収益の1億1,600万スイス・フランの減少により一部相殺された。営業費用は、ほぼ横ばいの116億スイス・フランであったが、これは主に、一般管理費の5,400万スイス・フランの減少のほぼ全てが償却費の5,100万スイス・フランの増加により相殺されたことによるものであった。人件費は、ほぼ横ばいの80億7,300万スイス・フランであった。これは、当グループのスイスの年金制度の変更に関連した2億2,500万スイス・フランの利益のほぼ全てが、前述した通り特定の活動及び人員を第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターに内部委託したことを主因としてコーポレート・センター・サービスを中心に支払給与、外注費用及び社会保障費用が増加したこと、並びに、グローバル・ウェルス・マネジメントにおいても当該費用が増加したことにより相殺されたためである。

調整後ベースの税引前利益は、7,500万スイス・フラン（2%）増加した。これは、営業収益の増加の大部分が、営業費用の増加により相殺されたことを反映していた。

調整後の営業収益は、5億5,100万スイス・フラン（4%）増加した。これは、受取利息純額及び金融商品に関する公正価値の変動からのその他の純収益の3億7,300万スイス・フランの増加を主因としており、この増加は主に、インベスト・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおける増加を反映していたが、コーポレート・センターにおける減少により一部相殺された。加えて、受取報酬及び手数料純額は2億200万スイス・フラン増加した。これは主に、投資信託報酬並びにポートフォリオの運用及びそれに関連した業務に関する報酬がグローバル・ウェルス・マネジメントを中心に4億600万スイス・フラン増加したことに加え、仲介報酬純額が6,200万スイス・フラン増加したことによるものであった。これらの増加は、インベスト・バンクで株式引受報酬が減少したことを主に反映して、引受報酬が1億4,500万スイス・フラン減少したこと、並びにアセット・マネジメントを中心に、2017年第4四半期にアセット・マネジメントのファンド管理事業を売却するまでは営業費用として報告されていたファンド管理費用が含まれていたことを主因として、その他の支払報酬及び手数料が1億2,500万スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。

調整後の営業費用は、4億7,600万スイス・フラン（4%）増加した。これは、支払給与及び外注費用の増加を主に反映して、調整後の人件費が3億3,000万スイス・フラン増加したことを主因としたものであった。加えて、調整後の一般管理費は、9,700万スイス・フラン増加した。これは、訴訟、規制上及び類似の

問題に対する費用純額が増加し、かつ調整後の償却費が5,200万スイス・フラン増加したことを主因としていた。

見通し

継続する地政学的緊張及び高まる保護貿易主義が投資家の信用を弱め、脅威であり続けているが、世界的な経済成長の見通しは引き続き市場を支援する要因をもたらしている。当グループでは引き続き、米ドル金利が緩やかに上昇し、かかる上昇は、マージンの圧縮にも拘わらず、グローバル・ウェルス・マネジメントにおいて受取利息純額を支えたと予想している。

第3四半期の典型的な季節的要因に加え、通常は顧客活動を消極的にさせる市場のボラティリティが鈍い状態が続いている。規制上の資金調達要件及び流動性要件を遵守するために発行された長期債務及び資本商品に関連した資金調達費用は、前年より増加する見通しであるが、第2四半期と比べるとほぼ横ばいになると考える。

当該年度の上半期同様、当グループの多角的事業モデルは、当グループの戦略的及び財務上の目標の達成に向けて当グループが継続して前進するのを支援すると考える。

貸借対照表、流動性及び資金調達管理

戦略、目的及びガバナンス

本項では、貸借対照表、流動性及び資金調達管理情報を記載するが、これは、当グループの流動性及び資金調達管理に関する戦略、目的及びガバナンスについてより詳細に記載している当グループの2017年度年次報告書（英文）の「Treasury management」の項と合わせて読まれるべきである。

本項において開示された残高は、別段の表示がない限り、四半期末現在のものである。四半期中の残高は通常の業務過程において変動するため、四半期末現在のポジションと異なる場合がある。

IFRS第9号の適用

2018年1月1日以降、当グループはIFRS第9号「金融商品」を適用した。IFRS第9号を適用することにより、特定の金融商品の分類及び測定方法が変更になり、かかる変更は、2018年1月1日から将来に向かって適用されている。

資産及び流動性管理

貸借対照表上の資産（2018年6月30日現在と2018年3月31日現在の比較）

2018年6月30日現在の貸借対照表上の資産は、2018年3月31日現在から250億スイス・フラン増加し、合計9,440億スイス・フランであった。デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金を除く資産合計は、現金及び中央銀行預け金並びにトレーディング・ポートフォリオ資産の増加を主に反映して、160億スイス・フラン増加し、7,980億スイス・フランであった。為替効果を除くと、デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金を除く資産合計は60億スイス・フラン増加した。

現金及び中央銀行預け金は、90億スイス・フラン増加した。これは主に、事業部門による資金調達の消費高に影響した顧客主導の活動から生じたものであった。デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金は、顧客主導の増加及び外国為替契約に関連した公正価値の変動を主に反映して、インベストメント・バンクの外国為替、金利及びクレジット部門を中心に、90億スイス・フラン増加した。トレーディング・ポートフォリオ資産は、インベストメント・バンクの顧客活動の活発化を主に反映して、70億スイス・フラン増加した。貸付資産は、為替効果を主因として、グローバル・ウェルス・マネジメントを中心に、40億スイス・フラン増加した。

これらの増加は、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）内で保有される適格流動資産（HQLA）ポートフォリオのリバランシングを主に反映して、償却原価及び公正価値で計上されるその他の金融資産が30億スイス・フラン減少したことにより一部相殺された。ブローカレッジ債権は、インベストメント・バンクの株式業務を中心に、20億スイス・フラン減少した。償却原価で計上される有価証券

ファイナンス取引による債権は、10億スイス・フラン減少した。これは、インベストメント・バンクにおける顧客主導の減少の大部分が、HQLAのリバランシング及び為替効果を主因とするコーポレート・センター・グループALMにおける増加により相殺されたことによる。

ユニットリンク投資契約に関する非金融資産及び金融資産は、ほぼ横ばいであった。

流動性カバレッジ比率

2018年第2四半期に、当グループの流動性カバレッジ比率(LCR)は、8パーセント・ポイント上昇して、144%となり、FINMAにより通達された当グループの最低LCRである110%を依然として上回った。LCRのこの上昇は、有担保ファイナンス取引、預金及び貸出金に主に関連した純資金流出の減少を主因としていた。これらの影響は、米国の流動性ストレス・テストの規制要件に起因するUBS AGの米国支店における譲渡制限の下での資産増加を主因とする適格HQLAの減少により一部相殺された。

負債及び資金調達管理

負債(2018年6月30日現在と2018年3月31日現在の比較)

2018年6月30日現在の負債合計は、2018年3月31日現在の8,680億スイス・フランから8,940億スイス・フランに増加した。

デリバティブ及びデリバティブに係る受入担保金は、前述したデリバティブの金融資産及び差入担保金の増加に沿って、100億スイス・フラン増加した。既発の長期債は、インベストメント・バンク内の公正価値での測定を指定された既発の債券における顧客主導の増加及び為替効果を主因として、50億スイス・フラン増加した。償却原価で測定された既発の長期債は、ほぼ横ばいであった。これは、総損失吸収力(TLAC)に寄与する20億スイス・フラン相当のユーロ建非劣後無担保債並びに40億スイス・フラン相当のユーロ建及び米ドル建非劣後無担保債の発行が、50億スイス・フラン相当のユーロ建、英ポンド建及び米ドル建非劣後無担保債の満期到来並びに10億スイス・フラン相当の米ドル建Tier 2資本性証券の償還により相殺されたことによる。顧客預金は、為替効果を主因として、50億スイス・フラン増加した。ブローカレッジ債務は、インベストメント・バンクの株式業務を中心に、30億スイス・フラン増加した。償却原価及び公正価値で計上されるその他の金融負債は、インベストメント・バンクを中心に、30億スイス・フラン増加した。

トレーディング・ポートフォリオ負債は、外国為替、金利及びクレジット業務における顧客主導の減少を主に反映して、30億スイス・フラン減少した。

短期借入金、有価証券ファイナンス取引による債務及びその他の非金融負債は、ほぼ横ばいであった。

資本

2018年6月30日現在の株主に帰属する持分は、2018年3月31日現在の512億4,300万スイス・フランから507億7,400万スイス・フランに減少した。

株主に帰属する包括利益合計は、23億4,300万スイス・フランであった。これは、純利益12億8,400万スイス・フラン及びその他の包括利益(OCI)10億6,000万スイス・フランを反映している。OCIには、為替換算に関するOCI7億4,700万スイス・フラン、当該四半期中の30年非劣後無担保社債の発行に際し、当グループの自己の信用調整(OCA)カーブの可観測性が向上したことを主に反映した自己の信用に関連するOCI2億4,800万スイス・フラン、及び確定給付制度に関するOCI2億4,400万スイス・フランが含まれていた。これらの影響は、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するマイナスのOCI1億6,100万スイス・フラン及び公正価値で計上される負債性商品に関連するマイナスのOCI1,800万スイス・フランにより一部相殺された。

資本剰余金は、23億200万スイス・フラン減少した。これは、UBSグループAGの資本準備金からの株主に対する24億4,400万スイス・フランの分配を主因としていたが、繰延株式報酬の償却により資本剰余金が1億5,700万スイス・フラン増加したことにより一部相殺されている。

自己株式に係る正味の活動により、株主に帰属する持分は5億1,200万スイス・フラン減少した。その内、5億5,000万スイス・フランが、2018年1月に発表された株式買戻しプログラムによる買戻しに関連していた。

正味安定調達比率

2018年6月30日現在の当グループのプロフォーマ正味安定調達比率(NSFR)の見積りは、2018年3月31日現在から変わらず、107%であった。これは、預金の増加及び新規発行を主因とする利用可能な安定調達の

90億スイス・フランの増加が、トレーディング資産及び貸出金の増加を主因とする所要安定調達の100億スイス・フランの増加により相殺されたことによる。

当グループのプロフォーマNSFRの計算には、バーゼル銀行監督委員会の規則による影響の見積りが含まれ、スイスにおけるNSFR規則の完成、規制上の解釈の変更並びに新モデル及び関連制度の改善に伴い見直される。

資本管理

本項は報告期間中における主要な動向について記載しており、かかる内容は当グループの資本管理に関する戦略、目的及びガバナンスについてより詳細に記載している当グループの2017年度年次報告書（英文）の「Capital management」の項と合わせて読まれるべきである。本項における開示情報は、UBSグループAGの連結ベースについて記載しており、スイスのシステム上関連ある銀行（SRB）として適用あるバーゼル の枠組みに基づく情報に焦点を当てている。

バーゼル銀行監督委員会の枠組みに沿ったUBSグループAG（連結ベース）についての情報並びにUBS AG（単体ベース）、UBSスイスAG（単体ベース）、UBSリミテッド（単体ベース）及びUBSアメリカズ・ホールディングLLC（連結ベース）についての資本及びその他の規制上の情報は、2018年6月30日第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ（英文）（www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2018年8月7日以降入手可能）に記載されている。

UBS AG（連結ベース）についての資本及びその他の規制上の情報については、本書及びUBS AGの2018年度第2四半期財務報告書（英文）（www.ubs.com/investorsの「Quarterly reporting」にて2018年7月27日以降入手可能）に記載されている。

スイスSRBの要件及び情報

スイスSRBの自己資本の枠組み及び2019年度末までに段階的に導入されつつあるスイスSRBのゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件に関する情報については、当グループの2017年度年次報告書（英文）（www.ubs.com/investorsの「Annual reporting」にて入手可能）の「Capital management」の項に記載されている。これらの要件は、UBS AG（連結ベース）及びUBSスイスAG（単体ベース）にも適用される。UBS AGは、単体ベースでゴーイングコンサーン・ベースの要件に服しており、これに関する情報は、2017年12月31日第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ（英文）（www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて入手可能）並びに2018年6月30日第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ（英文）（www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2018年8月7日以降入手可能）に記載されている。

総損失吸収力

スイスSRBのゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報のうち、普通株式等Tier 1（CET1）自己資本、RWA及びLRDについては、2018年1月1日以降、バーゼル銀行監督委員会が要求する調整項目が全て段階的に導入されているため、経過措置に基づく情報と2020年1月1日以降の最終規則に基づく情報が同一である。経過措置を含むスイスSRBに基づく情報と2020年1月1日以降のスイスSRBに基づく情報との間の残存する差異は、スイスSRBに適用あるスイスの自己資本に関する規則の大きすぎて潰せない条項により規定される証券の適格性に全て関連しており、かかる情報は、当グループの2017年度年次報告書（英文）の「Capital management」の「Swiss SRB total loss-absorbing capacity framework」の項に記載されている。

2020年1月1日以降適用あるスイスSRB規則に基づく総損失吸収力及び変動

ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本及び変動

2018年6月30日現在の当グループのCET1自己資本は、7億スイス・フラン増加し、338億スイス・フランであった。これは、税引前営業利益を主因としていたが、株主に対する投資利益の見越計上額及び当グルー

プの株式買戻しプログラムにより一部相殺された。2018年6月30日現在の当グループの損失吸収その他Tier 1(AT1)自己資本は、3億スイス・フラン増加し、111億スイス・フランであった。

ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力及び変動

当グループのゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力は、14億スイス・フラン増加し、365億スイス・フランであった。これは主に、21億スイス・フラン相当のユーロ建総損失吸収力(TLAC)適格非劣後無担保債の発行及び為替効果に起因する7億スイス・フランによるものであったが、14億スイス・フラン相当の米ドル建低トリガーTier 2資本性証券の早期償還から生じた減少により一部相殺された。

損失吸収力及びレバレッジ比率

当グループのCET1自己資本比率は、0.3パーセント・ポイント上昇し、13.4%であった。これは、CET1自己資本の7億スイス・フランの増加及びRWAの14億スイス・フランの減少を反映したものであった。

当グループのCET1レバレッジ比率は、2018年第2四半期に3.76%から3.75%に低下した。これは、LRDの200億スイス・フランの増加を反映したものであったが、前述したCET1自己資本の増加により一部相殺された。

当グループのゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率は、0.6パーセント・ポイント上昇し、14.5%であった。これは、ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力及び前述したRWAの減少を主因としていた。当グループのゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、4.0%で安定していた。これは、ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力の増加がLRDの増加により相殺されたためであった。

リスク加重資産

2018年第2四半期中、リスク加重資産(RWA)は、14億スイス・フラン減少し、2,524億スイス・フランであった。これは、資産規模及びその他の動向に係る70億スイス・フランの減少を反映しているが、モデルの更新に係る25億スイス・フラン、為替効果に関連した18億スイス・フランの増加及び規制の追加に係る10億スイス・フラン、並びに方法論及び方針の変更に係る3億スイス・フランにより一部相殺された。

信用及びカウンターパーティの信用リスク

2018年6月30日現在の信用及びカウンターパーティの信用リスクのRWAは、83億スイス・フラン増加し、1,428億スイス・フランであった。

資産規模及びその他の動向に起因するRWAの32億スイス・フランの増加は、未使用クレジット・ファシリティの一時的増加を主に反映したインベストメント・バンクのコーポレート・クライアント・ソリューション事業における20億スイス・フランの増加を主因としていた。それに加えて、グローバル・ウェルス・マネジメントにおける貸付業務の増加により6億スイス・フラン増加した。

モデルの更新に起因するRWAの24億スイス・フランの増加は、スイスの住宅モーゲージ及び稼働不動産に関する修正済モデルの実行並びに無担保ファイナンス及び自社利用の商業用不動産に関する新しいデフォルト時損失率(LGD)モデルに起因するデフォルト率(PD)及びLGDの変更に関連したRWAの増加の段階的導入を継続したこと(これによりパーソナル&コーポレート・バンキングにおける20億スイス・フランの増加及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおける1億スイス・フランの増加が生じた。)を主因としていた。それに加えて、グローバル・ウェルス・マネジメントにおいて全額未実行のロンバード・ローン融資枠に関する信用変換係数の実施に起因して、RWAは3億スイス・フラン増加した。

規制の追加に起因する7億スイス・フランの増加は、法人に対するインベストメント・バンクのエクスポージャーに関する内部格付乗数の引き上げによるものであった。

方法論及び方針の変更に起因する3億スイス・フランの増加は、グローバル・ウェルス・マネジメントにおける当グループの仕組マージン貸付ポートフォリオの規制上のポートフォリオのセグメント区分の変更によるものであった。当該ポートフォリオは、以前はその他のリテール資産クラスで計上されていたが、現在は法人の取扱に基づいている。

当グループでは、方法論の変更及びモデルの更新(PD及びLGDファクターに関連したRWAの増加の段階的導入を継続したことを含む。)、信用変換係数並びに法人に対するインベストメント・バンクのエクスポージャーに関しFINMAが規定する乗数の予定された引き上げにより、信用及びカウンターパーティの信用リス

クのRWAが2018年下半期に50億スイス・フラン前後（2018年第3四半期における30億スイス・フランを含む。）増加すると予想している。RWAの増加の程度及び時期は、方法論の変更及びモデルの更新が完了するか、規制当局の認可が得られるか、規制上の乗数が調整されるかによって変わる場合がある。これに加え、関連あるポートフォリオ構成の変更及びその他の要因が当グループのRWAに影響する。

市場リスク

市場リスクのRWAは、2018年第2四半期に100億スイス・フラン減少した。これは主に、当四半期中に行われたリスク管理活動を主因としてインベストメント・バンクで観察された規制上のストレス・バリュー・アット・リスク（VaR）の平均水準の低下に起因する資産規模及びその他の動向によるものであった。規制の追加に起因する3億スイス・フランの増加は、当グループのVaRに含まれないリスクの枠組みの変更を反映している。

当グループでは、2018年第3四半期に、当グループのVaRに含まれないリスクの枠組みの変更が完了し、RWAの増加は10億スイス・フラン未満になると予想している。この見積りは、当グループが採用しうる削減措置又はトレーディング勘定若しくはリスク水準のいかなる変更も反映していない。

オペレーショナル・リスク

2018年6月30日現在のオペレーショナル・リスクのRWAは、2018年3月31日現在から横ばいの794億スイス・フランであった。

レバレッジ比率分母

2018年第2四半期中、レバレッジ比率分母（LRD）は、200億スイス・フラン増加し、9,020億スイス・フランであった。この増加は、為替効果に起因する120億スイス・フラン並びに資産規模及びその他の動向に起因する80億スイス・フランによるものであった。

後述のLRDの変動には、為替効果は含まれていない。

オンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブ及び有価証券ファイナンス取引（SFTs）を除く。）は、110億スイス・フラン増加した。これは、事業部門による資金調達消費高に影響を及ぼした顧客主導の活動を主因として、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）において現金及び中央銀行預け金が90億スイス・フラン増加したことによる。トレーディング・ポートフォリオ資産は、インベストメント・バンクにおける顧客活動の活発化を主に反映して、50億スイス・フラン増加した。それ以外の20億スイス・フランの増加は、グローバル・ウェルス・マネジメントを中心に、顧客主導で貸付が増加したことを主因としていた。これらの増加は、適格流動資産（HQLA）ポートフォリオのリバランシングによりコーポレート・センター - グループALMを中心に、償却原価及び公正価値で計上されるその他の金融資産が40億スイス・フラン減少したことにより一部相殺された。

SFTsにおける50億スイス・フランの減少は、インベストメント・バンクを中心に、SFTs、プライム・ブローカレッジ債権及びマージン貸出からの債権が顧客主導で80億スイス・フラン減少したことを主因としていた。これらの減少は、前述したHQLAポートフォリオのリバランシングを反映して、コーポレート・センター - グループALMにおいて30億スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。

リスク管理及び統制

本項は報告期間中における主要な動向について記載しており、かかる内容は平成30年6月29日提出の当行の有価証券報告書に記載した「リスク管理及び統制」とあわせて読まれるべきである。

信用リスク

当グループでは2018年1月1日から発効するIFRS第9号「金融商品」を適用した。IFRS第9号では、将来を考慮した予想信用損失（ECL）のアプローチを導入している。このアプローチは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の金融商品を対象とした発生損失減損アプローチ並びにIAS第37号「引当金、偶発債務及び

偶発資産」の金融保証及びローン・コミットメントを対象とした損失引当金アプローチよりも早期にECL減損アプローチに基づき信用損失を認識するよう意図されている。

正味貸倒引当金繰入額合計は、2018年第2四半期に2,800万スイス・フランであった。これは、信用減損された（ステージ3）ポジションに関連した正味信用損失700万スイス・フラン並びにステージ1及び2の正味予想信用損失2,100万スイス・フランを反映したものであった。

2018年第2四半期中、信用リスク・エクスポージャーは全体的にほぼ横ばいであった。

当グループでは、引き続きスイス貸付ポートフォリオを慎重に管理しており、当グループのカウンターパーティに影響を与えうる低迷の兆候に、引き続き警戒をしている。

インベストメント・バンクにおいては、当グループのレバレッジド・ローンの引受業務における取引の安定した流れを観察し続けており、その大部分は投資適格未満であり、リスクを分配する当グループの全体的な能力は、引き続き健全であった。融資引受エクスポージャーは、当四半期末の市況を反映した公正価値で、トレーディング目的で保有されている。

市場リスク

当グループは引き続き市場リスクを概ね低い水準で管理しており、管理上のバリュー・アット・リスク（VaR）は、十分に当グループの制限内であった。平均的な管理上のVaR（1日、信頼水準95%）は、当四半期中に取られたリスク管理措置に起因して、インベストメント・バンクを中心に、前四半期の1,600万スイス・フランから1,100万スイス・フランに減少した。

2018年第2四半期中、マイナスのグループVaRバックテストの超過事象は新規で1件であり、250営業日中のマイナスのバックテストの超過事象の合計件数は2件に増加した。市場リスクRWAに係るFINMAのVaR乗数は3から変動がなかった。

金利曲線における1ベーシス・ポイントのプラスの平行移動に対するバンキング勘定の金利感応度は、2018年3月31日現在マイナス160万スイス・フランであったのに対し、2018年6月30日現在ではマイナス300万スイス・フランであった。このマイナスの金利感応度の増加は、コーポレート・センター・グループ資産・負債管理における米ドル建のバンキング勘定及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおける米国モーゲージ・ポートフォリオ残高の増加を主因としていた。

バンキング勘定の金利感応度から生じた公正価値変動の一部により、その他の包括利益（OCI）が影響を受ける可能性がある。金利曲線における1ベーシス・ポイントのプラスの平行移動に対するOCIを通じて評価されたバンキング勘定の金融資産及びデリバティブの金利感応度は、2018年6月30日現在マイナス2,300万スイス・フランであった。このOCIの金利感応度は、主に、米ドル建並びにそれより程度は下回るもののユーロ建及びスイス・フラン建のキャッシュ・フロー・ヘッジに帰属する。これらのキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、規制資本の計算においては認識されていない。

カントリー・リスク

当グループはヨーロッパの動向及び多くの国の政治的变化を引き続き注視している。当グループでは依然として、英国、ドイツ、フランス及びイタリアを含む主要なEU経済に対して多大なカントリー・リスク・エクスポージャーを有しているが、当グループのヨーロッパ周辺国に対する直接的なエクスポージャーは引き続き限定的であった。

当グループは継続する米国の貿易政策の転換から生じるリスクの増大並びに主要な市場、経済、国に及ぼす潜在的影響を注意深く監視している。

当グループは依然として当グループの中国に対する直接的なエクスポージャーは問題ないと感じており、その他の新興市場国に対する当グループのエクスポージャーは、概ね適度に分散されている。

オペレーショナル・リスク

UBS及び金融業界に引き続き困難をもたらす付随リスクの全般的テーマは、混乱時に対応し、日々の効果的な事業活動を維持する能力であるオペレーショナル・レジリエンス、行動規範及び企業文化、並びに金融犯罪である。

サイバー・セキュリティは、オペレーショナル・レジリエンスの最優先課題であり、当グループでは、進化する極めて巧妙な攻撃に備えるための予防的かつ探知用の対策に引き続き投資する。当グループは引き続き現行の国際基準に沿って当グループのサイバー・セキュリティの目標を設定し、当グループの投資優先事

項では、行動規範、サイバー攻撃への備え、データ保護並びにアプリケーション及びインフラ・セキュリティに重点を置いている。

当グループのウェルス・マネジメント事業の概要、地政学的動向及び規制上の要請の強化を考慮すると、マネーロンダリングの防止及び検出や制裁遵守のための効果的なプログラムを維持することは当グループにとって依然として優先度が高い事項である。当グループは、検出及び監視機能、分析能力並びに手続の自動化を向上させるための投資を継続している。当グループは、規制上の要請（特にマネーロンダリング防止に関する要請）に対処するための包括的で持続可能な改善プログラムを開発してきた。

コンダクト・リスクは、業界全体で最も重要なリスクの一つであり続けており、当グループはコンダクト・リスクの管理のための適切な枠組みを提供する努力を続けている。

2018年、当グループは規制上の報告業務に継続して重点を置き、規制上の動向の追跡業務を強化させている。また、当グループでは法人管理報告を含め、オペレーショナル・リスクの枠組みの評価プロセスを強化させている。

当グループの重要な規制対象子会社及びサブ・グループに関する財務及び規制上の主要な数値

	UBS AG (個別)		UBSスイスAG (個別)		UBSリミテッド (個別)		UBSアメリカズ・ホールディングLLC (連結)	
	単位: 百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く		単位: 百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く		単位: 百万英ポンド、別掲されている場合を除く		単位: 百万米ドル、別掲されている場合を除く	
現在又は終了四半期	2018年 6月30日	2018年 3月31日	2018年 6月30日	2018年 3月31日	2018年 6月30日	2018年 3月31日	2018年 6月30日	2018年 3月31日
財務情報^{1,2,3}								
損益計算書								
営業収益合計	5,291	2,454	2,105	2,046	157	204	3,320	3,295
営業費用合計	1,973	2,165	1,621	1,612	165	171	2,794	2,868
税引前営業利益 / (損失)	3,318	289	484	434	(8)	33	526	426
当期純利益 / (損失)	3,268	321	380	337	3	24	669	436
貸借対照表								
資産合計	488,503	464,305	290,331	289,372	37,532	36,182	136,215	140,915
負債合計	438,031	414,036	277,180	274,250	34,706	33,357	112,358	117,684
資本合計	50,472	50,269	13,151	15,122	2,826	2,825	23,857	23,231
自己資本^{4,5}								
普通株式等Tier 1自己資本	49,148	47,508	10,072	10,118	2,524	2,521	10,693	10,188
その他Tier 1自己資本	7,138	6,911	3,000	3,000	235	235	2,141	2,141
Tier 1自己資本	56,286	54,419	13,072	13,118	2,759	2,756	12,834	12,329
ゴーイングコンサーン・ベースの								
自己資本合計	62,625	62,118	13,072	13,118				
Tier 2自己資本					688	671	720	719
ゴーンコンサーン・ベースの総損								
失吸収力			8,400	8,400				
自己資本合計					3,447	3,427	13,555	13,048
総損失吸収力			21,472	21,518				
リスク加重資産及びレバレッジ								
比率分母 ^{4,5}								
リスク加重資産	283,948	288,194	94,887	94,311	11,593	10,778	51,136	50,485
レバレッジ比率分母	614,642	591,413	304,046	301,968	36,217	35,995	129,375	132,764
自己資本及びレバレッジ								
比率(%) ^{4,5}								
普通株式等Tier 1自己資本比率	17.3	16.5	10.6	10.7	21.8	23.4	20.9	20.2
Tier 1自己資本比率					23.8	25.6	25.1	24.4
ゴーイングコンサーン・ベースの								
自己資本比率	22.1	21.6	13.8	13.9				
総自己資本比率					29.7	31.8	26.5	25.8
総損失吸収力比率			22.6	22.8				
レバレッジ比率 ⁶	10.2	10.5			7.6	7.7	9.9	9.3

総損失吸収力レバレッジ比率			7.1	7.1		
流動性 ^{5,7,8}						
適格流動資産						
(十億スイス・フラン)	82	85	69	69	6	6
純資金流出額						
(十億スイス・フラン)	60	67	54	55	1	1
流動性カバレッジ比率(%) ^{9,10}	137	127	128	126	473	473
その他						
UBS AGとUBSスイスAG間の連帯債務						
(十億スイス・フラン) ¹¹			33 ¹²	64		

¹ UBS AG及びUBSスイスAGの財務情報はスイスGAAP (FINMA令2015/1及び銀行法) に準拠して作成されているが、スイスGAAPに基づく期中財務書類を示すものではない。² UBSリミテッドの財務情報はEUにより承認された国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されているが、IFRSに基づく期中財務書類を示すものではない。³ UBSアメリカズ・ホールディングLLCの財務情報は米国において一般的に公正妥当と認められている会計原則(米国GAAP)に準拠して作成されているが、米国GAAPに基づく期中財務書類を示すものではない。⁴ UBS AG及びUBSスイスAGについては、システム上関連ある銀行(SRB)に適用される経過措置に基づく。UBSリミテッドについては、指令2013/36/EU及び規則575/2013(合わせて、CRD IVとして知られる。)並びに健全性監督機構(PRA)により英国国内で実施されたそれに関連した技術基準に基づく。UBSアメリカズ・ホールディングLLCについては、適用ある米国パーゼル規則に基づく。⁵ 詳細については、2018年6月30日の第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ(英文)(www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2018年8月7日以降入手可能)を参照。⁶ UBS AGについては、ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本に基づく。UBSリミテッド及びUBSアメリカズ・ホールディングLLCについては、Tier 1自己資本に基づく。⁷ UBSアメリカズ・ホールディングLLCの2018年6月30日現在及び2018年3月31日現在の現地の開示要件は存在しない。⁸ UBSリミテッドについては、当該数字は、流動性カバレッジ比率の開示に関する欧州銀行監督機構のガイドライン(EBA/GL/2017/01)に沿って、2018年6月30日及び2018年3月31日に終了する12ヶ月の月末残高の平均を表示している。PRA第2の柱の要件を含め、相当する平均の比率は、2018年6月30日及び2018年3月31日についてそれぞれ192%及び192%であった。⁹ UBS AGはFINMAが通知する最低流動性カバレッジ比率105%を維持する必要がある。¹⁰ UBSスイスAGはスイスSRBとして、最低流動性カバレッジ比率100%を維持する必要がある。¹¹ 連帯債務の詳細については、2017年度年次報告書(英文)(https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2017.htmlにて参照されたい。)の「Capital management」のセクションを参照。特定の状況において、スイス銀行法及びFINMAの銀行破綻条例は、FINMAが銀行の破綻処理に係る当該銀行の普通株式債務に対して修正、消却又は転換を行うことを認めている。¹² UBS AGの契約上の義務に関してUBSスイスAGが有する連帯債務は、2018年第2四半期に310億スイス・フラン減少した。これは主に、スイス国外の支店で記帳された要求払債務に関連した連帯債務が資産譲渡の発効日後3年経って失効したことによる。

UBSグループAGは持株会社であり、その実質上全ての事業はUBS AG及びその子会社を通じて行われている。UBSグループAG及びUBS AGは、各々の資本について、そのかなりの部分に寄与しており、子会社に対し十分な流動性を提供する。子会社の多くは、最低資本要件、最低流動性要件及び類似の要件の遵守を求める規制に服している。上記の表は、当グループの重要な規制対象子会社及びサブ・グループに関し、自国の法域の規制上の枠組みに基づき決定された規制上の自己資本の構成項目及び自己資本比率を要約している。

監督当局は、一般的に、より厳しい要件を課す又はその他の方法で子会社の活動を制限する裁量を有している。更に、監督当局は、ストレス時における自己資本及びレバレッジ比率を計測するよう事業体に要請すること並びに当該テストの結果に基づき新しい事業に従事する又は資本計画を実行する事業体の能力に対し制限を課すこともできる。

2018年6月、連邦準備制度理事会は、包括的資本分析及びレビュー(CCAR)の結果を発表し、UBSアメリカズ・ホールディングLLCの資本計画に異議を唱えなかった。

UBS AG、UBSスイスAG及びUBSリミテッドの個別の規制情報並びにUBSアメリカズ・ホールディングLLCの連結の規制情報は、2018年6月30日第3の柱に関する報告 - UBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ(英文)(www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2018年8月7日以降入手可能)に記載されている。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

平成30年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

UBS AGの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。

(1)【株式の総数等】（2018年6月30日現在）

【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,238,408,466	記 名 式 3,858,408,466	記 名 式 380,000,000

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2018年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	(百 万 円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(44,148)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・ フラン)	普通株式	3,858,408,466	該当なし	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2018年6月30日現在）

株 式 資 本

（単位：スイス・フラン(百万円)）

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2017年12月31日	-	3,858,408,466	-	385,840,846.60 (44,148)	
2018年6月30日	0	3,858,408,466	0	385,840,846.60 (44,148)	

(4) 【大株主の状況】

大株主（2018年6月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に 占める割合 (%)
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45	3,858,408,466	100.00

2【株価の推移】

該当事項なし

3【役員の状況】（提出日現在）

2017年度有価証券報告書の提出日（平成30年6月29日）後、本半期報告書の提出日までに役員に異動はなかった。2018年10月1日付で、ピエーロ・ノヴェッリ（Piero Novelli）とロバート・カロフスキー（Robert Karofsky）がインベストメント・バンクの共同社長としてUBS AGの執行役員会に加わる予定である。これと同時に、本半期報告書の提出日現在インベストメント・バンクの社長であるアンドレア・オーセル（Andrea Orsel）は、執行役員会を退任し、UBS AGを退社する予定である。

第6【経理の状況】

- (a) 本書記載の当行及び子会社（本(a)及び下記(b)において、以下「UBS AG」という。）の中間連結財務書類は、2018年7月27日に公表されたUBS AGの原文（英文）の2018年度第2四半期財務報告書（以下「UBS AGの第2四半期財務報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2018年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。また、本書記載の当行の個別財務情報は、スイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に従って作成され、2018年7月27日に公表された2018年6月30日に終了した期間の当行の個別財務情報及び規制情報に含まれている2018年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間個別財務情報（以下「原文の中間個別財務情報」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間個別財務情報」という。）である。UBS AGの中間連結財務書類及び当行の中間個別財務情報には、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。円換算額及び第6の2及び3に関する記載は、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報には含まれていない。
- なお、UBS AGが採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、中間財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の3「 .連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」及び「 .個別財務情報：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」に説明されている。
- (b) 邦文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報には、中間財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン=114.42円（2018年9月3日現在の三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- (c) 原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

UBS AG期中連結財務書類（無監査）

損益計算書

単位：百万スイス・フラン	注記	終了四半期			累計期間	
		2018年6月30日	2018年3月31日	2017年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息		2,473	2,253	2,495	4,726	4,932
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息		(1,583)	(1,330)	(1,297)	(2,913)	(2,491)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息		1,715	1,594	1,095	3,309	2,050
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る支払利息		(1,637)	(790)	(890)	(2,426)	(1,399)
受取利息純額		967	1,727	1,404	2,694	3,092
金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額		2,182	1,466	1,459	3,648	2,900
貸倒引当金（繰入額）/戻入額	8	(28)	(25)	(46)	(53)	(46)
受取報酬及び手数料		4,799	4,900	4,745	9,699	9,552
支払報酬及び手数料		(416)	(409)	(449)	(825)	(885)
受取報酬及び手数料純額	3	4,383	4,491	4,296	8,874	8,667
その他の収益	4	137	164	285	301	345
営業収益合計		7,641	7,823	7,398	15,464	14,958
人件費	5	3,524	3,556	3,611	7,080	7,654
一般管理費	6	2,308	2,236	2,111	4,544	3,712
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		241	232	220	473	473
無形資産の償却費及び減損		16	16	16	32	37
営業費用合計		6,089	6,040	5,957	12,128	11,876
税引前営業利益/(損失)		1,553	1,783	1,441	3,336	3,082
税金費用/(税務上の便益)	7	369	411	317	780	681
当期純利益/(損失)		1,184	1,371	1,124	2,556	2,401
優先証券保有者に帰属する当期純利益/(損失)				0		46
非支配株主持分に帰属する当期純利益/(損失)		1	1	1	3	1
株主に帰属する当期純利益/(損失)		1,183	1,370	1,123	2,553	2,354

損益計算書（続き）

単位：億円	注記	終了四半期			累計期間	
		2018年6月30日	2018年3月31日	2017年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息		2,830	2,578	2,855	5,407	5,643
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息		(1,811)	(1,522)	(1,484)	(3,333)	(2,850)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息		1,962	1,824	1,253	3,786	2,346
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る支払利息		(1,873)	(904)	(1,018)	(2,776)	(1,601)
受取利息純額		1,106	1,976	1,606	3,082	3,538
金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額		2,497	1,677	1,669	4,174	3,318
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	8	(32)	(29)	(53)	(61)	(53)
受取報酬及び手数料		5,491	5,607	5,429	11,098	10,929
支払報酬及び手数料		(476)	(468)	(514)	(944)	(1,013)
受取報酬及び手数料純額	3	5,015	5,139	4,915	10,154	9,917
その他の収益	4	157	188	326	344	395
営業収益合計		8,743	8,951	8,465	17,694	17,115
人件費	5	4,032	4,069	4,132	8,101	8,758
一般管理費	6	2,641	2,558	2,415	5,199	4,247
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		276	265	252	541	541
無形資産の償却費及び減損		18	18	18	37	42
営業費用合計		6,967	6,911	6,816	13,877	13,589
税引前営業利益 / (損失)		1,777	2,040	1,649	3,817	3,526
税金費用 / (税務上の便益)	7	422	470	363	892	779
当期純利益 / (損失)		1,355	1,569	1,286	2,925	2,747
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)				0		53
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)		1	1	1	3	1
株主に帰属する当期純利益 / (損失)		1,354	1,568	1,285	2,921	2,693

包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2018年 6月30日	2018年 3月31日	2017年 6月30日	2018年 6月30日	2017年 6月30日
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,183	1,370	1,123	2,553	2,354
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
為替換算調整の変動、税効果前(純投資の再評価)	787	(479)	(1,250)	309	(1,566)
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(55)	94	258	40	201
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	15	0	21	15	25
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	0	0	0	0	0
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(1)	1	1	0	3
為替換算調整、税効果後小計	747	(383)	(969)	364	(1,337)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
未実現利得 / (損失)純額、税効果前	(24)	(71)	10	(95)	53
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	0	0	(1)	0	13
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	0	0	(135)	0	(143)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	0	0	5	0	7
未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	6	19	6	26	(2)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	(18)	(51)	(115)	(69)	(72)
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	(127)	(441)	165	(569)	136
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(70)	(127)	(211)	(197)	(431)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	37	114	11	151	63
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	(161)	(454)	(35)	(615)	(233)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	569	(889)	(1,119)	(320)	(1,641)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	250	(34)	115	216	164
確定給付制度に関連する法人所得税	2	21	0	23	2
確定給付制度、税効果後小計	252	(13)	115	239	166
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得 / (損失)、税効果前	248	171	(72)	419	(252)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	0	(2)	(1)	(2)	(1)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	248	170	(73)	417	(254)

損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	499	157	42	656	(87)
その他の包括利益合計	1,068	(732)	(1,077)	336	(1,729)
株主に帰属する包括利益合計	2,251	638	46	2,889	625

包括利益計算書（続き）

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2018年6月30日	2018年3月31日	2017年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
優先証券保有者に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	0	0	0	0	46
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	0	0	16	0	14
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	0	0	16	0	14
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	0	0	16	0	14
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	0	0	16	0	60
非支配株主持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	1	1	3	1
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	(2)	0	(2)	(2)	(1)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(2)	0	(2)	(2)	(1)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(2)	0	(2)	(2)	(1)
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	(1)	1	(2)	1	1
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,184	1,371	1,124	2,556	2,401
その他の包括利益	1,066	(732)	(1,064)	334	(1,715)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	569	(889)	(1,119)	(320)	(1,641)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	497	157	55	654	(74)
包括利益合計	2,250	639	60	2,889	686

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2018年6月30日	2018年3月31日	2017年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,354	1,568	1,285	2,921	2,693
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
為替換算調整の変動、税効果前(純投資の再評価)	900	(548)	(1,430)	354	(1,792)
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(63)	108	295	46	230
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	17	0	24	17	29
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	0	0	0	0	0
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(1)	1	1	0	3
為替換算調整、税効果後小計	855	(438)	(1,109)	416	(1,530)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
未実現利得 / (損失)純額、税効果前	(27)	(81)	11	(109)	61
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	0	0	(1)	0	15
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	0	0	(154)	0	(164)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	0	0	6	0	8
未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	7	22	7	30	(2)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	(21)	(58)	(132)	(79)	(82)
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	(145)	(505)	189	(651)	156
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(80)	(145)	(241)	(225)	(493)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	42	130	13	173	72
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	(184)	(519)	(40)	(704)	(267)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	651	(1,017)	(1,280)	(366)	(1,878)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	286	(39)	132	247	188
確定給付制度に関連する法人所得税	2	24	0	26	2
確定給付制度、税効果後小計	288	(15)	132	273	190
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得 / (損失)、税効果前	284	196	(82)	479	(288)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	0	(2)	(1)	(2)	(1)

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	284	195	(84)	477	(291)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	571	180	48	751	(100)
	1,222	(838)	(1,232)	384	(1,978)
その他の包括利益合計					
株主に帰属する包括利益合計	2,576	730	53	3,306	715

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2018年6月30日	2018年3月31日	2017年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
優先証券保有者に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	0	0	0	0	53
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	0	0	18	0	16
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	0	0	18	0	16
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	0	0	18	0	16
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	0	0	18	0	69
非支配株主持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	1	1	3	1
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	(2)	0	(2)	(2)	(1)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(2)	0	(2)	(2)	(1)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(2)	0	(2)	(2)	(1)
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	(1)	1	(2)	1	1
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,355	1,569	1,286	2,925	2,747
その他の包括利益	1,220	(838)	(1,217)	382	(1,962)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	651	(1,017)	(1,280)	(366)	(1,878)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	569	180	63	748	(85)
包括利益合計	2,574	731	69	3,306	785

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	注記	2018年 6月30日現在	2018年 3月31日現在	2017年 12月31日現在
資産				
現金及び中央銀行預け金		102,262	92,800	87,775
銀行貸出金及び前渡金		15,518	13,284	13,693
有価証券ファイナンス取引による債権		76,450	77,016	89,633
デリバティブに係る差入担保金	10	24,937	24,271	23,434
顧客貸出金及び前渡金	8	320,569	318,394	320,659
償却原価で測定されるその他の金融資産	11	21,072	19,235	36,935
償却原価で測定される金融資産合計		560,808	545,000	572,129
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	9	112,258	105,785	126,244
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		36,580	34,536	35,363
デリバティブ金融商品	9,10	121,605	113,334	118,229
ブローカレッジ債権	9	18,415	20,250	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	9	92,875	97,213	58,556
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		345,153	336,581	303,028
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	9	6,941	6,758	8,665
関連会社投資		1,026	1,037	1,018
有形固定資産及びソフトウェア		8,216	8,015	7,985
のれん及び無形資産		6,391	6,235	6,398
繰延税金資産		9,804	9,671	9,783
その他の非金融資産	11	6,956	6,984	7,358
資産合計		945,296	920,280	916,363
負債				
銀行預り金		10,242	9,024	7,533
有価証券ファイナンス取引による債務		10,130	9,167	17,044
デリバティブに係る受入担保金	10	31,843	29,426	30,247
顧客預金		407,171	401,514	412,392
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達		38,771	35,925	34,749
償却原価で測定される社債	13	98,929	102,213	104,749
償却原価で測定されるその他の金融負債	11	7,187	6,372	37,133
償却原価で測定される金融負債合計		604,274	593,640	643,847
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	9	31,416	34,747	30,463
デリバティブ金融商品	9,10	119,224	111,945	116,134
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	9	37,904	34,793	
公正価値での測定を指定された社債	9,12	56,849	52,059	49,502
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	9,11	37,342	34,438	16,223
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		282,736	267,983	212,323
引当金	14	3,084	2,999	3,084
その他の非金融負債	11	5,181	4,808	6,335
負債合計		895,275	869,430	865,588
資本				
資本金		386	386	386

資本剰余金	26,984	26,998	26,966
利益剰余金	28,718	30,099	29,102
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	(6,127)	(6,696)	(5,736)
株主に帰属する持分	49,961	50,788	50,718
非支配株主持分に帰属する持分	60	62	57
資本合計	50,021	50,850	50,775
負債及び資本合計	945,296	920,280	916,363

貸借対照表(続き)

単位：億円	注記	2018年 6月30日現在	2018年 3月31日現在	2017年 12月31日現在
資産				
現金及び中央銀行預け金		117,008	106,182	100,432
銀行貸出金及び前渡金		17,756	15,200	15,668
有価証券ファイナンス取引による債権		87,474	88,122	102,558
デリバティブに係る差入担保金	10	28,533	27,771	26,813
顧客貸出金及び前渡金	8	366,795	364,306	366,898
償却原価で測定されるその他の金融資産	11	24,111	22,009	42,261
償却原価で測定される金融資産合計		641,677	623,589	654,630
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	9	128,446	121,039	144,448
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		41,855	39,516	40,462
デリバティブ金融商品	9,10	139,140	129,677	135,278
ブローカレッジ債権	9	21,070	23,170	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	9	106,268	111,231	67,000
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		394,924	385,116	346,725
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	9	7,942	7,733	9,914
関連会社投資		1,174	1,187	1,165
有形固定資産及びソフトウェア		9,401	9,171	9,136
のれん及び無形資産		7,313	7,134	7,321
繰延税金資産		11,218	11,066	11,194
その他の非金融資産	11	7,959	7,991	8,419
資産合計		1,081,608	1,052,984	1,048,503
負債				
銀行預り金		11,719	10,325	8,619
有価証券ファイナンス取引による債務		11,591	10,489	19,502
デリバティブに係る受入担保金	10	36,435	33,669	34,609
顧客預金		465,885	459,412	471,859
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達		44,362	41,105	39,760
償却原価で測定される社債	13	113,195	116,952	119,854
償却原価で測定されるその他の金融負債	11	8,223	7,291	42,488
償却原価で測定される金融負債合計		691,410	679,243	736,690
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	9	35,946	39,758	34,856
デリバティブ金融商品	9,10	136,416	128,087	132,881
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	9	43,370	39,810	
公正価値での測定を指定された社債	9,12	65,047	59,566	56,640
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	9,11	42,727	39,404	18,562
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		323,507	306,626	242,940
引当金	14	3,529	3,431	3,529
その他の非金融負債	11	5,928	5,501	7,249
負債合計		1,024,374	994,802	990,406
資本				

資本金	442	442	442
資本剰余金	30,875	30,891	30,854
利益剰余金	32,859	34,439	33,299
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	(7,011)	(7,662)	(6,563)
株主に帰属する持分	57,165	58,112	58,032
非支配株主持分に帰属する持分	69	71	65
資本合計	57,234	58,183	58,097
負債及び資本合計	1,081,608	1,052,984	1,048,503

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利益、 税効果後 ⁽¹⁾	内、 為替 換算調整	内、OCIを通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 株主持分	資本合計
2017年1月1日現在残高	386	29,505	28,265	(4,494)	(5,564)	98	972	53,662	642	40	54,343
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		6						6			6
(税金費用) / 税務上の便益		5						5			5
配当金		(2,250)						(2,250)	(46)	(4)	(2,300)
優先証券								0	0		0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(313)						(313)		0	(312)
当期の包括利益合計			2,267	(1,641)	(1,337)	(72)	(233)	625	60	1	686
内、当期純利益 / (損失)			2,354					2,354	46	1	2,401
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益(OCI)、税効果後				(1,641)	(1,337)	(72)	(233)	(1,641)			(1,641)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 確定給付制度			166					166			166
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 自己の信用			(254)					(254)			(254)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後 - 為替換算調整								0	14	(1)	14
2017年6月30日現在残高	386	26,953	30,532	(6,136)	(6,902)	26	739	51,735	657	37	52,428
2018年1月1日現在残高、IFRS第9号及びIFRS第15号 の適用前	386	26,966	29,102	(5,736)	(6,099)	12	351	50,718		57	50,775
IFRS第9号の適用による影響			(505)	(72)		(72)		(577)			(577)
IFRS第15号の適用による影響			(24)					(24)			(24)
2018年1月1日現在残高、IFRS第9号及びIFRS第15号 の適用後	386	26,966	28,573	(5,808)	(6,099)	(60)	351	50,117		57	50,174
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		20						20			20
(税金費用) / 税務上の便益		7						7			7
配当金			(3,065)					(3,065)		(6)	(3,071)
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(9)						(9)		8	(1)
当期の包括利益合計			3,209	(320)	364	(69)	(615)	2,889		1	2,889
内、当期純利益 / (損失)			2,553					2,553		3	2,556

内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他	(320)	364	(69)	(615)	(320)	(320)				
の包括利益(OCI)、税効果後										
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 確定給付制度	239				239	239				
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 自己の信用	417				417	417				
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 為替換算調整					0	(2)				
2018年6月30日現在残高	386	26,984	28,718	(6,127)	(5,735)	(128)	(264)	49,961	60	50,021

(1) 利益剰余金に直接計上されている確定給付制度及び自己の信用を除く。

持分変動計算書(続き)

単位: 億円	資本金	資本剰余金	利益剰余金	資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後 ⁽¹⁾	内、為替換算調整	内、OCIを通じて公正価値で測定される金融資産	内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	株主に帰属する持分合計	優先証券保有者	非支配株主持分	資本合計
2017年1月1日現在残高	442	33,760	32,341	(5,142)	(6,366)	112	1,112	61,400	735	46	62,179
株式発行								0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		7						7			7
(税金費用)/税務上の便益		6						6			6
配当金		(2,574)						(2,574)	(53)	(5)	(2,632)
優先証券								0	0		0
新規連結/(連結除外)及びその他の増加/(減少)		(358)						(358)		0	(357)
当期の包括利益合計			2,594	(1,878)	(1,530)	(82)	(267)	715	69	1	785
内、当期純利益/(損失)			2,693					2,693	53	1	2,747
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他				(1,878)	(1,530)	(82)	(267)	(1,878)			(1,878)
の包括利益(OCI)、税効果後											
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 確定給付制度			190					190			190
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 自己の信用			(291)					(291)			(291)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 為替換算調整								0	16	(1)	16
2017年6月30日現在残高	442	30,840	34,935	(7,021)	(7,897)	30	846	59,195	752	42	59,988
2018年1月1日現在残高、IFRS第9号及びIFRS第15号の適用前	442	30,854	33,299	(6,563)	(6,978)	14	402	58,032		65	58,097
IFRS第9号の適用による影響			(578)	(82)		(82)		(660)			(660)

IFRS第15号の適用による影響			(27)				(27)		(27)	
2018年1月1日現在残高、IFRS第9号及びIFRS第15号の適用後	442	30,854	32,693	(6,646)	(6,978)	(69)	402	57,344	65	57,409
株式発行								0		0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		23						23		23
(税金費用) / 税務上の便益		8						8		8
配当金			(3,507)					(3,507)	(7)	(3,514)
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(10)						(10)	9	(1)
当期の包括利益合計			3,672	(366)	416	(79)	(704)	3,306	1	3,306
内、当期純利益 / (損失)			2,921					2,921	3	2,925
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他				(366)	416	(79)	(704)	(366)		(366)
の包括利益(OCI)、税効果後										
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 確定給付制度			273					273		273
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 自己の信用			477					477		477
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 為替換算調整								0	(2)	(2)
2018年6月30日現在残高	442	30,875	32,859	(7,011)	(6,562)	(146)	(302)	57,165	69	57,234

(1) 利益剰余金に直接計上されている確定給付制度及び自己の信用を除く。

[次へ](#)

キャッシュ・フロー計算書⁽¹⁾

単位：百万スイス・フラン	累計期間	
	2018年6月30日	2017年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
当期純利益 / (損失)	2,556	2,401
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	473	473
無形資産の償却費及び減損	32	37
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	53	46
関連会社 / ジョイントベンチャー持分純利益及び関連会社の減損	(30)	(36)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	420	257
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(35)	246
財務活動から生じた純損失 / (利得)	1,340	(307)
その他の調整純額	(1,571)	674
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：		
銀行貸出金及び前渡金 / 銀行預り金	2,634	484
有価証券ファイナンス取引	6,727	(6,568)
デリバティブに係る担保金	225	15
顧客貸出金及び前渡金	(6,998)	(7,561)
顧客預金	(720)	(12,222)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ金融商品	1,692	(7,400)
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	8,439	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びその他の金融負債	1,732	7,560
引当金、その他の非金融資産及びその他の非金融負債	(642)	(883)
支払税金、還付金控除後	(337)	(685)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	15,990	(23,469)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(3)	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽²⁾	58	95
有形固定資産及びソフトウェア購入	(710)	(688)
有形固定資産及びソフトウェア処分	30	23
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(831)	(4,729)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	668	6,150
償却原価で測定される社債の(購入) / 償還純額	(2,391)	
満期保有目的金融資産の(購入) / 償還純額		168
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(3,178)	1,014

キャッシュ・フロー計算書(続き)⁽¹⁾

単位: 百万スイス・フラン	累計期間	
	2018年6月30日	2017年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
短期借入債務発行/(償還)純額	(5,801)	18,738
UBS株式に係る配当金の支払	(3,065)	(2,250)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行 ⁽³⁾	38,980	24,829
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還 ⁽³⁾	(26,066)	(23,407)
配当金の支払及び優先証券の償還	0	(46)
非支配株主持分の変動純額	16	(5)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	4,065	17,861
キャッシュ・フロー合計		
現金及び現金同等物期首残高	102,154	121,107
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	16,877	(4,594)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	136	(1,502)
現金及び現金同等物期末残高 ⁽⁴⁾	119,167	115,010
内、現金及び中央銀行預け金	102,145	100,006
内、銀行預け金	14,229	12,646
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁵⁾	2,794	2,358
追加情報		
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む:		
現金による利息受取額	6,713	6,012
現金による利息支払額	4,616	3,650
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当 ⁽⁶⁾	1,190	985

⁽¹⁾ 2018年1月1日のIFRS第9号の適用により、一部の金融商品によるキャッシュ・フローは、投資活動から営業活動に組替えられている。詳細については、UBS AGの2018年度第2四半期財務報告書(英文)(https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。)の注記19を参照。⁽²⁾ 関連会社からの受取配当金を含む。⁽³⁾ UBSグループAG及びその子会社からの資金調達を含む。⁽⁴⁾ 現金及び現金同等物のうち、それぞれ4,042百万スイス・フラン(2018年6月30日現在)及び2,576百万スイス・フラン(2017年6月30日現在)(主として「銀行貸出金及び前渡金」に反映されている。)が使用制限のあるものである。詳細については、2017年度年次報告書(英文)に含まれる注記23を参照。⁽⁵⁾ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」及び「償却原価で測定されるその他の金融資産」に含まれる。⁽⁶⁾ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

キャッシュ・フロー計算書(続き)⁽¹⁾

単位：億円	累計期間	
	2018年6月30日	2017年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
当期純利益/(損失)	2,925	2,747
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	541	541
無形資産の償却費及び減損	37	42
貸倒引当金繰入額/(戻入額)	61	53
関連会社/ジョイントベンチャー持分純利益及び関連会社の減損	(34)	(41)
繰延税金費用/(税務上の便益)	481	294
投資活動から生じた純損失/(利得)	(40)	281
財務活動から生じた純損失/(利得)	1,533	(351)
その他の調整純額	(1,798)	771
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：		
銀行貸出金及び前渡金/銀行預り金	3,014	554
有価証券ファイナンス取引	7,697	(7,515)
デリバティブに係る担保金	257	17
顧客貸出金及び前渡金	(8,007)	(8,651)
顧客預金	(824)	(13,984)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ金融商品	1,936	(8,467)
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	9,656	
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びその他の金融負債	1,982	8,650
引当金、その他の非金融資産及びその他の非金融負債	(735)	(1,010)
支払税金、還付金控除後	(386)	(784)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	18,296	(26,853)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(3)	(6)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽²⁾	66	109
有形固定資産及びソフトウェア購入	(812)	(787)
有形固定資産及びソフトウェア処分	34	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(951)	(5,411)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	764	7,037
償却原価で測定される社債の(購入)/償還純額	(2,736)	
満期保有目的金融資産の(購入)/償還純額		192
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(3,636)	1,160

キャッシュ・フロー計算書(続き)⁽¹⁾

単位：億円	累計期間	
	2018年6月30日	2017年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
短期借入債務発行/(償還)純額	(6,638)	21,440
UBS株式に係る配当金の支払	(3,507)	(2,574)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行 ⁽³⁾	44,601	28,409
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還 ⁽³⁾	(29,825)	(26,782)
配当金の支払及び優先証券の償還	0	(53)
非支配株主持分の変動純額	18	(6)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	4,651	20,437
キャッシュ・フロー合計		
現金及び現金同等物期首残高	116,885	138,571
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	19,311	(5,256)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	156	(1,719)
現金及び現金同等物期末残高 ⁽⁴⁾	136,351	131,594
内、現金及び中央銀行預け金	116,874	114,427
内、銀行預け金	16,281	14,470
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁵⁾	3,197	2,698

追加情報

営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む：

現金による利息受取額	7,681	6,879
現金による利息支払額	5,282	4,176
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当 ⁽⁶⁾	1,362	1,127

⁽¹⁾ 2018年1月1日のIFRS第9号の適用により、一部の金融商品によるキャッシュ・フローは、投資活動から営業活動に組替えられている。詳細については、UBS AGの2018年度第2四半期財務報告書(英文)(https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。)の注記19を参照。⁽²⁾ 関連会社からの受取配当金を含む。⁽³⁾ UBSグループAG及びその子会社からの資金調達を含む。⁽⁴⁾ 現金及び現金同等物のうち、それぞれ4,625億円(2018年6月30日現在)及び2,947億円(2017年6月30日現在)(主として「銀行貸出金及び前渡金」に反映されている。)が使用制限のあるものである。詳細については、2017年度年次報告書(英文)に含まれる注記23を参照。⁽⁵⁾ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」及び「償却原価で測定されるその他の金融資産」に含まれる。⁽⁶⁾ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

UBS AG期中連結財務書類に対する注記（無監査）

注記1 会計の基礎

1.1 作成の基礎

UBS AG及び子会社（以下総称して「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当期中財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、UBS AGの本部及びそのスイスを拠点とする事業の機能通貨であるスイス・フラン建てで表示されている¹。当期中財務書類は、IAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

当期中財務書類の作成にあたっては、UBS AGの2018年度第2四半期財務報告書（英文）（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。）の本注記、注記19及び2018年度第1四半期財務報告書（英文）（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。）のUBS AG期中連結財務書類の「注記1 会計の基礎」に記載している変更を除いて、2017年12月31日に終了した期間のUBS AGの連結年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。当期中財務書類は監査を受けておらず、2017年度年次報告書（英文）に含まれているUBS AGの監査済連結財務書類とともに閲覧されるべきものである。経営者は、UBS AGの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

当期中財務書類を作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された資産、負債、収益、費用の金額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。この見積り及び仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があります。これらの相違は、当期中財務書類に重要な影響を与える場合がある。通常の見直しから生じた見積りの修正は、かかる修正が発生した期間に認識される。重要な判断を要すると考えられる見積りの不確実性に関する詳細については、2017年度年次報告書（英文）に含まれる監査済連結財務書類に対する注記の「注記1a 重要な会計方針」及びUBS AGの2018年度第2四半期財務報告書（英文）の注記19.1を参照。

¹ UBSグループAG及びUBS AGの2017年度年次報告書（英文）

（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2017.htmlにて参照されたい。）で説明されているように、UBSの法的構造、事業活動における累積的变化及び構造上の通貨管理戦略の展開における前進的な変化を考慮すると、2018年下半期において、スイスのUBS AGの本部の機能通貨はスイス・フランから米ドルに、またUBS AGのロンドン支店事業の機能通貨は英ポンドから米ドルに、将来にわたって変更されることが予想されている。そのような変更が行われる場合、UBS AGのロンドン支店事業の機能通貨は英ポンドから米ドルに変更される可能性がある。このような変更が生じた場合、経営者は、機能通貨の変更に合わせてUBS AGの連結財務書類の表示通貨をスイス・フランから米ドルに変更し、過年度の期間を修正再表示するものと予想される。

1.2 2018年度第1四半期におけるIFRS第9号及びIFRS第15号の適用

IFRS第9号「金融商品」

UBS AGの2018年度第1四半期財務報告書（英文）（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。）に開示されているように、2018年1月1日より、UBS AGはIFRS第9号「金融商品」を適用した。本基準は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換え、金融資産の分類及び測定、減損並びにヘッジ会計という3つの主要分野における会計処理及び財務報告を大幅に変更するものである。また、UBS AGは2017年10月に公表されたIFRS第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」を早期適用した。本修正は、UBS AGが、期限前償還が発生する場合に当事者いずれかへの補償を提供するスイスのプライベート・モーゲージ及び法人向け貸出金について、引き続き償却原価で会計処理することを認めている。UBS AGは、認められているように、IAS第39号におけるヘッジ会計を継続適用しており、IFRS第9号の自己の信用に関する要求事項を2016年度第1四半期に早期適用した。

IFRS第9号の経過規定で認められているように、UBS AGは比較期間の情報を修正再表示しないことを選択した。IFRS第9号への移行日における金融資産及び金融負債の帳簿価額への影響は、期首利益剰余金に対する調整として認識された。2018年1月1日よりIFRS第9号を適用したことにより、2018年1月1日現在のIFRSに基

づく連結資本が577百万スイス・フラン減少した。この金額は、分類及び測定の変更による税引前の影響額351百万スイス・フラン（税効果後で293百万スイス・フラン）、並びにECLの手法に基づく減損に関する要求事項の導入による税引前の影響額348百万スイス・フラン（税効果後で284百万スイス・フラン）から成る。

UBS AGは、IFRS第9号の適用により必要となる新しい会計プロセス、内部統制及びガバナンスの枠組みの検証及び改良を継続している。したがって、ECL及び関連する影響額の見積りは、2018年12月31日に終了する事業年度の財務書類が確定するまでは変更される可能性がある。

2018年1月1日より適用される金融商品の分類及び測定並びに金融資産の減損に関する最新の会計方針はUBS AGの2018年度第2四半期財務報告書（英文）

（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。）の注記19.1に記載されており、2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことによる詳細な影響は注記19.2に記載されている。

IFRS第9号への移行がUBSの自己資本比率に及ぼす影響の詳細については、www.ubs.com/investors/Pillar_3_disclosuresにあるUBSグループ及び重要な規制対象子会社とサブ・グループの2018年3月31日付の第3の柱に関する報告（訳者注：原文の「31 March 2018 Pillar 3 report」）を参照。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

UBS AGの2018年度第1四半期財務報告書（英文）

（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。）に開示されているように、2018年1月1日より、UBS AGは、IAS第18号「収益」に置き換わるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用した。IFRS第15号は、金融商品、リース及び保険に係る契約を除く、顧客との契約全てに適用される収益認識の原則を定め、企業が履行義務の充足時に収益を認識するよう求めている。

IFRS第15号の適用により、2018年1月1日より適用されるUBS AGの会計方針が変更された。2018年度第1四半期財務報告書（英文）の「連結財務書類」のセクションの注記1.3.2に記載されている会計方針は、2017年12月31日終了事業年度におけるUBS AGの連結年次財務書類に対する注記1aの4項に置き換わるものである。主な変更は、受取報酬及び手数料が法的強制力のある契約に明記された対価に基づいて測定され、不確実な事象の影響を受ける変動対価が、収益の大幅な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲においてのみ認識されるというIFRS第15号の要求事項から生じる。UBS AGは、不確実性にUBS AGの管理が及ばない場合、可能性が非常に高いという基準を満たしているとは考えていない。

IFRS第15号の経過規定により認められているように、UBS AGは比較数値を修正再表示しないことを選択した。代わりに適用開始による累積的影響を利益剰余金の期首残高への修正として認識した。移行に伴う調整27百万スイス・フラン（税引前）及び24百万スイス・フラン（税効果後）は、IAS第18号の下で2018年1月1日より前に認識された収益を戻入れるために利益剰余金に計上された。これは、変動対価の条件（アセット・マネジメントの業績報酬16百万スイス・フラン）、又はUBS AGが特定の対価（リサーチ・サービスの手数料分配契約11百万スイス・フラン）に対する法的強制力のある権利を有していないことにより、IFRS第15号に基づいて繰り延べなければならないものである。

IFRS第15号はまた、表示の変更をもたらした。受取報酬及び手数料と支払報酬及び手数料は、UBS AGが顧客との契約において本人とみなされる場合、損益計算書において純額ではなく総額で表示される。UBS AGが代理人であるとみなされる場合に限り、受取報酬及び手数料と支払報酬及び手数料は純額で表示される。

詳細については、注記3を参照。

1.3 2018年度第2四半期より適用される新しい会計基準及び会計方針の変更

IFRS解釈指針委員会「法人所得税以外の税金に係る支払い」

UBS AGは、2018年度第2四半期に、「法人所得税以外の税金に係る支払い」に関するIFRS解釈指針委員会の議論を受けて、IAS第12号「法人所得税」の範囲外の不確実な税務ポジションに係る仮払い又は過払いの取り扱いを改善した。より具体的には、UBS AGが将来の負債の消滅によりキャッシュの返還又は経済的便益を受給するため、まだ支払義務が生じていない不確実な税務ポジションに係る仮払いは資産として認識される。この変更の適用は、UBS AGの財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。

[次へ](#)

注記2 セグメント報告

UBS AGの事業は、世界的規模で4つの事業部門、すなわちグローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成され、当該事業部門は全て、コーポレート・センターによるサポートを受けている。この4つの事業部門は、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たし、また、コーポレート・センター及びその部門とともにUBS AGの経営上の構造を反映している。コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオは、コーポレート・センター内の独立した報告セグメントとして管理及び報告されている。UBS AGの報告セグメントに関する詳細については、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳者注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1a 重要な会計方針」の2の項及び「注記2 セグメント報告」を参照。

2018年2月1日より、UBS AGは、ウェルス・マネジメントとウェルス・マネジメント・アメリカズの両事業部門を単一のグローバル・ウェルス・マネジメント事業部門に統合した。詳細については、2018年度第1四半期財務報告書(英文)

(https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1.2 2018年度第1四半期から適用されるセグメント報告の変更」(訳注:原文の「Changes to segment reporting effective first quarter 2018」)を参照。

	グローバル・ ウェルス・ マネジメント	パーソナル & コーポ レート・ バンキング	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター			UBS AG
					サービス 業務	グループ ALM	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン								
2018年6月30日に終了した6ヶ月間⁽¹⁾								
受取利息純額	1,999	989	(16)	290	(184)	(398)	13	2,694
受取利息以外	6,264	897	907	4,412	254	(92)	180	12,823
CC - グループALMからの配分	88	29	7	(204)	25	100	(44)	0
収益	8,350	1,915	899	4,498	96	(389)	148	15,517
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	2	(35)	0	(21)	0	1	(1)	(53)
営業収益合計	8,353	1,880	899	4,478	96	(389)	147	15,464
人件費	3,764	396	356	1,663	863	18	19	7,080
一般管理費	613	118	99	325	3,302	20	67	4,544
CC及び他の事業部門(BD)(に対する) / からの サービス	1,805	572	236	1,355	(4,060)	1	91	0
内、CC - サービス業務からのサービス	1,755	614	256	1,311	(4,096)	81	79	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費 及び減損	2	6	1	4	460	0	0	473
無形資産償却費及び減損	25	0	1	5	1	0	0	32
営業費用合計	6,208	1,093	692	3,352	566	40	178	12,128
税引前営業利益 / (損失)	2,144	788	207	1,126	(470)	(428)	(31)	3,336
税金費用 / (税務上の便益)								780
純利益 / (損失)								2,556
2018年6月30日現在								
資産合計	197,728	136,007	27,570	262,377	19,483	263,350	38,781	945,296
2017年6月30日に終了した6ヶ月間⁽¹⁾								
受取利息純額	1,764	940	(15)	452	(155)	97	10	3,092
受取利息以外	5,986	870	935	3,859	197	30	34	11,912
CC - グループALMからの配分	190	103	9	(174)	60	(139)	(50)	0
収益	7,940	1,914	929	4,137	102	(12)	(6)	15,004
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(2)	(21)	0	(12)	0	0	(11)	(46)
営業収益合計	7,938	1,893	929	4,125	102	(12)	(16)	14,958
人件費	3,766	436	357	1,598	1,454	17	25	7,654
一般管理費	606	136	109	298	2,568	7	(12)	3,712
CC及び他の事業部門(BD)(に対する) / からの サービス	1,757	541	246	1,334	(3,982)	(13)	116	0
内、CC - サービス業務からのサービス	1,703	586	266	1,286	(4,003)	65	97	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費 及び減損	2	6	1	5	460	0	0	473
無形資産償却費及び減損	23	0	2	6	6	0	0	37
営業費用合計	6,154	1,119	716	3,241	506	12	129	11,876
税引前営業利益 / (損失)	1,784	774	213	884	(404)	(23)	(145)	3,082
税金費用 / (税務上の便益)								681
純利益 / (損失)								2,401
2017年12月31日現在								
資産合計	190,074	135,587	14,270	263,046	19,447	247,739	46,200	916,363

(1) 2018年1月1日よりIFRS第9号及びIFRS第15号の両基準を適用したため、過年度の情報は比較可能でない場合がある。これらの変更の詳細については、注記1を参照。

注記3 受取報酬及び手数料純額⁽¹⁾

単位：百万スイス・フラン	2018年 6月30日 終了四半期	2018年 3月31日 終了四半期	2017年 6月30日 終了四半期	2018年 6月30日 累計期間	2017年 6月30日 累計期間
引受報酬	189	241	275	430	570
内、株式引受報酬	88	118	148	206	310
内、債券引受報酬	101	123	126	224	260
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	178	194	170	372	347
仲介報酬	877	968	945	1,845	1,968
投資信託報酬	1,213	1,207	1,046	2,420	2,107
ポートフォリオの運用及び関連サービス報酬	1,902	1,837	1,852	3,739	3,646
その他	440	452	457	893	914
受取報酬及び手数料合計⁽²⁾	4,799	4,900	4,745	9,699	9,552
内、経常的な報酬及び手数料	3,161	3,071		6,232	
内、取引ベースの報酬及び手数料	1,617	1,811		3,428	
内、成果ベースの報酬及び手数料	22	17		39	
支払仲介手数料	75	85	179	160	344
その他	341	324	270	665	541
支払報酬及び手数料合計	416	409	449	825	885
受取報酬及び手数料純額	4,383	4,491	4,296	8,874	8,667
内、仲介報酬純額	802	884	766	1,685	1,624

(1) IFRS第15号の適用に伴い、代理機関として支払った特定の仲介手数料が「支払報酬及び手数料」から「受取報酬及び手数料」に、2018年1月1日より将来に向かって分類変更された。これは主に、取引所取引デリバティブの取引に係る第三者の取引執行費用及び顧客に代わって支払った第三者リサーチ機関への報酬に関連するものである。IFRS第15号による変更に加え、一部の収益(主に販売手数料及びファンド運用報酬)について、収益の性質に見合うように報告項目内で分類変更が行われ、これに応じて過年度の情報が修正再表示された。この分類変更による影響額は以下の通りである。2017年6月30日に終了した四半期：「引受報酬」から「仲介報酬」への分類変更額84百万スイス・フラン、「ポートフォリオの運用及び関連サービス報酬」から「投資信託報酬」への分類変更額255百万スイス・フラン。2017年度上半期：「引受報酬」合計から「仲介報酬」への分類変更額164百万スイス・フラン、ポートフォリオの運用及び関連サービス報酬から投資信託報酬への分類変更額499百万スイス・フラン。さらに、収益に付随して増加する一部の費用が、取引ベースの費用と関連収益の流れの整合性を高めるために「一般管理費」から「支払報酬及び手数料」に将来に向かって分類変更され、主に決済手数料、顧客ロイヤリティ費用及び保管費が影響を受けた。この分類変更による影響は軽微であることから、過年度の情報は修正再表示されていない。(2) 2018年度第2四半期における第三者からの受取報酬及び手数料として、グローバル・ウェルス・マネジメントで2,832百万スイス・フラン(2018年度第1四半期：2,891百万スイス・フラン)、パーソナル&コーポレート・バンキングで301百万スイス・フラン(2018年度第1四半期：300百万スイス・フラン)、アセット・マネジメントで801百万スイス・フラン(2018年度第1四半期：777百万スイス・フラン)、インベストメント・バンクで863百万スイス・フラン(2018年度第1四半期：917百万スイス・フラン)及びコーポレート・センターで3百万スイス・フラン(2018年度第1四半期：14百万スイス・フラン)を反映している。

注記4 その他の収益

	2018年 6月30日 終了四半期	2018年 3月31日 終了四半期	2017年 6月30日 終了四半期	2018年 6月30日 累計期間	2017年 6月30日 累計期間
単位：百万スイス・フラン					
関連会社、共同支配企業及び子会社					
子会社処分純利得 / (損失) ⁽¹⁾	(10)	0	(18)	(10)	(22)
関連会社及び共同支配企業の当期純利益に対する持分	15	15	17	30	36
合計	5	15	(2)	20	14
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
処分純利得 / (損失)	0	0	129	0	136
減損損失	0	0	1	0	(13)
合計	0	0	131	0	123
償却原価で測定される金融資産処分純利得 / (損失)	(1)	0	(2)	0	16
不動産収益純額(処分純利得 / (損失)を除く。) ⁽²⁾	6	6	6	12	12
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	0	0	0	0	(1)
UBSグループAG又はその子会社に提供された共通業務からの 収益 ⁽³⁾	105	120	121	225 ⁽⁴⁾	135
その他	22	23	31	45	47
その他の収益合計	137	164	285	301	345

⁽¹⁾ 処分された海外子会社に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。⁽²⁾ 第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。⁽³⁾ UBS AGの連結範囲に含まれない子会社に関連するものである。⁽⁴⁾ 2017年度上半期からの増加は主に、2017年度に共通業務機能をUBS AGからUBSビジネス・ソリューションズAGに移転したことによる。詳細は2017年度年次報告書(英文)を参照。

注記5 人件費

	2018年 6月30日 終了四半期	2018年 3月31日 終了四半期	2017年 6月30日 終了四半期	2018年 6月30日 累計期間	2017年 6月30日 累計期間
単位：百万スイス・フラン					
給与及び変動報酬	2,084	2,211	2,125	4,295	4,559
ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬 ⁽¹⁾	996	974	992	1,970	1,979
契約社員給与	50	41	72	90	164
社会保険	156	189	166	346	364
年金及びその他の退職後給付制度	119	21 ⁽²⁾	133	140 ⁽²⁾	332
その他の人件費	118	120	123	238	256
人件費合計	3,524	3,556	3,611	7,080 ⁽³⁾	7,654

⁽¹⁾ ファイナンシャル・アドバイザー変動報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定のための要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。⁽²⁾ 2018年度第1四半期に、スイスにおけるUBSの年金基金に変更が生じたことにより、UBS AGの年金債務認識額が減少した。その結果、123百万スイス・フランの税引前利得が2018年度第1四半期の損益計算書に認識されたが、資本合計への全体的影響はなかった。詳細については、2018年度第1四半期財務報告書(英文)

(https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2018.htmlにて参照されたい。)の「連結財務書類」のセクション(訳注：「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記5 人件費」(訳注：「Personnel

expenses」)を参照。⁽³⁾ 2017年度上半期からの減少は主に、2017年度に共通業務機能をUBS AGからUBSビジネス・ソリューションズAGに移転したことによる。詳細については、2017年度年次報告書(英文)を参照。

注記6 一般管理費

単位：百万スイス・フラン	2018年 6月30日 終了四半期	2018年 3月31日 終了四半期	2017年 6月30日 終了四半期	2018年 6月30日 累計期間	2017年 6月30日 累計期間
賃借料	207	205	208	412	423
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	77	76	97	153	241
通信及び市場データサービス費用	123	124	126	247	280
管理費	1,217	1,293	1,005	2,509	1,227
内、UBSグループAG又はその子会社から請求される共通業務費用 ⁽¹⁾	1,151				
		1,154	909	2,305 ⁽²⁾	1,033
内、英国銀行税 ⁽³⁾	(45)	0	(46)	(45)	(71)
マーケティング及び広報費用	61	70	67	131	159
旅費及び交際費	96	79	97	175	183
専門家報酬	208	195	253	403	506
IT及びその他の業務の外部委託費用	181	176	218	357	588
訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金 ⁽⁴⁾	131	(11)	9	120	42
その他	7	30	31	36	62
一般管理費合計	2,308	2,236	2,111	4,544	3,712

⁽¹⁾ UBS AGの連結範囲に含まれない子会社に関連するものである。⁽²⁾ 2017年度上半期からの増加は主に、2017年度に共通業務機能をUBS AGからUBSビジネス・ソリューションズAGに移転したことによる。詳細については、2017年度年次報告書(英文)を参照。⁽³⁾ 表示期間における貸方計上額は、過年度に関連するものである。⁽⁴⁾ 損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加/(減少)が反映されている。詳細については、注記14を参照。さらに、第三者からの回収(2018年度第2四半期：10百万スイス・フラン、2018年度第1四半期：17百万スイス・フラン、2017年度第2四半期：1百万スイス・フラン)が含まれている。

注記7 法人所得税

UBS AGは、2018年度第2四半期において、369百万スイス・フランの法人所得税費用を認識している。2017年度第2四半期においては、317百万スイス・フランの法人所得税費用を認識していた。

2018年度第2四半期の繰延税金費用は、2017年度第2四半期の129百万スイス・フランに対し、192百万スイス・フランであった。これは主に、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に関して、同四半期の課税所得と相殺したために発生した過年度に認識された繰延税金資産の取り崩しに関連するものである。

当期の税金費用は、2017年度第2四半期の188百万スイス・フランに対し、176百万スイス・フランであり、UBSスイスAG並びにUBS AGのその他の子会社及び支店の課税所得に関連するものである。

注記8 予想信用損失の測定**a) 期中の予想信用損失**

2018年度第2四半期の貸倒引当金繰入額(純額)は合計28百万スイス・フランであった。これは、ステージ1及びステージ2のポジションに関連する予想信用損失(以下「ECL」という。)21百万スイス・フランと信用減損(ステージ3)のポジションに関連する純損失7百万スイス・フランを反映したものである。

期中に認識されたステージ1及びステージ2のECLは主に、パーソナル&コーポレート・バンキング部門の信用の質の変動、並びに影響の度は小さいが、インベストメント・バンク、パーソナル&コーポレート・バンキング及びグローバル・ウェルス・マネジメントの各部門における新規貸出金、信用供与及びその他のエクスポージャーの変動から生じたものである。

ステージ3の純損失7百万スイス・フランは、主にパーソナル&コーポレート・バンキングにおける複数のデフォルト・ポジションにわたって認識されたものである。

ECLの計算及びステージへの割当の判断に使用されたモデルに重要な変更はなかった。

注記19で概説している通り、UBS AGはECLの計算において、アップサイド、ベースライン、マイルド・ダウンサイド及びシビア・ダウンサイドという4つの異なる経済シナリオを使用している。2018年6月30日現在のECLの計算に適用されたシナリオ及びシナリオ加重について見直しが行われたが、2018年3月31日現在及びIFRS第9号への移行日である2018年1月1日現在で適用されたものから変更はなかった。

適用された経済シナリオと加重

ECLシナリオ	割り当てられた加重(%) (2018年6月30日現在)
アップサイド	20.0
ベースライン	42.5
マイルド・ダウンサイド	30.0
シビア・ダウンサイド	7.5

さらに、スイス、米国及びその他の地域において、報告日現在のECLの算定時に各経済シナリオに適用される最も重要な将来予測に関する経済的要因に係る仮定も、IFRS第9号への移行日から変更されていない。ただし、報告日現在のECL算定時に適用された一時点でのデフォルト確率の値は、住宅価格や株価指数、外国為替レートなど市場データの最新値を反映している。最も重要な将来予測に関する経済的要因について適用された仮定の詳細については、注記19に記載されている。

b) ECLに関連する貸借対照表のポジション及びオフバランス・シートのポジション(ECL貸倒引当金及び引当金を含む。)

以下の表は、ECLの対象となる金融商品及び特定の非金融商品に関する情報である。償却原価が適用される金融商品の正味帳簿価額は、信用リスクに対する最大エクスポージャー(貸倒引当金考慮後)を示している。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産(以下「FVOCI」という。)もECLの対象であるが、償却原価が適用される金融商品とは異なり、引当によって当該金融資産の帳簿価額は減額されない。FVOCIで測定される金融資産の帳簿価額は、信用リスクに対する最大エクスポージャーを示している。2018年6月30日現在と2018年3月31日現在の表には、2018年1月1日現在の残高については提供されなかったいくつかのセグメントに関する追加的な詳細が含まれている。

オンバランス・シートの金融資産に加えて、いくつかのオフバランス・シートの金融資産及びその他の信用枠もECLの対象となっている。オフバランス・シートの金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、想定元本に基づいて計算されている。

UBS AGは、共通のリスク特性並びに適用される同一又は類似の格付方法に基づいてポートフォリオを細分類するために、ECL開示セグメント又は「ECLセグメント」を設定している。主要なセグメントは、以下の表に示されている。

セグメント	セグメントの説明	信用リスクへの感応度に関する説明	事業部門/ コーポレート・センター
住宅ローンのある個人顧客	所有者が専有している不動産とその顧客の個人口座の当座貸越を担保とした、個人顧客への貸付	金利環境、雇用状況及び地域効果による影響(例：不動産価値)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - グローバル・ウェルス・マネジメント
不動産ファイナンス	不動産を担保とした、賃料又は収益をもたらす不動産による法人顧客向けのファイナンス	GDP成長率、金利環境及び地域効果による影響(例：不動産価値)。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - グローバル・ウェルス・マネジメント
大手法人顧客	大企業及び多国籍企業への貸付	GDP成長率、季節性及びビジネスサイクル、担保価値(不動産及びその他の種類の担保を含む多様な担保)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - インベストメント・バンク
中小企業の顧客	中小企業の顧客への貸付	GDP成長率、金利環境、並びにある程度は季節性及びビジネスサイクル、担保価値(不動産及びその他の種類の担保を含む多様な担保)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング
金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	ブローカー・ディーラー及び決済機関へのエクスポージャーを含む、金融機関及び年金基金	GDP成長率、金利環境、規制の変更及び政治リスクに敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - インベストメント・バンク - コーポレート・センター
ロンバード	市場性のある有価証券、保証及びその他の形式の担保の差入れを担保とする貸付	市場(担保や運用資産の変更など)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - グローバル・ウェルス・マネジメント
クレジットカード	スイス及び米国におけるクレジットカード・ソリューション	金利環境及び雇用状況に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング - グローバル・ウェルス・マネジメント
コモディティー・トレード・ファイナンス	コモディティー・トレーダーの運転資金ファイナンス(通常、自己清算型の取引ベースで供与)	債務返済の主要資金源は融資対象の貨物に直結しているため、主に個別の取引構造の強み及び担保価値(コモディティー価格の変動性)に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング
リース (ファイナンス・リース債権)	自家用飛行機のファイナンス 投資商品のファイナンス	担保価値の変動に敏感。 GDP成長率、金利環境、季節性及びビジネスサイクル、担保価値に敏感。	- パーソナル&コーポレート・バンキング

単位：百万スイス・フラン		2018年6月30日現在							
		帳簿価額				ECL貸倒引当金			
償却原価で測定される金融商品	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
現金及び中央銀行預け金	102,262	102,262	0	0	0	0	0	0	
銀行貸出金及び前渡金	15,518	15,510	8	0	(4)	(2)	0	(2)	
有価証券ファイナンス取引 による債権	76,450	76,450	0	0	(2)	(2)	0	0	
デリバティブに係る差入担保金	24,937	24,937	0	0	0	0	0	0	
顧客貸出金及び前渡金	320,569	295,332	23,612	1,625	(847)	(53)	(174)	(620)	
内、住宅ローンのある 個人顧客	121,858	108,533	12,498	826	(122)	(9)	(79)	(34)	
内、不動産ファイナンス	35,659	26,826	8,795	39	(60)	(3)	(49)	(8)	
内、大手法人顧客	10,486	9,841	555	91	(82)	(5)	(9)	(68)	
内、中小企業の顧客	9,920	8,055	1,284	581	(292)	(8)	(25)	(258)	
内、ロンバード	116,795	116,779	0	16	(90)	(4)	0	(86)	
内、クレジットカード	1,406	1,123	268	14	(37)	(6)	(11)	(20)	
内、コモディティー・ トレード・ファイナンス	3,075	3,049	13	13	(88)	(4)	0	(84)	
償却原価で測定されるその他の 金融資産	21,072	20,264	292	516	(168)	(39)	(6)	(123)	
内、ファイナンシャル・ アドバイザーに対する貸出金	3,394	3,139	85	171	(124)	(32)	(2)	(90)	
償却原価で測定される金融資産 合計 ⁽¹⁾	560,808	534,755	23,912	2,141	(1,022)	(97)	(179)	(746)	
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融 資産	6,941	6,941	0	0	0	0	0	0	
ECLの要求事項の適用範囲に 含まれるオンバランス・シート の金融資産合計	567,749	541,696	23,912	2,141	(1,022)	(97)	(179)	(746)	

		エクスポージャー合計				ECL引当金			
オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
保証	18,529	17,826	506	197	(34)	(7)	(1)	(26)	
内、大手法人顧客	3,818	3,462	218	138	(7)	(1)	0	(5)	
内、中小企業の顧客	1,262	996	221	45	(16)	0	(1)	(15)	
内、金融仲介機関及び ヘッジ・ファンド	7,473	7,464	9	0	(4)	(4)	0	0	
内、ロンバード	2,493	2,493	0	0	0	0	0	0	
内、コモディティー・ トレード・ファイナンス	2,398	2,342	43	13	(4)	(1)	0	(3)	
取消不能ローン・コミット メント	31,009	30,407	563	38	(42)	(34)	(8)	0	
内、大手法人顧客	21,914	21,342	550	22	(34)	(27)	(7)	0	
先日付スタートのリバース・ レボ契約及び有価証券借入 契約	1,545	1,545	0	0	0	0	0	0	
無条件に取消可能な信用枠	34,129	33,011	1,053	65	(33)	(21)	(13)	0	
内、不動産ファイナンス	2,676	2,404	272	0	(16)	(8)	(8)	0	
内、大手法人顧客	4,065	4,000	65	0	(1)	(1)	0	0	
内、中小企業の顧客	4,407	3,961	390	57	(8)	(5)	(2)	0	
内、ロンバード	6,231	6,231	0	0	0	0	0	0	
内、クレジットカード	6,980	6,712	267	0	(5)	(3)	(1)	0	
内、コモディティー・ トレード・ファイナンス	2,707	2,703	0	5	(1)	(1)	0	0	

契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	2,760	2,741	19	0	(1)	(1)	0	0
オフバランス・シートの金融 商品及びその他の信用枠	87,972	85,531	2,142	300	(111)	(62)	(23)	(26)
貸倒引当金及び引当金合計					(1,133)	(159)	(202)	(772)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECL貸倒引当金控除後の金額である。

単位：百万スイス・フラン		2018年3月31日現在							
		帳簿価額			ECL貸倒引当金				
償却原価で測定される金融商品	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
現金及び中央銀行預け金	92,800	92,800	0	0	0	0	0	0	
銀行貸出金及び前渡金	13,284	13,246	38	0	(5)	(3)	0	(2)	
有価証券ファイナンス取引 による債権	77,016	77,016	0	0	(2)	(2)	0	0	
デリバティブに係る差入担保金	24,271	24,271	0	0	0	0	0	0	
顧客貸出金及び前渡金	318,394	289,306	27,543	1,545	(838)	(54)	(162)	(622)	
内、住宅ローンのある個人 顧客	120,535	104,614	15,149	772	(127)	(11)	(71)	(44)	
内、不動産ファイナンス	36,003	26,415	9,553	36	(62)	(3)	(51)	(8)	
内、大手法人顧客	11,610	10,828	684	97	(62)	(7)	(2)	(54)	
内、中小企業の顧客	10,072	7,893	1,629	550	(281)	(9)	(24)	(248)	
内、ロンバード	114,436	114,423	0	13	(86)	(4)	0	(82)	
内、クレジットカード	1,334	1,069	252	14	(34)	(5)	(9)	(19)	
内、コモディティー・ トレード・ファイナンス	3,008	2,942	61	5	(92)	(4)	(4)	(85)	
償却原価で測定されるその他の 金融資産	19,235	18,477	271	488	(146)	(35)	(5)	(106)	
内、ファイナンシャル・ アドバイザーに対する貸出金	3,326	3,104	74	149	(115)	(28)	(2)	(85)	
償却原価で測定される金融資産 合計 ⁽¹⁾	545,000	515,116	27,851	2,033	(992)	(94)	(168)	(730)	
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融資産	6,758	6,758	0	0	0	0	0	0	
ECLの要求事項の適用範囲に 含まれるオフバランス・ シートの金融資産合計	551,757	521,873	27,851	2,033	(992)	(94)	(168)	(730)	

		エクスポージャー合計			ECL引当金				
オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
保証	17,404	16,624	577	203	(40)	(7)	(2)	(31)	
内、大手法人顧客	3,775	3,380	249	146	(10)	(1)	0	(9)	
内、中小企業の顧客	1,313	1,029	235	50	(16)	0	(1)	(15)	
内、金融仲介機関及び ヘッジ・ファンド	5,740	5,694	47	0	(3)	(3)	0	0	
内、ロンバード	2,537	2,537	0	0	0	0	0	0	
内、コモディティー・ トレード・ファイナンス	1,783	1,752	24	7	(4)	(1)	0	(3)	
取消不能ローン・コミット メント	29,746	29,181	547	18	(32)	(24)	(7)	(1)	
内、大手法人顧客	22,234	21,693	535	7	(26)	(20)	(5)	(1)	
先日付スタートのリバース・ レボ契約及び有価証券借入 契約	1,231	1,231	0	0	0	0	0	0	
無条件に取消可能な信用枠	35,892	33,937	1,879	75	(34)	(17)	(17)	0	
内、不動産ファイナンス	2,942	2,134	808	0	(12)	(2)	(9)	0	
内、大手法人顧客	4,804	4,700	99	5	0	0	0	0	
内、中小企業の顧客	4,617	4,065	496	56	(7)	(4)	(3)	0	
内、ロンバード	5,960	5,960	0	0	0	0	0	0	
内、クレジットカード	6,879	6,609	269	0	(5)	(4)	(1)	0	
内、コモディティー・ トレード・ファイナンス	3,413	3,307	92	14	(2)	(1)	(1)	0	
契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	1,912	1,912	0	0	(1)	(1)	0	0	

オフバランス・シートの金融 商品及びその他の信用枠	86,184	82,885	3,003	296	(106)	(49)	(26)	(32)
貸倒引当金及び引当金合計					(1,098)	(143)	(194)	(762)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECL貸倒引当金控除後の金額である。

単位：百万スイス・フラン		2018年1月1日現在						
帳簿価額					ECL貸倒引当金			
償却原価で測定される金融商品	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3 ⁽²⁾	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
現金及び中央銀行預け金	87,775	87,775	0	0	0	0	0	0
銀行貸出金及び前渡金	13,673	13,654	18	0	(5)	(2)	0	(3)
有価証券ファイナンス取引 による債権	84,674	84,674	0	0	(2)	(2)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	23,434	23,434	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	312,602	283,256	27,855	1,491	(867)	(61)	(163)	(644)
内、住宅ローンのある個人 顧客	119,560	103,867	15,006	686	(124)	(12)	(69)	(44)
内、不動産ファイナンス	35,896	26,210	9,657	29	(62)	(3)	(53)	(6)
内、大手法人顧客	11,004	10,358	557	88	(69)	(6)	0	(63)
内、中小企業の顧客	10,322	8,218	1,518	585	(287)	(8)	(23)	(256)
内、ロンバード	110,601	110,584	0	17	(84)	(5)	0	(79)
償却原価で測定されるその他の 金融資産	18,375	17,877	32	465	(136)	(29)	(1)	(106)
内、ファイナンシャル・ アドバイザーに対する貸出金	3,086	2,874	32	179	(115)	(28)	(1)	(87)
償却原価で測定される金融資産 合計 ⁽¹⁾	540,533	510,671	27,906	1,956	(1,011)	(95)	(164)	(752)
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融 資産	6,755	6,755	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲内で あるオフバランス・シートの 金融資産合計	547,288	517,426	27,906	1,956	(1,011)	(95)	(164)	(752)
エクスポージャー合計					ECL引当金			
オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3 ⁽²⁾	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	17,152	16,331	633	189	(37)	(6)	(2)	(29)
取消不能ローン・コミット メント	30,852	30,153	662	37	(36)	(24)	(8)	(4)
内、大手法人顧客	21,999	21,344	629	26	(27)	(19)	(4)	(4)
先日付スタートのリバース・ レボ契約及び有価証券借入 契約	1,216	1,216	0	0	0	0	0	0
無条件に取消不能な信用枠	36,690	34,471	2,157	62	(34)	(19)	(15)	0
内、不動産ファイナンス	3,103	2,097	1,007	0	(9)	(2)	(7)	0
内、中小企業の顧客	4,770	4,311	406	53	(7)	(5)	(2)	0
契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	1,635	1,634	0	1	0	0	0	0
オフバランス・シートの金融 商品及びその他の信用枠	87,545	83,805	3,452	288	(107)	(49)	(24)	(33)
貸倒引当金及び引当金合計					(1,117)	(144)	(188)	(785)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECL貸倒引当金控除後の金額である。(2) 2018年1月1日現在のIFRS第9号の適用に伴い、取引相手先がデフォルトに陥った場合、及び/又は金融商品が購入時もしくは組成時に信用減損しており、かつ損失がまだ発生していない、もしくは(例えば、保有する担保により全額回収可能と見込まれることから)引当金が認識されていない信用減損したエクスポージャーを含む場合、当該金融商品は信用減損したものに分類される。IFRS第9号の適用に関する詳細については、注記19を参照。

注記9 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、評価原則、評価ガバナンス、公正価値ヒエラルキーの区分、評価調整、評価技法及び評価インプット、公正価値測定の感応度、並びに公正価値で測定されない金融商品の公正価値算定に適用する方法に関して更なる詳細を提供している。2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記22 公正価値測定」と併せて読まれるべきである。

IFRS第9号の適用

2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことに伴い、一部の分類及び測定に変更が生じ、いくつかの金融資産及び金融負債が「償却原価で測定するもの」から「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類変更された。この分類変更の対象となった項目は以下の通りである。

- インベストメント・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントが保有するブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務
- コーポレート・センターが保有するオークション・レート証券
- インベストメント・バンクが保有する一部の貸出金

2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、新たに「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類された一部の金融資産及び金融負債は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に指定されている。詳細については、本注記内の表及び本文を参照。

IFRS第9号の適用に伴い、金額が僅少な金融資産が公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産から顧客貸出金及び前渡金に分類変更された。また、金額が僅少な関連するローン・コミットメント(2017年12月31日現在ではデリバティブ負債として認識されていた。)も貸借対照表において認識が中止された。これらの金融商品が分類変更されなかったと仮定すると、2018年度第2四半期の損益計算書に重要な公正価値利得又は損失は認識されなかったと推定される。同様に、IFRS第9号の適用時に売却可能金融商品から償却原価で測定されるその他の金融資産に分類変更された負債性商品に関して、その他の包括利益に重要な公正価値利得又は損失は認識されなかったと推定される。

IFRS第9号の適用に関する詳細については、注記19を参照。

a)公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキー区分は、以下の表の通り要約される。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定⁽¹⁾

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日現在				2018年3月31日現在				2017年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される金融資産												
公正価値で測定される												
トレーディング目的保有金融資産	96,133	12,862	3,263	112,258	89,282	14,566	1,937	105,785	108,963	15,309	1,972	126,244
内、												
国債	10,650	877	0	11,527	13,769	1,115	0	14,885	11,935	918	0	12,854
社債及び地方債	550	7,596	627	8,773	342	8,379	233	8,953	37	8,072	552	8,662
貸出金	0	2,096	1,733	3,829	0	3,005	606	3,611	0	3,346	501	3,847
投資信託受益証券	8,716	1,974	540	11,230	6,951	1,560	704	9,215	7,223	1,839	571	9,632
資産担保証券	0	110	157	266	0	169	157	326	0	194	174	368
資本性金融商品	76,218	210	188	76,615	68,220	338	237	68,796	79,276	186	105	79,566
ユニットリンク型投資契約 金融資産 ⁽²⁾									10,492	755	69	11,316
デリバティブ金融商品	878	119,245	1,481	121,605	853	111,136	1,344	113,334	458	116,222	1,549	118,229
内、												
金利契約	0	38,555	226	38,782	8	41,153	35	41,196	1	43,913	135	44,049
クレジット・デリバティブ契約	0	1,674	452	2,127	0	1,894	458	2,352	0	2,266	550	2,816
外国為替契約	563	52,941	186	53,690	385	42,026	239	42,650	207	46,749	189	47,145
株式/株式指数契約	7	24,320	612	24,939	21	24,374	608	25,002	16	21,541	675	22,232
コモディティ契約	0	1,564	0	1,564	0	1,379	0	1,379	0	1,727	0	1,727
ブローカレッジ債権 ⁽³⁾	0	18,415	0	18,415	0	20,250	0	20,250				
公正価値で測定される												
トレーディング目的保有でない												
金融資産	42,929	45,177	4,769	92,875	44,989	47,557	4,667	97,213	23,032	34,104	1,419	58,556
内、												
国債	21,853	3,452	0	25,305	24,255	3,646	0	27,901	22,062	3,900	0	25,961
社債及び地方債	958	21,849	0	22,807	760	23,265	0	24,025	765	20,702	0	21,467
ユニットリンク型投資契約 金融資産 ⁽²⁾		4,735										
	19,824		8	24,568	19,655	4,528	0	24,183				
貸出金(仕組ローンを含む)	0	7,394	1,904	9,298	0	8,353	1,924	10,277	0	9,385	758	10,143
仕組証券ファイナンス取引 ⁽⁴⁾	0	7,556	65	7,622	0	7,621	140	7,760	0	118	173	291
オークション・レート証券 ⁽³⁾	0	0	1,832	1,832	0	0	1,713	1,713				
投資信託受益証券	194	117	118	429	167	96	107	370	205	0	0	205
資本性金融商品 ⁽⁵⁾	101	16	484	602	151	47	369	567				
その他	0	57	357	414	0	1	413	415	0	0	489	489
継続的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産												
その他の包括利益を通じて												
公正価値で測定される金融資産	2,608	4,333	0	6,941	2,560	4,197	0	6,758	3,000	5,157	507	8,665
内、												
国債	2,563	111	0	2,675	2,515	118	0	2,634	2,733	133	0	2,866
社債及び地方債	44	390	0	434	45	428	0	473	121	1,060	9	1,189
資産担保証券	0	3,832	0	3,832	0	3,651	0	3,651	0	3,880	0	3,880

その他⁽⁵⁾ 0 0 0 0 0 0 0 0 146 85 499 730

継続的に公正価値で測定される非金融資産

その他の非金融資産

貴金属及びその他の現物

コモディティ 3,975 0 0 3,975 4,032 0 0 4,032 4,563 0 0 4,563

非継続的に公正価値で測定される非金融資産

その他の非金融資産⁽⁶⁾ 0 57 9 65 0 58 9 67 0 54 42 95

公正価値で測定される資産合計 146,523 200,090 9,522 356,135 141,716 197,764 7,957 347,438 140,017 170,848 5,489 316,353

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定⁽¹⁾(続き)

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日現在				2018年3月31日現在				2017年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される金融負債												
公正価値で測定される												
トレーディング目的保有金融負債	26,211	5,117	88	31,416	29,657	4,999	91	34,747	26,037	4,309	117	30,463
内、												
国債	4,386	299	0	4,685	7,574	398	0	7,972	5,153	256	0	5,409
社債及び地方債	138	4,113	34	4,285	11	4,133	31	4,176	50	3,453	35	3,538
投資信託受益証券	785	214	2	1,002	291	67	4	362	541	263	16	820
資本性金融商品	20,901	488	52	21,440	21,781	392	56	22,229	20,293	336	66	20,695
デリバティブ金融商品	875	115,955	2,394	119,224	837	108,437	2,671	111,945	398	112,929	2,807	116,134
内、												
金利契約	6	33,738	285	34,030	12	36,125	212	36,349	5	38,196	186	38,387
クレジット・デリバティブ契約	0	2,620	613	3,233	0	2,777	629	3,407	0	3,196	601	3,797
外国為替契約	585	52,922	115	53,621	343	41,891	118	42,353	213	45,151	122	45,486
株式/株式指数契約	2	25,122	1,369	26,493	6	26,131	1,708	27,845	42	24,803	1,896	26,741
コモディティ契約	0	1,365	1	1,366	0	1,227	1	1,227	0	1,561	1	1,562
継続的に公正価値での測定を指定された金融負債												
公正価値での測定を指定された												
ブローカレッジ債務 ⁽³⁾	0	37,904	0	37,904	0	34,793	0	34,793				
公正価値での測定を指定された社債	0	46,683	10,166	56,849	0	40,213	11,846	52,059	0	38,617	10,885	49,502
公正価値での測定を指定された												
その他の金融負債	2	36,252	1,089	37,342	2	33,061	1,375	34,438	0	14,282	1,941	16,223
内、												
ユニットリンク型投資契約未払額	0	24,913	0	24,913	0	24,348	0	24,348	0	11,523	0	11,523
仕組証券ファイナンス取引 ⁽⁴⁾	0	6,533	0	6,533	0	5,812	1	5,812	0	372	4	376
債券(店頭)	2	4,801	1,085	5,888	2	2,898	1,371	4,270	0	2,385	1,930	4,315
非継続的に公正価値で測定される非金融負債												
その他の非金融負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
公正価値で測定される負債合計	27,087	241,911	13,737	282,736	30,495	221,504	15,984	267,983	26,435	170,139	15,750	212,324

⁽¹⁾ 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。これらのデリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。⁽²⁾ ユニットリンク型投資契約金融資産は、2018年1月1日より「公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産」から「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」に分類変更された。詳細については、注記19を参照。⁽³⁾ 2018年1月1日にIFRS第9号を適用するまで償却原価で測定されていた金融資産及び金融負債に係る比較期間の情報は、開示されていない。詳細については、注記19を参照。⁽⁴⁾ 仕組証券ファイナンス取引の2017年12月31日から2018年3月31日までの増加は、主に、一部の残高が2018年1月1日のIFRS第9号の適用時に「償却原価で測定するもの」から「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類変更されたことに関連するものである。詳細については、注記19を参照。⁽⁵⁾ 2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、従前はIAS第39号に基づき「売却可能」に分類されていた資本性金融商品が、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」に分類変更された。詳細については、注記19を参照。⁽⁶⁾ その他の非金融資産は主に、売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産で構成されている。当該資産は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定される。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうち1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1 活発な市場における同一の資産及び負債に関する(無調整の)相場価格

- レベル2 全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法
- レベル3 重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことに伴い、新たに公正価値で測定するものに分類された商品に係る商品説明、評価及び公正価値ヒエラルキーの区分

公正価値で測定されるものとして分類された重要な商品のうち、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記22 公正価値測定」に記載のないものについて、以下に商品説明、評価及び公正価値ヒエラルキーに関する情報を提供する。

オークション・レート証券

オークション・レート証券(以下「ARS」という。)には、オークション優先証券(以下「APS」という。)とオークション・レート証券(以下「ARC」という。)の2種類がある。ARCは地方自治体が発行するもので、投資家が非課税の適用を受けるために短期金融商品の代替として使用している。これらの商品の金利は、ダッチ・オークションにより定期的に見直される。APSはARCと類似しているが、クローズド・エンド型ファンドから発行される点が主たる相違である。ARSは、直近の取引を反映した市場価格を直接使用し、取引規模や、入手可能な場合はディーラーの相場価格による調整を加えた上で評価される。ARSに該当する証券について、適度に取引実績があり、流動性のある価格情報を入手することは通常不可能である。よって、当該証券はレベル3に分類される。

ブローカレッジ債権及び債務

ブローカレッジ債権及び債務には、キャッシュ・クレジット(買い)、キャッシュ・デビット(売り)、証拠金債務残高や空売りによる収入などの償還可能残高や要求払残高が含まれる。これらの口座のビジネスモデルは、当座預金口座や要求払口座と同様なものであり、口座所有者が口座を利用して住宅資金、償還金及び請求金額の処理を行う。公正価値は、原商品の残高の価値に基づいて算定される。原商品に要求払の性質があることから、これらの債権及び債務はレベル2に指定される。

b) 評価調整

自己の信用

自己の信用は、自己の信用調整(以下「OCA」という。)カーブを用いて見積られている。これには、UBSのシニア債に関する市場で観察された流通価格、UBSのクレジット・デフォルト・スワップの спреッド、及び同業他行のシニア債のイールド・カーブなど、観察可能な市場データが組み込まれている。

2018年6月に、UBS AGは、経常的な資金需要の充足の一環として、30年物無担保シニア債を発行した。市場で観察可能なこの債券の流通価格はOCAカーブの構造に組み込まれており、ロング・エンドでカーブが拡大した。自己の信用の利得248百万スイス・フランが2018年度第2四半期にその他の包括利益に認識されたが、これは主に前述のOCAカーブの変動を反映したものである。

Day1リザーブ

以下の表は、各期間の繰延Day1損益リザーブの変動を要約したものである。

繰延Day1損益は通常、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額に計上される。

2018年度第2四半期において、UBSが発行した長期仕組債(貸借対照表上、公正価値での測定を指定された社債に報告されている。)に関連したDay1リザーブの取崩額192百万スイス・フランが損益計算書に認識された。このDay1リザーブの取崩は、前セクションに記載された30年物社債の発行に伴い、これらのポジションを評価するのに使用されるOCAカーブの観察可能性が高まったことによる。

繰延Day1損益

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2018年6月30日	2018年3月31日	2017年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
期首残高	457	329	365	329	371
新規取引で繰り延べられた利益 / (損失)	53	187	65	240	116
損益計算書で認識された(利益) / 損失	(248)	(53)	(66)	(301)	(119)
為替換算調整	13	(6)	(15)	7	(18)
期末残高	274	457	349	274	349

その他の評価調整

2018年度第2四半期において、特定の発行済仕組債の評価に影響を与えるOCAとLIBORのボラティリティのスプレッドを把握するために計上されたモデル評価調整を反映して、64百万スイス・フランの費用が損益計算書に認識された。

c) レベル1とレベル2の間の移行

以下に開示された金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の移行を反映している。

金融資産合計約6億スイス・フランは「公正価値での測定を指定されたトレーディング目的保有金融資産」(大部分が資本性金融商品及び投資信託受益証券)で主に構成されており、2018年度上半期においてレベル2からレベル1に移行された。これは主に、市場内で観察される取引活動が増加したことによるものである。2018年度上半期においてレベル2からレベル1に移行された負債は重要ではなかった。また、2018年度上半期においてレベル1からレベル2に移行された資産及び負債も重要ではなかった。

d) レベル3商品：評価技法及びインプット

次の表は、重要なレベル3資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジ及び加重平均値は、各社の保有商品が多様であるため、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

次の表に開示されている重要な観察不能なインプットは、概ね、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記22 公正価値測定」に記載されている当該インプットと整合している。観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響についても、表示されたインプットのレンジをもたらず要因の理解を深めるための情報を含め、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記22 公正価値測定」で説明されている。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

単位： 十億スイス・フラン	公正価値				重要な 観察不能な インプット (1)	インプットのレンジ						単位 ⁽¹⁾	
	資産		負債			2018年 6月30日 現在		2017年 12月31日 現在		加重 平均値 (2)	加重 平均値 (2)		
	2018年 6月 30日 現在	2017年 12月 31日 現在	2018年 6月 30日 現在	2017年 12月 31日 現在		最低値	最高値	最低値	最高値				
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産 / 負債、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産 ⁽³⁾													
社債及び地方債 売買された貸出 金、強制的に公正 価値で測定される 貸出金、ローン・ コミットメント及 び保証	0.6	0.6	0.0	0.0	市場類似商品 の相対的価値	債券 相当価格	0	134	95	0	133	92	ポイント
オークション・ レート証券 ⁽⁴⁾	1.8		0.0		市場類似商品 の相対的価値	貸出金 相当価格	0	101	97	50	102	98	ポイント
投資信託受益 証券 ⁽⁵⁾	0.7	0.7	0.0	0.0	市場類似商品 の相対的価値	割引期待 キャッシュ・ フロー	111	153		23	124		ベーシ ス・ポイ ント
資本性金融商品 ⁽⁵⁾ 公正価値での測定 を指定された 社債 ⁽⁶⁾	0.7	0.5	0.1	0.1	市場類似商品 の相対的価値	ディスカウ ント・マー ジン	0	14	2	0	14	2	%
公正価値での測定 を指定された その他の金融 負債 ⁽⁶⁾			1.1	1.9	市場類似商品 の相対的価値	価格	77	99					ポイント
デリバティブ 金融商品													
金利契約	0.2	0.1	0.3	0.2	オプション・ モデル	金利の ボラティ リティ ⁽⁷⁾	42	76		28	70		ベーシ ス・ポイ ント
クレジット・ デリバティブ 契約	0.5	0.5	0.6	0.6	割引期待 キャッシュ・ フロー	信用 スプレッド	4	394		6	550		ベーシ ス・ポイ ント
株式 / 株式指数 契約	0.6	0.7	1.4	1.9	オプション・ モデル	債券 相当価格	1	99		2	102		ポイント
						株式、株価 及び その他の 指数の ボラティ リティ	0	75		0	172		%
						株式 / 為替相関	(45)	71		(39)	70		%
						株式 / 株式相関	(50)	97		(50)	97		%

(1) 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント(%)及びベーシス・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。(2) デリバティブ以外の金融商品には加重平均値が表示されている。この加

加重平均値は、各金融商品の公正価値に基づいてインプットを加重することにより算定されている。デリバティブ契約に係るインプットの加重平均値は、重要な意味を持たないため、表示されていない。⁽³⁾ 比較期間の情報には、従前はIAS第39号に基づき「売却可能」に分類されていたが、2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産」に分類変更された資本性金融商品が含まれている。詳細については、注記19を参照。⁽⁴⁾ IFRS第9号を適用するまで、償却原価で測定されていた金融資産及び金融負債に係る比較期間の情報は、開示されていない。詳細については、注記19を参照。⁽⁵⁾ インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。⁽⁶⁾ 「公正価値での測定を指定された社債」及び「公正価値での測定を指定されたその他の金融負債」(主に債券(店頭)で構成)の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。⁽⁷⁾ 2018年3月31日より、この重要な観察不能なインプットのレンジは、ノーマル・ボラティリティに基づき報告されており、単位はベース・ポイントに変更されている。従前は、ログノーマル・ボラティリティ(単位はポイント)により報告されていた。過年度の情報は、この変更を反映して修正再表示されている。

e) レベル3商品：観察不能なインプットの仮定の変更に対する感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。公正価値での測定を指定された社債及び公正価値での測定を指定された債券(店頭)に係る公正価値測定の感応度は、以下の表に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品に報告されている。

この感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性を見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間(例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である期限前償還率との間)には明白な相互依存性が存在する可能性があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。以下に記載されるレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

	2018年6月30日		2018年3月31日		2017年12月31日	
	現在		現在		現在	
	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動
単位：百万スイス・フラン						
売買された貸出金、公正価値で測定される貸出金、 ローン・コミットメント及び保証	89	(15)	83	(18)	79	(11)
仕組証券ファイナンス取引	20	(15)	65	(65)	34	(34)
オークション・レート証券 ⁽¹⁾	92	(92)	87	(87)		
資産担保証券	31	(26)	31	(26)	19	(15)
資本性金融商品	182	(115)	134	(106)	79	(53)
金利デリバティブ契約(純額)	12	(37)	12	(28)	13	(26)
クレジット・デリバティブ契約(純額)	40	(35)	33	(36)	64	(99)
外国為替デリバティブ契約(純額)	6	(3)	8	(5)	12	(6)
株式/株式指数デリバティブ契約(純額)	212	(228)	189	(205)	190	(193)
その他	21	(21)	14	(14)	13	(13)
合計	704	(586)	656	(591)	502	(450)

⁽¹⁾ 2018年1月1日にIFRS第9号を適用するまで、償却原価で測定されていた金融資産については、2017年12月31日現在の比較期間の情報は開示されていない。詳細については、注記19を参照。

f) レベル3商品：期中の変動

レベル3商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定される重要なレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得/(損失)には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得/(損失)は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、一部の金融資産及び金融負債が新たに「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類され、公正価値ヒエラルキーのレベル3に指定された。当該金融商品は、適用に伴う影響を含め、以下の表に表示されている。これには、コーポレート・センターで保有するオークション・レート証券及びインベストメント・バンクで保有する特定の貸出金が含まれる。

新たに「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類された各種金融資産及び金融負債に加えて、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される」特定の持分投資及び投資信託受益証券も、改訂されたIFRS第9号の測定規則に従って公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類変更された。これにより、以下の表の報告項目間で期首残高の組替が行われた。

2018年度第2四半期において、UBSが発行した28億スイス・フランの仕組債(貸借対照表上で公正価値での測定を指定された社債に報告されている。)が、当該仕組債の評価に使用されるOCAカーブの観察可能性が高まったことを反映して、公正価値ヒエラルキーのレベル3からレベル2に移行された。

レベル3商品の変動

単位：十億スイス・フラン	2016年 12月31日 現在残高	包括利益に含まれる 利得 / (損失) 合計							レベル3 への 移行	レベル3 からの 移行	為替 換算	2017年 6月30日 現在残高
		利益に 含まれる 純利得 / (損失) ⁽¹⁾	内、報告期 間未現在で 保有される レベル3 商品に関連 するもの	購入	売却	発行	決済					
公正価値で測定される トレーディング目的保有 金融資産	1.7	0.0	0.0	0.7	(2.3)	1.6	0.0	0.2	(0.2)	0.0	1.6	
内、												
社債及び地方債	0.6	0.0	0.0	0.3	(0.1)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.8	
貸出金	0.7	0.1	0.0	0.3	(2.1)	1.6	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.5	
投資信託受益証券	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0.4	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
公正価値で測定されるト レーディング 目的保有でない金融資産	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.7)	0.0	(0.1)	0.0	1.6	
内、												
貸出金(仕組ローンを含む)	1.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	(0.7)	0.0	(0.1)	0.0	0.5	
オークション・レート証券 ⁽³⁾												
資本性金融商品												
その他	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.1)	0.0	0.0	0.0	1.1	
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定される金融資産	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	
デリバティブ金融商品 - 資産	2.5	(0.2)	(0.3)	0.0	0.0	0.4	(0.5)	0.1	(0.5)	0.0	1.9	
内、												
クレジット・デリバティブ契約	1.3	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	(0.3)	0.0	0.8	
株式 / 株式指数契約	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.2)	0.1	(0.1)	0.0	0.8	
その他	0.5	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	(0.1)	0.0	0.3	
デリバティブ金融商品 - 負債	4.0	(0.1)	(0.2)	0.0	0.0	0.5	(1.0)	0.1	(0.7)	0.0	2.8	
内、												
クレジット・デリバティブ契約	1.5	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	(0.3)	0.0	1.0	
株式 / 株式指数契約	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	(0.5)	0.1	(0.4)	0.0	1.4	
その他	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	(0.1)	0.0	0.5	
公正価値での測定を指定された社債	9.7	1.0	0.8	0.0	0.0	2.5	(2.0)	0.2	(0.9)	(0.3)	10.2	
公正価値での測定を指定された その他の金融負債	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	(0.5)	0.0	(0.2)	0.0	1.9	

レベル3商品の変動(続き)

単位：十億スイス・フラン	2017年 12月31日 現在残高	IFRS第9 号の適用 による 分類変更 及び 再測定	2018年 1月1日 現在残高	包括利益に含まれる 利得 / (損失)合計		内、報告期 間未現在で 保有される レベル3 商品に関連 するもの	購入	売却	発行	決済	レベル3 への 移行	レベル3 からの 移行	為替 換算	2018年 6月30日 現在 残高 ⁽²⁾
				利益に 含まれる 純利得 / (損失) ⁽¹⁾										
公正価値で測定される														
トレーディング目的保有														
金融資産														
	2.0	0.4	2.4	(0.3)	(0.2)	1.0	(4.8)	4.2	0.0	0.0	0.8	(0.1)	0.0	3.3
内、														
社債及び地方債	0.6		0.6	(0.1)	(0.1)	0.4	(0.8)	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6
貸出金	0.5	0.4	0.9	0.0	0.0	0.3	(3.6)	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
投資信託受益証券	0.6		0.6	(0.1)	(0.1)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5
その他	0.3		0.3	(0.1)	(0.1)	0.3	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3
公正価値で測定される														
トレーディング目的保有														
でない金融資産														
	1.4	2.9	4.3	0.1	0.0	1.0	(0.9)	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.1	4.8
内、														
貸出金(仕組ローンを含む)	0.8	0.6	1.3	(0.1)	(0.1)	1.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	1.9
オークション・レート 証券 ⁽³⁾		1.8	1.8	0.1	0.1	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.8
資本性金融商品		0.4	0.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
その他	0.7	0.1	0.8	0.1	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.5
その他の包括利益を通じて														
公正価値で測定される金融														
資産														
	0.5	(0.5)												
デリバティブ金融商品 - 資産														
	1.5		1.5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4	(0.6)	0.1	0.0	0.0	0.0	1.5
内、														
クレジット・デリバティブ 契約	0.5		0.5	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
株式 / 株式指数契約	0.7		0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.5)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.6
その他	0.3		0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
デリバティブ金融商品 - 負債														
	2.8	0.0	2.8	(0.3)	(0.3)	0.0	0.0	0.7	(0.8)	0.4	(0.5)	0.0	0.0	2.4
内、														
クレジット・デリバティブ 契約	0.6		0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.6
株式 / 株式指数契約	1.9		1.9	(0.3)	(0.2)	0.0	0.0	0.6	(0.7)	0.2	(0.4)	0.0	0.0	1.4
その他	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4
公正価値での測定を指定														
された社債														
	10.9		10.9	0.6	0.5	0.0	0.0	3.2	(2.4)	1.3	(3.6)	0.1	0.0	10.2
公正価値での測定を指定														
されたその他の金融負債														
	1.9		1.9	(0.6)	(0.6)	0.0	0.0	0.4	(0.7)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1

(1) 包括利益に含まれる純利得 / (損失)は、受取利息純額、金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額及びその他の収益で構成されている。(2) 2018年6月30日現在のレベル3資産の合計は、95億スイス・フラン(2018年3月31日現在：80億スイス・フラン、2017年12月31日現在：55億スイス・フラン)であった。2018年6月30日現在のレベル3負債の合計は、137億スイス・フラン(2018年3月31日現在：160億スイス・フラン、2017年12月31日現在：157億スイス・フラン)であった。(3) 2018年1月1日にIFRS第9号を適用するまで、償却原価で測定されていた項目の比較期間の情報は、開示されていない。詳細については、注記19を参照。

レベル3へ/レベル3から移行された資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに移行されていたものとして表示されている。

レベル3へ/レベル3から移行された資産の合計は、それぞれ10億スイス・フラン及び2億スイス・フランであった。レベル3への移行は、主に社債及び地方債から成る。この移行は、債券相当価格の各インプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの移行は、主に株式/株式指数契約から成る。この移行は、各株価ボラティリティ・インプットの観察可能性が高まったことによるものである。

レベル3へ/レベル3から移行された負債の合計は、それぞれ17億スイス・フラン及び41億スイス・フランであった。レベル3への移行は、主に中期の仕組債及び発行済エクイティ・リンク債から成る。この移行は、組み込まれたデリバティブのインプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの移行は、主に金利連動債及び発行済エクイティ・リンク債から成る。この移行は、これらの商品の公正価値を算定するのに使用されるOCAカーブ及び株価ボラティリティの各インプットの観察可能性に変化が生じたことによるものである。

g) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を示している。

公正価値で測定されない金融商品

単位：十億スイス・フラン	2018年6月30日現在		2018年3月31日現在		2017年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産						
現金及び中央銀行預け金	102.3	102.3	92.8	92.8	87.8	87.8
銀行貸出金及び前渡金	15.5	15.5	13.3	13.3	13.7	13.7
有価証券ファイナンス取引による債権	76.4	76.4	77.0	77.0	89.6	89.6
デリバティブに係る差入担保金	24.9	24.9	24.3	24.3	23.4	23.4
顧客貸出金及び前渡金	320.6	321.1	318.4	319.2	320.7	322.1
償却原価で測定されるその他の金融資産	21.1	20.8	19.2	19.0	36.9	36.8
負債						
銀行預り金	10.2	10.2	9.0	9.0	7.5	7.5
有価証券ファイナンス取引による債務	10.1	10.1	9.2	9.2	17.0	17.0
デリバティブに係る受入担保金	31.8	31.8	29.4	29.4	30.2	30.2
顧客預金	407.2	407.2	401.5	401.5	412.4	412.4
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	38.8	39.5	35.9	36.9	34.7	36.4
償却原価で測定される社債	98.9	100.7	102.2	104.2	104.8	107.0
償却原価で測定されるその他の金融負債	7.2	7.2	6.4	6.4	37.1	37.1

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBSの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。

注記10 デリバティブ

a) デリバティブ

2018年6月30日現在

単位：十億スイス・フラン

	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融資産に関連する 想定元本 ⁽³⁾	デリバティブ 金融負債	デリバティブ 金融負債に関連する 想定元本 ⁽³⁾	その他の 想定元本 ⁽⁴⁾
デリバティブ金融商品^{(1),(2)}					
金利契約	38.8	1,169	34.0	1,093	11,322
クレジット・デリバティブ契約	2.1	81	3.2	83	0
外国為替契約	53.7	2,736	53.6	2,588	1
株式/株式指数契約	24.9	446	26.5	530	101
コモディティ契約	1.6	44	1.4	39	11
デリバティブ以外の金融商品の未決済 の購入 ⁽⁵⁾	0.2	26	0.2	18	
デリバティブ以外の金融商品の未決済 の売却 ⁽⁵⁾	0.3	31	0.3	20	
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計⁽⁶⁾	121.6	4,533	119.2	4,371	11,435
貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ⁽⁷⁾	(106.6)		(103.1)		
内、認識された金融負債/資産の ネットティング	(87.4)		(87.4)		
内、受入担保金/差入担保金との ネットティング	(19.2)		(15.7)		
潜在的なネットティング考慮後の デリバティブ合計	15.1		16.2		

2018年3月31日現在

単位：十億スイス・フラン

デリバティブ金融商品^{(1),(2)}					
金利契約	41.2	1,231	36.3	1,103	11,173
クレジット・デリバティブ契約	2.4	88	3.4	93	0
外国為替契約	42.7	2,548	42.4	2,445	0
株式/株式指数契約	25.0	412	27.8	474	91
コモディティ契約	1.4	39	1.2	39	9
デリバティブ以外の金融商品の未決済 の購入 ⁽⁵⁾	0.4	36	0.3	15	
デリバティブ以外の金融商品の未決済 の売却 ⁽⁵⁾	0.3	28	0.5	28	
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ金融商品合計⁽⁶⁾	113.3	4,382	111.9	4,197	11,273
貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ⁽⁷⁾	(99.3)		(96.8)		
内、認識された金融負債/資産の ネットティング	(80.7)		(80.7)		
内、受入担保金/差入担保金との ネットティング	(18.6)		(16.1)		
潜在的なネットティング考慮後の デリバティブ金融商品合計	14.1		15.2		

2017年12月31日現在

単位：十億スイス・フラン

デリバティブ金融商品⁽¹⁾					
金利契約	44.0	1,142	38.4	1,044	10,462
クレジット・デリバティブ契約	2.8	92	3.8	98	1

外国為替契約	47.1	2,389	45.5	2,193	0
株式 / 株式指数契約	22.2	380	26.7	487	83
コモディティ契約	1.7	33	1.6	37	8
デリバティブ以外の金融商品の未決済 の購入 ⁽⁵⁾	0.1	12	0.1	11	
デリバティブ以外の金融商品の未決済 の売却 ⁽⁵⁾	0.1	15	0.1	9	
IFRSに準拠したネットティングに					
基づくデリバティブ金融商品合計⁽⁶⁾	118.2	4,063	116.1	3,878	10,555
貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ⁽⁷⁾	(104.2)		(98.5)		
内、認識された金融負債 / 資産の ネットティング	(83.5)		(83.5)		
内、受入担保金 / 差入担保金との ネットティング	(20.7)		(15.0)		
潜在的なネットティング考慮後の デリバティブ金融商品合計					
	14.0		17.7		

⁽¹⁾ 2018年6月30日現在のデリバティブ金融負債は、デリバティブのローン・コミットメントに関連する0億スイス・フラン(2018年3月31日現在：1億スイス・フラン、2017年12月31日現在：0億スイス・フラン)を含む。これらのローン・コミットメントに関連する想定元本は本表に含まれていないが、注記15に「ローン・コミットメント」として開示されており、2018年6月30日現在の約定額は81億スイス・フラン(2018年3月31日現在：39億スイス・フラン、2017年12月31日現在：53億スイス・フラン)であった。⁽²⁾ 2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、一部の先日付スタートのレポ契約及びリバース・レポ契約が「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類され、デリバティブに認識されている。2018年6月30日現在及び2018年3月31日現在、これらのデリバティブの公正価値は重要でなかった。当該デリバティブに関連する想定元本は本表に含まれていないが、注記15に「先日付スタートの取引」として開示されている。⁽³⁾ 貸借対照表上でデリバティブ金融商品が純額で表示される場合でも、ネットティングされるデリバティブ金融商品のそれぞれの想定元本は総額で表示される。⁽⁴⁾ その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、全表示期間において重要ではなかった。⁽⁵⁾ 約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融商品の公正価値の変動は、デリバティブ金融商品として認識されている。⁽⁶⁾ UBSが、平時もしくは、UBS及び全ての契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、ネットティングで表示されている。⁽⁷⁾ 貸借対照表上で純額表示するための要件が全ては満たされていない場合の、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約に準拠した潜在的なネットティングを反映している。詳細については、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記24 金融資産と金融負債の相殺」を参照。

b) デリバティブに係る担保金

	差入担保金 2018年6月 30日現在	受入担保金 2018年6月 30日現在	差入担保金 2018年3月 31日現在	受入担保金 2018年3月 31日現在	差入担保金 2017年12月 31日現在	受入担保金 2017年12月 31日現在
単位：十億スイス・フラン						
IFRSに準拠したネットティングに基づく						
デリバティブに係る担保金 ⁽¹⁾	24.9	31.8	24.3	29.4	23.4	30.2
貸借対照表上で認識されない潜在的な ネットティング ⁽²⁾						
内、認識された金融負債 / 資産のネットティング	(13.0)	(15.5)	(13.5)	(14.4)	(12.5)	(17.4)
内、受入担保金 / 差入担保金とのネットティング	(12.5)	(14.5)	(12.9)	(13.3)	(11.7)	(16.3)
内、受入担保金 / 差入担保金とのネットティング	(0.5)	(1.0)	(0.6)	(1.2)	(0.7)	(1.2)
潜在的なネットティング考慮後の デリバティブに係る担保金						
	11.9	16.4	10.7	15.0	11.0	12.8

⁽¹⁾ UBSが、平時もしくは、UBS又はその契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有す

る場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、ネットティングされて表示されている。⁽²⁾貸借対照表上で純額表示するための要件が全ては満たされていない場合、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約に準拠した潜在的なネットティングを反映している。詳細については、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記24 金融資産と金融負債の相殺」を参照。

注記11 その他の資産及び負債

a) 償却原価で測定されるその他の金融資産

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日 現在	2018年3月31日 現在	2017年12月31日 現在
プライム・ブローカレッジ債権 ⁽¹⁾			19,080
負債証券	12,241	10,610	9,166
内、国債	9,787	7,775	6,465
ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金 ⁽²⁾	3,394	3,326	3,118
報酬及び手数料関連債権	1,747	1,694	1,748
ファイナンス・リース債権	1,076	1,070	1,059
決済勘定	448	557	716
未収利息	669	610	578
その他	1,496	1,368	1,470
償却原価で測定されるその他の金融資産合計	21,072	19,235	36,935

⁽¹⁾ 2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、プライム・ブローカレッジ債権及び債務の分類が「償却原価で測定するもの」から「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に変更されたため、ブローカレッジ債権及び債務は現在、貸借対照表上で区分表示されている。詳細については、注記19を参照。⁽²⁾ 米国及びカナダのファイナンシャル・アドバイザーに関連するものである。

b) その他の非金融資産

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日 現在	2018年3月31日 現在	2017年12月31日 現在
貴金属及びその他の現物コモディティ	3,975	4,032	4,563
保釈保証金 ⁽¹⁾	1,320	1,336	1,337
前払費用	795	834	819
確定給付年金資産及び退職後給付資産純額	61	1	0
未収付加価値税及びその他の税金	304	299	292
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	65	67	95
その他	436	415	251
その他の非金融資産合計	6,956	6,984	7,358

⁽¹⁾ 詳細については、注記14bの1の項目を参照。

c) 償却原価で測定されるその他の金融負債

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日 現在	2018年3月31日 現在	2017年12月31日 現在
プライム・ブローカレッジ債務 ⁽¹⁾			29,646
その他の未払費用	1,884	1,960	2,105
未払利息	1,084	1,311	1,533
決済勘定	1,239	1,058	1,380
その他	2,981	2,043	2,468
償却原価で測定されるその他の金融負債合計	7,187	6,372	37,133

⁽¹⁾ 2018年1月1日にIFRS第9号を適用したことにより、プライム・ブローカレッジ債権及び債務の分類が「償却原価で測定するもの」から「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に変更されたため、ブローカレッジ債権及び債務は現在、貸借対照表上で区分表示されている。詳細については、注記19を参照。

d) 公正価値での測定を指定されたその他の金融負債

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日 現在	2018年3月31日 現在	2017年12月31日 現在
ユニットリンク型投資契約未払額	24,913	24,348	11,523
仕組証券ファイナンス取引	6,533	5,812	375
負債性商品(店頭)	5,888	4,270	4,317
内、自己の信用の(利得)/損失累計額	(41)	5	36
ローン・コミットメント及び保証	8	7	9
公正価値で測定されるその他の金融負債合計	37,342	34,438	16,223

e) その他の非金融負債

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日 現在	2018年3月31日 現在	2017年12月31日 現在
報酬関連負債	3,601	3,130	4,909
内、未払費用	1,578	1,007	2,372
内、その他の繰延報酬制度	1,400	1,296	1,613
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債純額	623	827	925
当期税金負債及び繰延税金負債	814	867	844
未払付加価値税及びその他の税金	391	501	378
繰延収益	239	243	150
その他	136	67	53
その他の非金融負債合計	5,181	4,808	6,335

注記12 公正価値での測定を指定された社債

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日現在	2018年3月31日現在	2017年12月31日現在
発行済債券			
エクイティ・リンク債 ⁽¹⁾	39,355	36,107	34,162
金利連動債	7,505	5,972	5,811
クレジット・リンク債	3,034	2,933	2,937
固定利付債	4,293	4,187	3,921
その他	2,661	2,860	2,671

公正価値での測定を指定された社債合計	56,849	52,059	49,502
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ⁽²⁾	41,624	38,255	37,266
内、自己の信用の(利得)/損失累計額	(188)	14	159

(1) 投資信託受益証券ユニットリンク型商品を含む。(2) UBS AGが企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2018年6月30日現在、残高の99%超が無担保(2018年3月31日現在：残高の99%超が無担保、2017年12月31日現在：残高の99%超が無担保)。

注記13 償却原価で測定される社債

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日現在	2018年3月31日現在	2017年12月31日現在
譲渡性預金	12,720	18,779	23,831
コマーシャル・ペーパー	28,878	23,304	23,532
その他の短期社債	3,730	4,078	3,590
短期社債⁽¹⁾	45,328	46,162	50,953
シニア無担保債	33,699	34,729	32,268
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ⁽²⁾	33,697	34,725	32,256
カバード・ボンド	4,029	4,105	4,112
劣後債	7,453	8,791	8,985
内、低トリガーの損失吸収Tier2資本商品	6,748	8,097	8,286
内、バーゼル に準拠していないTier2資本商品	705	694	700
スイスの中央モーゲージ機関を通じて発行された社債	8,357	8,349	8,345
その他の長期社債	63	77	87
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ⁽²⁾	54	58	66
長期社債⁽³⁾	53,601	56,051	53,796
償却原価で測定される社債合計⁽⁴⁾	98,929	102,213	104,749

(1) 当初満期1年未満の社債。(2) UBS AGが企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2018年6月30日現在、残高の100%が無担保(2018年3月31日現在：残高の100%が無担保、2017年12月31日現在：残高の100%が無担保)。(3) 当初満期1年以上の社債。社債を短期及び長期に分類する際、早期償還条項は考慮していない。(4) 区分処理された組込デリバティブ控除後。当該デリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。

注記14 引当金及び偶発負債

a)引当金

以下の表は、IAS第37号及びIFRS第9号に基づき認識された引当金合計の概要を示したものである。

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日	2018年3月31日	2017年12月31日
IAS第37号に基づき認識された引当金	2,973	2,893	3,051
オフバランス・シートの金融商品に対する引当金 ⁽¹⁾	76	72	33
その他の信用枠に対する引当金 ⁽¹⁾	35	35	0
引当金合計	3,084	2,999	3,084

⁽¹⁾ 2018年度に認識された引当金は、IFRS第9号の予想信用損失に関する要求事項の適用範囲にあるエクスポージャーに関連するものである。詳細については、注記8及び注記19を参照。2017年度のオフバランス・シートの金融商品に対する引当金は、IAS第37号に基づき認識された損失引当金に関連するものである。

以下の表は、IAS第37号に基づき認識された引当金の追加情報である。

単位：百万スイス・フラン	オペレーショナル・リスク ⁽¹⁾	訴訟、規制上及び類似の問題 ⁽²⁾	リストラクチャリング	不動産	従業員給付 ⁽⁵⁾	その他	合計
2017年12月31日現在残高	43	2,444	294	125	55	89	3,051
2018年3月31日現在残高	41	2,331	257	126	54	83	2,893
損益計算書で認識された引当金の増加	5	154	30	0	1	2	192
損益計算書で認識された引当金の取崩	(1)	(13)	(25)	0	(2)	0	(40)
所定の目的に従って使用された引当金	(4)	(94)	(37)	(2)	0	(4)	(141)
原状回復費用資産計上額	0	0	0	(2)	0	0	(2)
為替換算調整 / 割引の振戻し	0	64	6	1	0	0	71
2018年6月30日現在残高	41	2,442	232⁽³⁾	123⁽⁴⁾	53	81	2,973

⁽¹⁾保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。⁽²⁾法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。⁽³⁾主に2018年6月30日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金44百万スイス・フラン(2018年3月31日現在：41百万スイス・フラン、2017年12月31日現在：54百万スイス・フラン)及び2018年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金183百万スイス・フラン(2018年3月31日現在：212百万スイス・フラン、2017年12月31日現在：235百万スイス・フラン)から成る。⁽⁴⁾2018年6月30日現在のリース物件改良費の原状回復費用84百万スイス・フラン(2018年3月31日現在：86百万スイス・フラン、2017年12月31日現在：86百万スイス・フラン)及び2018年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金39百万スイス・フラン(2018年3月31日現在：40百万スイス・フラン、2017年12月31日現在：39百万スイス・フラン)から成る。⁽⁵⁾長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金並びにリストラクチャリング引当金に含まれない退職手当関連の引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩される。退職手当関連の引当金は、短期間(通常6ヶ月以内)に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記14b)に含まれている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS(本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。)は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に参与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、解決の結果や時期を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBSの過去の実績に基づき、UBSに対してまだ提起されていないが、提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、こうした問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が以下に記載されており、これには経営者が重要であるとする他の問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとする他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに言及していない問題に関しては、(a)当行は引当金を設定していない(適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合)か、又は(b)当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記14aの「引当金」の表に開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題から生じる将来の損失を数値的に見積することはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。例えば、本注記の5の項に記載されている、当行が基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)の提示に関連して米国司法省(以下「DOJ」という。)犯罪局詐欺部と結んだ不起訴合意(以下「NPA」という。)は、当行が為替問題に関連して米国の犯罪行為を行ったという判断に基づき、DOJによって解除された。このため、UBS AGは、LIBOR問題に関連する送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金を支払い、2020年1月まで経過観察を受けている。有罪答弁又は有罪判決により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、当行が特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティに当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、当UBSグループの2018年度第2四半期財務報告書の「資本管理」のセクション(訳者注：原文の「Capital management」のセクション)に含まれている。

各事業部門及びコーポレート・センター部門の訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金⁽¹⁾

単位：百万スイス・フラン	グローバ ル・ウェル ス・マネジ メント	パーソナ ル&コーポ レート・バ ンキング	アセット・ マネジ メント	インベストメ ント・ バンク	コーポレー ト・セン ター・サー ビス業務	コーポレー ト・センター グループ ALM	コーポレー ト・センター 非中核業務 及びレガ シー・ポート フォリオ	UBS
2017年12月31日現在残高	555	79	1	345	240	0	1,224	2,444
2018年3月31日現在残高	546	79	1	323	216	0	1,166	2,331
損益計算書で認識された引当金の増加	69	0	0	3	1	0	82	154
損益計算書で認識された引当金の取崩	(12)	0	0	0	0	0	0	(13)
所定の目的に従って使用された引当金	(47)	(3)	0	(1)	0	0	(42)	(94)
為替換算調整 / 割引の振戻し	11	0	0	9	0	0	45	64
2018年6月30日現在残高	567	75	0	333	216	0	1,251	2,442

⁽¹⁾本注記に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメント(項目3及び4)、インベストメント・バンク(項目7)、並びにコーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ(項目2)に計上されている。本注記の項目1及び6に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメントとパーソナル&コーポレート・バンキングに配分されており、本注記の項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンク、コーポレート・センター - サービス業務、並びにコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオに配分されている。

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出し、あるいは従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。UBSは、国際的税務行政支援の要請に基づき、スイス連邦税務局(以下「FTA」という。)から開示命令を受け、情報の提供を求められている。この要請は、UBSの現在及び以前の顧客の複数の口座番号を対象としており、2006年から2008年のデータに基づいている。UBSは、影響を受ける顧客に対して当該行政支援の方法及び手続上の権利(不服申立ての権利など)を通知する手段を講じた。当該要請は、ドイツ当局から受領したデータによるものである。同当局は、調査の過程で、スイスで登録されているUBSの顧客に関連する特定のデータを入手し、当該データを他の欧州諸国と共有していると考えられる。UBSは、他国から同様の要請があると予想している。

2016年に、スイス連邦行政裁判所は、フランスにおける一括要請に関連した行政支援手続において、UBSには、最終的なFTAの顧客データ開示命令の全てに対して不服を申し立てる権利があるとの判決を下した。

2013年より、UBS(フランス)S.A.、UBS AG及び一部の元従業員は、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀した容疑、並びに脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに伴ってフランスで調査を受けている。この調査に関連して、捜査判事はUBS AGに対し、保釈保証金(「caution」)を11億ユーロとし、UBS(フランス)S.A.に対し、同保釈保証金を40百万ユーロ(上訴により10百万ユーロに減額)とする命令を下した。

2016年2月に、捜査判事は、調査を終結した旨をUBS AG及びUBS(フランス)S.A.に通達した。2016年7月に、UBS AG及びUBS(フランス)S.A.は、フランス財務検察官の勧告(「réquisitoire」)を受けた。2017年3月に、捜査判事は、UBS AG及びUBS(フランス)S.A.並びに元従業員数名に対し、フランスでクライアントの不法勧誘を行い、さらに脱税で得た収入の不正洗浄に関与したとして起訴する移送決定(「ordonnance de renvoi」)を発した。この決定は訴訟を裁判所に移送するものである。審理は2018年10月に開始される予定である。2017年10月に、控訴裁判所捜査室は、UBS(フランス)S.A.はUBS(フランス)S.A.の元フロントオフィス責任者に対する有罪答弁手続において民事訴訟上の当事者を構成しないとの判決を下した。UBS(フランス)S.A.はこの判決を不服としてフランス最高裁判所(「Cour de cassation」)に上訴した。その後、刑事裁判所は、同個人の有罪答弁は無効であるとの判決を下したが、本上訴は係属中である。

2016年に、UBSは、ベルギーの捜査判事から、UBSが脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄、並びに重大な脱税に関与したとして方式審査(「inculpé」)を受けている旨の通知を受けた。

UBS、また報道によれば他の多くの金融機関が、国際サッカー連盟(以下「FIFA」という。)及び傘下のサッカー協会並びに関係者及び関係企業に関連する口座について、当局から照会を受けている。UBSはこれらの照会について当局に協力している。

この項目1に記載された問題に関して、2018年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク(以下「UBS RESI」という。) は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、(関係会社を通じて)証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

UBSは米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの1つの支店が、当該期間(このうち2006年から2008年において活発であった。)に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、UBSは、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、UBSが発行し、引き受けた3件のRMBS証券化に係る担保プールに含まれるローン(当初元本残高約20億米ドル)を買戻す義務の履行を求めて、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所(以下「SDNY」という。)において訴訟(以下「受託者訴訟」という。)を提起した。2016年において、約9,000件のローンがSDNYの裁判官による裁判で争われていた。当該裁判を受け、裁判所は、多くの法律上及び事実上の争点に関して判決を下し、当該判決を20件の典型的なローンに適用する命令を発した。さらに裁判所は、残存するローンへ裁判所の判決を適用するために主任判事補佐官を任命するよう命令を下した。2017年に、UBS及び受託者訴訟における一部のRMBS保有者は、UBSが総額543百万米ドルに関連するRMBS信託に支払い、加えて弁護士費用の一部を支払うことで合意したが、RMBS信託の受託者は、当該和解の当事者になることを拒否したため、RMBS信託の保有者との合意は失効した。2018年7月に、UBS及び当該受託者は、この問題を解決するためにUBSが850百万米ドルを支払うことで合意した。この金額のかなりの部分は、UBSに対して補償義務のある他の当事者が負担する予定である。当該和解は、裁判所の承認及びRMBS保有者への和解金の分配方法を決定するための手続を必要とする。UBSは、受託者訴訟の和解が有効に成立することで、実質的に全てのローン買戻要求に関する賠償請求が解決すると考えており、また、ニューヨーク州控訴裁判所の下した判決に基づき、米国住宅モーゲージ・ローンの買戻しを求める新たな請求は時効により認められないと考えている。

モーゲージ関連の規制上の問題：2014年に、UBSは、ニューヨーク州東部地区米国検事事務局が1989年金融機関改革救済執行法(以下「FIRREA」という。)に従って発行した召喚状を受領した。同局は2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する文書及び情報を求めている。2015年に、ニューヨーク州東部地区検事事務局は、同局の照会の焦点となっている多数の取引を特定し、その後、取引一覧表を改訂した。UBSはまた、不良資産救済プログラムの特別検査機関(コネチカット州の米国連邦検事事務局及びDOJと連携している。)(以下「SIGTARP」という。)及び米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)からの2009年から2014年までの流通市場におけるモーゲージ担保証券の売買関連業務に関する照会に応じた。UBSはこれらの問題について当局に協力している。

この項目2に記載された問題に関して、2018年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

3 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー(以下「BMIS」という。)の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)S.A.(現在のUBSヨーロッパSEのルクセンブルク支店)及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局(以下「FINMA」という。)及びルクセンブルク金融監督委員会(以下「CSSF」という。)を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法の下で設定された2つの第三者ファンド(そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。)、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関する

るものであった。これらのファンドは深刻な損失を被り、ルクセンブルクのファンドは清算中である。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。

2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、総額約21億ユーロ(当該ファンドがBMISの清算に係る受託者(以下「BMISの受託者」という。)に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額を含む。)の支払いを求めて、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人(UBSの現・旧従業員を含む。)に対して訴訟を提起した。

受益者と称する多くの者が、マドフの詐欺に関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業(及びUBS以外の企業)を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクで提起されており、ルクセンブルクでは、8件のテスト・ケースにおける請求は容認できないとした判決がルクセンブルク控訴裁判所によって追認され、ルクセンブルク最高裁判所は、1件のテスト・ケースの請求者による追加の上訴も退けた。

米国においては、BMISの受託者が、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。2014年に、米国連邦最高裁判所は、詐欺的譲渡の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、全ての請求を却下した判決を不服として上訴する許可を求めたBMISの受託者による申立てを退けた。2016年に、破産裁判所は、UBSの企業等に対する残りの請求を棄却した。BMISの受託者は上訴した。

4 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プエルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービス・インコーポレイテッド・オブ・プエルトリコ(以下「UBS PR」という。)が販売するクローズド・エンド型投資信託(以下「当投資信託」という。)の市場価格が2013年以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停(損害賠償請求総額26億米ドル)の原因となった。このうち、損害賠償請求総額16億米ドル分の請求については、和解、調停又は請求の取下げにより解決している。本請求は、当投資信託又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び/又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。また、2014年に、当投資信託で何億米ドルもの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2015年に、棄却を求める被告の申立ては却下された。

被告による当該判決への上訴許可の請求は、プエルトリコ上訴裁判所及びプエルトリコ最高裁判所によって退けられた。2014年に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟も、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネージャーに対して提起された。2016年に、被告の棄却の申立ては一部認められ、一部退けられた。2015年に、プエルトリコ裁判所に提訴されたUBS PRに対する集団訴訟では、公平な救済を求め、UBS PRが2013年12月にUBSバンクUSAから取得した目的自由ローンを回収する試みを停止するよう求めている。原告団は、当該ローンは無効だと主張している。第一審裁判所は、ローン契約書の合意管轄条項を理由に被告の略式判決を求める申立てを退けた。プエルトリコ最高裁判所は、当該判決を破棄し、再審理をするよう当該訴訟を第一審裁判所に差し戻した。再審理の結果、第一審裁判所は被告の申立てを認め、訴訟を棄却した。

2014年に、UBSは、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁(以下「OCFI」という。)による2006年1月から2013年9月までのUBSの業務に関する審査に関連して、OCFIとの和解に至った。この和解に基づき、UBSは投資家教育基金への拠出及び賠償として総額最大7.7百万米ドルを支払う予定である。

2015年に、SEC及び金融業規制機構(以下「FINRA」という。)は、2013年の市場の出来事に端を発した個別の調査に関するUBS PRとの和解を公表した。いずれの問題の調査結果も認めることも否定することもせず、UBS PRは、SECとの和解において15百万米ドル、FINRAとの和解において18.5百万米ドルの支払に同意した。当行はまた、DOJが目的自由ローンから得た資金の許容されない再投資について犯罪捜査を行っていることを把握している。当行はこの捜査について当局に協力している。

2011年に、プエルトリコ米国自治連邦区の従業員退職制度(以下「当制度」という。)を代表した代表訴訟が、UBS PR(引受業務及びコンサルティング業務に関連して被告に加えられた。)を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。2016年に、裁判所

は、当該訴訟に原告として加わるという当制度の要求を認めたと、原告団は修正訴状を提出する必要がある旨の命令を下した。2017年に、裁判所は被告による修正訴状の却下の申立てを退けた。

2015年から2017年にかけて、プエルトリコ米自治連邦区(以下「自治連邦区」という。)の一部の機関及び公社はプエルトリコ債に係る特定の金利の支払を履行しなかった。この基金は当該債券を相当保有しており、利息の支払不履行は基金からの配当にマイナスの影響を及ぼしており、また今後も引き続きマイナスの影響をもたらすことが見込まれる。自治連邦区は債務の支払いに代えて重要サービスに対する支払いに資金を流用するとともに、債権者の権利を行使する行為を停止させるプエルトリコ自治連邦区の知事の執行命令は引き続き有効である。2016年に、米連邦法に従って、プエルトリコの財政を監視し、債務再編を行う権限を有する監督委員会が設置された。同監督委員会は、債権者の権利行使を停止させている。2017年に、監督委員会は、連邦地方裁判所判事の指導の下、一部の債券を破産に類似した手続に付した。このような事象、さらなる債務不履行、同自治連邦区の債務を再編する法的手段の構築や同自治連邦区の財政の一層の監視を行う追加の法的措置、あるいは同自治連邦区の債務の再編により、プエルトリコの証券に関するUBSへの請求及び潜在的な損害賠償請求が増加する可能性がある。

この項目4に記載された問題に関して、2018年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

5 外国為替、LIBOR及び基準金利並びにその他の取引実務

外国為替に関連する規制上の問題：2013年に外国為替市場での大規模な不正行為についてメディアが第一報を報じたあと、UBSは直ちに貴金属及び関連する仕組商品業務を含む外国為替業務の内部調査に着手した。多くの当局が、外国為替相場及び貴金属価格の不正操作の疑いに関する調査を開始した。2014年及び2015年に、UBSは、外国為替の調査に関連して英国金融行為監督機構(以下「FCA」という。)及び米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)と和解に至り、FINMAは、UBSの外国為替及び貴金属業務に関連してUBSに対する正式な手続を終結する命令を発した。また、連邦準備制度理事会及びコネチカット州銀行局は、停止命令を出し、UBS AGに対する制裁金を査定した。加えて、DOJの犯罪局(以下「犯罪局」という。)は、UBSによる基準金利の呈示に関連する2012年のUBS AGとの不起訴合意(以下「NPA」という。)を解除したため、UBS AGは送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金を支払うとともに、2020年1月まで経過観察を受けている。UBSは、これらの当局に協力し、特定の改善措置に取り組む継続的な義務を有している。またUBSは、外国為替事業及び貴金属事業に関する競争法違反の可能性について、DOJの反トラスト局(以下「反トラスト局」という。)及び他の管轄区域の当局から条件付免責が認められている。これらの解決にかかわらず、外国為替及び貴金属の問題に関する一部の当局による調査は依然として継続している。

外国為替に関連する民事訴訟：2013年以降、UBS及び他の銀行に対する推定集団訴訟が、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表して米国連邦裁判所及びその他の管轄区域に提起されている。これらの訴訟は、被告による共謀を申立て、反トラスト法に基づく請求及び不当利得に対する請求を主張している。2015年に、為替先物契約及び為替先物契約に係るオプションを2003年以降に契約した者又は保有している者の推定上の集団を代表して、UBS及び他行に対し、追加の推定集団訴訟がニューヨークの連邦裁判所で提起された。訴状は、商品取引法(以下「CEA」という。)及び米国反トラスト法に基づく請求を主張している。2015年に、上記の米国連邦裁判所集団訴訟の対象となる者の推定上の両集団を代表して、併合訴状が提出された。UBSは、これら米国連邦裁判所集団訴訟の全てを解決する和解合意を締結している。この和解合意は、裁判所の予備承認を得ているが、裁判所の最終承認を条件としており、特にUBSが合計141百万米ドルを支払い、和解集団への協力を行うことを求めている。

1974年従業員退職所得保障法(以下「ERISA法」という。)適格制度の参加者、受益者及び指名された受託者を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他行に対して、ニューヨークの連邦裁判所で提起されている。被告となっている銀行は、当該参加者、受益者及び受託者のために、為替取引サービスを提供し、かかるERISA制度の管理に関する一任された権限又は支配権を行使し、また当該制度の資産に関連する為替取引サービスの実行を認可又は許可していた。訴状は、ERISA法に基づく請求を主張している。被告側当事者は再訴を認めない形での棄却を求める申立てをした。原告は当該棄却に異議を申し立てている。7月に、第2巡回区は当該棄却を支持した。

2015年に、自己使用を目的として外貨を被告及びその共謀者から直接購入した米国の個人及び企業を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、連邦裁判所に提起された。2017年3月に、裁判所はUBS(及び他行)の訴状棄却の申立てを認めた。原告は、2017年8月に修正訴状を提出した。2018年3月に、裁判所は被告の修正訴状却下の申立てを退けた。

2016年に、米国で被告又はその共謀者から為替商品を間接的に購入した個人及び企業を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所に提起された。訴状は、連邦及び州反トラスト法に基づく請求を主張している。被告による棄却の申立てに応じて、原告は訴えの取下げに同意した。

2017年に、通貨の間接的な購入者の様々な推定上の集団を代表して、UBS及び他の多くの銀行に対し、2件の推定集団訴訟がニューヨーク州連邦裁判所に新たに提起され、2017年6月に併合訴状が提出された。2018年3月に、裁判所は当該併合訴状を却下した。原告は、修正訴状提出の許可を求める申立てをした。

また、現物貴金属及び様々な貴金属商品並びにデリバティブの購入者又は売却者の推定上の集団を代表してニューヨークの連邦裁判所及びその他の管轄区域においてUBS及び他行に対する推定集団訴訟が係属中である。当該訴訟における訴状は、反トラスト法及びCEAに基づく請求並びに他の請求を主張している。2016年に、ニューヨークの裁判所は金及び銀に関する集団訴訟の棄却を求めるUBSの申立てを認めた。かかる訴訟の原告は、UBSについての新たな主張を盛り込むよう訴状の修正を求め、裁判所はこれを認めた。原告は、2017年に修正訴状を提出した。当該修正訴状の却下を求める申立中である。2017年3月に、ニューヨークの裁判所はプラチナ及びパラジウムに関する訴訟の棄却を求めるUBSの申立てを認めた。2017年5月に、プラチナ及びパラジウムに関する訴訟の原告はUBSに対する請求を主張しない修正訴状を提出した。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題：SEC、CFTC、DOJ、FCA、英国重大不正捜査局(以下「SFO」という。)、シンガポール通貨監督庁(以下「MAS」という。)、香港金融管理局(以下「HKMA」という。)、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作するUBSの不適切な試みに係る調査をこれまで実施、あるいは継続して実施している。2012年に、UBSは、基準金利に関連して、FSA、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。また、FINMAは、基準金利に関連してUBSに関する手続において命令を発した。さらに、スイス・フランの金利デリバティブに関連するビッド・アスクスプレッドの調査に関して、UBSは欧州委員会(以下「EC」という。)及びスイス競争委員会(以下「WEKO」という。)と和解に至った。UBSは、解決の当事者である当局に協力し、基準金利の呈示に関する特定の救済措置を行う継続的な義務を負っている。UBSは、特定のレートに関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局及びWEKOを含む一定の管轄区域の当局から条件付の制裁措置の減免又は条件付の免責が認められた。ただし、WEKOの事務局はUBSが完全免責の資格を満たしていないと主張していることから、UBSはWEKOと最終的な和解に至っていない。これらの解決にかかわらず、一部の政府当局による調査は依然として継続している。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なった当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中である。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、LIBOR及び他の基準金利に金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する複数の訴訟も米国及び他の管轄区域で係属中である。これらの申立ては、様々な方法による、いくつかの基準金利(米ドルLIBOR、ユーロ円TIBOR、日本円LIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR、米ドルSIBOR及びシンガポール・ドルSIBOR、米ドルSOR及びシンガポール・ドルSOR、オーストラリアBBSW、米ドルISDAFIXなどを含む。)の操作について主張しており、様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償を求めている。

米国における米ドルLIBORに関連する集団訴訟及び個別訴訟：2013年及び2015年に、米ドルLIBOR訴訟の地方裁判所は、特定の原告の反トラスト法及び連邦恐喝防止法に係る請求、並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の全部又は一部を却下した。第2巡回区は反トラスト法に係る請求を退けた地方裁判所の判決を無効としたが、地方裁判所はUBSに対する反トラスト法に係る請求を2016年に再度却下した。一部の原告は、当該判決を不服として第2巡回区に上訴した。これとは別に、2018年に、第2巡回区は、一部の個人の原告の請求を退けた地方裁判所の2015年の判決を一部破棄した。UBSは2016年に、米ドルLIBORの集団訴訟を解決するために債券保有者集団の代表者と和解合意に至った。当該和解合意は予備承認を得ているが、依然として最終承認を条件とする。2018年に、地方裁判所は、UBSに対して行われている請求に係る米ドル集団訴訟の集団認定を求める原告の申立てを却下したが、原告はかかる判決を不服として第2巡回区に上訴する許可を求めている。7月に、第2巡回区は米ドルの貸手集団による上訴の申立てを退けた。

米国におけるその他の基準金利に関する集団訴訟及びISDAFIXに関する集団訴訟：2014年に、1件のユーロ円TIBOR訴訟の裁判所は、当事者適格を欠くとして、連邦反トラスト法に基づく請求を含む、原告の請求の一部を却下した。2015年に、同裁判所は、同一の理由で連邦恐喝防止法に基づく原告の請求を却下し、連邦反トラスト法に基づきUBSに対して行った原告の請求に対する以前の却下を支持した。2017年に、裁判所は、スイス・フランLIBORの訴訟の裁判所と同様に、当事者適格を欠くとして、別の円LIBOR / ユーロ円TIBORの訴訟も全面的に却下した。さらに2017年に、EURIBOR及びSIBOR / SOR訴訟の裁判所は、人的管轄権がないことを理由に、UBS及び他の海外の一部被告に関する訴訟を却下した。これらの却下判決を受け、スイス・フランLIBOR及びSIBOR / SOR訴訟の原告は修正訴状を提出した。UBS及び他の被告は当該修正訴状の却下を求めて申立てを行っている。その他の訴訟において、UBS及び他の被告は、英ポンドLIBOR及びオーストラリアBBSW訴訟の却下の申立てもを行っている。ISDAFIXに連動する金利デリバティブ取引を行った当事者を代表して、UBS及び他の金融機関に対し、ニューヨーク及びニュージャージーの連邦裁判所に提起されている推定集団訴訟を解決するために、UBSは2017年に14百万米ドルを支払うことで合意した。最終和解案は2018年6月に承認された。

国債：2007年以降の米国債市場の参加者を代表して、UBS及び他の銀行に対し、推定集団訴訟が2015年より米国連邦裁判所に提起されている。2017年に、併合訴状がSDNYに提出された。当該訴状は、これらの銀行がオークション及び流通市場で販売された米国債に関して共謀し、その価格を操作したと申立てており、反トラスト法及び不当利得に対する請求を主張している。当該併合訴状の却下を求める被告の申立中である。

これらの提訴を受け、UBS、また報道によれば他の銀行は、様々な当局からの米国債及びその他の国債の取引実務に関する調査及び情報提供の要請に対応している。現時点までの自己評価では、UBSは適切な措置を講じている。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2018年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る(又は下回る)ことがある。

6 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス連邦最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関してある会社に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、その会社と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目6に記載された問題に関して、2018年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

7 香港の新規株式公開におけるUBSの役割についての調査

香港証券先物取引委員会(以下「SFC」という。)は、香港証券取引所に上場された特定の新規株式公開のスポンサーとしてのUBSの役割について調査している。SFCはこれまで、特定の当該新規株式公開に関連して、UBS及びUBSの一部の従業員に対し、強制措置を講じる旨の意思表示をしている。2018年3月に、SFCは、調査中の新規株式公開の1件に関して決定通知を発行した。当該通知では、119百万香港ドルの罰金及びUBSセキュリティーズ香港リミテッドの香港における新規株式公開のスポンサー業務の18ヶ月間停止が定められている。UBSは、この決定を不服として上訴している。

注記15 保証、コミットメント及び先日付スタートの取引

以下の表は保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

単位：百万スイス・フラン	2018年6月30日現在			2018年3月31日現在			2017年12月31日現在		
	総額	サブ・ パーティシ ペーション	純額	総額	サブ・ パーティシ ペーション	純額	総額	サブ・ パーティシ ペーション	純額
保証合計	20,175	(2,976)	17,199	19,009	(2,923)	16,086	18,854	(2,867)	15,987
貸出コミットメント	39,567	(662)	38,905	34,534	(866)	33,667	39,069	(1,074)	37,995
先日付スタートの取引⁽¹⁾									
リバース・レポ契約	13,521			16,905			12,683		
有価証券借入契約	38			35			23		
レポ契約	10,868			13,763			8,187		

(1)UBS又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

注記16 組織変更

中国証券監督管理委員会が、中国国内の関連会社に対する海外投資家の出資比率の上限を51%に引き上げ、2021年には100%まで引き上げることを認める旨を公表したのを受け、UBS AGは2018年5月、同社の中国における関連会社であるUBSセキュリティーズ・カンパニー・リミテッド(以下「UBSS」という。)に対する出資比率を24.99%から51%に引き上げるための予備申請を行った。この出資比率の引き上げは、既存株主からの株式買取が完了し、規制当局による承認を受けることが条件となる。UBS AGが過半数の持分を保有することになった場合、UBS AGはIFRSに従ってUBSSに対する投資を連結し、UBSSに対する現在の24.99%の持分を公正価値で再測定することが求められることになる。これにより、損失が生じる可能性が高い。

注記17 為替換算レート

以下の表は、UBS AGの在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算するために使われた主要な為替レートである。

	直物レート				平均レート ⁽¹⁾				
	2018年 6月30日 現在	2018年 3月31日 現在	2017年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2018年 6月30日 終了 四半期	2018年 3月31日 終了 四半期	2017年 6月30日 終了 四半期	2018年 6月30日 累計期間	2017年 6月30日 累計期間
1米ドル	0.99	0.95	0.97	0.96	0.99	0.94	0.97	0.97	0.99
1ユーロ	1.16	1.17	1.17	1.10	1.17	1.16	1.09	1.16	1.08
1英ポンド	1.31	1.34	1.32	1.25	1.33	1.32	1.26	1.32	1.26
100円	0.89	0.90	0.86	0.85	0.90	0.88	0.87	0.89	0.88

⁽¹⁾ スイス・フラン以外を機能通貨としている在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートでスイス・フランに換算されている。開示されている四半期の平均レートは、同じ機能通貨を使用している全ての在外営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した3ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

注記18 SEC規則に基づき義務付けられた保証会社の補足情報

UBSスイスAGの連帯債務

2015年度に、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門は、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。資産譲渡契約の条件に従い、UBSスイスAGは、資産譲渡日に存在するUBS AGの契約上の債務(UBS AGが発行した特定の登録負債性証券の完全かつ無条件の保証を含む。)に対する連帯責任を引き受けた。この連帯債務を反映するため、UBSスイスAGは、連帯保証人である子会社として独立した列項目に表示されている。

UBS AGの契約上の債務に係るUBSスイスAGの連帯債務は、2018年度上半期に360億スイス・フラン減少し、2018年6月30日現在、330億スイス・フランとなった。この減少は主に、海外支店で記帳されていた要求払債務に関する連帯債務が、資産譲渡の発効日から3年経過して消滅したことによる。

ペインウェバーの有価証券の保証

2000年にUBSが取得する前のペインウェバー・グループ・インク(以下「ペインウェバー」という。)はSEC登録会社であった。取得時にペインウェバーは、UBS AGの完全子会社であるUBSアメリカズ・インクに吸収合併された。取得後に、UBS AGは、ペインウェバーのシニア債(以下「負債性証券」という。)に対して完全かつ無条件の保証契約を締結した。当該保証に従い、UBSアメリカズ・インクが負債性証券の契約に基づき期日に返済することができなければ、負債性証券の保有者又は負債性証券の受託者は、UBSアメリカズ・インクに対する請求手続なしにUBS AGからの返済を要求することができる。これらの負債性証券は2018年5月に満期を迎え、当該保証は消滅した。従って、UBSアメリカズ・インクは、2017年12月31日より後に終了した各期間において独立した列項目に表示されていない。

IFRS第9号の適用

2018年1月1日より、UBS AGはIFRS第9号「金融商品」を適用した。IFRS第9号の適用により、一部の金融商品の分類及び測定が変更され、貸借対照表において2018年1月1日から将来に向かって適用された。

IFRS第9号の分類及び測定の変更による影響は将来に向かって適用されているが、UBS AGは比較可能性を高めるために、IFRSに基づく貸借対照表の表示に一連の変更を行った。2018年1月1日より前に終了した期間の前期の情報は、このような修正を反映した構造の下で表示されている。

IFRS第9号の適用及び比較可能性への影響に関する詳細については、注記19を参照。

グループのサービス会社への共通業務機能の移転

2017年6月30日に終了した上半期において、UBS AG(個別)として以下に表示されている金額には、スイス、英国及び米国における共通業務機能の実績が含まれている。当該共通業務機能の大部分は、2017年度中にグループのサービス会社に移転された。この移転を受け、グループのこれらのサービス会社は、提供したサービスに係る費用(発生した費用へのマークアップを含む。)をグループ内の他の企業に請求している。

2017年度の共通業務機能の移転に関する詳細については、www.ubs.com/investorsの「Holding company and significant regulated subsidiaries and sub-groups」にあるUBS AGの2017年度の個別財務書類(英文)を参照。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン

2018年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別)	UBS スイス AG(個別)	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
営業収益					
受取利息	4,915	2,048	2,422	(1,351)	8,034
支払利息	(4,828)	(410)	(1,476)	1,374	(5,340)
受取利息純額	86	1,638	946	24	2,694
金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額	2,641	466	531	10	3,648
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(12)	(18)	5	(28)	(53)
受取報酬及び手数料	1,426	2,194	6,454	(376)	9,699
支払報酬及び手数料	(456)	(196)	(533)	360	(825)
受取報酬及び手数料純額	970	1,999	5,921	(15)	8,874
その他の収益	3,839 ⁽¹⁾	86	1,175	(4,799)	301
営業収益合計	7,524	4,171	8,577	(4,809)	15,464
営業費用					
人件費	1,869	928	4,283	0	7,080
一般管理費	2,060	1,664	2,587	(1,768)	4,544
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	319	9	146	0	473
無形資産の償却費及び減損	1	0	30	0	32
営業費用合計	4,249	2,601	7,046	(1,768)	12,128
税引前営業利益 / (損失)	3,275	1,570	1,531	(3,041)	3,336
税金費用 / (税務上の便益)	282	330	170	(3)	780
当期純利益 / (損失)	2,993	1,240	1,361	(3,038)	2,556
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	3	0	3
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	2,993	1,240	1,358	(3,038)	2,553

⁽¹⁾ 2018年度第2四半期において、UBS AGはUBSスイスAGから配当金2,351百万スイス・フランを受け取った。⁽²⁾ ペインウェバーが発行した負債性証券の未償還分が2018年5月に満期を迎えたことを受け、当行はUBSアメリカズ・インクを他の子会社と区分して表示しなくなった。「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン

2018年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別)	UBS スイス AG(個別)	その他の 子会社 ⁽¹⁾	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	2,993	1,240	1,358	(3,038)	2,553
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益					
為替換算調整、税効果後	38	0	331	(5)	364
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産、税効果後	0	0	(69)	0	(69)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(568)	(28)	(17)	(3)	(615)
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後	(530)	(28)	245	(8)	(320)
損益計算書に振り替えられないことのない その他の包括利益					
確定給付制度、税効果後	285	(95)	49	(1)	239
公正価値での測定を指定された金融負債に係る 自己の信用、税効果後	417				417
損益計算書に振り替えられないことのない その他の包括利益合計、税効果後	703	(95)	49	(1)	656
その他の包括利益合計	173	(123)	294	(8)	336
株主に帰属する包括利益合計	3,166	1,117	1,652	(3,046)	2,889
非支配株主持分に帰属する包括利益合計			1		1
包括利益合計	3,166	1,117	1,653	(3,046)	2,889

(1) ベインウェパーが発行した負債性証券の未償還分が2018年5月に満期を迎えたことを受け、当行はUBSアメリカズ・インクを他の子会社と区分して表示しなくなった。「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれている。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別)	UBS スイス AG(個別)	その他の 子会社 ⁽¹⁾	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2018年6月30日現在					
資産					
現金及び中央銀行預け金	46,774	42,990	12,498	0	102,262
銀行貸出金及び前渡金	33,332	7,562	21,173	(46,549)	15,518
有価証券ファイナンス取引による債権	53,612	30,111	49,378	(56,651)	76,450
デリバティブに係る差入担保金	23,006	636	13,433	(12,137)	24,937
顧客貸出金及び前渡金	106,877	184,655	59,417	(30,380)	320,569
償却原価で測定されるその他の金融資産	4,927	9,799	9,696	(3,350)	21,072
償却原価で測定される金融資産合計	268,528	275,753	165,595	(149,068)	560,808
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	98,761	33	19,454	(5,990)	112,258
内、取引相手先により売却又は再担保差入されて いる可能性のある差入担保資産	56,093	0	8,984	(28,497)	36,580
デリバティブ金融商品	116,798	4,431	34,918	(34,542)	121,605
ブローカレッジ債権	10,508	0	7,909	(1)	18,415
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない 金融資産	46,134	9,702	45,509	(8,470)	92,875
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	272,200	14,166	107,790	(49,003)	345,153
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産	171	0	6,770	0	6,941
子会社及び関連会社投資	50,081	20	36	(49,111)	1,026
有形固定資産及びソフトウェア	6,491	149	1,576	0	8,216
のれん及び無形資産	293	0	6,157	(58)	6,391
繰延税金資産	1,177	316	8,258	52	9,804
その他の非金融資産	4,584	1,625	755	(8)	6,956
資産合計	603,526	292,029	296,938	(247,196)	945,296
負債					
銀行預り金	32,508	20,389	49,887	(92,543)	10,242
有価証券ファイナンス取引による債務	39,644	2,794	24,353	(56,661)	10,130
デリバティブに係る受入担保金	28,423	22	15,531	(12,132)	31,843
顧客預金	78,703	241,516	74,022	12,930	407,171
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	38,771	0	0	0	38,771
償却原価で測定される社債	90,548	8,367	973	(958)	98,929
償却原価で測定されるその他の金融負債	4,552	1,582	4,258	(3,204)	7,187
償却原価で測定される金融負債合計	313,150	274,670	169,023	(152,569)	604,274
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	24,751	475	12,079	(5,889)	31,416
デリバティブ金融商品	114,721	4,010	35,078	(34,584)	119,224
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	26,985	0	10,926	(7)	37,904
公正価値での測定を指定された社債	55,188	0	1,680	(19)	56,849
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	13,110	0	28,920	(4,687)	37,342
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	234,754	4,484	88,683	(45,186)	282,736
引当金	983	134	1,884	83	3,084

その他の非金融負債	1,390	796	3,015	(20)	5,181
負債合計	550,277	280,084	262,605	(197,691)	895,275
株主に帰属する持分	53,249	11,945	34,272	(49,505)	49,961
非支配株主持分に帰属する持分			60		60
資本合計	53,249	11,945	34,333	(49,505)	50,021
負債及び資本合計	603,526	292,029	296,938	(247,196)	945,296

(1) ペインウェバーが発行した負債性証券の未償還分が2018年5月に満期を迎えたことを受け、当行はUBSアメリカズ・インクを他の子会社と区分して表示しなくなった。「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAG及びUBSリミテッドに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれている。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン

2018年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG ⁽¹⁾	UBS スイスAG ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽¹⁾	UBS AG (連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	6,707	6,860	2,425	15,990
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	0	(4)	0	(3)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽²⁾	53	0	5	58
有形固定資産及びソフトウェア購入	(424)	(68)	(218)	(710)
有形固定資産及びソフトウェア処分	1	3	27	30
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(132)	0	(699)	(831)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	142	0	526	668
償却原価で測定される負債性証券の(購入)/償還純額	(944)	504	(1,952)	(2,391)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(1,304)	435	(2,310)	(3,178)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)				
短期借入債務発行/(償還)純額	(5,907)	(2)	109	(5,801)
UBS株式に係る分配金の支払	(3,065)	0	0	(3,065)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行 ⁽³⁾	38,501	400	79	38,980
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還 ⁽³⁾	(25,291)	(397)	(378)	(26,066)
配当金の支払及び優先証券の償還	0	0	0	0
非支配株主持分の変動純額	0	0	16	16
子会社投資に係る活動純額	2,540	(2,331)	(209)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	6,778	(2,331)	(383)	4,065
キャッシュ・フロー合計				
現金及び現金同等物期首残高	40,522	39,928	21,703	102,154
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	12,181	4,964	(269)	16,877
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	291	(13)	(142)	136
現金及び現金同等物期末残高⁽⁴⁾	52,994	44,879	21,294	119,167
内、現金及び中央銀行預け金	46,657	42,990	12,498	102,145
内、銀行預け金	3,894	1,703	8,632	14,229
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁵⁾	2,443	186	164	2,794

⁽¹⁾ キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。⁽²⁾ 関連会社から受け取った配当が含まれている。⁽³⁾ UBSグループAG及びその子会社からの資金調達を含む。⁽⁴⁾ 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。現金及び現金同等物の内、4,042百万スイス・フランは、制限付きである。⁽⁵⁾ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、公正価値で測定されるト

レーディング目的保有金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び償却原価で測定されるその他の金融資産に計上されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン

	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBS スイス AG(個別) ⁽¹⁾	UBS アメリカズ ・インク ⁽²⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2017年6月30日に終了した6ヶ月間						
営業収益						
受取利息	4,232	2,001	1,272	749	(1,271)	6,982
支払利息	(3,594)	(314)	(569)	(625)	1,211	(3,890)
受取利息純額	638	1,687	703	124	(60)	3,092
金融商品の公正価値の変動に係るその他の						
収益純額	2,163	468	286	184	(200)	2,900
貸倒引当金(繰入額)/戻入額	(23)	(21)	(2)	0	0	(46)
受取報酬及び手数料	1,300	2,166	4,352	2,150	(415)	9,552
支払報酬及び手数料	(443)	(187)	(215)	(435)	395	(885)
受取報酬及び手数料純額	856	1,979	4,137	1,715	(20)	8,667
その他の収益	2,695 ⁽³⁾	116	207	1,513	(4,186)	345
営業収益合計	6,329	4,228	5,331	3,536	(4,466)	14,958
営業費用						
人件費	2,418	1,046	3,172	1,018	0	7,654
一般管理費	2,229	1,591	1,451	1,392	(2,952)	3,712
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費 及び減損	348	5	83	37	0	473
無形資産の償却費及び減損	6	0	26	5	0	37
営業費用合計	5,001	2,643	4,731	2,453	(2,952)	11,876
税引前営業利益/(損失)	1,327	1,586	600	1,083	(1,514)	3,082
税金費用/(税務上の便益)	45	319	9	309	0	681
当期純利益/(損失)	1,283	1,267	591	774	(1,514)	2,401
優先証券保有者に帰属する当期純利益/(損失)	46	0	0	0	0	46
非支配株主持分に帰属する当期純利益/(損失)	0	0	0	1	0	1
株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,237	1,267	591	773	(1,514)	2,354

⁽¹⁾ UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、本報告書の「UBS AG個別財務情報」のセクション(訳者注：原文の「UBS AG standalone financial information」のセクションを参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、www.ubs.com/investorsの「Holding company and significant regulated subsidiaries and sub-groups」を参照。⁽²⁾ これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類を作成するための基礎となる。⁽³⁾ 2017年度第2四半期において、UBS AGはUBSスイスAGから配当金191百万スイス・フランを受け取った。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン

2017年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBS スイス AG(個別) ⁽¹⁾	UBS アメリカズ ・インク ⁽²⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
株主に帰属する包括利益						
当期純利益 / (損失)	1,237	1,267	591	773	(1,514)	2,354
その他の包括利益						
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益						
為替換算調整、税効果後	(198)	0	(1,011)	(339)	212	(1,337)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産、税効果後	(21)	(1)	21	(2)	(68)	(72)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(134)	(99)	0	0	1	(233)
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後						
	(354)	(100)	(990)	(342)	144	(1,641)
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益						
確定給付制度、税効果後	120	(16)	31	13	18	166
公正価値での測定を指定された金融負債に係る 自己の信用、税効果後	(254)					(254)
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後						
	(133)	(16)	31	13	18	(87)
その他の包括利益合計						
	(487)	(115)	(960)	(329)	162	(1,729)
株主に帰属する包括利益合計						
	749	1,151	(369)	444	(1,352)	625
優先証券保有者に帰属する包括利益合計						
	60					60
非支配株主持分に帰属する包括利益合計						
				1		1
包括利益合計						
	810	1,151	(369)	445	(1,352)	686

⁽¹⁾ UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、本報告書の「UBS AG個別財務情報」のセクション(訳者注：原文の「UBS AG standalone financial information」のセクションを参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、www.ubs.com/investorsの「Holding company and significant regulated subsidiaries and sub-groups」を参照。⁽²⁾ これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類を作成するための基礎となる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	UBS アメリカズ ・インク ⁽²⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2017年12月31日現在						
資産						
現金及び中央銀行預け金	36,552	38,467	3,100	9,656	0	87,775
銀行貸出金及び前渡金	30,467	3,977	4,712	66,649	(92,112)	13,693
有価証券ファイナンス取引による債権	61,200	34,830	31,451	25,556	(63,404)	89,633
デリバティブに係る差入担保金	22,346	696	2,129	10,828	(12,565)	23,434
顧客貸出金及び前渡金	106,443	183,298	51,743	24,078	(44,903)	320,659
償却原価で測定されるその他の金融資産	17,020	10,342	10,844	2,021	(3,291)	36,935
償却原価で測定される金融資産合計	274,028	271,610	103,979	138,787	(216,275)	572,129
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 金融資産	101,182	91	6,720	25,974	(7,723)	126,244
内、取引相手先により売却又は再担保差入されて いる可能性のある差入担保資産	58,524	0	2,303	7,411	(32,877)	35,363
デリバティブ金融商品	114,044	4,123	12,948	21,118	(34,004)	118,229
公正価値で測定されるトレーディング目的保有で ない金融資産	34,100	12,768	3,363	10,805	(2,481)	58,556
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 合計	249,327	16,982	23,031	57,897	(44,209)	303,028
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 される金融資産合計	3,604	790	6,483	933	(3,145)	8,665
子会社及び関連会社投資	49,632	15	1	27	(48,657)	1,018
有形固定資産及びソフトウェア	6,384	92	979	529	0	7,985
のれん及び無形資産	294	0	4,880	1,281	(58)	6,398
繰延税金資産	1,252	421	5,999	2,110	0	9,783
その他の非金融資産	5,049	1,714	256	437	(98)	7,358
資産合計	589,570	291,624	145,611	202,001	(312,442)	916,363
負債						
銀行預り金	24,361	20,728	3,160	51,915	(92,631)	7,533
有価証券ファイナンス取引による債務	48,161	1,644	14,924	15,719	(63,404)	17,044
デリバティブに係る受入担保金	27,768	60	2,215	12,768	(12,565)	30,247
顧客預金	83,935	241,313	79,684	54,438	(46,977)	412,392
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	34,749	0	0	0	0	34,749
償却原価で測定される社債	96,572	8,367	8	514	(711)	104,749
償却原価で測定されるその他の金融負債	28,443	1,416	7,788	2,788	(3,303)	37,133
償却原価で測定される金融負債合計	343,989	273,530	107,778	138,142	(219,591)	643,847
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 金融負債	24,358	250	3,877	9,122	(7,145)	30,463
デリバティブ金融商品	111,448	3,675	12,932	22,082	(34,004)	116,134
公正価値での測定を指定された社債	47,514	0	104	2,165	(281)	49,502
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	6,018	0	0	12,687	(2,481)	16,223
純損益を通じて公正価値で測定される 金融負債合計	189,338	3,926	16,913	46,056	(43,910)	212,323
引当金	1,057	145	1,682	200	0	3,084
その他の非金融負債	1,988	830	2,329	1,313	(125)	6,335

負債合計	536,372	278,430	128,702	185,711	(263,626)	865,588
株主に帰属する持分	53,198	13,194	16,909	16,233	(48,816)	50,718
非支配株主持分に帰属する持分				57		57
資本合計	53,198	13,194	16,909	16,290	(48,816)	50,775
負債及び資本合計	589,570	291,624	145,611	202,001	(312,442)	916,363

(1) UBS AG(個別)及びUBSスイスAG(個別)として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、本報告書の「UBS AG個別財務情報」のセクション(訳者注:原文の「UBS AG standalone financial information」のセクションを参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、www.ubs.com/investorsの「Holding company and significant regulated subsidiaries and sub-groups」を参照。(2) これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類を作成するための基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン

2017年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG ⁽¹⁾	UBS スイスAG ⁽¹⁾	UBS アメリカズ ・インク ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽¹⁾	UBS AG (連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(19,178)	(1,291)	(4,854)	1,854	(23,469)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)					
子会社、関連会社及び無形資産取得	0	0	(5)	0	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ⁽²⁾	95	0	0	0	95
有形固定資産及びソフトウェア購入	(466)	(25)	(155)	(41)	(688)
有形固定資産及びソフトウェア処分	0	0	22	0	23
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(180)	0	(1,807)	(2,743)	(4,729)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	2,607	753	1,164	1,625	6,150
満期保有目的金融資産の(購入) / 償還純額	(288)	456	0	0	168
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	1,768	1,184	(780)	(1,158)	1,014
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)					
短期借入債務発行 / (償還)純額	18,832	9	0	(103)	18,738
UBS株式に係る分配金の支払	(2,250)	0	0	0	(2,250)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行 ⁽³⁾	24,112	573	0	145	24,829
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還 ⁽³⁾	(22,685)	(506)	(76)	(140)	(23,407)
配当金の支払及び優先証券の償還	(46)	0	0	0	(46)
非支配株主持分の変動純額	0	0	0	(5)	(5)
子会社投資に係る活動純額	663	(191)	296	(768)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	18,626	(115)	221	(871)	17,861
キャッシュ・フロー合計					
現金及び現金同等物期首残高	44,269	46,629	11,892	18,317	121,107
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	1,217	(223)	(5,414)	(174)	(4,594)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(1,076)	(14)	(513)	100	(1,502)
現金及び現金同等物期末残高⁽⁴⁾	44,410	46,392	5,965	18,243	115,010
内、現金及び中央銀行預け金	40,122	44,036	2,801	13,046	100,006
内、銀行預け金	2,613	2,350	3,101	4,583	12,646
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁽⁵⁾	1,674	6	63	614	2,358

(1) キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。(2) 関連会社から受け取った配当が含まれている。(3) UBSグループAG及びその子会社からの資金調達を含む。(4) 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。現金及び現金同等物の内、2,576百万スイス・フランは、制限付きである。(5) マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産及び償却原価で測定されるその他の金融資産に計上されている。

[次へ](#)

注記19 2018年1月1日現在のIFRS第9号への移行

19.1 IFRS第9号に関連した2017年度の財務書類に対する注記1 a)に開示された重要な会計方針の更新

IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)の適用に伴い、2018年1月1日から適用されるUBS AGの会計方針に変更が生じた。以下に記載した会計方針は、UBS AGの2017年12月31日終了事業年度の連結年次財務書類に対する注記1 a)における3)b、c、g、h、i、l、o及びpを置き換えるものである。

IFRS第9号の移行規定で認められているように、UBS AGは比較期間情報を修正再表示しない選択をしたため、比較期間には、2017年12月31日終了事業年度のUBS AGの連結年次財務書類の注記1に記載の会計方針が適用されている。

注記1 a)の3)金融商品の更新

b. 分類、測定及び表示

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で測定される金融資産又は純損益を通じて公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定される金融資産として分類される。

負債性金融商品は、以下の条件を満たす場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的を有する事業モデルの中で保有されていること
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に係る利息の支払いのみ(以下「SPPI」という。)であるキャッシュ・フローが生じること

負債性金融商品は、以下のいずれの条件も満たす場合、FVOCIで測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されていること
- 金融資産の契約条件により、SPPIに該当するキャッシュ・フローが生じること

資本性金融商品はFVTPLで会計処理される。また、その他全ての金融資産もFVTPLで測定される。当該金融資産は、トレーディング目的保有金融資産、公正価値での測定を義務付けられた金融資産及びデリバティブから成る。ただし、当該金融商品がヘッジ関係に指定されている場合を除く。その場合、IAS第39号のヘッジ会計の要求事項が引き続き適用される。

事業モデルの評価

UBS AGは、特定の事業目的を達成するために経営者が決定した金融資産の管理方法を考慮に入れて、事業モデルの目的が金融資産の保有と契約上のキャッシュ・フローの回収であるかなど、事業モデルの性質を判断している。

トレーディング目的で保有する金融資産又は公正価値ベースで管理する金融資産は、関連する事業モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収のため又は契約上のキャッシュ・フローの回収と売却のために金融資産を保有するという目的のいずれも有していない限り、FVTPLで測定される。

UBS AGは、満期まで保有することを目的とするほか、他の当事者への売却又はサブ・パーティシペーションを目的として貸出を実行する。これにより、リスクと経済価値のほぼ全てが移転し、当該貸出金又はその一部の認識が中止されることになる。UBS AGは、満期保有目的の貸付活動と売却又はサブ・パーティシペーション目的の貸付活動は2つの別個の事業モデルであると考えている。前者の金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルにおいて保有されるとみなされ、後者の金融資産は、トレーディング・ポートフォリオに含まれるとみなされる。場合によっては、貸出金又は貸出金の一部について売却又はサブ・パーティシペーションが行われるのか、実行時に特定できないことがあり、また一部の貸出金は、例えばクレジット・デリバティブの利用により、公正価値ベースで管理されることがある。これらの金融資産は、FVTPLでの測定が義務付けられる。

重要な会計上の見積り及び判断
<p>UBS AGは、事業モデルを評価するための適切なレベルを決定するにあたり、判断を行っている。評価は通常、商品レベル(リテール・モーゲージや商業用モーゲージなど)で実施される。評価がより細分化されたレベル(地域別の貸出金ポートフォリオなど)で行われる場合もあり、必要に応じて事業戦略に基づき細分類される。さらに、UBS AGは、金融商品の売却が事業モデルの評価に与える影響を測定する際にも判断を行う。</p>

契約上のキャッシュ・フローの特性

契約上のキャッシュ・フローがSPPIに該当するか否かを評価する際、UBS AGは、金融商品の契約条件に当該金融商品の契約期間を通じて発生する契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性がある条項が含まれているか否かを検討する。このような条項は、金融商品がSPPI基準を満たすか否かの判断に影響を及ぼす可能性がある。

例えば、UBS AGはパーソナル&コーポレート・バンキング内で、一般的に期限前償還が発生した場合に当事者いずれかへの補償を定めた条項を含むプライベート・モーゲージ契約及び法人向け貸出金のポートフォリオを保有している。UBS AGが支払う又は支払いを受ける補償額は、市場金利の変動による影響を反映している。UBS AGでは、市場金利の変動を補償額に含めることが契約の期限前解約に照らして妥当であると判断しており、契約上のキャッシュ・フローはSPPIに該当することになる。

重要な会計上の見積り及び判断
<p>UBS AGは、金利更改頻度やノンリコース特性など、特定の契約上の特徴が将来のキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼすかを検討するにあたり、判断を行っている。さらに、貸付契約の期限前解約に伴う補償支払額又は補償受取額がSPPIに該当しないキャッシュ・フローをもたらすかどうかを評価する際には判断が必要となる。</p>

全ての金融商品は当初、公正価値で測定される。その後に償却原価又はFVOCIで測定される金融商品については、当初の公正価値が、直接帰属する取引費用に応じて調整される。

当初の認識後、UBS AGは、金融資産及び金融負債を、次の表に記載の通り、IFRS第9号に従って分類、測定及び表示する。

金融資産の分類	含まれる重要項目	測定及び表示
---------	----------	--------

<p>償却原価で測定</p>	<p>負債性金融資産は、以下を満たす場合に償却原価で測定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルで保有されていること、かつ - 契約条件により、SPPIに該当するキャッシュ・フローが生じること <p>この分類に含まれる資産は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現金及び中央銀行預け金 - 銀行貸出金及び前渡金 - 借入有価証券に係る担保金 - リバース・レポ契約に係る債権 - デリバティブに係る差入担保金 - 住宅モーゲージ及び商業用モーゲージ - 法人向け貸出金 - 担保付貸出金(ロンバード・ローン及び無担保貸出金を含む。) - ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金 - 適格流動資産(以下「HQLA」という。)として保有する負債性証券 - 報酬債権及びリース債権 	<p>実効金利(以下「EIR」という。)法による償却原価から予想信用損失(以下「ECL」という。)に係る引当金(詳細については、本注記の3c及び3gの項を参照)を控除した価額で測定される。</p> <p>以下の項目は、損益計算書に認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本注記の3cの項に従って会計処理される受取利息 - ECL及び戻入額 - 為替差損益 <p>貸出の実行、借換及び条件緩和並びにローン・コミットメント(UBS AGが特定の貸付関係を結ぶ可能性が高い場合)に係るアップフロント・フィー及び直接費用は繰り延べられ、EIR法により貸出期間にわたって償却される。</p> <p>償却原価で測定される金融資産の認識が中止される場合、利得又は損失は損益計算書に認識される。</p> <p>中央清算機関を通じて清算される取引所取引デリバティブ(以下「ETD」という。)及び一部の店頭(以下「OTC」という。)デリバティブで、日次で決済される、又はネットिंगの要件を満たす(詳細については、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1a)重要な会計方針」の3d及び3jの項を参照)とされるものは、デリバティブに係る差入担保金として表示される。</p>	
<p>FVOCIで測定</p>	<p>FVOCIで測定される負債性金融商品</p>	<p>負債性金融資産は、以下に該当する場合にFVOCIで測定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって事業の目的が達成される事業モデルで保有されていること、かつ - 契約条件により、SPPIに該当するキャッシュ・フローが生じること <p>この分類に含まれる主な資産は、負債性証券及びHQLAとして保有する特定の資産担保証券で、契約上のキャッシュ・フローがSPPIの条件を満たすものである。</p>	<p>公正価値で測定され、未実現利得及び損失は、当該投資の認識が中止されるまで(売却、回収又は処分される時点まで)、税効果後の金額でその他の包括利益に計上される。認識中止の時点で、その他の包括利益の累積残高は損益計算書に振り替えられ、その他の収益に計上される。</p> <p>以下の項目は、損益計算書に認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本注記の3cの項に従って会計処理される受取利息 - ECL及び戻入額 - 為替差損益 <p>損益計算書への認識額は、償却原価で測定される金融資産の場合と同じ基準で決定される。</p>

FVTPLで測定	トレーディング目的保有	<p>トレーディング目的保有金融資産には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 正の再構築コストを有する全てのデリバティブ(指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。) - 主として短期的に売却又は買戻しを行う目的で取得したその他の金融資産、又はまとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある、識別された金融商品のポートフォリオの一部であるその他の金融資産。この区分に含まれる例として、負債性金融商品(有価証券、マネー・マーケット・ペーパー並びに売買された法人向け貸出金及び銀行貸出金)及び資本性金融商品が挙げられる。 	<p>公正価値で測定され、公正価値の変動は純損益に認識される。</p> <p>公正価値の変動、当初の取引費用並びに売却又は償還により実現した利得及び損失は、金融商品の公正価値の変動に係る収益純額に認識される。ただし、デリバティブ以外の金融商品に係る受取利息及び受取配当金(詳細については、本注記の3cの項を参照)、ヘッジ会計におけるヘッジ関係の特定の種類においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息、並びに一部の短期外国為替契約に係るフォワードポイントは例外で、受取利息純額に計上される。</p>
	FVTPLでの測定が義務付けられる資産 - その他	<p>金融資産は、以下に該当する場合、FVTPLでの測定が義務付けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約上のキャッシュ・フローの回収又はキャッシュ・フローの回収と売却のために資産を保有することを目的とする事業モデルにおいて保有されていないこと、及び/又は - 契約条件により、SPPIに該当しないキャッシュ・フローが生じること、及び/又は - トレーディング目的保有でないこと <p>以下の資産は、FVTPLでの測定が義務付けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一部の仕組ローン、一部の商業用貸出金、リバース・レポ契約に基づく債権及び有価証券借入契約に係る担保金で、公正価値ベースで管理するもの - 貸出金のうち、公正価値ベースで管理するもので、クレジット・デリバティブでヘッジされているもの - HQLAとして保有する一部の負債性証券で、公正価値ベースで管理するもの - 一部の保有投資信託及び現金決済型従業員報酬制度の履行義務をヘッジするために保有する資産。当該資産は投資信託に対する持分であることから、入口価格と出口価格が当該信託の資産の公正価値に基づいているため、契約上のキャッシュ・フローはSPPIの条件を満たさない。 - ブローカレッジ債権(残高全体が単一の計算単位として会計処理されるが、利息は個別の構成要素に対して計算されるため、契約上のキャッシュ・フローはSPPIの条件を満たさない。) - オークション・レート証券(金利がレバレッジを含む利率に変更される可能性があるため、契約上のキャッシュ・フローはSPPIの条件を満たさない。) - 資本性金融商品 - ユニットリンク型投資契約に基づき保有する資産 	<p>デリバティブ資産は通常、デリバティブ金融商品として表示される。ただし、日次で決済されるとみなされる、又はネットिंगの要件を満たす取引所で取引されるデリバティブ金融商品又はOTC清算のデリバティブは例外で、デリバティブに係る差入担保金に表示される。</p> <p>指定された有効なヘッジ手段のデリバティブに係る公正価値の変動の表示方法は、ヘッジ関係の種類によって異なる(詳細については、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1a)重要な会計方針」の3kの項を参照)。</p> <p>トレーディング目的保有金融資産(デリバティブ以外)は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産として表示される。</p> <p>純損益を通じて公正価値での測定を義務付けられるその他の金融資産は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産として表示されるが、ブローカレッジ債権は例外で、UBS AGの貸借対照表上、独立した項目として表示される。</p>

金融負債の分類	含まれる重要項目	測定及び表示
---------	----------	--------

<p>償却原価で測定</p>	<p>この分類に含まれる負債は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 要求払預金及び定期預金、リテール貯蓄/預金、リバース・レボ契約に基づく債務、貸付有価証券に係る担保金、仕組債以外の固定利付債券、劣後債、譲渡性預金、カバード・ボンド並びにUBSグループAG及びその子会社からの資金調達に係る債務 - デリバティブに係る受入担保金 	<p>EIR法による償却原価で測定される。</p> <p>債務の発行及び組成に関するアップフロント・フィー及び直接費用は繰り延べられ、EIR法により債務の契約期間にわたって償却される。</p> <p>償却原価で測定される金融負債の認識が中止された場合、利得及び損失は損益計算書に認識される。</p> <p>償却原価が適用される負債は貸借対照表上、主に銀行預り金、顧客預金、有価証券ファイナンス取引による債務、償却原価で測定される社債並びにUBSグループAG及びその子会社からの資金調達として表示される。</p> <p>中央清算機関を通じて清算されるETD及び一部のOTCデリバティブで、日次で決済される、又はネットリングの要件を満たすとみなされるもの(詳細については、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1 a)重要な会計方針」の3dと3jの項を参照)から生じる金額は、デリバティブに係る受入担保金として表示される。</p>	
<p>純損益を通じて公正価値で測定</p>	<p>トレーディング目的保有</p>	<p>トレーディング目的保有金融負債には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 負の再構築コストを有する全てのデリバティブ(一部のローン・コミットメントを含む。)(指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。) - UBS AGが第三者に売却したが、保有していない負債性金融商品及び資本性金融商品等の金融商品を引渡す義務(ショート・ポジション) 	<p>FVTPLで測定に分類される金融負債の測定には、FVTPLに測定に分類される金融資産の場合と同じ原則が適用される。ただし、金融負債の公正価値の変動額のうち、UBS AGの自己の信用の変動に帰属する部分は、OCIに表示される。</p> <p>FVTPLで測定される金融負債は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債及び公正価値での測定を指定されたその他の金融負債としてそれぞれ表示されるが、ブローカレッジ債務及び社債は例外で、UBS AGの貸借対照表上、独立した小計として表示される。</p> <p>デリバティブ負債は通常、デリバティブ金融商品として表示される。ただし、日次で決済されるとみなされる、又はネットリングの対象とされる取引所で取引されているデリバティブ金融商品及びOTC決済デリバティブは例外で、デリバティブに係る受入担保金に表示される。</p> <p>区分処理された組込デリバティブは公正価値で測定されるが、償却原価で測定される主契約と貸借対照表上同じ項目に表示される。</p> <p>指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブも公正価値で測定される。公正価値の変動の表示方法はヘッジ関係の種類によって異なる(詳細については、2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注:原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1 a)重要な会計方針」の3kの項を参照)。</p>
	<p>FVTPLでの測定を指定</p>	<p>UBS AGでは、以下の金融負債を「FVTPLでの測定を指定」としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 主として株価連動型債券、クレジット・リンク債、金利連動型債券を含む発行済混合負債性金融商品 - 公正価値に基づき管理する発行済負債性金融商品 - レボ契約に基づく一部の債務及び有価証券貸付契約に係る担保金で、関連するリバース・レボ契約及び借入有価証券に係る担保金と一緒に管理するもの - 主にクレジット・デリバティブでヘッジされるローン・コミットメント及び公正価値ベースで管理するローン・コミットメント - キャッシュ・フローがFVTPLで測定される金融資産に連動し、会計上のミスマッチを排除するユニットリンク型投資契約に係る未払額 - ブローカレッジ債権に関連して発生し、測定方法に一貫性を持たせるためにFVTPLで測定されるブローカレッジ債務 	

c. 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は、EIR法を適用して損益計算書に認識される。

受取利息及び支払利息を算定するにあたり、全ての契約上のキャッシュ・フロー(ECLに関連するキャッシュ・フローを除く。)を考慮に入れた将来の見積キャッシュ・フローに基づいて、金融資産の帳簿価額総額(金融資産が信用減損している場合を除く)又は金融負債の償却原価にEIRが適用される。ただし、金融資産が当初認識後に信用減損した場合は、当該金融商品の償却原価にEIRを適用して受取利息が算定される。さらに、当初認識時に信用減損していた金融資産に係る受取利息については、信用調整後のEIRを当該金融資産の償却原価に適用して算定される。

また、UBS AGでは、損益計算書上、FVTPLで測定される金融商品(デリバティブを除く。)に係る受取利息及び支払利息を公正価値変動のその他の部分と区分して表示している。償却原価で測定される金融商品及びFVOCIで測定される金融資産に係る受取利息及び支払利息は、償却原価で測定される金融商品に係る受取利息及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息並びに償却原価で測定される金融商品に係る支払利息として別個に表示され、また、FVTPLで測定される金融商品に係る利息は純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息(又は支払利息)として表示されている。これらの利息は、いずれも受取利息純額の一部である。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息には、一部の短期外国為替契及び長期外国為替契約に係るフォワードポイント並びに受取配当金が含まれている。

さらに、有効なヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息及び支払利息は、各ヘッジ対象の受取利息及び支払利息と一致するように表示されている。

詳細については、UBS AGの2017年度年次報告書(英文)の「連結財務書類」のセクション(訳注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション)の「注記1a)重要な会計方針」を参照。

g. 予想信用損失

予想信用損失(以下「ECL」という。)は、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定される金融資産、報酬債権及びリース債権、金融保証並びにローン・コミットメントについて認識される。ECLはまた、リボルビング取消可能信用枠(UBS AGのクレジット・カード限度額及びスイスの市場で法人顧客及び商業顧客向けとして一般的なマスター信用枠を含む。)の未実行部分にも認識される。UBS AGでは、両者は「その他の信用枠」と呼ばれ、顧客は要求払残高を引き出すことが認められており(スイスのマスター信用枠でも、タム商品が可能である。)、UBS AGはいつでも終了することができる。こうしたその他の信用枠は取消可能であるが、UBS AGが信用リスクの軽減措置を講じる前に、顧客は資金を引き出すことができるため、UBS AGは信用リスクにさらされている。

予想信用損失の認識

ECLは、契約上のキャッシュ・フローとUBS AGが受け取ると予想するキャッシュ・フローの差額を、EIRにより割り引いたものである。ECLの適用範囲に含まれるコミットメント及びその他の信用枠については、将来の予想実行額を考慮して、キャッシュ・フロー不足見込額が算定される。

ECLは、以下に基づき認識される。

- 最大12ヶ月間のECLは当初の認識時から認識される。当該ECLは、報告日後12ヶ月以内にデフォルトが発生した場合に生じる残存期間の資金不足部分を、デフォルトの発生リスクで加重したものである。この区分の金融商品はステージ1の金融商品と呼ばれる。満期までの残存期間が12ヶ月に満たない金融商品のECLは、12ヶ月より短い当該期間について算定される。
- 金融商品の当初の認識後に信用リスクの著しい増加(「以下「SICR」という。)が認められる場合には、全期間ECLが認識される。当該ECLは、金融商品の予想残存期間にわたって起こり得る全てのデフォルト事由から生じる残存期間のキャッシュ・フロー不足を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。この区分の金融商品はステージ2の金融商品と呼ばれる。SICRが観察されなくなった場合は、当該金融商品はステージ1に戻る。
- 信用減損金融商品については、全期間ECLが常に認識され、ステージ3の金融商品と呼ばれる。IFRS第9号の下で金融商品が信用減損しているか否かの判定は、一つ又は複数の損失事象の発生に基づく。全期間ECLは通常、選択した回収戦略を基に、さらに将来予測に関する経済シナリオを勘案して予想キャッシュ・フローを見積ることにより導出される。信用減損エクスポージャーには、損失が発生していないポジションや引当金が認識されていないポジションが含まれることがあるが、これは例えば、当該ポジションが担保により全額回収可能であると予想されるためである。
- 購入した又は組成した信用減損金融資産(以下「POCI」という。)についても、当初の認識以降の全期間ECLの変動が認識される。POCIは当初、公正価値で認識され、その後生じる受取利息は、信用調整後のEIRに基づいて認識される。POCIには、大幅な条件緩和後に新たに認識された金融商品が含まれ、満期まで別の区分にとどまる。

UBS AGは、信用リスクの著しい増加が発生したか否かに関係なく、リース債権や報酬債権に全期間ECLを認識することが可能な低信用リスク向けの簡便法を適用していない。その代わりに、UBS AGはリース債権及び報酬債権を標準的なECLの計算に組み込んでいる。

金融資産の全部又は一部が回収不能になった又は免除されたと判断された場合に、償却が行われる。償却により、債権の元本が減額され、過年度に設定した貸倒引当金を取り崩される。過年度の償却額の一部又は全額が回収されると、 $\text{貸倒引当金(繰入額)} / \text{戻入額}$ に貸方計上される。償却及び部分償却は認識中止事由 / 部分的認識中止事由を表す。

ECLは純損益に認識され、対応するECL引当金は、償却原価で測定される金融資産の帳簿価額の減少として貸借対照表に計上される。OCIを通じて公正価値で測定される金融資産については、帳簿価額は減額されないが、累計額がOCIに認識される。オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠については、ECL引当金が引当金に計上される。ECLは、 $\text{損益計算書の貸倒引当金(繰入額)} / \text{戻入額}$ に認識される。

デフォルト及び信用減損

デフォルトの定義は、定量的及び定性的な基準に基づいている。取引相手先が、利息、元本又は報酬の重大な支払いを90日以上(パーソナル&コーポレート・バンキング及びスイスのウェルスマネジメントのポートフォリオに関しては180日以上)延滞した場合に、取引相手先はデフォルトとして分類される。また、破産、倒産手続きもしくは強制清算が開始された場合、債務が優遇条件で条件緩和された場合、又は担保に頼らないと支払義務が完全には履行されないというその他の証拠がある場合も、取引相手先はデフォルトとして分類される。最後のケースでは、現時点まで、全ての契約上の支払いが期日に行われていたとしても、デフォルトとされることがある。取引相手先がデフォルトに陥った場合、一般的に、当該取引相手先に対する債権全てがデフォルトとして扱われる。

取引相手先がデフォルトに陥った場合、及び / 又は金融商品がPOCIである場合、当該金融商品は信用減損に分類される。金融商品が、発行体のリスク事由発生後に帳簿価額から大幅に割り引かれた価額で購入された場合や、金融商品がデフォルトに陥った取引相手先で組成されたものである場合に、金融商品はPOCIとされる。金融資産がデフォルト / 信用減損(POCIを除く。)に分類されると、過去の延滞額が全て精算され、また、その後の支払いも期限内に行われ、ポジションが信用の再構築に分類されず、さらに信用回復の一般的な証拠が存在しない限り、当該金融資産の分類はそのまま変更されない。最低3ヶ月の期間が適用されるところ、大部分の金融商品がより長い期間ステージ3にとどまる。

予想信用損失の測定

IFRS第9号のECLは、報告日から最大12ヶ月間又は金融商品の残存期間を通じて生じるデフォルト事由に起因する損失予想に基づいた偏りのない、確率加重された見積りを反映している。個々に、偏りがなく、確率加重されたECLの計算に使用される手法は、以下の主要な要素の組合せに基づいている。すなわち、デフォルト確率(以下「PD」という。)、デフォルト時損失率(以下「LGD」という。)及びデフォルト時エクスポージャー(以下「EAD」という。)である。主要なポートフォリオのECLを計算するのに使用されるPD及びLGDは、ポイント・イン・タイム(以下「PIT」という。)に基づいており、現在の状況と予想される周期的変動の両方を考慮する。各金融商品又は金融商品のグループに対し、信用リスク・エクスポージャーの各期間を考慮して、当該金融商品のPD、LGD及びEADの各プロファイルから成る時系列パラメーターが作成される。

ECL関連のパラメーターを決定する目的で、UBS AGは、バーゼル の枠組み及び第2の柱のストレス損失モデルに基づいて予想損失(以下「EL」という。)及びリスク加重資産を決定する際にも使用される、第1の柱の内部格付(IRB)モデルを活用している。これらのモデルに調整が加えられ、新しいIFRS第9号関連モデルが開発された。当該モデルは、関連するポートフォリオの複雑性、構造及びリスク特性を検討するとともに、ECLの計算に使用されるPDとLGDは、対応するバーゼル のサイクル(TTC)パラメーターとは対照的に、PITベースのパラメーターに基づいているという事実も考慮に入れている。バーゼル の目的における取引相手先の内部格付けの割り当てやデフォルト確率の決定は、IFRS第9号によるECLの計算によって影響を受けない。

デフォルト確率(PD) : PDは、特定の期間にわたるデフォルトの確率を示すものである。12ヶ月PDは今後12ヶ月間のデフォルトの確率を表し、全期間PDは金融商品の残存期間にわたるデフォルトの確率を表す。全期間PDの計算は、TTC PDとシナリオ予測から導出された一連の12ヶ月PIT PDに基づいている。このモデルは、地域、業界及び顧客セグメントに固有のものであり、シナリオの系統的情報と顧客固有情報の両方を検討する。シナ

リオごとの累積全期間PDを導出するために、一連の12ヶ月PIT PDは、以前の期間からのあらゆるデフォルト事由の予想を考慮に入れて、マージナルPIT PDに変換される。

デフォルト時エクスポージャー(EAD)：EADは、金融商品の存続期間中に潜在的なデフォルトが発生した時点での信用リスクに対するエクスポージャーの推定値を示すものである。このEADは、予想される返済、利払い及び未収計上を考慮し、EIRで割り引いたデフォルト時の残存キャッシュ・フローを表す。融資枠の将来の実行は、過去の貸出実行及びデフォルトのパターン並びに各ポートフォリオの特性を反映した信用変換係数(以下「CCF」という。)によって検討される。IFRS第9号特有のCCFは、パーゼル基準特有の限界(すなわち保守主義)を排除した上で、顧客セグメントと製品固有のパターンを捕捉し、デフォルト前の12ヶ月の期間に重点を置くようにモデル化されている。

デフォルト時損失率(LGD)：LGDは、金融商品の存続期間中に潜在的なデフォルトが発生した時点での損失推定値を示すものである。LGDの算定は、担保及びその他の信用補完による見積将来キャッシュ・フロー、又は無担保債権に係る破産手続きからの予想支払額、並びに、該当する場合、担保の実現までの期間及び債権の優先順位を考慮に入れて行われる。LGDは通常、EADに対する割合で表される。

PDとLGDは4つの異なるシナリオについて算定されるが、EADの予測はシナリオに依存しないものとして取り扱われる。

一般的に、パラメーターは、個々の金融資産レベルで決定される。スイスのクレジットカード・エクスポージャー、個人口座の当座借越及びファイナンシャル・アドバイザーに対する特定の貸出金については、ポートフォリオ全体の平均PD及び平均LGDを導出するポートフォリオ・アプローチが適用される。

シナリオ及びシナリオ加重

確率加重されたECLの算定には、多様で関連性のある一連の将来の経済状況を評価する必要がある。

UBS AGは、この要求事項に対応するため、アップサイド、ベースライン、マイルド・ダウンサイド及びシビア・ダウンサイドという4つの異なる経済シナリオを使用している。各シナリオは、独自のシナリオ説明で表される。当該シナリオ説明は、主要ポートフォリオの経済リスクへのエクスポージャーを考慮すると、関連性のあるものであり、このシナリオ説明に依拠して、一貫性のあるマクロ経済的変数が決定される。これらの変数は、トレンドを上回る経済成長から深刻な経済不況まで多岐にわたる。加重は、最近の情報と過去数十年分のデータを考慮した確率論的計量経済モデルを用いて、各シナリオに対して計算される。算定した加重は、それぞれのマクロ経済状況が発生する確率の構成要素となる。シナリオ(説明、マクロ経済的変数及び金融変数並びにシナリオ加重を含む。)は、UBS AG内部の専門家チームによってさらなる検討や正当性の確認が行われ、改善が加えられる可能性がある。ベースライン・シナリオは、UBS AGの事業計画を策定するために使用された経済及び市場の仮定と整合している。

マクロ経済的要因及びその他の要因

シナリオ決定の一環としてモデル化されるマクロ経済的要因、市場的要因及びその他の要因の範囲は広く、主要な要因の特定を裏付けるために過去の情報が用いられる。予測期間が長くなるにつれて、情報を得られる可能性が低下し、判断の度合いが増大する。景気サイクルの影響を受けるPD及びLGDを算定するために、UBS AGは、関連性のある経済的要因を3年間にわたって予測し、より長期の予測については、その後一定の期間をかけて、景気サイクルに対して中立なPD及びLGDに戻した。

ECLの計算に関連のある要因は、エクスポージャーの種類によって異なり、信用サイクル指標モデルの開発過程において、実務家による判断と密接に連携して決定されている。一部の变数は、モーゲージ・ローンに対する住宅価格指数のように、特定の種類のエクスポージャーにのみ関連していることがあるが、他の変数は、全てのエクスポージャーのECLの計算に重要な関連性を有している。通常、地域や顧客セグメントの特性が勘案され、UBS AGの主要なECL関連ポートフォリオを考慮してスイスと米国に特に重点が置かれている。

以下の将来予測に関するマクロ経済的変数が、UBS AGにおけるECLの計算において最も関連性のある要因である。

- GDP成長率
- 住宅価格指数
- 失業率
- 金利(特にLIBOR及び国債の利回り)

- 株式指数
- 消費者物価指数

ECLの計算に使用される将来予測に関するマクロ経済の仮定は、UBS AGのエコノミスト、リスク手法担当者及び信用リスク担当者によって開発されている。仮定とシナリオは、シナリオ委員会と運営委員会による検証及び承認を受けており、事業計画の策定過程を含め、将来予測に関する情報がUBS AG全体で一貫して使用されることを目的とするものである。ECLのインプットは、少なくとも四半期ごとにその妥当性についてテストと再評価が行われ、必要に応じて適切な調整が加えられる。

ECL測定期間

全期間ECLの算定期間は、UBS AGが信用リスクにさらされる最大契約期間に基づいており、契約上の期間延長、解約及び期限前償還のオプションを考慮に入れている。取消不能のローン・コミットメント及び金融保証契約の測定期間は、UBS AGが信用供与義務を負う最大契約期間を表している。

さらに、一部の金融商品には、UBS AGがリスク軽減措置を講じる前に顧客が資金を引き出すことができるため、契約解除権が存在していても、UBS AGの信用リスクに対するエクスポージャーが契約通知期間に限定されないことになる要求払貸出金及び取消可能な未使用コミットメントの両方が含まれる。このような場合、UBS AGは、信用リスクにさらされる期間を推定する必要がある。こうした状況は、UBS AGのクレジット・カード限度額にも当てはまる。UBS AGのクレジット・カード限度額は、契約上の満期日が定められておらず、要求に応じて償還可能で、使用部分と未使用部分が一つの単位として管理される。UBS AGのクレジット・カード限度額から生じるエクスポージャーは重要ではなく、ポートフォリオ・レベルで管理されており、残高が期限を超過した時点でクレジット・アクションが発生する。UBS AGが信用リスクにさらされている期間の代替として、クレジット・カード限度額には7年のECL測定期間が適用され、ステージ1の残高については、12ヶ月で上限が設定されている。スイスの企業向け市場において一般的なマスター・クレジット契約にも、要求払貸出金及び取消可能な未実行コミットメントが含まれている。中小企業向け融資枠では、リスクに基づくモニタリング(以下「RbM」という。)手法が実施されている。これは、継続的に更新されるリスク指標の組合せに基づいて、個々の融資枠レベルで、マイナスのトレンドをリスク事象として重視するものである。リスク事象が生じると、リスク担当者による追加のクレジット・レビューが行われ、情報に基づいた信用判断を行うことができる。大企業向け融資枠はRbMの対象とならないが、少なくとも年1回、正式なクレジット・レビューによって見直される。UBS AGはこうした信用リスクの管理実務を評価し、RbM手法と正式なクレジット・レビューの両方を、融資枠の再組成を可能にする実質的なクレジット・レビューとみなしている。その後、UBS AGが信用リスクにさらされる期間の適切な代替として、両方の種類の融資枠に12ヶ月の測定期間が用いられ、SICRを評価するためのルックバック期間としても12ヶ月が用いられる。

信用リスクの著しい増加

ECLの対象となる金融商品は、継続的にモニタリングされている。12ヶ月ECLを引き続き認識することが適切であるかを判断するため、金融商品の当初認識以降にSICRが発生しているかどうかの評価される。評価基準は、定量的な要因と定性的な要因の両方を含む。

UBS AGは主に、2つの異なる日付で算定された、金融商品の年間の将来予測とシナリオ加重後の全期間PDを比較することにより、金融商品のデフォルト・リスクの変化を定量的に評価している。ここでいう2つの異なる日付とは、以下を指す。

- 報告日
- 金融商品の開始日

いずれの場合も、各PDは金融商品の残存期間、すなわち報告日から満期日までの期間について算定される。UBS AGの定量的モデルに基づき、信用リスクの増加が設定基準値を超えると、SICRが発生したと見なされ、当該金融商品はステージ2に移行されるとともに、全期間ECLが認識される。

適用される基準値は、借り手の当初の信用の質によって異なる。取引相手先の信用の質が良好であるため、契約開始時のデフォルト確率が低い金融商品のSICR基準値は、契約開始時のデフォルト確率が高い金融商品よりも高い水準に設定される。このことは、当初のデフォルト確率が低い金融商品では、当初のPDが高い金融商品と比べて、SICRを発生させるのに比較的大きな信用の質の低下が必要となることを意味する。PDの変化に基

づくSICRの評価は、個々の金融資産レベルで行われる。以下の「SICR基準値」の表には、金融商品の格付けの引き下げで表されるSICRトリガーと、対応する金融商品の組成時の格付けについての大まかな概要が記載されている。この簡易表示は、2017年度年次報告書(英文)の「リスク管理及び統制」セクション(訳注：原文の「Risk management and control」のセクション)の「信用リスク」にある内部格付表で開示されている内部格付けと整合している。適用される実際のSICR基準値は、表に示された各値間に補間されるより細分化されたレベルで定義される。

SICR基準値

金融商品の組成時の内部格付け	格付けの引き下げ / SICRトリガー
0 - 3	3
4 - 8	2
9 - 13	1

デフォルト確率に基づくSICRの評価に関係なく、借り手が契約上の支払いを30日を超えて延滞すると、金融商品の信用リスクが著しく増加したとみなされる。この推定は、契約上の支払いを30日を超えて延滞しても、UBS AGはSICRにさらされないことを示す合理的かつ裏付け可能な情報を入手できる場合にのみ反証される。

一部の重要性の低いポートフォリオ(特にスイスのクレジットカード・ポートフォリオやグローバル・ウェルス・マネジメント事業部門におけるファイナンシャル・アドバイザーに対する採用時貸出金 / リテンションのための貸出金など)では、この30日延滞基準がSICRの主たる指標として用いられる。金融商品が30日延滞基準によりステージ2に移行された場合、ステージ1への再移行が可能となるまでの期間は最低6ヶ月であるが、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門の金融商品で、延滞期間が90日と180日の間のものについては、ステージ1への再移行が可能となるまでの期間は1年間となる。

さらに、個々の取引相手先固有の指標、信用リスクに関する外部市場の指標又は全般的な経済状況に基づき、取引相手先は、ウォッチリストに加えられることがある。当該リストは、SICRの二次的な定性的指標、すなわちステージ2への移行のため使用されるものである。また、例外管理も適用され、同一の信用リスク特性を共有するエクスポージャーに対し、他の方法では十分に反映されない特定の状況を考慮の上、個別に又は一括して調整を行うことができる。当初の認識以降、SICRがデフォルト確率の変動以外の基準で判定されている金融商品は、ステージ2のトリガー事由解消後少なくとも6ヶ月間、ステージ2にとどまる。

全般的なSICR判定プロセスは、ロンバード・ローン、有価証券ファイナンス取引及びその他一部の資産に基づく貸出取引には適用されないが、これは、厳格な追加証拠金の要求事項に即した日次のモニタリング・プロセスを含むリスク管理実務が採用されていることによる。マージン・コールが満たされない場合、ポジションは手仕舞いされ、ステージ3のポジションに分類される。これらのポジションのECLは重要でなかった。

重要な会計上の見積り及び判断

ECLの計算には、経営者による重要な判断並びにその時点で重要な不確実性を伴う見積り及び仮定が必要となる。これらの見積りや仮定が変更されると、ECLの認識時期及び金額に重大な変更をもたらす可能性がある。

信用リスクの著しい増加の決定

IFRS第9号には、SICRの構成要素に関する定義は含まれていない。UBS AGでは、当初の認識以降にSICRが発生したか否かの評価を、合理的かつ裏付け可能な、将来予測に関する定性的情報及び定量的情報に基づいて行っている。この情報には、経営者の重要な判断が含まれる。判定基準をより厳格にすると、ステージ2に移行する金融商品の数が大幅に増加する可能性がある。SICR手法並びに四半期ごとに行われる可能性のある変更及び決定を検討し、その正当性を確認するためにIFRS第9号運営委員会が設置されている。

シナリオ、シナリオ加重及びマクロ経済的要因

ECLは、UBS AGが起こり得る結果の範囲を評価することによって算定した、偏りのない、確率加重された金額を反映している。経営者は、将来予測に関するシナリオを選択し、適用される各加重の適合性を判断する。各シナリオは、マクロ経済的要因、市場的要因及びその他の要因による将来の経済状況についての経営者の仮定に基づいている。シナリオや加重の変更、それに伴う一連のマクロ経済的変数と、予測期間における当該変数に係る仮定の変動は、ECLに重要な影響を与えるものとされる。運営委員会に加えて、IFRS第9号シナリオ委員会が設置され、シナリオ選択と加重の導出及び検討、並びにその選択と加重についての正当性の確認を行っている。

ECL測定期間

全期間ECLは通常、取引の契約上の満期に基づいて算定され、ECLに重要な影響を与える。従って、ECLの計算は、事業上の意思決定によって生じる契約上の満期の延長、消費者行動及びステージ2のポジションの数の増加に敏感である。さらに、クレジット・カードの限度額及びスイスの償還可能なマスター・クレジットの枠については、UBS AGが、信用リスクにさらされる期間を決定しなければならないため、判断が必要となる。クレジット・カードの限度額には7年(ステージ1のポジションについては最大12ヶ月)、マスター・クレジットの枠については12ヶ月の期間が適用されている。

モデル化及び経営者による調整

ECLを計算するために多くの複雑なモデルが開発又は改良され、経営者による追加の調整が必要とされている。取引相手先の内部格付けの変更、並びに新規又は改訂後のモデル及びデータは、ECLに重要な影響を及ぼす可能性がある。これらのモデルは、独立した検証の保証を目的とした、UBS AGのモデル検証統制部門によって管理され、グループ・モデル・ガバナンス委員会(以下「GMGB」という。)による承認を受ける。経営者による調整は、IFRS第9号運営委員会により承認され、GMGBにより承認される。

h. 条件緩和金融資産及び条件変更金融資産

取引相手先が財政的困難に陥っている場合、又はすでに債務不履行が発生している場合、UBS AGは、優遇金利や満期の延長、劣後関係など、平時では考慮されず、UBS AGの通常のリスク選好の範囲外である優遇措置を提供することによって、金融資産の条件緩和を行うことができる。信用の再構築が行われる場合、各事案が個別に検討され、通常、取引相手先は債務不履行先に分類される。この分類は、貸出金が回収もしくは償却されるまで、優遇条件に代わる非優遇条件が付与されるまで、又は取引相手先が回復し、優遇条件がUBS AGのリスク選好を超えなくなるまで継続される。

財政的困難の証拠がない場合、又は条件の変更がUBS AGの通常のリスク選好の範囲内である場合に付与される優遇措置は、信用の再構築とはみなされない。

条件変更とは、将来の契約上のキャッシュ・フローの変更を伴う契約の修正及びUBS AGの通常のリスク選好の範囲内で、又は取引相手先が財政的困難に陥っている場合の信用の再構築の一環として発生する可能性がある契約の修正を意味する。

金融資産の条件緩和又は条件変更は、契約条件の大幅な変更につながり、その結果、当初の金融資産の認識が中止され、新しい金融資産が認識される可能性がある。条件変更により、認識の中止とならない場合、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当初のEIRで割り引いた額と金融資産の既存の帳簿価額総額との差額は、条件変更による利得又は損失として純損益に認識される。さらに、その後のSICRの評価は、金融資産の条件緩和後の契約条件に基づく報告日現在のデフォルト・リスクと、金融資産の条件変更前の当初の契約条件に基づく当初認識時のデフォルト・リスクとを比較することによって行われる。

o. ローン・コミットメント

ローン・コミットメントは、規定された条件で顧客が所定の金額の融資を受けることができる取決めである。

UBS AGがいつでも自らの裁量で取消可能なローン・コミットメントは、貸借対照表に認識されず、オフバランス・シート項目の開示にも含まれない。

一旦受取者に通知されるとUBS AGが取り消すことのできないローン・コミットメント、又は借主の信用度が悪化した際の自動取消によってのみ取消可能であるコミットメントは、取消不能とみなされ、()純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブのローン・コミットメント、()純損益を通じて公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント、又は()その他のローン・コミットメントに分類される。

UBS AGは、取消不能なその他のローン・コミットメントのECLを認識している。加えて、UBS AGは、UBS AGが信用リスクにさらされている場合(本注記のgの項を参照)、いつでも取消可能なローン・コミットメントについてもECLを認識している。対応するECLは、UBS AGの貸借対照表の引当金に表示される。これらその他のローン・コミットメントに関するECLは、損益計算書の貸倒引当金(繰入額) / 戻入額に計上される。

顧客がコミットメントを実行した場合、発生した貸出金は、()関連するデリバティブのローン・コミットメントと一致するように、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産、()純損益を通じて公正価値での測定を指定されたローン・コミットメントと整合するように、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、又は()関連するローン・コミットメントが純損益を通じて公正価値で測定されない場合は顧客貸出金及び前渡金に開示される。

p. 金融保証契約

金融保証契約は、特定の債務者が特定の負債性金融商品の条件に従った期日の到来時に支払いを行わないことにより保証契約保有者に発生する損失を、その保有者に対し補償することを契約発行者に要求する契約である。UBS AGは、借入金、当座借越及びその他の銀行融資枠を担保するために、顧客に代わり、銀行、金融機関及び他の当事者に対する金融保証を発行している。

公正価値に基づいて管理される一定の発行済金融保証は、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。

公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識され、その後、次に掲げる額のうちいずれか高い額で測定される。

- ECLの額(本注記のgの項を参照)
- 報告日現在で認識されている収益累計額控除後の当初認識額

保証から生じるECLは、損益計算書の貸倒引当金(繰入額) / 戻入額に計上される。

q. 金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額

金融商品の公正価値の変動に係るその他の収益純額の項目には、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値利得及び損失、認識中止時の影響額、トレーディング利得及び損失、そして顧客主導のグローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングの金融取引の一部から生じる仲介手数料収入がかなり含まれている。さらに、為替換算の影響や貴金属に係る収益及び費用も、この損益計算書の項目に表示されている。

19.2 IFRS第9号の適用

19.2.1 ガバナンス

IFRS第9号は、UBSにとって重要な戦略的イニシアチブであり、グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサーとグループ・チーフ・リスク・オフィサーとの連携の下で実施されている。将来予測に関する情報のECLの計算への組み込み、並びに信用リスクの著しい増大(以下「SICR」という。)の構成要素の定義及び評価は、その性質上主観的なものであり、専門家による多くの判断を伴う。従って、UBS AGは、グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサーとグループ・チーフ・リスク・オフィサーが共有オーナーの下でECL計算プロセスに対してフロント部門からバックオフィスまでのガバナンスの枠組みを開発し、サーベンス・オクスリー法上の要件を遵守するよう統制を設計した。UBS AGは、引き続き適用可能で効率的な信用リスク管理プロセスを整備しており、確実に、経済発展の影響が適切に考慮され、必要に応じて軽減措置が講じられ、リスク選好が再評価され、かつ随時調整されることを目指している。

詳細については、2017年度年次報告書(英文)の「リスク管理及び統制」のセクション(訳者注：原文の「Risk management and control」のセクション)を参照。

19.2.2 UBS AGの貸借対照表の表示に対する遡及修正

IFRS第9号の分類及び測定の変更が将来に向かって適用されているが、UBS AGは比較可能性を高めるために、IFRSに基づく貸借対照表の表示に一連の変更を行った。2018年1月1日より前に終了した期間に係る過年度の情報は、こうして修正された構造の下で表示されている。主な変更点は以下の通りである。

- 「満期保有目的金融資産」及び「売却可能金融資産」などのIAS第39号に特有の資産区分が、「償却原価で測定される金融資産」及び「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」という新しい区分に置き換えられている。
- 公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産という新しい科目が設けられている。これは特に、以前は公正価値での測定を指定されていた金融資産が、IFRS第9号の下では全て、純損益を通じて公正価値で測定されるものとしての分類を義務付けられていることに対応したものである。
- その他の資産及びその他の負債は、償却原価で測定されるもの、純損益を通じて公正価値で測定されるもの、並びにその他の非金融資産及びその他の非金融負債に分割されている。
- 借入有価証券に係る担保金とリバース・レポ契約は、有価証券ファイナンス取引による債権という一つの項目に統合されている。同様に、貸付有価証券に係る担保金とレポ契約は、有価証券ファイナンス取引による債務という一つの項目に統合されている。
- 以前は貸出金に表示されていたファイナンス・リース債権は、現在は償却原価で測定されるその他の金融資産に表示されている。
- 以前はトレーディング・ポートフォリオ資産に表示されていた貴金属ポジションは、現在はその他の非金融資産という新しい項目に表示されている。
- 公正価値での測定を指定された金融負債は、公正価値での測定を指定された社債及び公正価値での測定を指定されたその他の金融負債の2つの項目に分割されている。
- UBSグループAG又はその子会社からの資金調達により生じたUBS AGの債務は、以前は顧客預り金に含められていたが、現在はUBSグループAG及びその子会社からの資金調達に別個に表示されている。

以下の表は、新しい表示方法による貸借対照表上の2017年12月31日現在の資産及び負債を、2017年度年次報告書(英文)での表示と比較して示したものである。資本の構成要素の表示方法に変更はないため、説明目的で、この表において負債及び資本合計は一つの項目として表示されている。この表は、セクション19.2.3のIFRS第9号の適用に伴う帳簿価額の分類変更及び再測定並びにECLの認識の項に記載されている、IFRS第9号の分類及び測定の要求事項の適用による影響を一切反映していない。

2017年12月31日現在のUBS AGの貸借対照表の表示方法に対する遡及修正

単位：百万スイス・フラン		2017年12月31日現在	2017年12月31日現在
資産	脚注	修正前の表示	修正後の表示
現金及び中央銀行預け金		87,775	87,775
銀行貸出金及び前渡金(旧：銀行預け金)		13,693	13,693
有価証券ファイナンス取引による債権(新項目)	1		89,633
借入有価証券に係る担保金(修正後は「有価証券ファイナンス取引による債権」に計上)	1	12,393	
リバース・レボ契約(修正後は「有価証券ファイナンス取引による債権」に計上)	1	77,240	
デリバティブに係る差入担保金		23,434	23,434
顧客貸出金及び前渡金(旧：貸出金)	2	321,718	320,659
満期保有目的金融資産(廃止)	3	9,166	
償却原価で測定されるその他の金融資産(新項目)	2,3,7		36,935
償却原価で測定される金融資産合計			572,129
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産 (旧：トレーディング・ポートフォリオ資産)	4	130,807	126,244
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		35,363	35,363
デリバティブ金融商品(旧：再調達価額 借方)		118,229	118,229
ブローカレッジ債権(新項目、過年度は「その他の資産」に計上)		n/a	n/a
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産 (新項目)	5		58,556
公正価値での測定を指定された金融資産	5	58,556	
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計			303,028
売却可能金融資産(廃止)	6	8,665	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 (新項目)	6		8,665
関連会社投資		1,018	1,018
有形固定資産及びソフトウェア		7,985	7,985
のれん及び無形資産		6,398	6,398
繰延税金資産		9,783	9,783
その他の非金融資産(新項目)	4,7		7,358
その他の資産(廃止)	7	29,505	
資産合計		916,363	916,363
負債			
銀行預り金		7,533	7,533
有価証券ファイナンス取引による債務(新項目)	8		17,044
貸付有価証券に係る担保金(修正後は「有価証券ファイナンス取引による債務」に計上)	8	1,789	
レボ契約(修正後は「有価証券ファイナンス取引による債務」に計上)	8	15,255	
デリバティブに係る受入担保金		30,247	30,247
顧客預金(旧：顧客預り金)	9	447,141	412,392
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達(新項目、過年度は「顧客預り金」に計上)	9		34,749
償却原価で測定される社債		104,749	104,749
償却原価で測定されるその他の金融負債(新項目)	11		37,133

償却原価で測定される金融負債合計		643,847
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債 (旧：トレーディング・ポートフォリオ負債)	30,463	30,463
デリバティブ金融商品(旧：再調達価額 貸方)	116,134	116,134
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務(新項目、過年度は「その他の負債」に計上)	n/a	n/a
公正価値での測定を指定された金融負債(廃止)	10	54,202
公正価値での測定を指定された社債(新項目)	10	49,502
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債(新項目)	10,11	16,223
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		212,323
引当金	3,084	3,084
その他の非金融負債(新項目)	11	6,335
その他の負債(廃止)	11	54,990
負債合計	865,588	865,588
負債及び資本合計	916,363	916,363

「UBS AGの貸借対照表の表示方法に対する遡及修正」の表に対する脚注

脚注 2017年12月31日現在の貸借対照表に対して遡及適用された表示の変更に関する説明

貸借対照表上の資産

- 2017年12月31日現在の借入有価証券に係る担保金12,393百万スイス・フラン及びリバース・レボ契約77,240百万スイス・フランは、現在は有価証券ファイナンス取引による債権という一つの項目において合計89,633百万スイス・フランとして表示されている。
- 2017年12月31日現在のファイナンス・リース債権1,059百万スイス・フランは、以前は貸出金に表示されていたが、現在は償却原価で測定されるその他の金融資産に表示されている。
- 2017年12月31日現在の償却原価で測定される満期保有目的金融資産9,166百万スイス・フランは、現在は償却原価で測定されるその他の金融資産に表示されている。
- 2017年12月31日現在の貴金属ポジション4,563百万スイス・フランは、以前はトレーディング・ポートフォリオ資産に表示されていたが、現在はその他の非金融資産に表示されている。
- 2017年12月31日現在の純損益を通じた公正価値での測定を指定された金融資産58,556百万スイス・フランは、以前は独立した科目に表示されていたが、現在は公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に表示されている。
- 2017年12月31日現在の負債性金融商品及び資本性金融商品8,665百万スイス・フランは、以前は売却可能金融資産に表示されていたが、現在はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に表示されている。
- その他の資産の科目は、現在は償却原価で測定されるその他の金融資産及びその他の非金融資産という2つの新しい科目に分割されている。
 - 2017年12月31日現在の資産29,505百万スイス・フランは、以前はその他の資産に表示されていたが、現在はそれぞれ、償却原価で測定されるその他の金融資産(26,710百万スイス・フラン)及びその他の非金融資産(2,795百万スイス・フラン)に表示されている。
 - 現在償却原価で測定されるその他の金融資産に表示されている金融資産には、ブローカレッジ債権19,080百万スイス・フラン、負債性証券9,166百万スイス・フラン、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金3,118百万スイス・フラン及びその他の資産5,571百万スイス・フランが含まれている。詳細については、注記11 a)を参照。
 - 現在はその他の非金融資産に表示されている資産の詳細については、注記11 b)を参照。

貸借対照表上の負債

- 2017年12月31日現在の貸付有価証券に係る担保金1,789百万スイス・フラン及びレボ契約15,255百万スイス・フランは、現在は有価証券ファイナンス取引による債務という一つの項目に表示されている。
- 2017年12月31日現在のUBSグループAG又はその子会社からの資金調達により生じたUBS AGの債務34,749百万スイス・フランは、以前は顧客預り金に含まれていたが、現在はUBSグループAG及びその子会社からの資金調達に別個に表示されている。
- 2017年12月31日現在の純損益を通じた公正価値での測定を指定された金融負債54,202百万スイス・フランは、現在は公正価値での測定を指定された社債(49,502百万スイス・フラン)及び公正価値での測定を指定されたその他の金融負債(4,700百万スイス・フラン)に表示されている。
- その他の負債の科目は、現在は償却原価で測定されるその他の金融負債、公正価値での測定を指定されたその他の金融負債及びその他の非金融負債という3つの新しい科目に分割されている。
 - 2017年12月31日現在の負債54,990百万スイス・フランは、以前はその他の負債に表示されていたが、現在はそれぞれ、償却原価で測定されるその他の金融負債(37,133百万スイス・フラン、この内29,646百万スイス・フランはブローカレッジ債務)、公正価値での測定を指定されたその他の金融負債(ユニットリンク型投資契約未払額11,523百万スイス・フラン)及びその他の非金融負債(6,335百万スイス・フラン)に表示されている。
 - 現在は償却原価で測定されるその他の金融負債に表示されている金融負債の詳細については、注記11 c)を参照。
 - 現在は公正価値での測定を指定されたその他の金融負債に表示されている金融負債の詳細については、注記11 d)を参照。
 - 現在はその他の非金融負債に表示されている負債の詳細については、注記11 e)を参照。

19.2.3 2018年1月1日におけるIFRS第9号への移行

分類及び測定の要求事項への移行

19.1のセクションの変更された会計方針に記載の通り、IFRS第9号は、金融資産の管理に関する事業モデル及び各資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて、全ての金融資産(資本性金融商品及びデリバティブを除く。)を償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で測定される金融資産又は純損益を通じて公正価値(以下「FVTPL」という。)で測定される金融資産として分類することを要求している。

2018年1月1日におけるIFRS第9号の分類及び測定の要求事項の適用に伴う変更は、以下の通り適用されている。

- 事業モデルは、移行日である2018年1月1日現在の事実及び状況に基づき決定された。
- FVTPLで測定される金融商品の指定解除及び新規指定は、IFRS第9号の移行時の要求事項に従い、2018年1月1日付で実施されている。これらの再評価は以下の結果につながった。

FVTPLでの測定を指定された特定の金融資産で、公正価値ベースで管理されているため公正価値での測定が義務づけられていた金融資産が、公正価値ベースで管理されなくなったものの、契約上のキャッシュ・フローの回収のために保有されているため償却原価で測定されたことから、FVTPLでの測定の指定を解除された。

FVTPLでの測定が義務づけられている関連金融資産(ブローカレッジ債権など)と測定方法を合わせるため、金融負債(ブローカレッジ債務など)が新たにFVTPLでの測定を指定された。

UBS AGについては、IFRS第9号への移行に伴う、IFRS第9号の分類及び測定に関する最も大きな変更は以下の通りである。

- そのキャッシュ・フローの特性が元本及び利息の支払のみであるという基準を満たさないため、IFRS第9号の下で償却原価での測定の要件を満たさなくなった金融資産は、FVTPLに分類されている(オークション・レート証券や特定のブローカレッジ債権など)。
- 当該貸付契約を管理している事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収のため又は契約上のキャッシュ・フローの回収と売却のために金融資産を保有するという目的を持たないことから、IFRS第9号の下で償却原価での測定の要件を満たさなくなった貸付契約は、FVTPLに分類されている(インベストメント・バンク部門における特定の貸付契約など)。
- IAS第39号の下で売却可能に分類された資本性金融商品は、IFRS第9号の下ではFVTPLに分類されている。
- FVTPLで測定されることになる関連金融資産に関して達した結論と一致するように、金融負債が、IFRS第9号の下で償却原価から、FVTPLでの測定に新たに指定されている(ブローカレッジ債務など)。

UBS AGの損益計算書の表示への影響

IFRS第9号の適用に伴い、オークション・レート証券、インベストメント・バンク部門における特定の貸出金、特定のレポ契約及びブローカレッジ債権債務残高を償却原価からFVTPLに分類変更した結果、これらの金融商品からの受取利息は、償却原価で測定される金融商品に係る受取(支払)利息から、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取(支払)利息に振り替えられることとなった。これらの変更は、2018年1月1日から将来に向かって適用されている。

UBS AGのキャッシュ・フロー計算書への影響

IFRS第9号の適用を受け、貸借対照表上で分類変更された金融商品から生じる変動を反映させるため、キャッシュ・フロー計算書に変更が行われている。特に、以前は売却可能資産としてその他の包括利益を通じて公正価値で測定されていた、特定の金融資産からのキャッシュ・フローは、当該資産が2018年1月1日より純損益を通じて公正価値で測定されていることから、投資活動から営業活動に分類変更されている。

予想信用損失の要求事項への移行

UBS AGの19.1のセクションの変更された会計方針に記載の通り、IFRS第9号は、IAS第39号における金融商品の発生損失減損アプローチやIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における金融保証及びローン・コミットメントの損失評価引当金アプローチよりも早期に信用損失を認識するよう意図された、将来を考慮したECLアプローチを導入している。

移行日現在で計算されたECLの大部分は、パーソナル&コーポレート・バンキング部門内のスイスのプライベート・モーゲージ及び商業用モーゲージのポートフォリオ並びに法人向け貸付に関連している。

移行時のモデル

IFRS第9号に基づきECLを導入するために、UBS AGは、バーゼル の枠組み及び第2の柱のストレス損失モデルに基づいて予想損失(EL)及びリスク加重資産を決定する際にも使用される、既存の第1の柱の内部格付(IRB)モデルを活用している。

ECLの計算には、既存のモデルが改良され、29の新しいモデルが開発された。この新しいモデルは、関連するポートフォリオの複雑さ、構造及びリスク特性を検討し、ECLの計算に使用されるPD及びLGDが、対応するバーゼル のTTCパラメーターとは対照的に、PITに基づくパラメーターであるという事実を考慮したものである。経営者による調整も行われている。UBS AGは、モデル・リスク管理及び統制部門により実施されている主要モデルの検証統制を含め、既存のモデル・リスクの枠組みも活用している。UBSのGMGBにより新規の及び改訂されたモデルが承認された。

バーゼル の目的における取引相手先の内部格付けの割り当てやデフォルト確率の決定は、変更されていない。

詳細については、当行の2017年度年次報告書(英文)の「リスク、財務及び資本管理」のセクションの「信用リスクモデル」の項(訳者注：原文の「Risk, treasury and capital management」のセクションの「Credit risk models」の項)を参照。

詳細については、当行の2017年度年次報告書(英文)の「事業環境及び戦略」のセクションの「2018年における会計処理及び財務報告の重要な変更」(訳者注：原文の「Operating environment and strategy」のセクションの「Significant accounting and financial reporting changes in 2018」の項)を参照。

移行時のシナリオとシナリオ加重

19.1のセクションで概説した通り、UBS AGはECLの計算において、アップサイド、ベースライン、マイルド・ダウンサイド及びシビア・ダウンサイドという4つの異なる経済シナリオを使用している。移行時に計算されたECLは、これらの各シナリオの下で算出された後、「適用される経済シナリオと加重」の表に記載の確率に基づいて加重して算出されている。

適用される経済シナリオと加重

ECLシナリオ	割り当てられた加重(%) (2018年1月1日現在)
アップサイド	20.0
ベースライン	42.5
マイルド・ダウンサイド	30.0
シビア・ダウンサイド	7.5

UBS AGは、適用されるシナリオ及び加重の選定を提案し、承認し、適切なガバナンスが存在するかどうかを監視するために、IFRS第9号ECLシナリオ委員会及び運営委員会を設置している。

マクロ経済的要因及びその他の要因：UBS AGは各経済シナリオについて、将来予測に関するマクロ経済的要因、市場的要因及びその他の要因を幅広く予測している。過年度の情報を用いて、主要要因の特定を裏付け、異なるシナリオ下でのそれらの展開を予測した。予測期間が長くなるにつれて、情報は入手しにくくなり、判断の度合いは増大する。景気サイクルに影響されるPD及びLGDを算出するため、UBS AGはこれらの要因を3年にわたって予測し、その後、特定の期間にわたり、より長期の予測については景気サイクルに対して中立なPD及びLGDに戻した。

ECLの計算に関係する要因は、エクスポージャーの種類によって異なり、実務家による判断と密接に連携して、信用サイクル指標モデルの開発プロセスにおいて決定されている。通常、地域や顧客セグメントの特性が勘案され、UBS AGの主要なECL関連ポートフォリオを考慮してスイスと米国に特に重点が置かれている。

UBS AGにとって最も重要なマクロ経済的要因は以下の通りであり、これらによって見積ECLが大きく変わる可能性がある。

- 借り手の業績に重要な影響を及ぼすGDP成長率
- 不動産担保評価に重要な影響を及ぼす住宅価格指数
- 個人顧客の契約上の義務の履行能力に重要な影響を及ぼす失業率

- 取引相手先の債務返済能力に重要な影響を及ぼす金利
- 株式担保評価に関連性がある株式指数
- 企業の業績、個人顧客の購買力及び経済的安定性に全体的に関連している消費者物価指数

移行時におけるマクロ経済的要因及びその他の要因

移行日現在のECLを決定するために各経済シナリオにおいて適用される、スイス、米国及びその他の地域の最も重要な将来予測に関する経済的要因に係る仮定は、以下のように要約することができる。

多くの国でGDP成長率がトレンドを上回り、インフレは緩やかなペースでしか上昇せず、金融緩和政策が継続することを想定しているアップサイドのシナリオでは、スイスのGDP成長率は年率5%前後でピークを迎える。成長が著しい場合、失業率は2020年までに非常に低い水準(1%未満)にまで低下する。資産価格は、株価が年率10%程度上昇し、住宅価格(戸建住宅)も年率4%程度上昇するなど、堅調な伸びを示す。政策金利や短期金利は、国債利回りが上昇し続ける中、シナリオにわたって低水準で推移する。

米国及びその他の国々でこのシナリオはほぼ同様の特徴を示しており、1年目に成長が加速し、3年目までに着実にトレンドに戻る。特に米国では、GDP成長率はスイスよりも若干速いペースで加速するが、3年目までに失業率が実質的に改善する幅はわずかにスイスに及ばない。政策引き締め度合いはシナリオ期間全体でわずかに強いが、スイスと同様に、長期国債利回りは短期金利よりも大幅に、より高い水準まで上昇する。

全体的に重要性が高い世界経済の成長が継続するという当グループの事業計画の前提に沿ってモデル化されているベースラインのシナリオでは、スイスのGDP成長率は、3年のシナリオ期間にわたって毎年1%から2%の間にとどまる。緩やかな成長の下では、失業率はごくわずかに上昇し、3.5%前後で安定する。資産価格の上昇も緩やかであり、スイスの株価指数は年率8%程度上昇する一方、住宅価格は年率1%未満しか上昇しない。政策金利、短期金利及び国債利回りは、3年のシナリオ期間で約50ベース・ポイントの非常に緩やかな上昇を見せる。

米国のGDP成長率は比較的安定し、スイスよりも速いペースで推移する。金融政策はスイスと同程度のペースで引き締め、失業率の緩やかな低下と相まって、インフレの抑制を助ける。米国の株価はスイスの株価をやや下回るが、住宅価格は、比較的低迷しているスイスの住宅価格の伸びを上回る。その他の国々では経済成長が引き続き好調で、他の新興国市場では成長が加速するのに対し、ヨーロッパと中国の成長は鈍化する。

マイルド・ダウンサイドのシナリオは、潜在的な資産価格の高騰を抑えるために金融引き締め政策が実施されるという仮定に基づいており、スイスのGDP成長率はシナリオ期間の初年度に1%近く減少するとしている。失業率は約5%まで上昇する。株価は3年間で20%以上下落し、住宅価格は同期間に15%下落する。名目募集賃料指数の下落は、住宅価格よりも緩やかな下落を記録する金利の上昇によって相殺される。短期金利は、金融引き締め及び国債利回りにより大幅に上昇する。

このシナリオでは、米国のインフレは急速に加速し、スイスと同様に短期金利が急上昇する。3年間のGDP成長率は平均してスイスとほぼ同じペースで推移し、株価及び住宅価格もスイスとほぼ同程度に下落する。その他の国々でも、特にロシア、トルコ及びブラジルなどのより脆弱な新興市場では、金利や信用スプレッドの急上昇により経済成長が圧迫される。

シビア・ダウンサイドのシナリオは、主要輸出市場におけるスイスの競争力に影響を及ぼす事象によって引き起こされる深刻な景気後退を再現してモデル化されており、スイスのGDP成長率はシナリオ期間の初年度に7%近く減少するとしている。深刻な景気後退により失業率は大幅に上昇し、9%程度でピークを迎える。資産価格は急落し、スイスの株価指数は3年間で55%以上下落し、住宅価格は同期間に27%下落する。政策金利や短期金利は、シナリオ期間全体を通じて低水準にとどまる。

米国のGDP成長率と失業率はスイスに比べて悪化の度合いが小さく、住宅価格や株価は急落するものの、その影響はスイスよりも小さい。スイス国立銀行よりも利下げの余地が大きいため、米国の短期金利は低下する。その他の国々でも、特にユーロ圏やトルコ、ロシアなどの近隣の新興市場において、経済成長は急激に鈍化する。

移行時のECL測定期間

19.1のセクションに記載の通り、ECL関連の金融商品の大部分は、契約上の満期が測定期間の計算に使用され、ステージ1のECL測定が要求される場合の上限は、12ヶ月である。さらに、クレジット・カード限度額及びスイスの償還可能なマスター信用枠については、UBS AGが信用リスクにさらされている期間を決定しなければならないため、判断が必要となる。クレジット・カードには7年、マスター信用枠には12ヶ月という期間が適用されている。UBS AGのECL関連の金融商品の平均満期は比較的短く、移行時のECLの水準に大きく寄与している。

移行時のSICRの決定

当初認識後にSICRが発生したと判断された金融商品の識別と、それに伴う移行時におけるステージ2への配分は、通常、19.1のセクションの関連する会計方針に記載されている原則に従って行われる。さらに、以下の原則が適用されている。

概要：当行は全期間PDを遡及的に見積る際、移行時のステージ2への金融商品の配分を決定するために、関連する過去の期間における経済状況及びこうした近似値に固有の一般的で重要な不確実性を考慮した。

不動産ファイナンス：パーソナル&コーポレート・バンキング部門内の収益をもたらす不動産ファイナンスの大部分に適用されるパーゼルの格付手法は、IFRS第9号のECLの計算においても活用されているが、2017年に大きく変更された。その結果、SICRが時間の経過とともに発生したかどうかを判断するにあたって、比較できる組成時の格付けはない。そのため、IFRS第9号の移行要件で認められているように、特定の不動産ファイナンスのポジションに関して全期間ECLの引当が認識されており、当該引当金は当該ポジションの認識が中止されるまで継続して認識される。

プライベート・モーゲージ及び中小企業の顧客を含む、その他のポートフォリオ：パーソナル&コーポレート・バンキング部門のその他の主要ポートフォリオ(特に個人顧客のモーゲージ及び中小企業(SME)セグメントにおける法人顧客のポートフォリオ)に対するパーゼルの格付けモデルは、最近、大規模な再設計の対象となった。方法論は本質的に同じままであり、当該ポートフォリオの平均TTC PD値に対する調整も変わらないが、ステージ配分に対しては大きな影響がある。これは、新モデルの導入によって借り手の分布が格付けの範囲にわたって様々に広がり、格付けが引き上げられた借り手に重要な影響は生じなかった一方、格付けが引き下げられた一部の借り手の場合は、SICRの水準に達し、移行時にステージ2に振り替えられたためである。

次のページの表は、IFRS第9号への移行による2018年1月1日現在の以下のような影響について、詳しい概要を示している。

- IAS第39号に基づく帳簿価額のIFRS第9号の下で適用される新しい区分への分類変更。
- 分類変更(公正価値による再測定、及び/又は償却原価での測定から公正価値での測定に振り替えられた資産に係るIAS第39号に基づく引当金の戻入れもしくはIAS第37号に基づく引当金の戻入れ)に伴う帳簿価額の再測定。
- イン・スコープの資産、オフバランス・シートのポジション及びその他の信用枠に対するIFRS第9号のECLの認識。

また、以下の表には繰延税金資産に対して認識された影響額も含まれているため、表中の利益剰余金に記載されている影響額合計は税効果考慮後の金額である。表の後ろの脚注には、これらの変更に関する追加的な詳細が記載されている。

IFRS第9号の適用に伴う帳簿価額の分類変更及び再測定並びにECLの認識

資産	2017年12月31日現在		2018年1月1日現在			
	IAS第39号 に基づく分類	帳簿価額 (IAS第39号 に基づく)	(IAS第39号 に基づく 帳簿価額の) 分類変更	IAS第39号 / IAS 第37号の引当金 の戻入れを含 む、分類変更 に伴う再測定	ECLの認識額 (IFRS第9号 に基づく)	帳簿価額 (IFRS第9号 に基づく)
現金及び中央銀行預け金	貸出金及び債権	87,775			0	87,775
銀行貸出金及び前渡金	貸出金及び債権	13,693	(17)		(3) ⁽¹²⁾	13,673
ブローカレッジ債権への分類変更	貸出金及び債権		(17) ⁽¹⁾			
有価証券ファイナンス取引による債権	貸出金及び債権	89,633	(4,957)		(2) ⁽¹²⁾	84,674
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 でない金融資産への分類変更	貸出金及び債権		(4,957) ⁽²⁾			
デリバティブに係る差入担保金	貸出金及び債権	23,434			0	23,434
顧客貸出金及び前渡金	貸出金及び債権	320,659	(7,822)	0	(235) ⁽¹²⁾	312,602
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 でない金融資産への分類変更	貸出金及び債権		(2,678) ⁽³⁾			
ブローカレッジ債権への分類変更	貸出金及び債権		(4,691) ⁽¹⁾			
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 金融資産への分類変更	貸出金及び債権		(468) ⁽⁴⁾			
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 でない金融資産からの分類変更	FVTPL(指定)		8 ⁽⁵⁾	0		
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 金融資産からの分類変更	FVTPL (トレーディング 目的保有)		6 ⁽⁵⁾			
償却原価で測定されるその他の金融資産	貸出金及び 債権、満期保有 目的	36,935	(18,525)	0	(35) ⁽¹²⁾	18,375
ブローカレッジ債権への分類変更	貸出金及び債権		(19,080) ⁽¹⁾			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 される金融資産からの分類変更	売却可能		555 ⁽⁶⁾	0		
償却原価で測定される金融資産合計		572,129	(31,321)	0	(275)	540,533
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 金融資産	FVTPL (トレーディング 目的保有)	126,244	(10,854)	(15)		115,375
顧客貸出金及び前渡金への分類変更	FVTPL (トレーディング 目的保有)		(6) ⁽⁵⁾			
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 でない金融資産への分類変更	FVTPL (トレーディング 目的保有)		(11,316) ⁽⁷⁾			
顧客貸出金及び前渡金からの分類変更	貸出金及び債権		468 ⁽⁴⁾	(15) ⁽⁴⁾		
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある差入担保資産	FVTPL (トレーディング 目的保有)	35,363				35,363
デリバティブ金融商品	FVTPL (デリバティブ)	118,229				118,229
ブローカレッジ債権	貸出金及び債権		23,787			23,787
銀行貸出金及び前渡金からの分類変更	貸出金及び債権		17 ⁽¹⁾			
顧客貸出金及び前渡金からの分類変更	貸出金及び債権		4,691 ⁽¹⁾			
償却原価で測定されるその他の金融資産からの 分類変更	貸出金及び債権		19,080 ⁽¹⁾			

公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	FVTPL(指定)	58,556 ⁽⁹⁾	20,297	(287)	78,566
顧客貸出金及び前渡金への分類変更	FVTPL(指定)		(8) ⁽⁵⁾		
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産からの分類変更	FVTPL (トレーディング目的保有)		11,316 ⁽⁷⁾		
有価証券ファイナンス取引による債権からの分類変更	貸出金及び債権		4,957 ⁽²⁾	(1)	
顧客貸出金及び前渡金からの分類変更	貸出金及び債権		2,678 ⁽³⁾	(286) ⁽³⁾	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産からの分類変更	売却可能		1,356 ⁽⁸⁾		
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		303,028	33,231	(303)	335,957
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	売却可能	8,665	(1,911)		6,755⁽¹⁰⁾
償却原価で測定されるその他の金融資産への分類変更	売却可能		(555) ⁽⁶⁾		
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産への分類変更	売却可能		(1,356) ⁽⁸⁾		
関連会社投資		1,018			1,018
有形固定資産及びソフトウェア		7,985			7,985
のれん及び無形資産		6,398			6,398
繰延税金資産		9,783		58 ⁽¹¹⁾	64 ⁽¹¹⁾
その他の非金融資産		7,358			7,358
資産合計		916,363		(245)	(211)
					915,908

単位：百万スイス・フラン	2017年12月31日現在		2018年1月1日現在		
	IAS第39号 に基づく分類	帳簿価額 (IAS第39号 に基づく)	(IAS第39号 に基づく 帳簿価額の 分類変更)	IAS第39号 / IAS 第37号の引当金 の戻入れを含 む、分類変更 に伴う再測定	ECLの認識額 (IFRS第9号 に基づく)
負債					
銀行預り金	償却原価	7,533			7,533
有価証券ファイナンス取引による債務	償却原価	17,044	(5,081)		11,963
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債 への分類変更	償却原価		(5,081) ⁽¹³⁾		
デリバティブに係る受入担保金	償却原価	30,247			30,247
顧客預金	償却原価	412,392	(5,268)		407,124
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ 債務への分類変更	償却原価		(5,268) ⁽¹⁴⁾		
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	償却原価	34,749			34,749
償却原価で測定される社債	償却原価	104,749			104,749
償却原価で測定されるその他の金融負債	償却原価	37,133	(29,646)	(4)	7,482
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ 債務への分類変更	償却原価		(29,646) ⁽¹⁴⁾		
その他のローン・コミットメントに係る繰延 手数料の認識中止	償却原価			(4) ⁽⁴⁾	
償却原価で測定される金融負債合計		643,847	(39,996)	(4)	603,848
公正価値で測定されるトレーディング目的保有 金融負債	FVTPL (トレーディング 目的保有)	30,463			30,463
デリバティブ金融商品	FVTPL (デリバティブ)	116,134		57	116,192
ローン・コミットメントの認識	償却原価 - オフ バランス・ シート			60 ⁽⁴⁾	
ローン・コミットメントの認識中止	FVTPL (デリバティブ)			(2) ⁽⁵⁾	
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	償却原価		34,915		34,915
顧客預金からの分類変更	償却原価		5,268 ⁽¹⁴⁾		
償却原価で測定されるその他の金融負債からの 分類変更	償却原価		29,646 ⁽¹⁴⁾		
公正価値での測定を指定された社債	FVTPL(指定)	49,502			49,502
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	FVTPL(指定)	16,223	5,081	(5)	21,300
有価証券ファイナンス取引による債務からの分類 変更	償却原価		5,081 ⁽¹³⁾	(5) ⁽¹³⁾	
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		212,323	39,996	53	252,371
引当金		3,084		74 ⁽¹²⁾	3,158
その他の非金融負債		6,335			6,335
負債合計		865,588		49	865,711
資本					
資本金		386			386
資本剰余金		26,966			26,966
利益剰余金		29,102	72 ⁽⁸⁾⁽¹⁵⁾	(293)	28,597
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(5,736)	(72) ⁽⁸⁾⁽¹⁵⁾		(5,808)
株主に帰属する持分		50,718	0	(293) ⁽¹⁵⁾	50,141

非支配株主持分に帰属する持分	57				57
資本合計	50,775	0	(293)	(284)	50,198
負債及び資本合計	916,363	0	(245)	(211)	915,908

「IFRS第9号の適用に伴う帳簿価額の分類変更及び再測定並びにECLの認識」の表に対する脚注

脚注 2018年1月1日現在のIFRS第9号の適用に伴う分類又は再測定の変更に関する説明

- 1 インベストメント・バンク部門及びグローバル・ウェルス・マネジメント部門における顧客及びプライム・ブローカレッジ債権の一部の残高は、償却原価での測定の要件である元本及び利息の支払のみである(以下「SPPI」という。)という基準を満たしていない。これには、以前は顧客貸出金及び前渡金に含まれていた4,691百万スイス・フラン、銀行貸出金及び前渡金からの17百万スイス・フラン、並びに以前は償却原価で測定されるその他の金融資産に含まれていた19,080百万スイス・フランが含まれている。当該債権は、契約上のキャッシュ・フローの回収のために資産を保有することを目的とする事業モデルにおいて管理されている。しかしながら、当該債権の計上額は、顧客レベルで単一の計算単位を構成し、貨幣の時間価値、信用リスク及びその他の基本的な貸出リスクに対する考慮を含まないリターンを生み出す現金債権債務残高のユニットを表している。従って、SPPI基準は満たされておらず、IFRS第9号に基づき当該債権はFVTPLでの測定が義務づけられ、ブローカレッジ債権として別個に表示されている。2018年1月1日現在の償却原価に基づく帳簿価額と公正価値との間に差異はなかったため、再測定による利得又は損失は認識していない。
- 2 IFRS第9号に基づく事業モデルの評価により、2017年12月31日現在の帳簿価額が4,957百万スイス・フランである一部のリバース・レポ契約は、公正価値ベースで管理することが決定され、IFRS第9号に基づき償却原価での測定からFVTPLでの測定に分類変更された。2018年1月1日現在の帳簿価額は、有価証券ファイナンス取引による債権から公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類変更されている。再測定による損失1百万スイス・フランは、利益剰余金に計上されている。
11,490百万スイス・フランの先日付スタートのリバース・レポ契約は、公正価値ベースで管理されているため、2018年1月1日以降は、決済前はデリバティブとして新たに会計処理されている。2018年1月1日現在のデリバティブの公正価値は重要ではない。
- 3 2017年12月31日現在の帳簿価額が2,678百万スイス・フランである、以前は顧客貸出金及び前渡金に含まれていた一部のポジションは、IFRS第9号の適用に伴い、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類変更された。これには以下の科目が含まれる。
 - コーポレート・センターで保有されており、SPPI基準を満たさなくなる原因となった組込レバレッジの特徴を有するオークション・レート証券(2,114百万スイス・フラン)
 - SPPI基準を満たしていない、又は売却もしくは主要リスクの実質的ヘッジを意図した事業モデル内で保有されている、インベストメント・バンク部門(552百万スイス・フラン)及びコーポレート・センター部門(12百万スイス・フラン)における一部の貸出金。これらの資産は、IFRS第9号に基づき、FVTPLでの測定が義務付けられている。これらの分類変更に関連して、再測定による純損失286百万スイス・フランが利益剰余金に認識された。この再測定による損失には、特定の貸倒引当金の戻入れ(11百万スイス・フラン)も含まれている。
- 4 基礎となる事業モデルの変更により、2017年12月31日現在の帳簿価額が468百万スイス・フランである顧客貸出金及び前渡金は、2018年1月1日現在では公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産に分類変更されている。この分類変更に関連して、再測定による純損失15百万スイス・フラン(IAS第39号特有の貸倒引当金の戻入れを含む。)が利益剰余金に認識された。
これらの金融資産と契約上関連がある取消不能なローン・コミットメントは、現在はデリバティブ金融商品(デリバティブ負債)として認識されており、2018年1月1日現在においてFVTPLで測定されている。この分類変更の結果、60百万スイス・フランの損失が生じ、利益剰余金に計上された。これらのローン・コミットメントに関連する繰延手数料4百万スイス・フランに関連する負債は、2017年12月31日現在では償却原価で測定されるその他の金融負債として計上されていたが、認識が中止され、利益剰余金に計上された。
- 5 2017年12月31日現在の帳簿価額が14百万スイス・フランの金融資産は、経営者が契約上のキャッシュ・フローの回収のためにこれらの金融資産の保有を意図していることから、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産(8百万スイス・フラン)及び公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産(6百万スイス・フラン)から、顧客貸出金及び前渡金に分類変更された。
これらの金融資産に関連するローン・コミットメントは、2017年12月31日現在の帳簿価額が2百万スイス・フランのデリバティブ負債として認識されていたが、2018年1月1日に認識が中止され、同額が利益剰余金に計上された。
- 6 2017年12月31日現在の帳簿価額が555百万スイス・フランである一部の負債性金融商品は、以前はIAS第39号に基づき売却可能に分類され、FVOCIで測定されていたが、IFRS第9号の下では償却原価で測定されている。これらのポジションは、元本及び利息の支払のみを表すキャッシュ・フローの回収のために保有されており、2018年1月1日現在では償却原価で測定されるその他の金融資産に表示されている。これらの資産の公正価値は2018年1月1日現在の償却原価の価額と一致していたため、再測定による利得又は損失は認識していない。
- 7 UBS AGはIFRS第9号を適用するにあたり、UBS AGのトレーディング活動(ここでのUBS AGの役割は主に、他者に代わって公正価値ベースで資産を管理することである。)から分離されている資産を区分するために、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産の資産分類を精緻にすることを選択した。代わりに、当該資産は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産において公正価値ベースで管理されている他の資産と共に表示されることになる。この改良の結果、UBS AGは2018年1月1日現在、ユニットリンク型投資契約のヘッジ目的で保有する資産11,316百万スイス・フランを、公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産から公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類変更している。再測定による利得又は損失は認識していない。

脚注 2018年1月1日現在のIFRS第9号の適用に伴う分類又は再測定の変更に関する説明(続き)

- 8 UBS AGはグローバル及び現地の流動性バッファーを保有しており、これらは、経営者が報告及び意思決定の際に公正価値に関する情報を利用していることから、公正価値ベースで管理することが決定された。そのため、以前はIAS第39号に基づき売却可能に分類されていた、2017年12月31日現在の帳簿価額が620百万スイス・フランの資産は、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類変更された。これらのポジションに関連する未実現利得5百万スイス・フランは、その他の包括利益から利益剰余金に分類変更された。
- また、以前はIAS第39号に基づき売却可能に分類されていた、2017年12月31日現在の帳簿価額が736百万スイス・フランの資本性金融商品及び投資信託受益証券が、IFRS第9号の修正された測定ルールに基づき、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に分類変更された。OCIにおける関連する未実現利得199百万スイス・フランは、利益剰余金に分類変更されている。
- さらに、IAS第39号に基づく売却可能の区分から分類変更された上記のポジションに関連して、131百万スイス・フランの税金費用純額がOCIから利益剰余金に分類変更された。
- 9 以前はFVTPLでの測定を指定されていた、2017年12月31日現在の帳簿価額が58,556百万スイス・フランの資産は、IFRS第9号に基づき、これらの資産が、公正価値ベースで管理されている事業モデルで保有されているがSPPI基準を満たしていないか、又はSPPI基準を満たしているが回収目的で保有する事業モデルにおいて保有されているかの、いずれかに該当すると判断されたため、その指定を解除された。
- 合計額のうち、帳簿価額が58,548百万スイス・フランの資産は、現在はFVTPLでの測定が義務づけられており、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産に含まれている。帳簿価額が8百万スイス・フランの残りの資産は指定を解除され、回収目的で保有する事業モデルの変更を受け、顧客貸出金及び前渡金に分類変更された(脚注5を参照)。
- 10 2017年12月31日現在の帳簿価額が6,755百万スイス・フランである一部の負債性金融商品は、以前はIAS第39号に基づき売却可能に分類されていたが、IFRS第9号の下ではFVOCIで測定されている。これらの金融商品には、米国債、米国政府がスポンサーとなっているモーゲージ担保証券、及び契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルにおいて保有され、かつSPPI基準を満たしているその他の負債が含まれる。これらのポジションは、現在はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に表示されている。
- 11 IFRS第9号の適用に関連して、122百万スイス・フランの繰延税金資産が認識されている。影響総額の内、64百万スイス・フランはECLの認識に関連しており、58百万スイス・フランはIFRS第9号の適用に伴う分類及び測定の変更に関連している。
- 12 IFRS第9号のECLに関する要求事項の適用に伴い、移行による影響額348百万スイス・フランが認識された。この金額は、ステージ1の引当金144百万スイス・フラン、ステージ2の引当金188百万スイス・フラン及びステージ3の引当金の増加額16百万スイス・フランから成る。この影響額は主に顧客貸出金及び前渡金(235百万スイス・フラン)で認識されているが、償却原価で測定されるその他の金融資産(35百万スイス・フラン)、銀行貸出金及び前渡金(3百万スイス・フラン)、有価証券ファイナンス取引による債権(2百万スイス・フラン)並びに引当金(74百万スイス・フラン)にも影響額が認識されている。
- 13 2017年12月31日現在の帳簿価額が5,081百万スイス・フランである一部のレボ契約は、IFRS第9号に基づきFVTPLでの測定が義務づけられているリバース・レボ契約と一緒に管理されているため、FVTPLでの測定を指定されている。これらの金額は、2018年1月1日現在の公正価値での測定を指定されたその他の金融負債に含まれている。この分類変更に関連して、再測定による利得5百万スイス・フランが2018年1月1日現在の利益剰余金に認識されている。
- 7,730百万スイス・フランの先日付スタートのレボ契約は、公正価値ベースで管理されているため、2018年1月1日以降は、決済前はデリバティブとして新たに会計処理されている。2018年1月1日現在のデリバティブの公正価値は重要ではない。
- 14 IFRS第9号の適用後はFVTPLで測定されている、分類変更された顧客及びプライム・ブローカレッジ債権と測定方法を合わせるため、2017年12月31日現在の帳簿価額が5,268百万スイス・フランの顧客預金及び2017年12月31日現在の帳簿価額が29,646百万スイス・フランのプライム・ブローカレッジ債務はFVTPLでの測定を指定されており、2018年1月1日現在の公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務に表示されている。2018年1月1日現在の償却原価に基づく帳簿価額と公正価値との間に差異はなかったため、再測定による利得又は損失は認識していない。
- 15 IFRS第9号の適用により、2018年1月1日現在のIFRSに基づく連結資本は577百万スイス・フラン減少している。
- この影響額は、分類及び測定の変更による税引前の影響額351百万スイス・フラン(税効果後で293百万スイス・フラン)、並びにECLの手法の導入による税引前の影響額348百万スイス・フラン(税効果引後で284百万スイス・フラン)から成る。また、72百万スイス・フランが、税効果後の額で資本に直接認識されたその他の包括利益から利益剰余金に分類変更されているが(脚注8を参照)、株主に帰属する持分への全体的な影響はなかった。

2018年1月1日現在のIFRS第9号の適用に伴う引当金の調整

以下の表は、IAS第39号又はIAS第37号に基づく引当金を、IFRS第9号の適用に伴い2018年1月1日に認識されたIFRS第9号に基づくECL引当金に対して調整したものである。

IFRS第9号の適用に伴う引当金の調整

単位：百万スイス・フラン	2017年12月31日現在		2018年1月1日現在	
	損失評価引当金 (IAS第39号 / IAS第37号)	引当金の戻入れ (IAS第39号)	ECLの認識額 (IFRS第9号) ⁽¹⁾	ECL引当金 (IFRS第9号)
オンバランス・シート				
現金及び中央銀行預け金			0	0
銀行貸出金及び前渡金	(3)		(3)	(5)
有価証券ファイナンス取引による債権			(2)	(2)
デリバティブに係る差入担保金			0	0
顧客貸出金及び前渡金	(658)	26 ⁽²⁾	(235) ⁽³⁾	(867)
償却原価で測定されるその他の金融資産	(101) ⁽⁴⁾		(35)	(136)
オンバランス・シート合計	(761)	26	(275)	(1,011)
オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠				
保証	(29)		(8)	(37)
ローン・コミットメント	(4)		(32)	(36)
その他の信用枠			(34)	(34)
オフバランス・シートの金融商品及びその他の信用枠合計	(33)		(74)	(107)
合計	(794)	26	(348)	(1,117)
内、ステージ1			(144)	(144)
内、ステージ2			(188)	(188)
内、ステージ3			(16) ⁽⁵⁾	(785)

⁽¹⁾ ステージ1及びステージ2の予想信用損失、並びにステージ3の追加的な予想信用損失を含む。⁽²⁾ IAS第39号の損失評価引当金26百万スイス・フランの戻入れは、IFRS第9号への移行に伴い、償却原価での測定から純損益を通じた公正価値での測定に分類変更された金融商品に関連している。「IFRS第9号の適用に伴う帳簿価額の分類変更及び再測定並びにECLの認識」の表の脚注(3)及び(4)も参照のこと。⁽³⁾ 集合引当金の戻入れ13百万スイス・フランを含む。⁽⁴⁾ 2017年12月31日現在、帳簿価額の直接減額として引当金が計上されている、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金に関連する82百万スイス・フランを含む。⁽⁵⁾ ステージ3の引当金の増加額16百万スイス・フランは、IFRS第9号に基づく将来予測に関するシナリオの追加検討から生じている。

IFRS第9号への移行による2018年1月1日現在のその他の包括利益及び利益剰余金に対する影響

以下の表は、IFRS第9号の適用に伴い、OCI及び利益剰余金に認識された移行による影響額を示したものである。

IFRS第9号によるその他の包括利益及び利益剰余金に対する影響

単位：百万スイス・フラン

資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後

金融資産の分類変更(売却可能から純損益を通じた公正価値での測定への分類変更) - 資本性金融商品	(199)
金融資産の分類変更(売却可能から純損益を通じた公正価値での測定への分類変更) - 負債性金融商品	(5)
(税金費用) / 税務上の便益	131
その他の包括利益の変動合計	(72)

利益剰余金

金融資産の再測定(償却原価での測定から純損益を通じた公正価値での測定への分類変更)	(303)
金融資産の分類変更(売却可能から純損益を通じた公正価値での測定への分類変更)	204
オンバランス・シートの金融資産に係るECLの認識	(275)
金融負債の再測定(償却原価での測定から純損益を通じた公正価値での測定への分類変更)	5
純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブのローン・コミットメントの認識	(60)
その他のローン・コミットメントに係る繰延手数料に関する負債の認識中止	4
純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブのローン・コミットメントの認識中止	2
オフバランス・シートのポジションに係るECLの認識	(74)
(税金費用) / 税務上の便益	(9)
利益剰余金の変動合計	(505)
IFRS第9号の適用による資本の変動合計	(577)

[次へ](#)

UBS AG個別財務書類（無監査）

損益計算書

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2018年6月30日	2018年3月31日	2017年6月30日 ⁽¹⁾	2018年6月30日	2017年6月30日 ⁽¹⁾
受取利息及び割引料	1,510	1,491	1,329	3,001	2,585
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	766	657	639	1,423	1,159
金融投資からの受取利息及び受取配当金	99	78	55	177	106
支払利息	(2,770)	(1,748)	(1,860)	(4,517)	(3,230)
受取利息総額	(396)	479	163	83	620
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(14)	(10)	(17)	(24)	(23)
受取利息純額	(410)	469	147	60	597
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	633	718	614	1,351	1,209
与関連報酬及び手数料	40	42	51	82	109
支払報酬及び手数料	(233)	(223)	(226)	(456)	(433)
受取報酬及び手数料純額	440	538	439	977	885
トレーディング収益純額	1,755	1,025	1,171	2,780	1,937
金融投資売却収益純額	2	2	25	4	31
子会社及びその他の持分投資からの 受取配当金 ⁽²⁾	3,057	84	707	3,140	764
保有不動産からの収益	153	159	152	313	273
その他の経常収益	475	424	631	899	1,651
その他の経常費用	(182)	(247)	(93)	(429)	(180)
経常活動からのその他の収益	3,506	422	1,422	3,927	2,539
営業収益合計	5,291	2,454	3,179	7,745	5,958
人件費	678	895	909	1,572	2,296
一般管理費	992	1,041	1,102	2,032	2,197
営業費用小計	1,669	1,935	2,012	3,605	4,493
子会社及びその他の持分投資の減損	115	95	84	210	106
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	164	156	157	320	354
引当金の変動及び損失	25	(22)	5	3	12
営業費用合計	1,973	2,165	2,257	4,138	4,965
営業利益	3,318	289	922	3,607	992
特別利益	(49)	105	183	56	321
内、子会社及びその他の持分投資の減損損失の 戻入	(55)	105	14	50	151
特別損失	0	0	0	0	2
税金費用 / (税務上の便益)	1	72	45	73	84

当期純利益 / (損失)	3,268	321	1,060	3,589	1,228
--------------	-------	-----	-------	-------	-------

(1) 2017年6月30日終了四半期について表示された比較金額には、英国における共通業務機能の業績が含まれている。当該業務機能は、2017年度第4四半期にUBS AGからUBSビジネス・ソリューションズAGの英国支店に移転された。2017年の累計期間の金額には、スイス、英国及び米国における共通業務機能の業績も含まれている。当該業務機能は、2017年に実質的にグループのサービス会社に移転された。詳細については、2017年度年次報告書(英文)に含まれる2017年UBS AG個別財務書類に対する注記2b「会計方針の変更及び/又は比較可能性」の「UBSビジネス・ソリューションAG及びUBSビジネス・ソリューションズUSエルエルシーへの共通業務機能の移転」を参照。(2) UBS AGは、2018年度第2四半期及び2017年度第2四半期にUBSスイスAGから配当金をそれぞれ2,351百万スイス・フラン及び191百万スイス・フラン受け取った。

損益計算書（続き）

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2018年6月30日	2018年3月31日	2017年6月30日 ⁽¹⁾	2018年6月30日	2017年6月30日 ⁽¹⁾
受取利息及び割引料	1,728	1,706	1,521	3,434	2,958
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	876	752	731	1,628	1,326
金融投資からの受取利息及び受取配当金	113	89	63	203	121
支払利息	(3,169)	(2,000)	(2,128)	(5,168)	(3,696)
受取利息総額	(453)	548	187	95	709
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(16)	(11)	(19)	(27)	(26)
受取利息純額	(469)	537	168	69	683
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	724	822	703	1,546	1,383
与信関連報酬及び手数料	46	48	58	94	125
支払報酬及び手数料	(267)	(255)	(259)	(522)	(495)
受取報酬及び手数料純額	503	616	502	1,118	1,013
トレーディング収益純額	2,008	1,173	1,340	3,181	2,216
金融投資売却収益純額	2	2	29	5	35
子会社及びその他の持分投資からの 受取配当金 ⁽²⁾	3,498	96	809	3,593	874
保有不動産からの収益	175	182	174	358	312
その他の経常収益	543	485	722	1,029	1,889
その他の経常費用	(208)	(283)	(106)	(491)	(206)
経常活動からのその他の収益	4,012	483	1,627	4,493	2,905
営業収益合計	6,054	2,808	3,637	8,862	6,817
人件費	776	1,024	1,040	1,799	2,627
一般管理費	1,135	1,191	1,261	2,325	2,514
営業費用小計	1,910	2,214	2,302	4,125	5,141
子会社及びその他の持分投資の減損	132	109	96	240	121
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	188	178	180	366	405
引当金の変動及び損失	29	(25)	6	3	14
営業費用合計	2,258	2,477	2,582	4,735	5,681
営業利益	3,796	331	1,055	4,127	1,135
特別利益	(56)	120	209	64	367
内、子会社及びその他の持分投資の減損損失の 戻入	(63)	120	16	57	173
特別損失	0	0	0	0	2
税金費用 / (税務上の便益)	1	82	51	84	96
当期純利益 / (損失)	3,739	367	1,213	4,107	1,405

(1) 2017年6月30日終了四半期について表示された比較金額には、英国における共通業務機能の業績が含まれている。当該業務機能は、2017年度第4四半期にUBS AGからUBSビジネス・ソリューションズAGの英国支店に移転された。2017年の累計期間の金額には、スイス、英国及び米国における共通業務機能の業績も含まれている。当該業務機能は、2017年に実質的にグループのサービス会社に移転された。詳細については、2017年度年次報告書(英文)に含まれる2017年UBS AG個別財務書類に対する注記2b「会計方針の変更及び/又は比較可能性」の「UBSビジネス・ソリューションAG及びUBSビジネス・ソリューションズUSエルエルシーへの共通業務機能の移転」を参照。(2) UBS AGは、2018年度第2四半期及び2017年度第2四半期にUBSスイスAGから配当金をそれぞれ2,690億円及び219億円受け取った。

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	2018年 6月30日現在	2018年 3月31日現在	2017年 12月31日現在
資産			
現金及び中央銀行預け金	46,885	31,958	36,514
銀行預け金	45,214	43,821	40,978
内、重要な規制対象子会社レベルで総損失吸収力(以下「TLAC」)適格	13,213	12,298	12,301
証券ファイナンス取引による債権	60,984	58,589	61,358
顧客貸出金	125,859	128,550	129,550
モーゲージ・ローン	4,809	4,948	4,853
トレーディング・ポートフォリオ資産	101,280	93,820	104,649
デリバティブ金融商品	14,851	13,851	14,799
金融投資	27,158	28,177	24,417
未収収益及び前払費用	1,444	1,344	1,259
子会社及びその他の持分投資	48,408	48,011	47,962
有形固定資産及びソフトウェア	6,491	6,409	6,384
無形資産	4	5	6
その他の資産	5,114	4,821	4,248
資産合計	488,503	464,305	476,977
内、劣後資産	5,572	5,300	5,348
内、強制転換及び/又は債権放棄の対象となるもの	3,349	3,024	3,013
負債			
銀行預り金	39,424	31,534	29,161
証券ファイナンス取引による債務	45,516	39,293	48,313
顧客預り金	153,948	147,826	151,144
内、UBS AGレベルでTLAC適格	39,734	36,749	32,629
トレーディング・ポートフォリオ負債	24,746	25,946	24,358
デリバティブ金融商品	15,838	15,026	18,292
公正価値での測定を指定された金融負債	60,393	53,747	51,171
内、公正価値での測定を指定された社債	54,449	49,390	46,812
内、公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	5,944	4,357	4,359
発行済社債	91,178	94,371	96,588
内、UBS AGレベルでTLAC適格	7,451	8,730	8,851
未払費用及び繰延収益	2,592	2,608	3,347
その他の負債	3,369	2,692	3,558
引当金	1,028	994	1,097
負債合計	438,031	414,036	427,030
資本			
資本金	386	386	386
一般法定準備金	35,649	35,649	35,649
内、法定資本準備金	35,649	35,649	35,649
内、資本準備金	35,649	35,649	35,649
任意利益準備金 ⁽¹⁾	10,848	13,004	13,004
繰越利益/(損失) ⁽¹⁾	0	909	0
当期純利益/(損失)	3,589	321	909

資本合計	50,472	50,269	49,947
負債及び資本合計	488,503	464,305	476,977
内、劣後債務	17,445	18,552	14,317
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの	16,709	17,841	13,596

(1) 2018年4月26日に開催された年次株主総会で承認された通り、2018年度第2四半期において、UBSグループAGに対して現金配当金3,065百万スイス・フランが任意利益準備金(2,156百万スイス・フラン)及び利益剰余金(909百万スイス・フラン)から支払われた。

貸借対照表（続き）

単位：億円	2018年 6月30日現在	2018年 3月31日現在	2017年 12月31日現在
資産			
現金及び中央銀行預け金	53,646	36,566	41,779
銀行預け金	51,734	50,140	46,887
内、重要な規制対象子会社レベルで総損失吸収力(以下「TLAC」)適格	15,118	14,071	14,075
証券ファイナンス取引による債権	69,778	67,038	70,206
顧客貸出金	144,008	147,087	148,231
モーゲージ・ローン	5,502	5,662	5,553
トレーディング・ポートフォリオ資産	115,885	107,349	119,739
デリバティブ金融商品	16,993	15,848	16,933
金融投資	31,074	32,240	27,938
未収収益及び前払費用	1,652	1,538	1,441
子会社及びその他の持分投資	55,388	54,934	54,878
有形固定資産及びソフトウェア	7,427	7,333	7,305
無形資産	5	6	7
その他の資産	5,851	5,516	4,861
資産合計	558,945	531,258	545,757
内、劣後資産	6,375	6,064	6,119
内、強制転換及び/又は債権放棄の対象となるもの	3,832	3,460	3,447
負債			
銀行預り金	45,109	36,081	33,366
証券ファイナンス取引による債務	52,079	44,959	55,280
顧客預り金	176,147	169,143	172,939
内、UBS AGレベルでTLAC適格	45,464	42,048	37,334
トレーディング・ポートフォリオ負債	28,314	29,687	27,870
デリバティブ金融商品	18,122	17,193	20,930
公正価値での測定を指定された金融負債	69,102	61,497	58,550
内、公正価値での測定を指定された社債	62,301	56,512	53,562
内、公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	6,801	4,985	4,988
発行済社債	104,326	107,979	110,516
内、UBS AGレベルでTLAC適格	8,525	9,989	10,127
未払費用及び繰延収益	2,966	2,984	3,830
その他の負債	3,855	3,080	4,071
引当金	1,176	1,137	1,255
負債合計	501,195	473,740	488,608
資本			
資本金	442	442	442
一般法定準備金	40,790	40,790	40,790
内、法定資本準備金	40,790	40,790	40,790
内、資本準備金	40,790	40,790	40,790
任意利益準備金 ⁽¹⁾	12,412	14,879	14,879
繰越利益/(損失) ⁽¹⁾	0	1,040	0

当期純利益 / (損失)	4,107	367	1,040
資本合計	57,750	57,518	57,149
負債及び資本合計	558,945	531,258	545,757
内、劣後債務	19,961	21,227	16,382
内、強制転換及び/又は債権放棄の対象となるもの	19,118	20,414	15,557

(1) 2018年4月26日に開催された年次株主総会で承認された通り、2018年度第2四半期において、UBSグループAGに対して現金配当金3,507億円が任意利益準備金(2,467億円)及び利益剰余金(1,040億円)から支払われた。

会計の基礎

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP（FINMA令2015/1及び銀行法）に準拠して作成されている。

会計方針は、原則として2017年度年次報告書(英文)に含まれるUBS AGの連結財務書類に対する「注記1」に記載されている、IFRSに基づく連結財務書類の会計方針と同様である。スイスGAAPとIFRSの主要な相違は、UBS AGの連結財務書類に対する「注記36」に記載されている。UBS AGの個別財務書類に適用された会計方針に関する追加情報は、2017年12月31日現在のUBS AGの個別財務書類に対する「注記2」に記載されている。

UBS AGの期中財務情報の作成には、収益認識方針の変更及び貸倒損失の算定方法の改善を除き、2017年12月31日現在の年次個別財務書類に適用されているものと同様の会計方針及び算定方法が適用されている。

2018年1月1日付で、UBS AGは不確実な事象の影響を受ける変動対価に関する収益認識方針を変更した。かかる対価は、関連する不確実性がその後解消しても、収益の大幅な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲においてのみ認識することができる。UBS AGは、不確実性にUBS AGの管理が及ばない場合、可能性が非常に高いという基準を満たしているとは考えていない。そのため、2018年1月1日より前に認識された収益のうち変更後の方針において繰り延べなければならないものは、当年度の損益において戻入れられ、変更後の認識基準を満たした場合にのみ認識される。収益認識方針の変更は、UBS AGの財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。

2018年1月1日付で、UBS AGは、償却原価で測定する貸出金及び債権並びにコミットメントなどのオフバランスシート項目に関する発生損失を算定するための評価方法の改善も行った。この改善は、将来のマクロ経済情報及びさまざまな将来のシナリオの検討を含んでおり、UBS AGの財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。

本期中財務情報は無監査であり、UBS AGの2017年監査済個別財務書類とともに閲覧されるべきものであり、かかる2017年監査済個別財務書類はwww.ubs.com/investorsの「持株会社及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ」（英文）および2017年度年次報告書(英文)で閲覧可能である。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

以下の事象を除き、UBSグループAG及びUBS AGの2018年度第2四半期財務報告書の参照日（2018年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2018年7月24日にUBSが発表した事象（UBSグループAGの2018年度第2四半期財務報告書の公表）及び2018年7月27日にUBSが発表した事象（UBS AGの2018年度第2四半期財務報告書の公表）である。

(2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 中間財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記14 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

3【IFRSと日本の会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AGの個別財務書類はスイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（日本基準）に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスGAAPと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合（当連結会計年度の有価証券報告書により開示する予定の場合も含む。）には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響につい

て調整を行わなければならない。IFRS第10号はいずれの場合も、子会社の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社又は共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社又は共同支配企業の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社又は共同支配企業と異なる場合、関連会社又は共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社又は共同支配企業の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IAS第28号はいずれの場合も、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社を完全に連結し、共同支配企業（IFRS第11号及びIAS第28号で定義される。）及び重要な影響力を有する会社（IAS第28号で定義される関連会社投資）に対して持分法を適用することが要求される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、（ ）事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、（ ）変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及び（ ）そのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に投資先を支配しているとされる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められる。

(3) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は取得日において、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分の構成要素を、（ ）公正価値又は（ ）被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取

り分のいずれかで測定する。取得企業はそれぞれの取得について、2つの測定基礎のいずれかを選択適用している。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように非支配株主持分(旧少数株主持分)自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分(旧少数株主持分)は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

(4) のれん

IFRS第3号「企業結合」に基づき、のれんとは、取得日における被取得企業の識別可能資産（純額）の公正価値に対する当グループの持分相当額を取得原価が超過する部分である。のれんは償却されないが、企業は各報告期間末に、のれんに減損の兆候がないか評価している。かかる兆候が存在する場合、企業は、のれんの減損テストを実施する必要がある。減損の兆候の有無に関係なく、UBS AGは毎年、減損テストを実施している。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法又はその他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号は、それぞれの金融資産を管理する事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて全ての金融資産（資本性金融商品を除く。）を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益（以下「OCI」という。）を通じて公正価値で測定される金融資産、又は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類することを要求している。金融資産が償却原価又はOCIを通じた公正価値での測定のための基準を満たす場合、会計上のミスマッチを大幅に低減又は解消するのであれば、当該資産を純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定することができる。トレーディング目的保有でない資本性金融商品はOCIを通じて公正価値で会計処理することができるが、その後の実現利得又は損失は損益計算書に振り替えられない。一方、その他全ての資本性金融商品は純損益を通じて公正価値で会計処理される。

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的金融負債及び公正価値オプション）及び償却原価で測定される金融負債に分類される。

発行体の自己の信用リスク（自己の信用）の変動に帰属する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債から生じる利得又は損失は、OCIに表示され、損益計算書には認識されない。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。金融商品に係る繰延Day1損益は、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で損益計算書に計上される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券に分類される。売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表

価額とし、社債については社債金額より高いまたは低い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

(6) 金融資産の分類変更

IFRS第9号「金融商品」では、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更する。

金融資産を分類変更する場合には、分類変更日から将来に向かって分類変更を適用する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(7) 金融資産の減損

予想信用損失

IFRS第9号は、将来を考慮した予想信用損失（以下「ECL」）に基づいて減損を決定するアプローチを導入している。このアプローチは、IAS第39号の金融商品を対象とした発生損失減損アプローチ並びにIAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」の金融保証及びローン・コミットメントを対象とした損失引当金アプローチよりも早期に信用損失を認識するよう意図されている。IFRS第9号による減損モデルは、償却原価で測定される金融資産、OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品並びに純損益を通じて公正価値で測定されない金融保証契約及びローン・コミットメントに適用される。

予想信用損失は、以下に基づき認識される。

- 最大12ヶ月のECLは、当初の認識時から認識する必要がある。当該ECLは、報告日後12ヶ月（予想残存期間が12ヶ月に満たない場合はこれより短い期間）以内にデフォルトが発生した場合に生じる残存期間の資金不足部分を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。各金融商品はステージ1の金融商品と呼ばれる。

- 金融商品の当初の認識後に信用リスクの著しい増加（「以下「SICR」という。）が認められる場合には、残存期間にわたるECLの認識が要求される。当該ECLは、金融商品の予想残存期間にわたって起こり得る全てのデフォルト事由から生じる残存期間の資金不足を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。各金融商品はステージ2の金融商品と呼ばれる。SICRが観察されなくなった場合は、当該金融商品はステージ1に戻る。

- 信用減損金融商品については、残存期間にわたるECLが常に認識され、ステージ3の金融商品と呼ばれる。IFRS第9号の下で金融商品が信用減損しているか否かの判定は、IAS第39号の下で金融商品が減損しているか否かの判定に使用する原則と実質的に同一の原則（すなわち、1つまたは複数の損失事象の発生に基づく。）に従う。ただし、IFRS第9号の下での信用減損金融商品のECLは、主にIFRS第9号では将来に対する考慮がさらに要求されるため、異なる可能性がある。信用減損エクスポージャーには、損失が発生していないポジションや引当金が認識されていないポジションが含まれることがあるが、これは例えば、当該ポジションが担保により全額回収可能であると予想されるためである。信用減損が解消した金融商品はステージ2又はステージ1に戻る。

- 購入した又は組成した信用損失金融商品については、当初の認識以降の残存期間にわたるECLの変動も認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財

政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(8) 金融資産の認識の中止

IFRS第9号「金融商品」に基づき、UBS AGは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは通常、売却により譲渡され、その結果、購入者が当該資産のリスクと経済価値の実質的に全て又は当該資産を売却もしくは担保に差し入れる無条件の能力に伴うリスクと経済価値の重要な部分にさらされる場合、貸借対照表において金融資産又は金融資産の一部の認識を中止する。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとし、譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(9) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、適格なデリバティブ及びデリバティブ以外の金融商品は、（ ）認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ（以下「公正価値ヘッジ」という。）、（ ）認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する将来キャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。）、又は（ ）在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（以下「純投資のヘッジ」という。）におけるヘッジ手段として指定される。

適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動とともに損益計算書に認識される。

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され（そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。）、非有効部分及び/又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。

またIFRS第9号には、適用が任意のヘッジ会計の修正モデルが含まれている。このモデルは、会計処理をリスク管理に関する実務に一層近づけるものである。本基準により認められている通り、UBS AGは、国際会計基準審議会のマクロヘッジ会計戦略に関するプロジェクトの完了を待つ間は、適用が任意であるIFRS第9号によるヘッジ会計の要求事項を適用しない予定である。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても（有効部分とともに）、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

(10) 金融保証

IFRS第9号「金融商品」に基づき、公正価値に基づいて管理される一定の発行済金融保証は、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、「ECLの額」と「報告日現在で認識されている収益累計額控除後の当初認識額」のいずれか高い額で測定される。保証から生じるECLは、損益計算書の貸倒引当金(繰入額) / 戻入額に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(11) 株式報酬

UBSグループAGは、UBS AGの従業員に付与される株式報酬制度の付与者であり、当該制度を決済する義務を負う。UBS AGは、従業員に付与された報奨の公正価値を認識する。これらの報奨は通常、従業員が特定の勤務期間を完了することを条件とし、またパフォーマンス・シェアについては、特定の業績条件が満たされることを条件とする。報酬費用はトランシュごとに、権利確定見込数の見積りの基となる勤務期間にわたって認識され、実際の結果を反映するよう調整される。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。

退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、報酬費用は付与日または付与日より前に直ちに認識される。一定の権利確定条件以外の条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。株式決済型の報奨の場合、権利確定条件以外の条件の違反から生じる失効事由が発生しても費用の調整は行われない。

UBS AGは報奨を決済する義務を有していないため、UBSグループAG株式による報奨は、持分決済型の株式に基づく支払取引として分類される。報酬費用は、該当する場合、配当請求権や実質的に権利確定日以降に及ぶ譲渡制限、権利確定条件以外の条件等、報奨に内在する諸条件を考慮して、付与日において調整されたUBSグループAGの資本性金融商品の公正価値を参照して測定される。公正価値は付与日に決定され、再測定されない。ただし、当該条件が修正され、修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定済の報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日(2006年5月1日)以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本(純資産の部に新株予約権)に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用(引当)処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上(戻入)を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(12) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号改訂「従業員給付」に基づき、確定給付年金制度については、貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額であり、再測定により生じる変動は「その他の包括利益」に直ちに計上される。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した確定給付資産(純額)の認識は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益の現在価値に制限される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用して、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用(該当がある場合)を算定する。アクチュアリーによる予測単位積増方式の適用により、当該期間において期間年金費用純額が生じる。期間年金費用純額は、以下の構成要素の純額である。

- 当期勤務費用
- 確定給付債務（資産）純額に係る利息純額
- 過去勤務費用及び清算による利得又は損失

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって、当期純利益及び損失を構成する項目として費用処理される。

(13) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産等のIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上され、各報告日に減損の兆候の有無を検討している。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産又は資産グループの耐用年数の終了時点での継続的使用及び処分から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入れは認められない。

(14) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された処分グループの資産は、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上、売却目的保有に分類された処分グループの負債と区分して表示される。IFRSでは、包括利益計算書及び損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

(15) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

(16) 収益認識

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の中心となる原則を「約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換で企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければならない」と定めた上で、収益認識を以下の5つのステップに分けている。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

顧客に移転する財またはサービスに対する対価を企業が回収できる可能性が高い範囲で収益を認識する。この場合、顧客が期日に支払う能力と意思を持っているかどうかを検討しなければならない。いかなる変動対価も、関連する不確実性が後に解消された場合に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲においてのみ、取引価格に含めるべきである。

日本においては出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当中間連結会計期間末において適用可能なIFRSのような包括的な規定はない。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、IFRSに基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

・ 個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融投資

スイスGAAPでは、その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で分類されるものは存在しない。IFRSに基づきOCIを通じて公正価値で指定された金融資産の分類及び測定は、当該資産の性質によってスイスGAAPに基づき決定される。永続的に保有する意図のない資本性金融商品及び負債性商品は、金融投資に分類され、(償却)原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価額の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の「経常活動からのその他の収益」に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、「非連結の子会社及びその他の持分投資」に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。減損損失は、損益計算書の「非連結の子会社及びその他の持分投資の減損」に計上される。当初の取得原価を上限とする減損の戻入額及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の「特別利益又は/特別損失」に計上される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイスGAAPでは、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

(3) のれん及び無形資産

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、10年を超えない期間で償却できる。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

(4) 年金基金(確定給付制度)

UBS AGは、その個別財務書類において、スイス以外の確定給付制度にIFRS(IAS第19号)を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP(FER第16号)を適用している。スイス以外の確定給付制度に係る確定給付債務及び制度資産の再測定による損益は、資本に直接ではなく損益計算書に認識される。スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにスイスGAAPは、スイスGAAP(FER第26号)に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から制度資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければなら

ない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランと円との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券報告書(2016年度)の訂正報告書	2018年1月31日
半期報告書(2017年度中)の訂正報告書	2018年1月31日
訂正発行登録書	2018年1月31日
発行登録追補書類	2018年2月6日
発行登録追補書類	2018年2月6日
発行登録追補書類	2018年2月21日
有価証券届出書	2018年4月2日
有価証券届出書	2018年4月2日
発行登録追補書類	2018年4月6日
発行登録追補書類	2018年4月6日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年4月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年4月19日
発行登録書	2018年4月23日
有価証券届出書	2018年5月7日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年5月9日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年5月23日
訂正発行登録書	2018年6月1日
訂正発行登録書	2018年6月18日
訂正発行登録書	2018年6月21日
発行登録追補書類	2018年6月22日
有価証券報告書(2017年度)	2018年6月29日
有価証券届出書	2018年7月2日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年7月13日
有価証券届出書	2018年8月1日
有価証券届出書	2018年8月1日
発行登録追補書類	2018年8月6日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年8月6日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年8月6日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年8月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年8月21日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年8月21日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年8月23日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年8月23日
発行登録追補書類	2018年9月11日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2018年9月26日までに公開されている情報に基づくものである。

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 楽天株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

楽天株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（楽天）	2015年11月27日	11億200万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成30年8月6日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,434,573,900	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株です。

（注）「発行済株式数」には、平成30年8月1日から平成30年8月6日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていません。

2. アルプス電気株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

アルプス電気株式会社 東京都大田区雪谷大塚町1番7号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (アルプス電気)	2015年11月27日	9億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成30年8月6日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	198,208,086	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株

3. 野村ホールディングス株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

野村ホールディングス株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2018年12月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (野村ホールディングス)	2015年12月4日	19億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成30年8月14日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,643,562,601	東京証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株

(注)1 「発行済株式数」には、平成30年8月1日から平成30年8月14日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

4. 三菱重工業株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会

社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2020年4月23日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デ ジタル・クーポン社債（三菱重工業）	2017年4月27日	7億3,600万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成30年8月10日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	337,364,781	東京、名古屋、福岡、 札幌各証券取引所 （東京、名古屋は市場第一部）	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であ り、単元株式数は100株である。

5．住友金属鉱山株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

住友金属鉱山株式会社 東京都港区新橋5丁目11番3号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2019年4月26日満期 早期償還条項/他 社株転換条項付 円建社債（住友金属鉱山株式 会社）	2018年4月26日	10億9,500万円	無
UBS銀行 2019年7月24日満期 早期償還条項/他 社株転換条項付 円建社債（住友金属鉱山株式 会社）	2018年7月23日	11億4,100万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成30年8月13日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	290,814,015	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、100株であります。

（注）「発行済株式数」には、平成30年8月1日から平成30年8月13日までの新株予約権の行使により発行される場合の株式数は含まれておりません。

6．株式会社小松製作所

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社小松製作所 東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、訂正発行登録書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2019年12月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社小松製作所）	2018年6月28日	20億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成30年8月9日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	971,967,660	東京証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株

7. 株式会社ダイフク

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社ダイフク 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2019年8月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社ダイフク）	2018年8月30日	12億8,900万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成30年8月9日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	126,610,077	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. 楽天株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第22期 第2四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）

平成30年8月6日関東財務局長に提出

□．臨時報告書

イ．の書類の提出後、臨時報告書を平成30年8月7日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の1の規定に基づき提出するもの)

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
楽天株式会社 本店	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

2．アルプス電気株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第86期 第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

平成30年8月6日関東財務局長に提出

□．臨時報告書

該当事項なし

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
アルプス電気株式会社 本店	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気株式会社 関西支店	大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3．野村ホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第115期 第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

平成30年8月14日関東財務局長に提出

□．臨時報告書

該当事項なし

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社 本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

4．三菱重工業株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 平成30年度 第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
平成30年8月10日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書
該当事項なし
- ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
三菱重工業株式会社 本店	東京都港区港南二丁目16番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

5．住友金属鉱山株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第94期 第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
平成30年8月13日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書
該当事項なし
- ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
住友金属鉱山株式会社 本店	東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社 大阪支社	大阪府中央区北浜4丁目5番33号 (住友ビル内)
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

6．株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第150期 第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
平成30年8月9日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書
該当事項なし
- ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. 株式会社ダイフク

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第103期 第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
平成30年8月9日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
株式会社ダイフク 本店	大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号
株式会社ダイフク 東京本社	東京都港区海岸1丁目2番3号 (汐留芝離宮ビルディング)
株式会社ダイフク 名古屋支店	愛知県小牧市小牧原4丁目103番地
株式会社ダイフク 藤沢支店	神奈川県藤沢市菖蒲沢28
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

UBS銀行2019年4月26日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
UBS銀行2019年5月28日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
UBS銀行2019年12月27日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
UBS銀行2020年2月28日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
ユービーエス・エイ・ジー 2020年12月16日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動円建社債 (愛称: パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1712)
UBS銀行2021年2月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債 (ノックイン65)
UBS銀行2021年2月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債 (ノックイン60)
UBS銀行2021年4月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債 (ノックイン65)
UBS銀行2021年4月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債 (ノックイン60)
UBS銀行2021年9月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
UBS銀行2023年8月25日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)

2. 上記各社債の変動利率(もしあれば)、満期償還額及び早期償還の有無は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取るようになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額(額面金額×(株価指数終値÷基準株価指数))の合計相当額を受け取るようになる。従って、日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の11カ国(オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン)の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス(TMI)の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス(TMI)は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストックス50指数には3つのタイプ(価格、総売上及び純利益)があり、それぞれ5種類の通貨(ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円)で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会(スタンダード&プアーズの経済専門家及び株価アナリストによるチーム)により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

2【当該指数等の推移】

次表は最近5事業年度及び当半期中の日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の最高・最低値を示したものである。

日経225指数（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18
最低	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	

当半期中の月別 最高・最低値		2018年1月	2018年2月	2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月
	最高	24,124.15	23,486.11	21,968.10	22,467.87	23,002.37	22,966.38
最低	23,098.29	21,154.17	20,617.86	21,292.29	22,018.52	22,171.35	

2018年9月21日現在、日経225指数の終値は、23,869.93円であった。

ユーロ・ストックス50指数（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	3,111.37	3,314.80	3,828.78	3,290.52	3,697.40
最低	2,511.83	2,874.65	3,007.91	2,680.35	3,230.68	

当半期中の月別 最高・最低値		2018年1月	2018年2月	2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月
	最高	3,672.29	3,577.35	3,437.40	3,536.52	3,592.18	3,527.11
最低	3,490.19	3,325.99	3,278.72	3,340.35	3,406.65	3,365.52	

2018年9月21日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、3,430.81ポイントであった。

S&P500（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	1,848.36	2,090.57	2,130.82	2,271.72	2,690.16
最低	1,457.15	1,741.89	1,867.61	1,829.08	2,257.83	

当半期中の月別 最高・最低値		2018年1月	2018年2月	2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月
	最高	2,872.87	2,821.98	2,786.57	2,708.64	2,733.29	2,786.85
最低	2,695.81	2,581.00	2,588.26	2,581.88	2,629.73	2,699.63	

2018年9月21日現在、S&P500の終値は、2,929.67ポイントであった。